

令和6年「農林水産業ひと口メモ」全体構成

I 農林水産関係主要指標

- I-1 経済指標【p1-6】
- I-2 農業所得【p7】
- I-3 農業経営体の動向【p8-12】
- I-4 農地の動向【p13】
- I-5 その他【p14-15】

II 食料供給の現状

- II-1 世界の食料事情【p16-17】
- II-2 日本の食料事情と食料安全保障の強化【p18-27】

III 政策の全体像

- III-1 農政の全体像【p28-34】
- III-2 環境への配慮【p35-40】

IV 需要フロンティアの拡大

- IV-1 輸出促進【p41-45】
- IV-2 食の安全・消費者の信頼確保【p46-50】
- IV-3 食育の推進【p51】
- IV-4 新事業分野の開拓【p52】

V バリューチェーンの構築

- V-1 知的財産【p53-55】
- V-2 サプライチェーンの最適化【p56-58】

VI 生産基盤の強化

- VI-1 農業者・経営体関係【p59-63】
- VI-2 農地関係【p64-67】
- VI-3 農協・農業委員会関係【p68-70】
- VI-4 スマート農業【p71-77】
- VI-5 農業DX【p78-79】
- VI-6 品種開発【p80-81】
- VI-7 主要品目別施策【p82-90】
- VI-8 経営安定対策【p91-92】
- VI-9 農業農村整備【p93-94】

VII 農業競争力強化プログラム

- VII-1 全体像【p95】
- VII-2 農業競争力強化支援法【p96-97】

VIII 農村の活性化

- VIII-1 農山漁村発イノベーションの推進【p98-99】
- VIII-2 多面的機能の維持・発揮【p100-102】
- VIII-3 農村社会の動向【p103】
- VIII-4 鳥獣害対策【p104-105】
- VIII-5 都市農村交流【p106】
- VIII-6 都市農業【p107】
- VIII-7 農福連携【p108】
- VIII-8 再生可能エネルギー【p109】

IX 森林・林業・木材産業

- IX-1 森林・林業・木材産業施策の背景【p110-112】
- IX-2 J-クレジット制度【p113】
- IX-3 川中・川下の取組【p114-119】
- IX-4 川上の取組【p120-125】
- IX-5 花粉症対策【p126】

X 水産業

- X-1 水産業の動向【p127-133】
- X-2 水産政策全般【p134】
- X-3 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施【p135-138】
- X-4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現【p139-140】
- X-5 地域を支える漁村の活性化の推進【p141-144】
- X-6 水産業の持続的な発展に向け横断的に推進すべき施策等【p145】

XI 国際交渉関係

- X I-1 国際交渉【p146-147】
- X I-2 CPTPP、日EU-EPA等【p148-154】

XII 災害と対応

- X II-1 近年の自然災害【p155-157】
- X II-2 東日本大震災【p158】

XIII 付録

- X III-1 農政の歩み【p159-162】
- X III-2 その他【p163】

I 農林水産関係主要指標

1 経済指標

- 1 農業生産活動指標の推移
- 2 農業の経済的位置付けに関する国際比較
- 3 農業・食料関連産業の国内生産額
- 4 農業総産出額と生産農業所得の推移
- 5 都道府県産出額ランキング
- 6 主用農畜産物の流通状況について

2 農業所得

- 7 1経営体当たりの農業所得等の推移

3 農業経営体の動向

- 8 農林漁業就業者数とその国際比較
- 9 基幹的農業従事者の年齢構成とその国際比較
- 10 1経営体当たりの経営規模の推移
- 11 経営耕地規模別経営体数の推移
- 12 農産物の販売規模別の農業経営体数

4 農地の動向

- 13 農地面積・かい廃面積の推移

5 その他

- 14 日本の国土面積、森林面積、EEZ等
- 15 農林水産関係予算の推移

II 食料供給の現状

1 世界の食料事情

- 16 世界の人口推移と食料需給の見通し
- 17 世界の農産物の輸出入状況

2 日本の食料事情と食料安全保障の強化

- 18 日本の農産物輸入状況
- 19 輸入穀類の価格動向
- 20 食料自給率の推移、令和5年度食料自給率
- 21 食料の輸入依存
- 22 食料国産率
- 23 日本における穀物等の備蓄
- 24 生産資材価格の動向
- 25 我が国の肥料原料の輸入状況と肥料備蓄
- 26 国際的な食料安全保障の概念
- 27 食品アクセス困難人口の動向

III 政策の全体像

1 農政の全体像

- 28 近年の農林水産政策の全体像①
- 29 近年の農林水産政策の全体像②・改正後の食料・農業・農村基本法の基本理念
- 30 基本法改正における基本理念と基本的施策
- 31 食料・農業・農村政策の新たな展開方向
- 32 食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像
- 33 食料安全保障強化政策大綱の改訂
- 34 食料供給困難事態対策法の概要

2 環境への配慮

- 35 みどりの食料システム戦略
- 36 みどりの食料システム戦略KPI
- 37 みどりの食料システム戦略に基づく施策の進捗状況①(みどり法)
- 38 みどりの食料システム戦略に基づく施策の進捗状況②(見える化、Jクレジット)
- 39 環境負荷低減のクロスコンプライアンス
- 40 有機農業の取組面積

IV 需要フロンティアの拡大

1 輸出促進

- 41 農産物・食品の輸出割合
- 42 輸出総額・地域別輸出額
- 43 輸出実績・品目別
- 44 輸出重点品目
- 45 これまでの輸出に向けた取組

2 食の安全・消費者の信頼確保

- 46 HACCP
- 47 GAP
- 48 豚熱、アフリカ豚熱
- 49 高病原性鳥インフルエンザ
- 50 口蹄疫、BSE、豚流行性下痢、農場HACCP

3 食育の推進

- 51 食育の推進(第4次食育推進基本計画)

4 新事業分野等の開拓

- 52 フードテックの推進

V バリューチェーンの構築

1 知的財産

- 53 地理的表示保護制度(概要)
- 54 地理的表示保護制度(事例)
- 55 植物新品種の戦略的な知的財産権の保護

2 サプライチェーンの最適化

- 56 2024年問題と物流の合理化
- 57 食品ロス削減
- 58 フードバンクについて

VI 生産基盤の強化

1 農業者・経営体関係

- 59 認定農業者数の推移と担い手育成施策
- 60 新規就農者・法人経営体数の推移と推進施策
- 61 集落営農数の推移と活性化推進施策
- 62 外国人材の受け入れ①
- 63 外国人材の受け入れ②

2 農地関係

- 64 地域計画の策定
- 65 担い手への農地集積と農地中間管理機構(農地バンク)の実績
- 66 農業振興地域制度と農地転用許可制度
- 67 改正農振法等の概要

3 農協・農業委員会関係

- 68 農協組織
- 69 農協改革の進捗状況
- 70 農業委員会

4 スマート農業

- 71 スマート農業実証プロジェクトの展開
- 72 スマート農業技術活用促進法の概要
- 73 生産方式革新事業活動のイメージ及び開発供給事業のイメージ
- 74 スマート農業技術活用サービスについて
- 75 スマート農業人材の育成
- 76 データ活用の促進について
- 77 技術の開発や実装を支える多角的支援の枠組み

5 農業DX

- 78 農業DX
- 79 eMAFF・eMAFF地図

6 品種開発

- 80 品種開発について
- 81 ゲノム編集とは

7 主要品目別施策

- 82 米の販売価格と需要の推移
- 83 水田の利用状況
- 84 米の生産コストと所得
- 85 コメの輸出拡大に向けた取組
- 86 輸入小麦の政府売渡価格と据置措置
- 87 野菜生産動向と関連施策
- 88 果樹生産動向と関連施策
- 89 畜産生産動向
- 90 畜産関連施策

8 経営安定対策

- 91 経営安定対策（ゲタ・ナラシ）の概要／水田活用直接支払交付金の概要
- 92 収入保険制度

9 農業農村整備

- 93 土地改良長期計画
- 94 農地・農業水利施設、土地改良区の状況

VIII 農業競争力強化プログラム

1 全体像

- 95 農業競争力強化プログラム全体像

2 農業競争力強化支援法

- 96 農業競争力強化支援法
- 97 農業競争力強化支援法による事業再編・参入の促進

VIII 農村の活性化

1 農山漁村発イノベーション・6次産業化の推進

- 98 食料・農業・農村基本計画における農村の振興に関する施策概要
- 99 農山漁村発イノベーションの推進

2 多面的機能の維持・発揮

- 100 農林水産業及び農山漁村の有する多面的機能
- 101 総戸数9戸以下の集落の増加と集落活動の実施率の低下
- 102 日本型直接支払制度

3 農村社会の動向

- 103 中山間地域の状況

4 鳥獣害対策

- 104 野生鳥獣による農作物被害
- 105 捕獲鳥獣のジビエ等への利活用

5 都市農村交流

- 106 農泊推進施策

6 都市農業

- 107 都市農業の振興

7 農福連携

- 108 農福連携の推進

8 再生可能エネルギー

- 109 再生可能エネルギー

IX 森林・林業・木材産業

1 森林・林業・木材産業施策の背景

- 110 森林資源の状況
- 111 地球温暖化対策と森林
- 112 森林資源の循環利用の推進

2 Jークレジット制度

- 113 Jークレジット制度

3 川中・川下の取組

- 114 木材需給の動向
- 115 木材利用の状況
- 116 国産材の利用拡大に向けた取組①
- 117 国産材の利用拡大に向けた取組②
- 118 木材・木材製品の輸出の動向
- 119 木質バイオマスの利用

4 川上の取組

- 120 林業生産の動向
- 121 林業経営の動向
- 122 林業従事者の育成・確保
- 123 生産性向上等
- 124 森林経営管理制度
- 125 森林環境税・森林環境譲与税

5 花粉症対策

- 126 花粉症対策

X 水産業

1 水産業の動向

- 127 漁業生産量の推移（世界・日本）
- 128 漁業消費量の推移（世界・日本）
- 129 漁業経営体の動向（就業者、所得）
- 130 遠洋・沖合漁業の現状
- 131 養殖・沿岸漁業の現状
- 132 漁協の現状と見直し
- 133 海面利用制度の見直し

2 水産政策全般

- 134 水産基本計画について

3 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- 135 我が国の資源評価
- 136 我が国の資源管理
- 137 海洋環境の変化への対応
- 138 改正漁業法及び水産流通適正化法について

4 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- 139 養殖業の成長産業化
- 140 漁業者の経営安定について

5 地域を支える漁村の活性化の推進

- 141 海業の振興
- 142 漁港施設等活用事業制度について
- 143 水産物の流通構造の現状
- 144 外国漁船に対する漁業取締り

6 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策等

- 145 スマート水産業の推進

X I 国際交渉関係

1 国際交渉

- 146 経済連携の交渉状況（全体像）
- 147 経済連携の交渉状況（発効済・署名済）

2 CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定

- 148 農林水産物の輸入（CPTPP）
- 149 農林水産物の輸出（CPTPP）
- 150 農林水産物の輸入（日EU・EPA）
- 151 農林水産物の輸出（日EU・EPA）
- 152 農林水産物の輸出入（日米貿易協定）
- 153 農林水産物の輸出入（RCEP）
- 154 TPP等対策

X II 災害と対応

1 近年の自然災害

- 155 近年の自然災害における被害
- 156 復旧・復興に向けた対応
- 157 令和6年能登半島地震への対応

2 東日本大震災

- 158 東日本大震災の被害及び復旧状況

X III 付録

1 農政の歩み

- 159 戦後農政の大きな流れ
- 160 農地政策の変遷
- 161 経営所得安定対策の変遷
- 162 米政策の変遷

2 その他

- 163 統計用語の整理

○ 昭和35年に比べ、農業就業者数は約7分の1に、農地面積は約4分の3以下に減少するなど、我が国農業を取り巻く状況は大きく変化。農業経営体数は、令和4年に100万経営体を下回った。

○農業生産活動指標の推移

	昭和35年	昭和55年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
農業総生産	—	6兆3,774億円	6兆8,791億円	4兆7,089億円	4兆5,091億円	4兆8,896億円	4兆7,054億円	4兆7,920億円	—	—
対GDP比	—	2.6%	1.3%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%	—	—
農業就業者数	1,273万人注	512万人	290万人	226万人	201万人	194万人	189万人	185万人	181万人	—
全産業就業者数に占める農業就業者数の割合	28.7%	9.2%	4.5%	3.6%	3.2%	2.9%	2.8%	2.8%	2.7%	—
農業経営体数	—	—	237万経営体	168万経営体	138万経営体	108万経営体	103万経営体	98万経営体	93万経営体	88万経営体
農業経営体数に占める組織経営体数の割合	—	—	1.2%	1.8%	2.4%	3.6% (団体経営体数の割合)	3.8% (団体経営体数の割合)	4.1% (団体経営体数の割合)	4.4% (団体経営体数の割合)	4.6% (団体経営体数の割合)
農家戸数	606万戸	466万戸	312万戸	253万戸	216万戸	175万戸	—	—	—	—
総人口	9,342万人	11,706万人	12,693万人	12,806万人	12,710万人	12,615万人	12,550万人	12,495万人	12,435万人	12,396万人 (7/1現在)
農地面積	607万ha	546万ha	483万ha	459万ha	450万ha	437万ha	435万ha	433万ha	430万ha	—
再生利用可能な 荒廃農地面積	—	—	—	14.8万ha	12.4万ha	9.0万ha	9.1万ha	9.0万ha	—	—
耕作放棄地面積	—	12.3万ha	34.3万ha	39.6万ha	42.3万ha	—	—	—	—	—

資料：総務省「労働力調査」、「国勢調査」、「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「耕地及び作付面積統計」、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」

注：昭和35年の農業就業者数は林業に係る就業者数を含んだ値である。

(用語の解説)

農業経営体：経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者である。

平成12年の結果は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体及び牧草地経営体)」及び「農業サービス事業体」を合算した値であり、組織経営体数は「販売農家」以外を合算した値とした。

農家：経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯で、販売農家と自給的農家を合わせたものである。なお、昭和35年～55年については、経営耕地面積が東日本は10a以上、西日本5a以上で、農産物販売金額が一定以上(昭和35年は2万円以上、55年は10万円以上)の世帯。

- 対GDP比でみた農林水産業総生産の割合は、他の欧米諸国と同程度。
- 国土面積に占める農用地面積の割合や平均経営面積は、欧米諸国と比べて低い水準。

○ 農業の経済的位置付けに関する国際比較

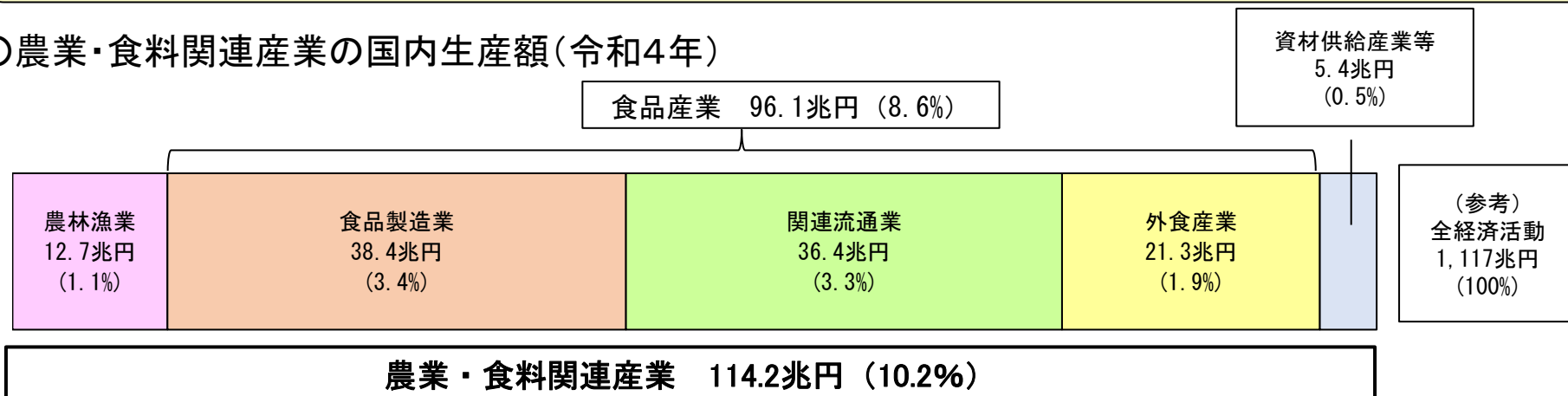
	日本	米国	EU(27)	仏	独	英国	豪州	中国	韓国
農林水産業総生産 (億米ドル)	426	2,708	2,874	531	375	236	423	13,742	275
対GDP比 (%)	1.0	1.1	1.7	1.9	0.9	0.8	2.4	7.7	1.6
国家予算に占める 農業関係予算の割合 (%)	1.3	1.1	-	3.7	1.0	0.4	0.5	8.6	3.9
農林漁業就業者数 (万人)	207	267	836	74	53	34	30	16,930	155
対全産業就業者数比 (%)	3.1	1.6	4.0	2.6	1.2	1.0	2.2	22.6	5.4
農用地面積 (万ha)	466	40,581	16,291	2,855	1,660	1,722	36,352	52,070	160
国土面積に占める 割合 (%)	12.3	41.3	38.3	52.0	46.4	70.7	46.0	54.4	16.0
農業経営体数 (万戸)	93	190	907	39	26	22	9	17,467	100
平均経営面積 (ha/戸)	3.4	187.8	17.1	69.6	63.1	80.8	4,430.8	0.7	1.5

資料：FAOSTAT、国連統計、ILOSTAT、農林水産省大臣官房統計部「農業構造動態調査」、輸出・国際局資料。

注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

○ 令和4年における農業・食料関連産業の国内生産額は114.2兆円で、前年から4.7%増加。これは、外食産業(前年比11.4%増加)において、新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ外食支出が回復しつつあることが主な要因である。

○農業・食料関連産業の国内生産額(令和4年)



○農林漁業、食品産業の市場規模比較(国内生産額ベース、令和4年)

	国内生産額(億円)	就業者数(万人)
電子部品・デバイス	173,328	64
金属製品	138,261	97
農林漁業	127,087	205
パルプ・紙・紙加工品	82,274	23
窯業・土石製品	70,333	32

	国内生産額(億円)	就業者数(万人)
製造業	3,581,702	1,044
卸売・小売業	1,299,907	1,044
食品産業	960,610	763
不動産業	804,870	112
専門・科学技術、業務支援サービス業	738,755	282

資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」、総務省「労働力調査」

注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。

注2：国内生産額の割合（%）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。

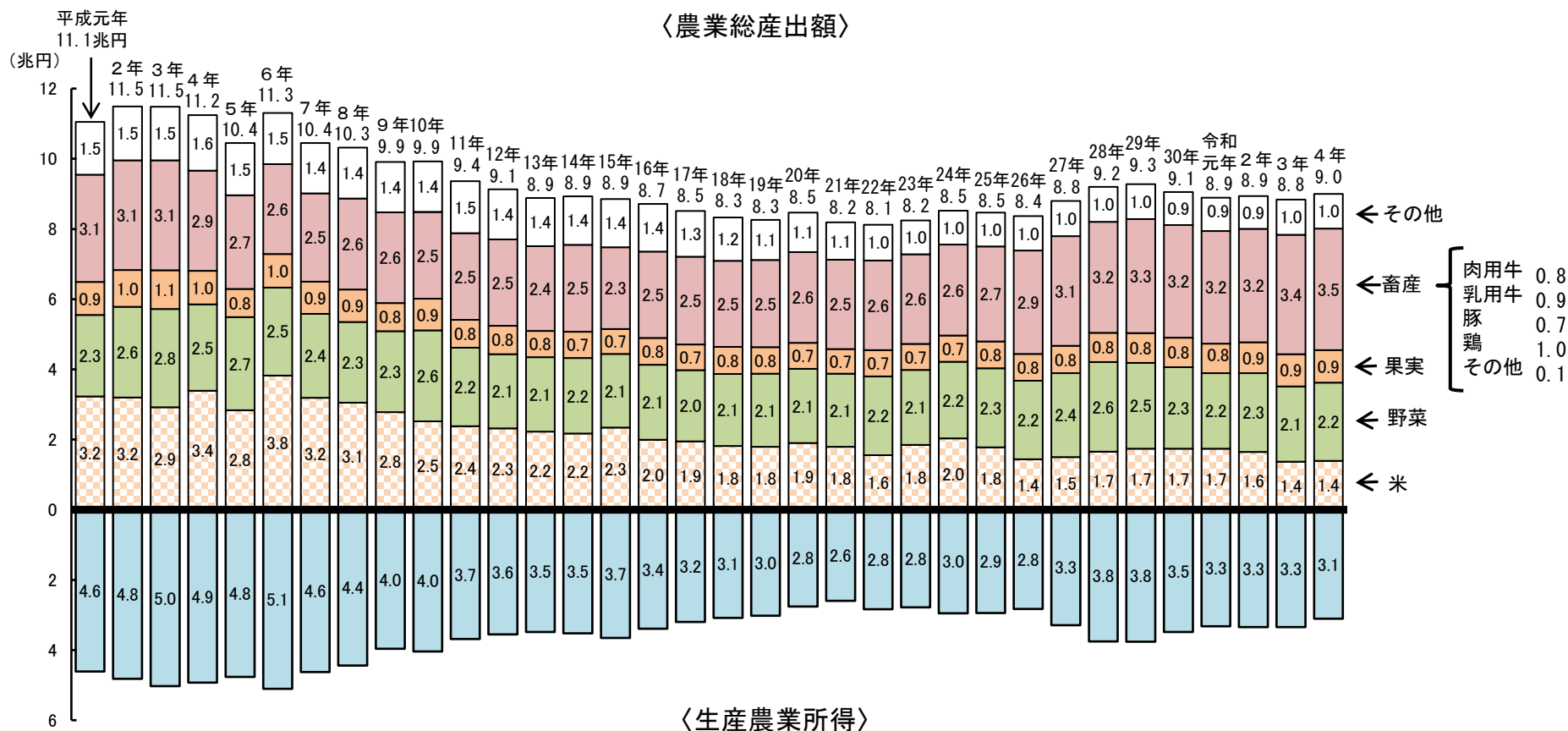
注3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。

注4：食品産業の就業者数は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食物品小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業の合計であり、飲食物に係る卸売業及び運輸業の就業者数は統計上把握できなかったため含めていない。

注5：専門・科学技術、業務支援サービス業の就業者数は、物品賃貸業と学術研究、専門・技術サービス業の合計である。

- 農業総産出額は、令和4年に肉用牛等において産出額が過去最高となるなど、需要に応じた生産の進展等を主たる要因として、平成27年以降、9兆円前後で推移。
- 生産農業所得は、平成27年以降、3兆円台で推移。

○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

参考：農業総産出額＝ $\sum$ （品目別生産量×品目別農家庭先販売価格）

生産農業所得＝農業総産出額－物的経費（肥料、農薬、光熱動力費等）＋経常補助金

- 令和4年の農業産出額の都道府県別順位は、1位が北海道、次いで鹿児島、茨城。
- 上位道県の主要部門は畜産と野菜であり、北海道、鹿児島及び熊本は畜産、茨城及び千葉は野菜が1位部門。生産条件に合わせた選択的拡大の取組がうかがえる。

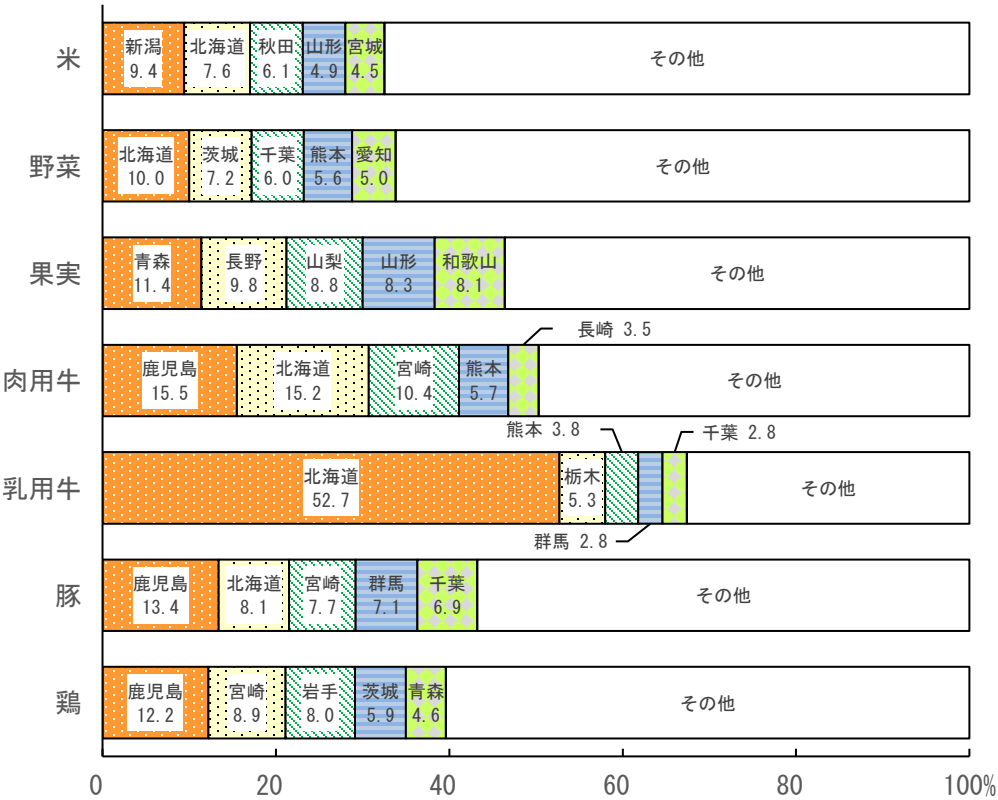
○農業産出額上位10都道府県

単位: 億円

順位	令和 3 年		令和 4 年	
	都道府県	産出額	都道府県	産出額
1	北海道	13,108	北海道	12,919
2	鹿児島県	4,997	鹿児島県	5,114
3	茨城県	4,263	茨城県	4,409
4	宮崎県	3,478	千葉県	3,676
5	熊本県	3,477	熊本県	3,512
6	千葉県	3,471	宮崎県	3,505
7	青森県	3,277	青森県	3,168
8	愛知県	2,922	愛知県	3,114
9	栃木県	2,693	栃木県	2,718
10	岩手県	2,651	長野県	2,708

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

○主要部門における農業産出額の都道府県別の構成比(令和4年)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵、ブロイラーを含む。

- 約20年前(2000年)と比較して、小麦、豚肉、鶏肉の国内生産量については増加。
 コメ、野菜、果実、牛乳・乳製品、牛肉の国内生産量については減少。その他の国内生産量については概ね横ばい※

※ ただし、子実とうもろこし(飼料用)については20年前のデータがないため除く。

○ 主要農畜産物の流通状況について

	生産面積 (飼養頭羽数)	国内生産量 (国内消費に占める割合)	輸入量	国内消費量	輸出量	輸出額
コメ	147.9万ha※注1	7,911千トン (99%) ※注2	773千トン※注3	8,235千トン 831千トン※注4	37千トン	94.1億円
小麦	23.2万ha	1,094千トン (17%)	5,104千トン	6,312千トン	-	-
大豆	15.5万ha	261千トン (7%)	3,071千トン	3,562千トン	-	-
野菜	36.8万ha※注5	10,873千トン (79%)	2,777千トン	13,626千トン	24千トン	154.2億円
加工・業務用野菜	-	3,570千トン (68%)	1,660千トン	5,230千トン	-	-
果実	19.4万ha	2,447千トン (38%)	1,721千トン (生鮮・乾燥)	6,441千トン	43千トン	290.3億円
牛乳・乳製品	1,313千頭	7,324千トン (63%)	4,281千トン	11,702千トン	35千トン※注6	307.9億円
牛肉	2,672千頭	502千トン (40%)	717千トン	1,243千トン	9千トン	578.2億円
豚肉	8,798千頭	1,298千トン (49%)	1,330千トン	2,654千トン	2千トン	26.7億円
鶏肉	144,859千羽※注7	1,690千トン (65%)	914千トン	2,600千トン	5千トン	25.6億円
鶏卵	168,599千羽※注8	2,478千トン (96%)	110千トン	2,568千トン	19千トン	69.9億円
(参考) 子実とうもろこし (飼料用)	0.25万ha※注9	13千トン※注9 (0.11%)	11,133千トン	11,594千トン	-	-

資料：農林水産省「畜産統計(令和6年2月1日現在)」、「食料需給表(令和5年度)」、「作物統計(令和4年度、令和5年度)」、「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移(令和5年度)」、「米をめぐる状況について(令和6年6月)」、財務省「貿易統計」

畜産物の輸出量及び輸出額については年次による算出。

加工・業務用野菜については、農林水産政策研究所調べ。指定野菜(ばいれいしょを除く13品(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン))を用いて試算。

なお、野菜及び加工・業務用野菜は、出典及び算出方法が異なるため欄を別にしている。

注1：コメの生産面積は、作物統計の水陸稲(子実用)作付面積及び飼料用米の作付面積の合計。

注2：コメの国内生産量は、主食用米のほか、備蓄用米、加工用米、飼料用米等を含む。コメの国内消費に占める割合は、国内生産量に国内米在庫取崩し量を加えた数量を用いて算出した米の自給率である。

注3：コメの輸入量は、令和5年度のMA米及びTPP11豪州枠の輸入契約数量。

注4：コメの国内消費量は国内消費仕向量。下段の数値は、年度更新等に伴う飼料用の政府売却数量で外数であり、自給率の算出では除いている。コメの輸出量、輸出額は、政府による食糧援助を除く。

注5：生産面積については、令和4年食料需給表の国内生産量を、食料自給力の主要品目の10a当たり収量生産能力2,957.9kgで割って計算している。

加工・業務用野菜の生産面積、輸出量、輸出額の項目については、統計等で加工・業務用に特化した数値を把握していないため、「-」表記としている。

注6：輸出量は製品重量

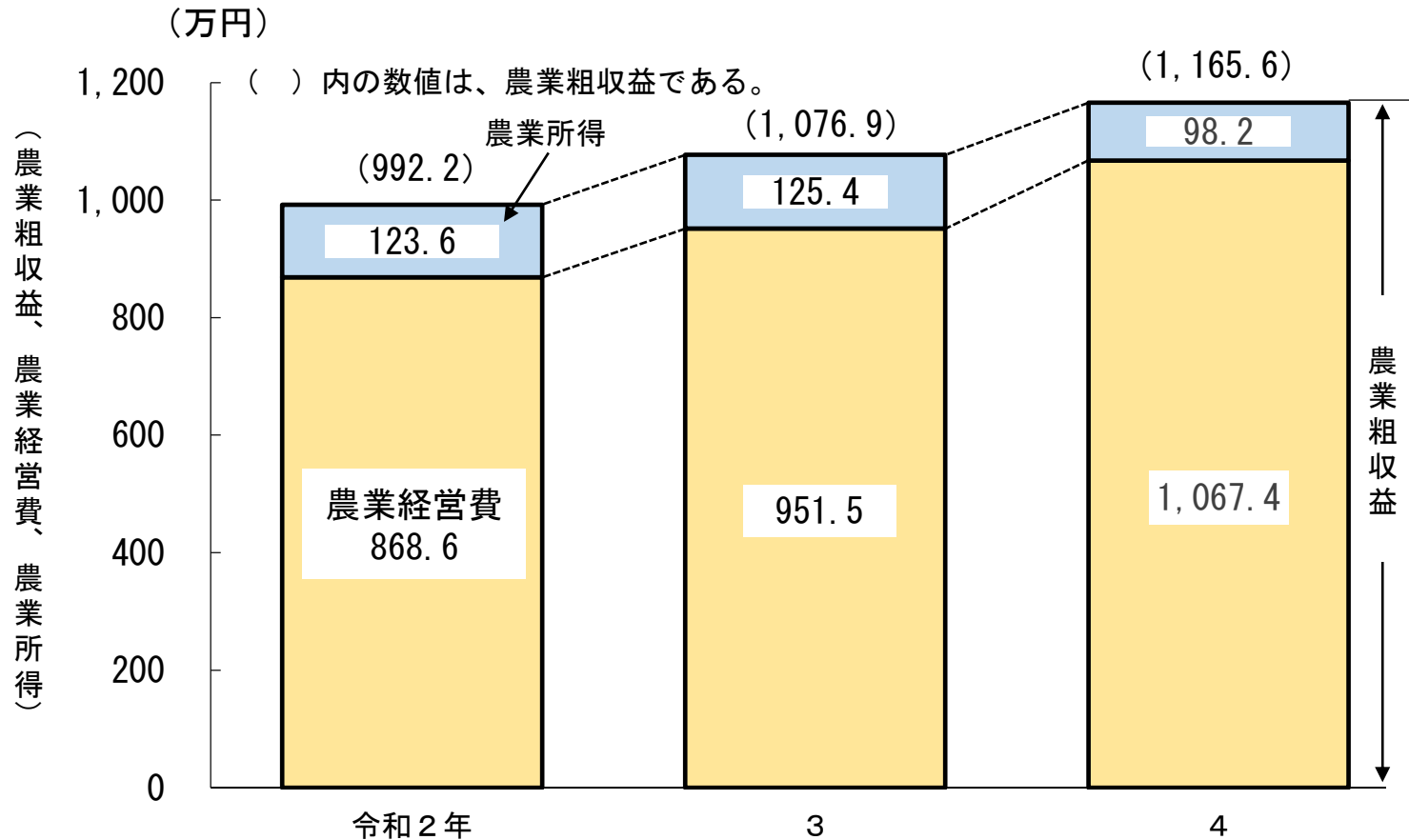
注7：年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者の飼養頭数を含まない。

注8：種鶏のみの飼養者及び成鶏めず飼養羽数1,000羽未満の飼養者の飼養頭数を含まない。

注9：子実とうもろこし(飼料用)の生産面積、国内生産量については、畜産局飼料課による都道府県聞き取り。

○ 近年の農業経営収支は、経営規模の拡大に伴い1経営体当たりの農業粗収益、農業経営費ともに増加傾向で推移。

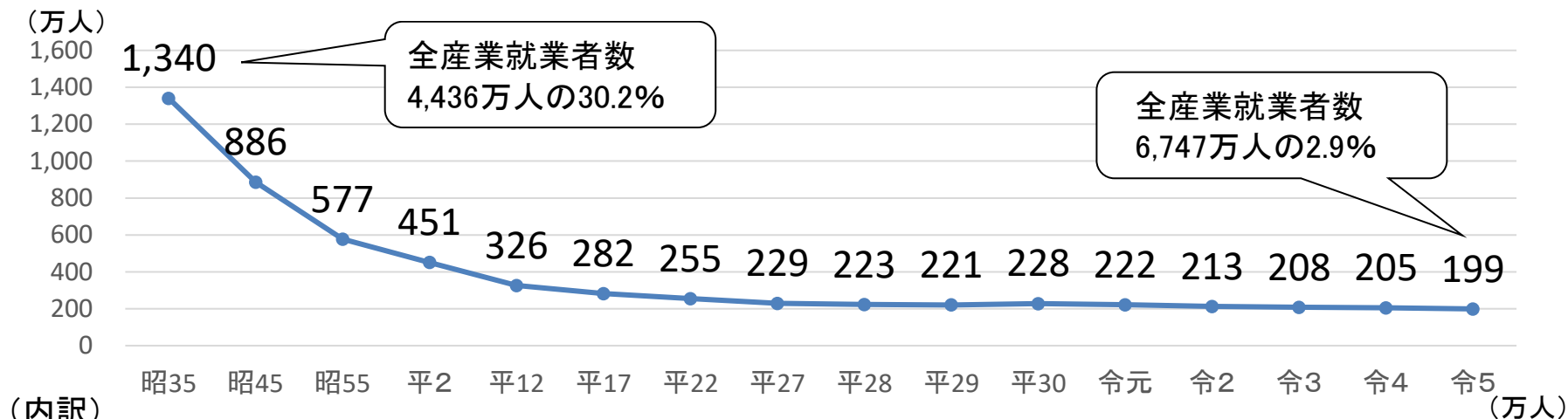
○全農業経営体の農業経営収支の推移(全営農類型平均・全国・1経営体当たり)



資料：農林水産省「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」

- 農林漁業就業者数は昭和35年に比べ、約7分の1に減少し、令和5年で199万人。
- 全産業就業者数に占める割合は2.9%。主要国でもこの割合はおおむね低下。

○農林漁業就業者数の推移



	昭35	昭45	昭55	平2	平12	平17	平22	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
農業	1273	823	512	400	290	253	226	201	196	195	203	200	194	189	185	181
林業	...	20	19	11	7	6	8	7	6	6	7	8	6	6	7	7
漁業	67	44	45	40	29	23	18	20	20	20	18	15	13	13	13	12

資料：総務省「労働力調査」

注1)：昭和35年の農業の値は林業を含んだ値である。

2)：同年であっても、基準となる日本産業分類の改定により分類基準が異なっている場合があるため、グラフの数値と内訳の計は一致しないことがある。

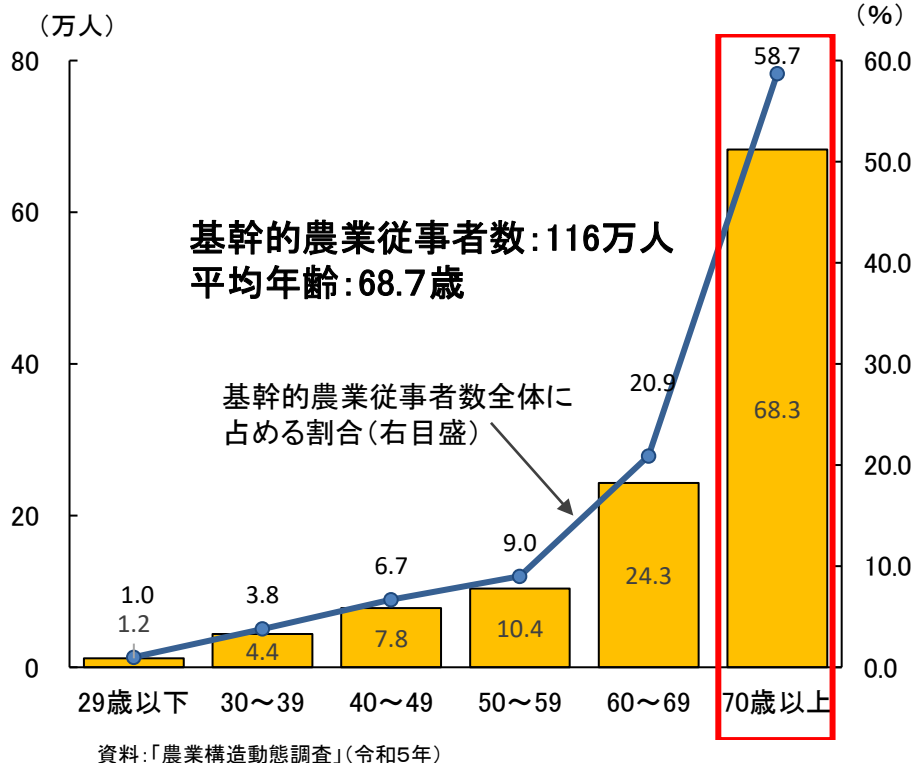
○主要国における農林漁業就業者数の全産業就業者数に占める割合

		米国	カナダ	EU (27)					英国	ロシア	豪州	中国	韓国	日本
					仏	独	伊	蘭						
全産業就業者数対比(%)	2000(平12)	1.6	2.5	8.0	4.1	2.6	5.2	3.3	1.5	14.5	4.9	50.0	10.6	5.1
	2022(令4)	1.6	1.3	4.0	2.6	1.2	5.8	2.0	1.0	5.7	2.2	22.6	5.4	3.1

資料：ILO STAT（中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。）、日本は、総務省「労働力調査」

- 我が国農業を支える基幹的農業従事者の高齢化が進行し、令和5年における基幹的農業従事者数は116万人、年齢構成は70歳以上の層にピーク、平均年齢は68.7歳。
- 基幹的農業従事者の年齢構成について65歳以上が占める割合は、主要国と比較して突出。

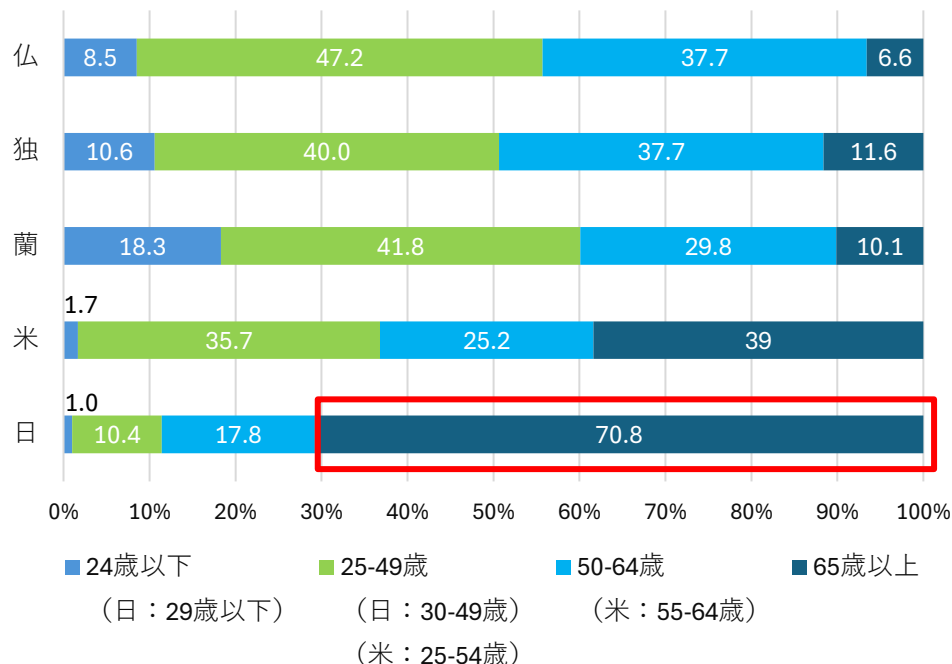
○基幹的農業従事者の年齢構成(令和5年)



(用語の解説)

基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

○各国の農業従事者の年齢構成



【資料】

仏独蘭は、EUROSTAT(2023)：農業に従事した世帯員
米は、米国農務省「2022年農業センサス」
：農業に従事した世帯員
日は、農林水産省「農業構造動態調査」(令和5年)
：基幹的農業従事者

○ 経営耕地面積は、規模拡大が進んだ北海道を除くと、都府県では1経営体当たり平均2.5haであり小規模経営が多数。部門別では、畜産などで規模拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが緩やか。

○ 1経営体当たりの平均経営規模の推移

		平2	7	12	17	22	27	30	31	令2	3	4	5	6	規模拡大率 (R6/H2,倍)
経営耕地 (ha)	全 国	1.5	1.6	1.7	1.9	2.2	2.5	3.0	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.6	2.4
	北海道	12.9	15.0	17.3	20.1	23.5	26.5	28.9	28.5	30.2	30.8	33.1	34.0	34.1	2.7
	都府県	1.1	1.2	1.3	1.4	1.6	1.8	2.2	2.2	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	2.2
経営部門別(全国)	水 稲(ha) (1経営体当たり)	0.72	0.95	0.85	0.99	1.17	1.38	-	-	1.80	-	-	-	-	2.5 (R2/H2)
	乳用牛(頭)	32.5	44.0	52.5	59.7	67.8	77.5	84.6	88.8	93.9	98.3	103.1	107.6	110.3	3.4
	肉用牛(頭)	11.6	17.5	24.2	30.7	38.9	45.8	52.0	54.1	58.2	61.9	64.7	69.6	73.2	6.3
	養 豚(頭)	272.3	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,809.7	2,055.7	2,119.4	-	2,413.0	2,492.8	2,657.6	2,810.9	10.3
	採卵鶏(羽)	1,583	20,059	28,704	33,549	44,987	52,151	63,198	66,883	-	74,839	75,851	76,082	79,103	50.0
	ブロイラー (羽)	27,200	31,100	35,200	38,600	44,800	57,000	61,400	61,400	-	64,700	66,300	67,400	70,700	2.6

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「畜産物流通統計」

注1：経営耕地、水稻については、農業経営体(経営耕地面積30a以上若しくは農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者)の数値である。

2：経営耕地の平成12年以前の数値は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体及び牧草地経営体)」を合算した値である。

3：水稻の平成12年以前の数値は「販売農家」、「農家以外の農業事業体(販売目的の事業体)」を合算した値である。

また、平成7年以前は水稻を収穫した経営体の数値であり、平成12年以降は販売目的で水稻を作付した経営体の数値である。

4：乳用牛及び肉用牛の平成31年以前の数値は飼養者を対象とした統計調査結果であり、令和2年以降の数値は牛個体識別全国データベース等の行政記録情報及び関係統計を利用して集計した加工統計である。

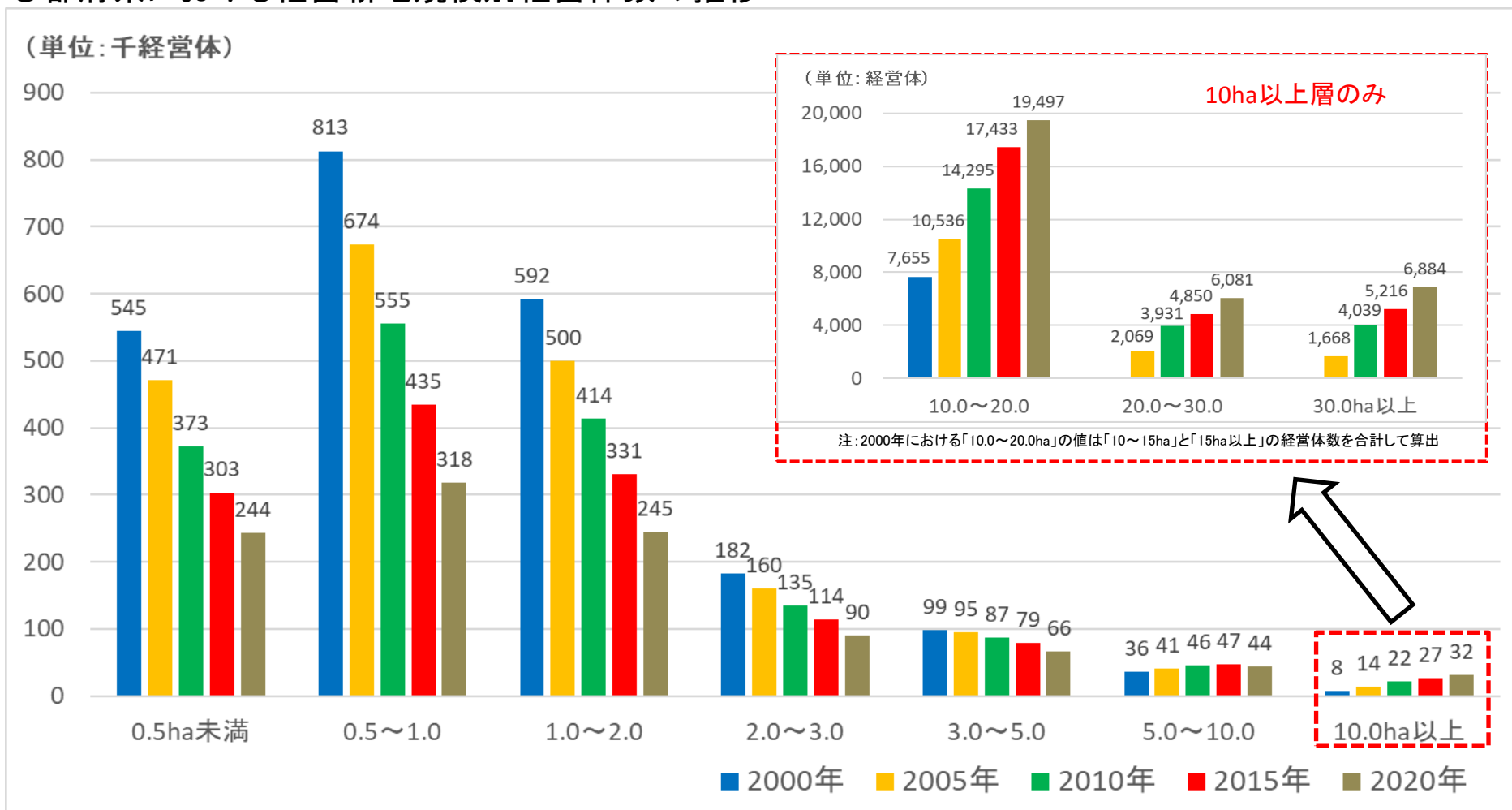
5：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1,000羽未満」の飼養者を除く。

6：ブロイラーの平成27年以降の数値は年間出荷羽数「3,000羽未満」の飼養者を除く。

7：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。また、ブロイラーの平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。

○ 都府県における経営耕地規模別経営体数は2000年以降、5ha未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha以上の経営体数は増加。

○都府県における経営耕地規模別経営体数の推移



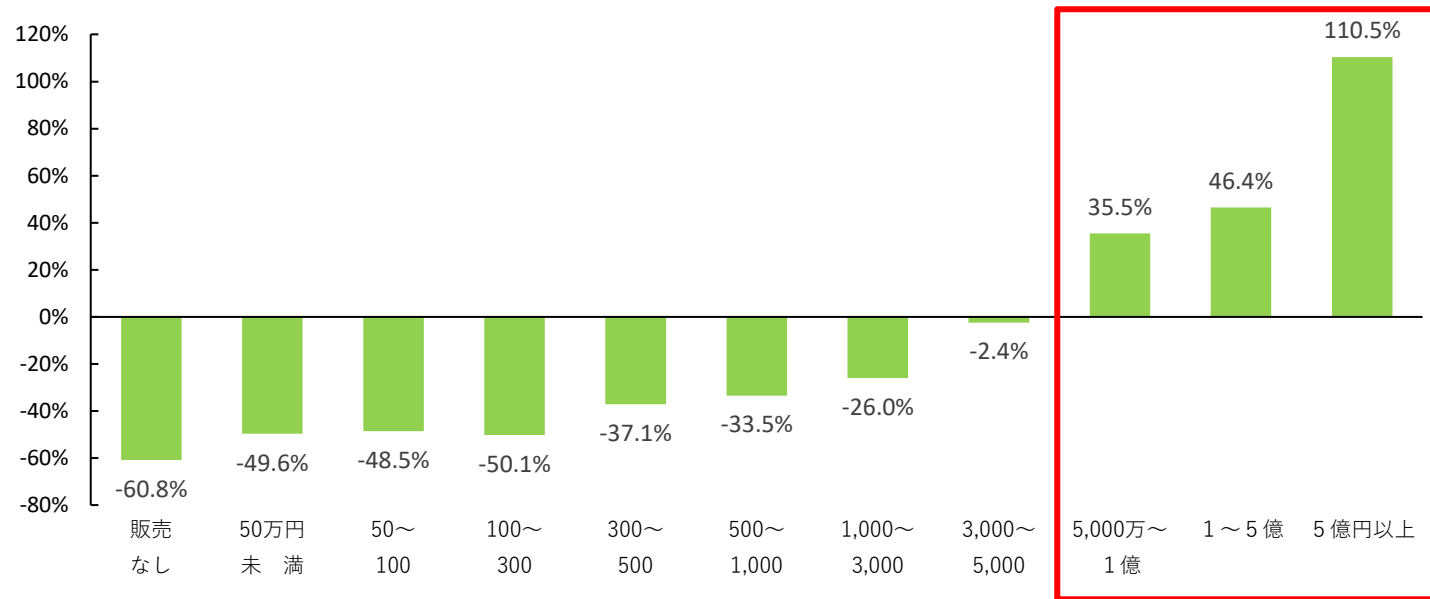
資料: 農林水産省「農林業センサス」

注1: 2000年は販売農家、2005年以降は農業経営体の数値である。

2: 「0.5ha未満」には「経営耕地なし」を含む。

- 2005年から2020年にかけて、農業経営体数は販売額5000万円以上の層で増加しており、特に5億円以上の層は2倍以上に拡大している。
- 販売規模の上位層ほど、法人の占める割合が増加し、2020年における1～5億円の経営体の6割強、5億円以上の経営体の9割強は法人が占めている。

○農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率（2005（H17）年→2020（R2）年）



	計	販売なし	50万円未満	50～100	100～300	300～500	500～1,000	1,000～3,000	3,000～5,000	5,000万円～1億	1～5億円	5億円以上
2005年	2,009,380	248,625	570,143	341,461	426,855	132,535	137,893	116,469	20,623	9,683	4,463	630
2020年	1,075,705	97,495	287,122	175,832	212,830	83,413	91,764	86,145	20,122	13,120	6,536	1,326
うち法人	30,707 (2.9%)	2,755 (2.8%)	802 (0.3%)	720 (0.4%)	1,580 (0.7%)	1,371 (1.6%)	2,816 (3.1%)	6,645 (7.7%)	3,945 (19.6%)	4,438 (33.8%)	4,367 (66.8%)	1,268 (95.6%)

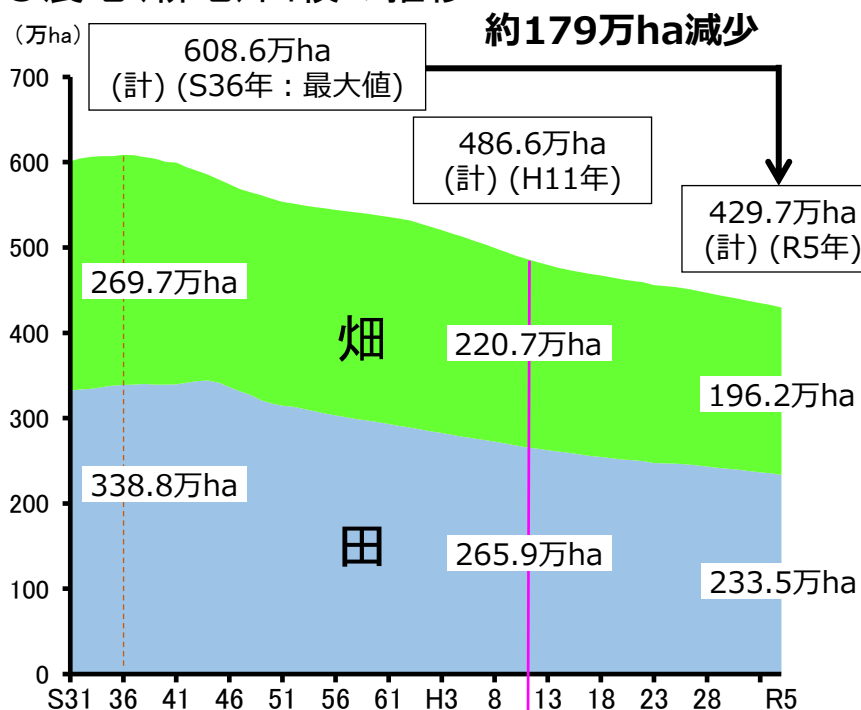
2005年→2020年
2倍以上に増加

2020年
1～5億円を販売する経営体の6割強、
5億円以上販売する経営体の9割強は法人

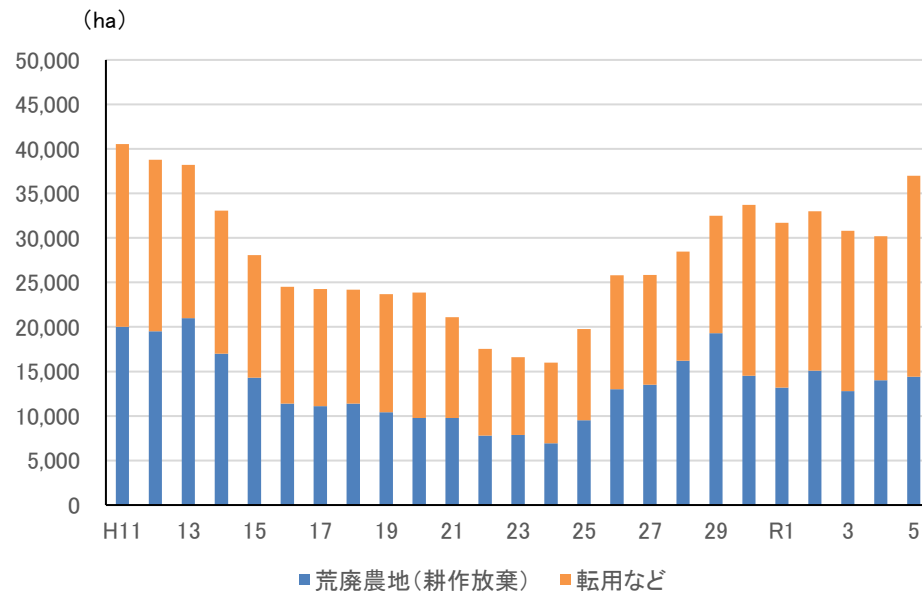
資料：農林水産省「農林業センサス」

- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、昭和36年に比べて、約179万ha減少。
- 農地面積の減少要因であるかい廃面積は、基本法制定以降減少傾向にあったものの、平成25年から増加に転じ、平成29年以降は3万ha以上で推移。

○農地(耕地)面積の推移



○かい廃面積(減少要因)の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注1: 「かい廃」とは、田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難になった状態をいう。

注2: 「転用など」とは、非農業用途への転用や植林・農林道等への転用等をいう。

注3: かい廃面積のうち、自然災害によるものは合計から除いた。ただし、平成29年から要因別の調査を廃止したため、平成29年以降は、「転用など」に自然災害によるかい廃面積を含む。

農地面積の見通し (食料・農業・農村基本計画(R2年3月閣議決定))

・これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで農地面積の見込みを推計。

令和元年現在の農地面積

439.7万ha

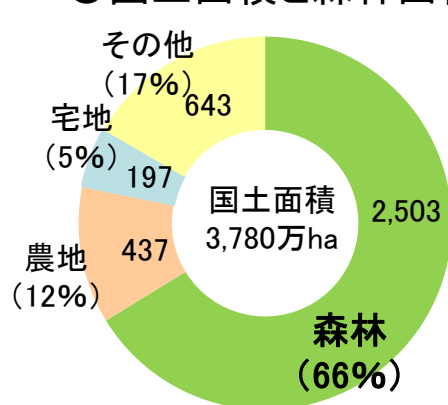


令和12年時点で確保される農地面積

414万ha

- 我が国は国土の3分の2を森林が占める世界有数の森林国。
- 森林のうち6割が私有林、3割が国有林、1割が公有林。
- 日本の排他的経済水域等は、国土面積の約12倍の約447万km²。

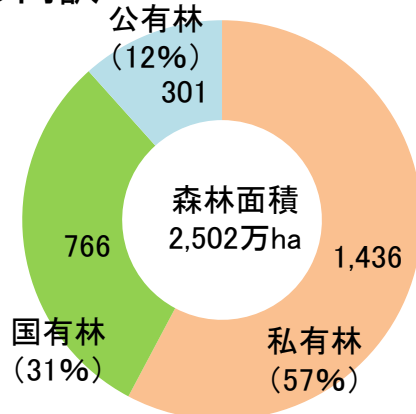
○国土面積と森林面積の内訳



資料: 国土交通省「令和5年版土地白書」

注1: 数値は令和2年のもの。

注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。

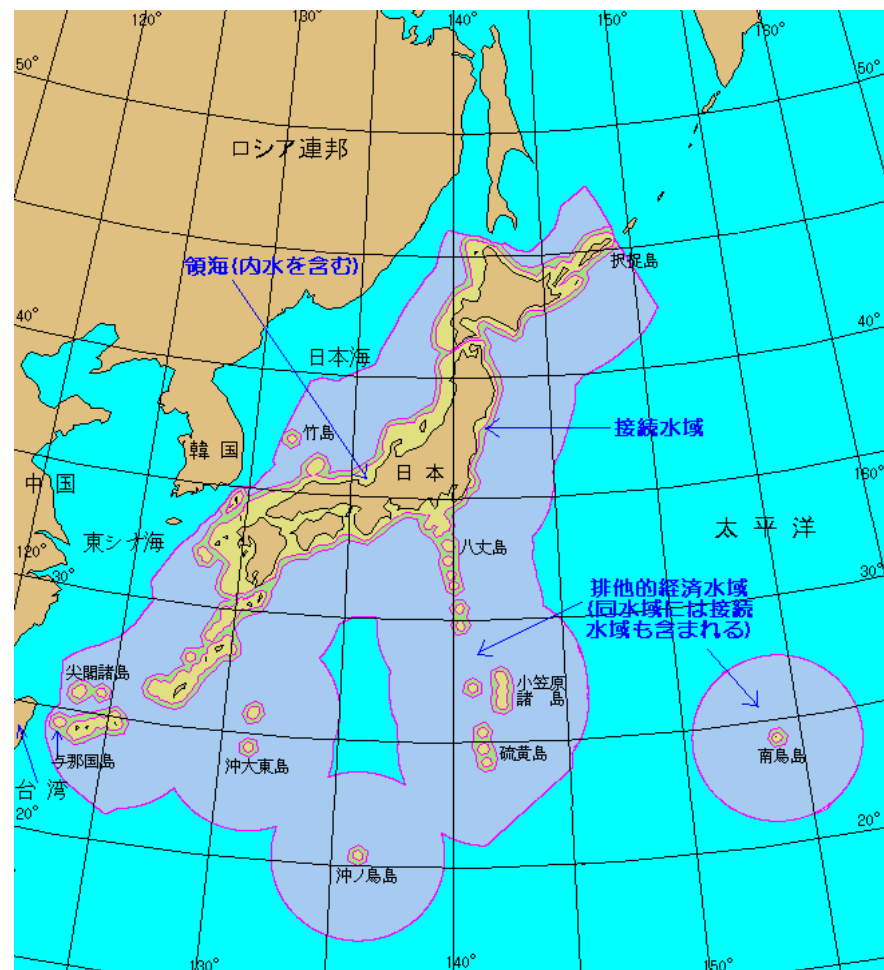


資料: 林野庁「森林資源の現況」

注1: 数値は令和4年3月31日現在。

注2: 計の不一致は四捨五入による。

○我が国の排他的経済水域

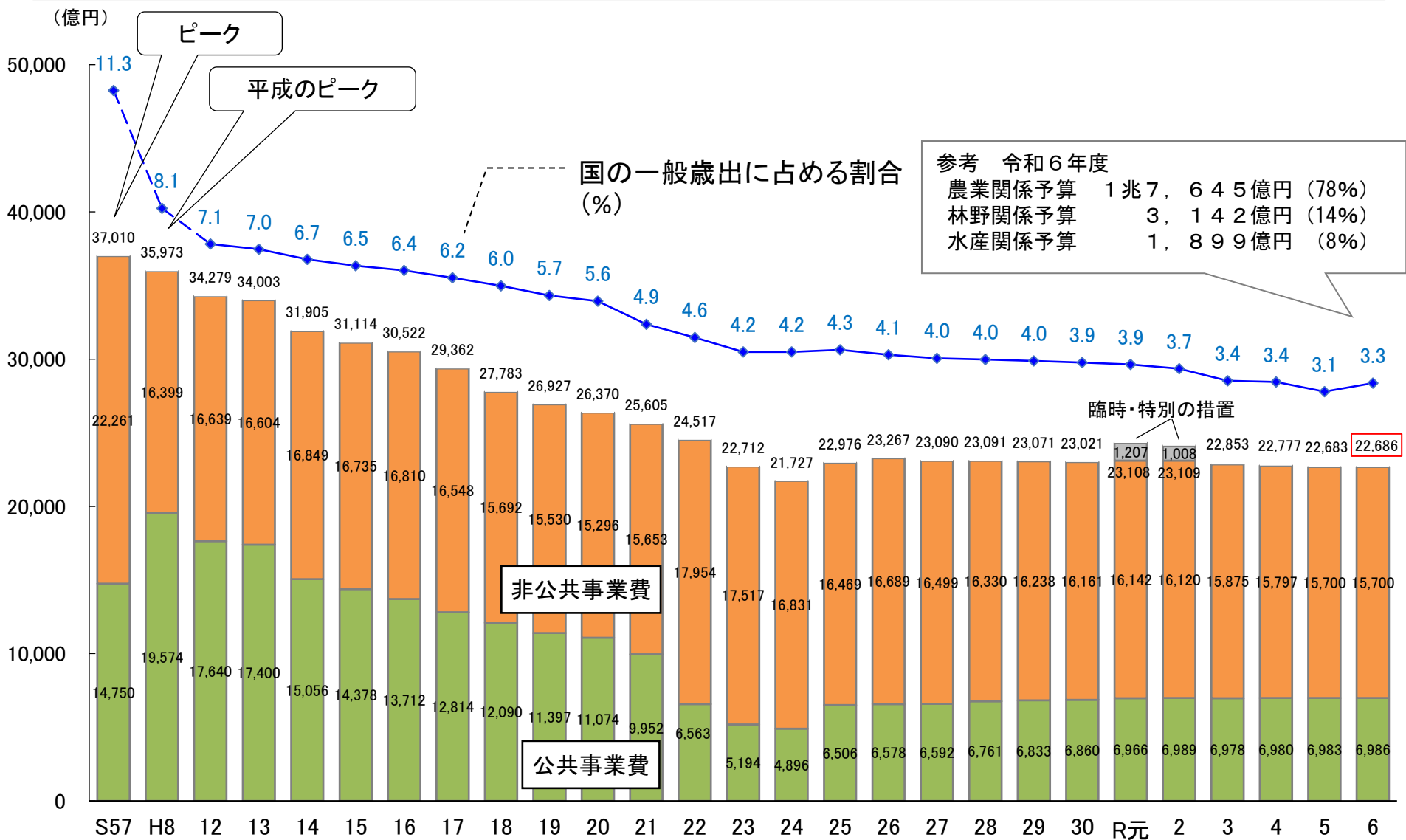


○国別排他的経済水域等(領海+排他的経済水域)

国別排他的経済水域等面積 (米国国務省及び海上保安庁資料)	
米国	762万km ²
オーストラリア	701万km ²
インドネシア	541万km ²
ニュージーランド	483万km ²
カナダ	470万km ²
日本	447万km ²
全海洋面積	36,106万km ²

参考: 日本の国土面積: 約37.8万km²

○ 令和6年度の農林水産関係当初予算は、2兆2,686億円(国の一般歳出の3.3%)。ピーク時(3兆7,010億円(昭和57年度))の61%。



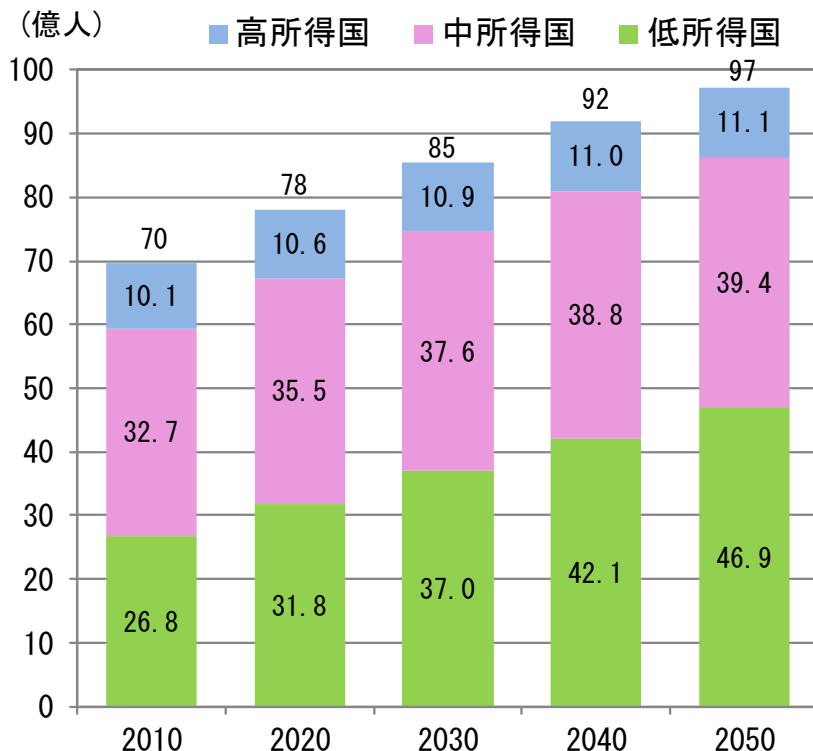
注1: 当初予算額ベース。

注2: 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

注3: 一般歳出とは、一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

○ 世界人口は2050年には97億人まで増加する見込み。(注1) 特に低所得国の食料需要は、2.7倍に増大し、中所得国も1.6倍に増加する見通し。このため、世界全体の食料生産量は、2010年比で1.7倍の58.2億トンまで引き上げる必要があると予測。(注2)

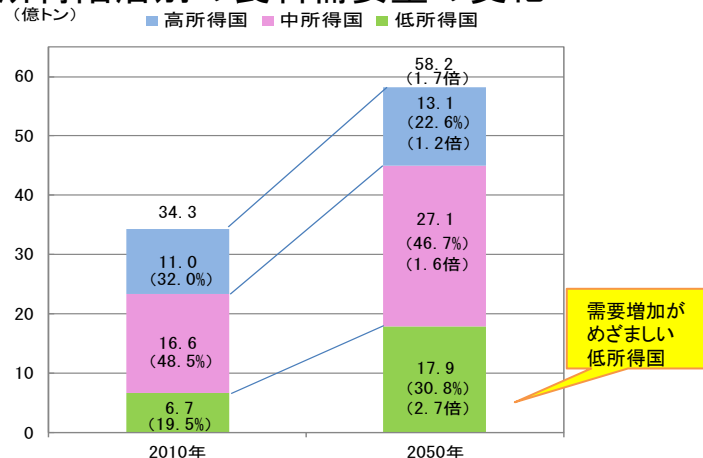
○所得階層別の将来人口の推移



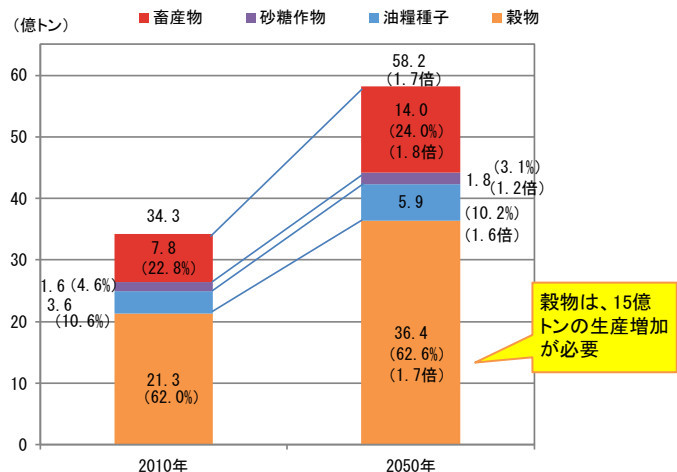
注1: 国連「World Population Prospects 2019」を基に、世界銀行「Analytical Classification」における1990年から2010年の各国の最頻の所得階層分類を当該国の所得階層分類とし、「Low Income」に分類される国を低所得国、「Lower middle income」及び「Upper middle income」に分類される国を中所得国、「High income」に分類される国を高所得国として、農林水産省において作成。世界196カ国をカバー。

※参考: 世界銀行の分類基準額は年によって異なるが、2010年における分類基準額は次のとおり。
一人あたりGNIで、低所得国(1,005ドル以下)、中所得国(1,006~12,275ドル)、高所得国(12,276ドル以上)

○所得階層別の食料需要量の変化



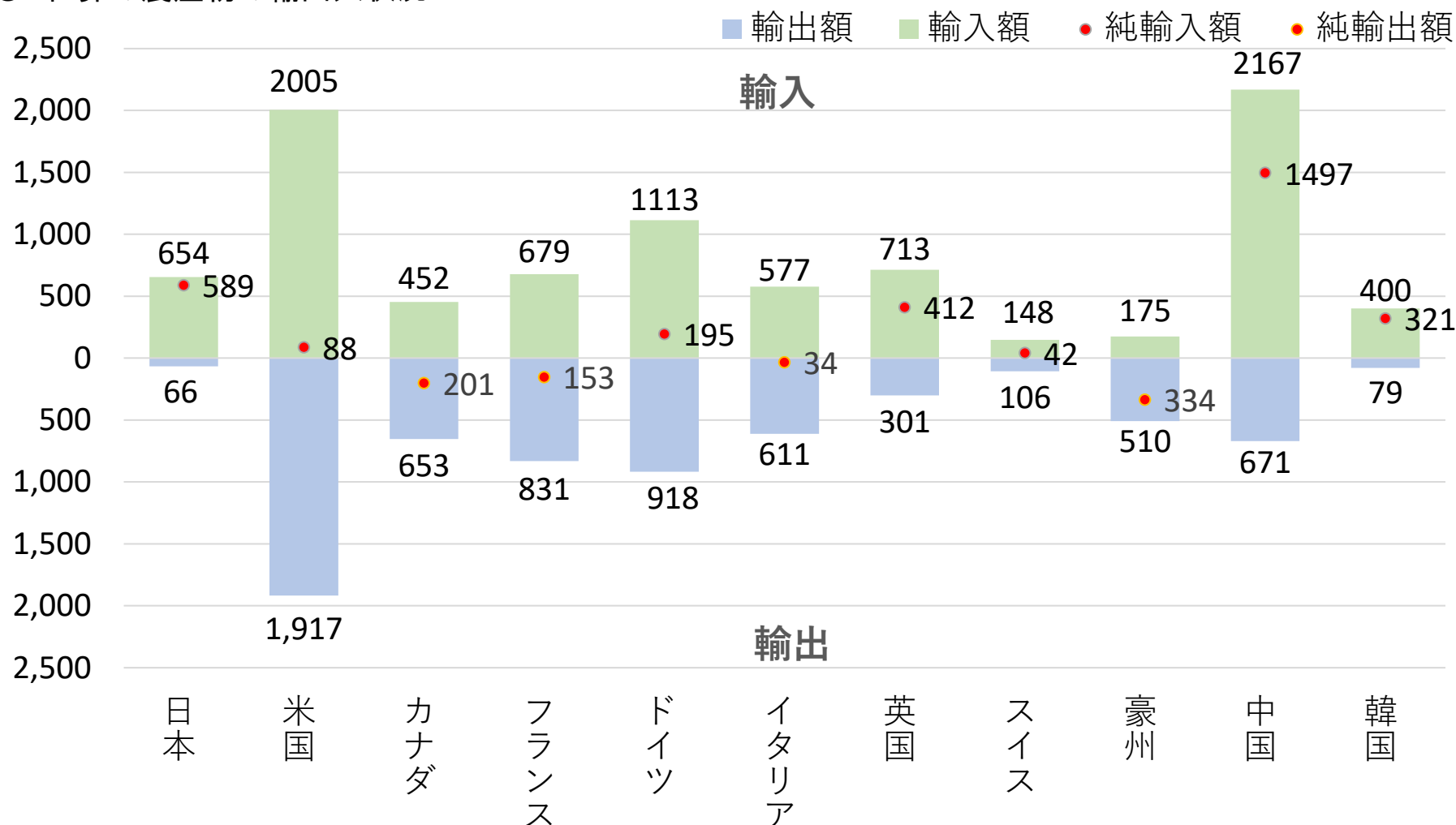
○世界全体の食料生産量の変化



2: 農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」(令和元年9月)より。
2010年において主要穀物のデータが整備可能な123カ国をカバー。所得階層分類は、注1と同じ。

○ 我が国の農産物純輸入額は2022年で589億ドルであり、世界有数の食料輸入国。

○ 世界の農産物の輸出入状況



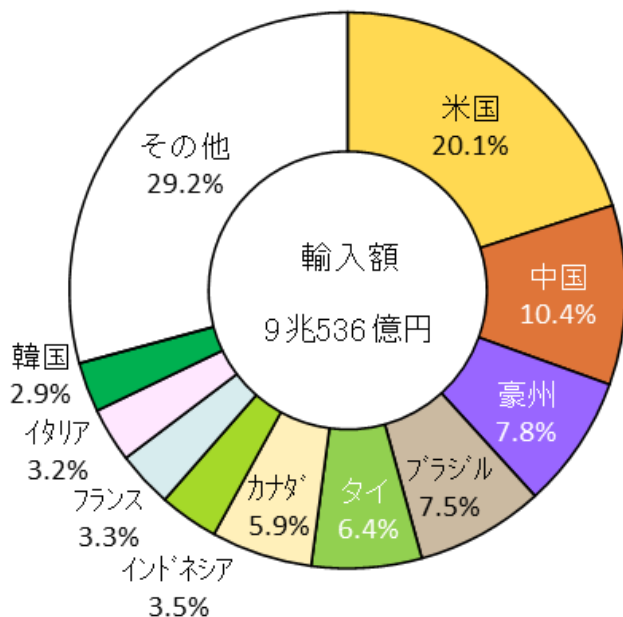
資料：FAOSTAT（2022年）

注：中国は、香港、マカオ及び台湾を除く。

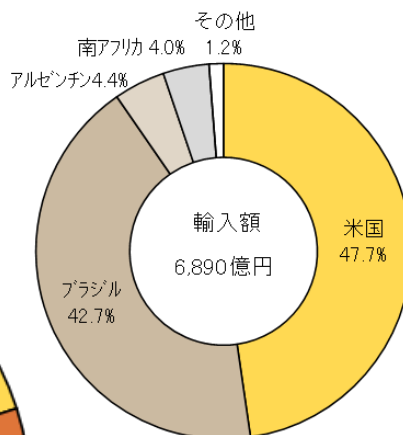
○ 令和5年(2023年)における我が国の農産物輸入額は、9兆536億円となっており、とうもろこし、大豆、小麦、豚肉、牛肉などの主要農産物で見ると良好な関係にある国からの輸入が大きい。

○ 我が国の主要農産物の国別輸入割合(2023年)

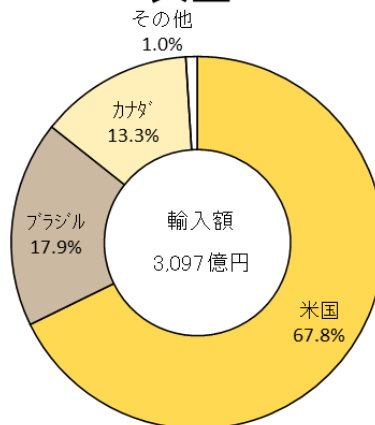
農産物



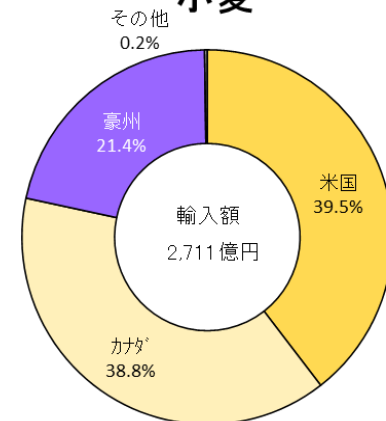
とうもろこし



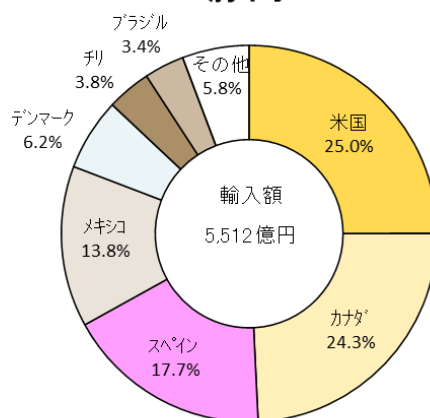
大豆



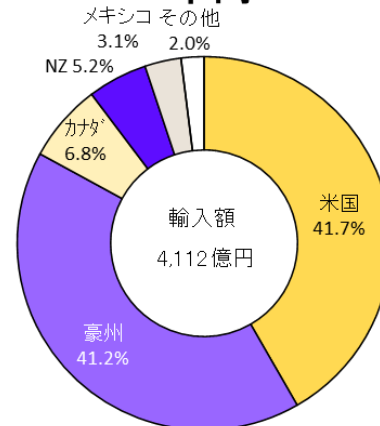
小麦



豚肉



牛肉

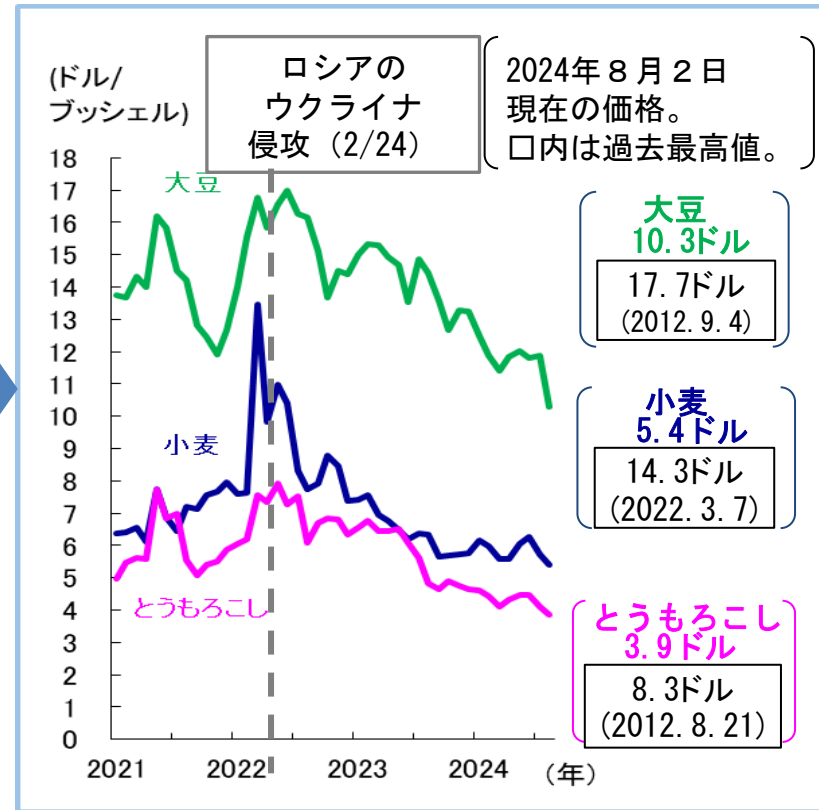


資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 穀物等の国際相場は、世界人口や経済発展に伴う需要の増加、バイオ燃料向け需要の増減、天候の影響による生産量の増減等、様々な要因により変動する。

○ とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで低下。とうもろこし、大豆は、ウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで低下。

○ 穀物等の国際価格の動向



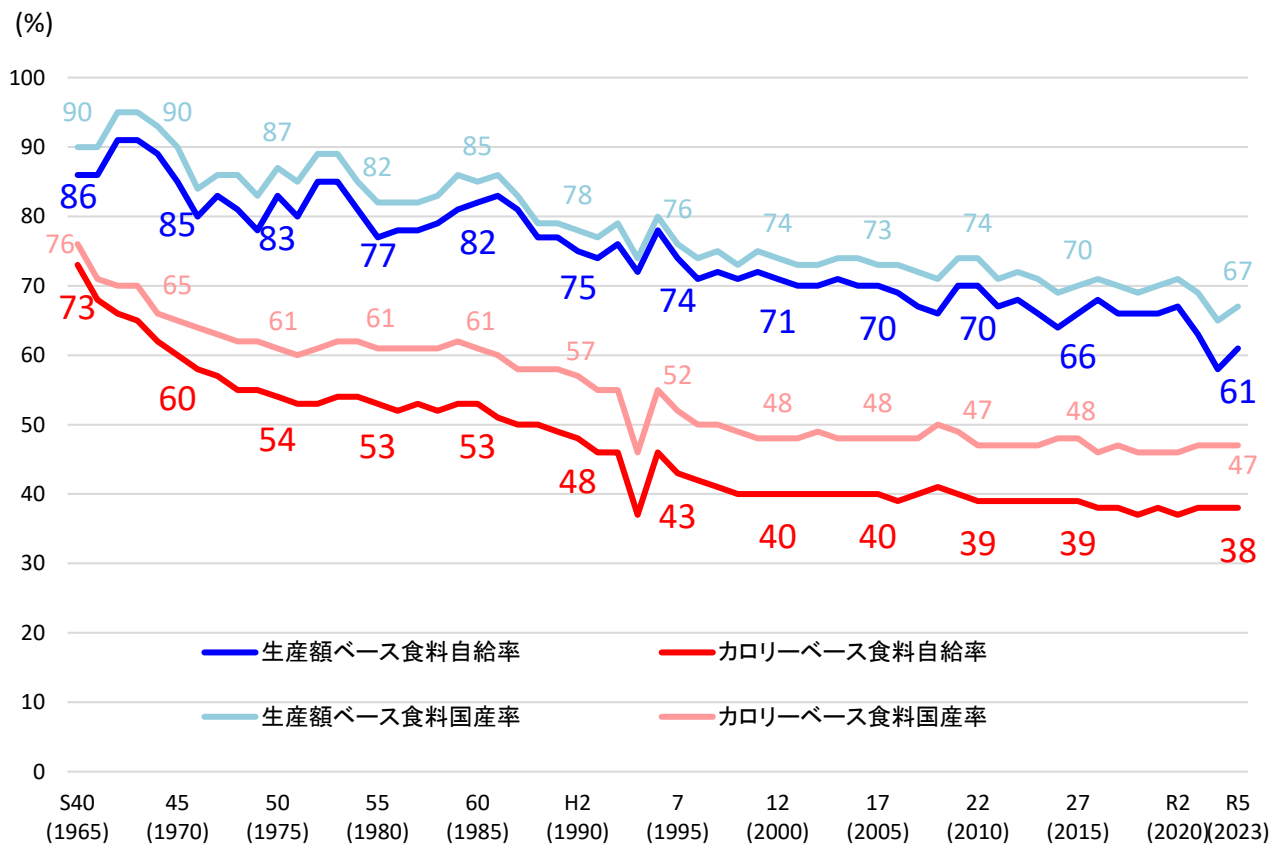
注1：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。

注2：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

注3：ヤード・ポンド法に基づく体積の単位であり、1ブッシェルは小麦、大豆は約27kg、とうもろこしは約25kg。

○ 我が国の食料自給率は、長期的には低下傾向で推移しており、令和5年度にはカロリーベースで38%、生産額ベースで61%。

○我が国の食料自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

○カロリーベース食料自給率の1%に相当するもの

ごはんを1日にもうひと口 (14g)



国産米粉パンを 月にもう約5枚 (378g)



国産小麦100%使用のうどんを
月にもう約2玉 (583g)

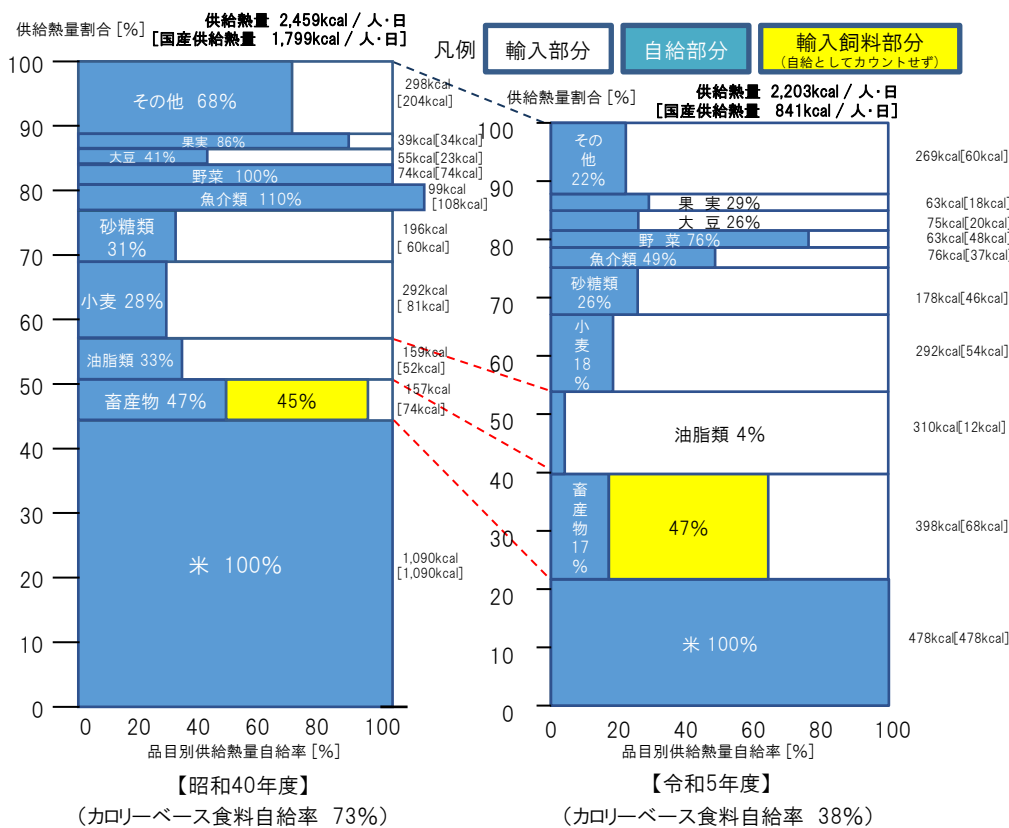


国産大豆100%使用の豆腐を
月にもう約2丁 (557g)

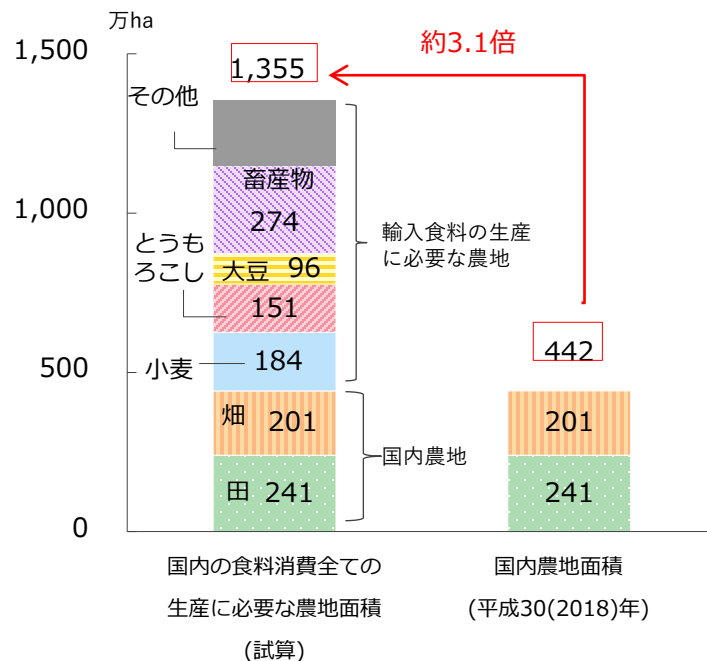


- 小麦、大豆、飼料、油脂類等の自給率は低く、大部分を輸入に依存。
- 国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積は、国内の農地面積の約3.1倍に相当し、すべてを国産で賄うことは不可能。
- 輸入している農産物の国産化を推進する一方、国産化が難しい品目については、安定的な輸入を行っていくことが重要。

食料消費構造と食料自給率の変化



国内で消費される食料全てを生産するために必要な農地面積 (試算)



資料: 農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に作成
 注: 1) 1年1作を前提とし、海外に依存している輸入品目別の農地面積は、平成28(2016)~30(2018)年の数値
 2) 「その他」は、なたねや大麦等を含む。
 3) 畜産物は、輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の数量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの

- 食料国産率は飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価する指標。
- 食料自給力指標とは、「国内生産のみでどれだけの食料(カロリー)を最大限生産することが可能か」(食料の潜在生産能力)を試算した指標。

○食料国産率

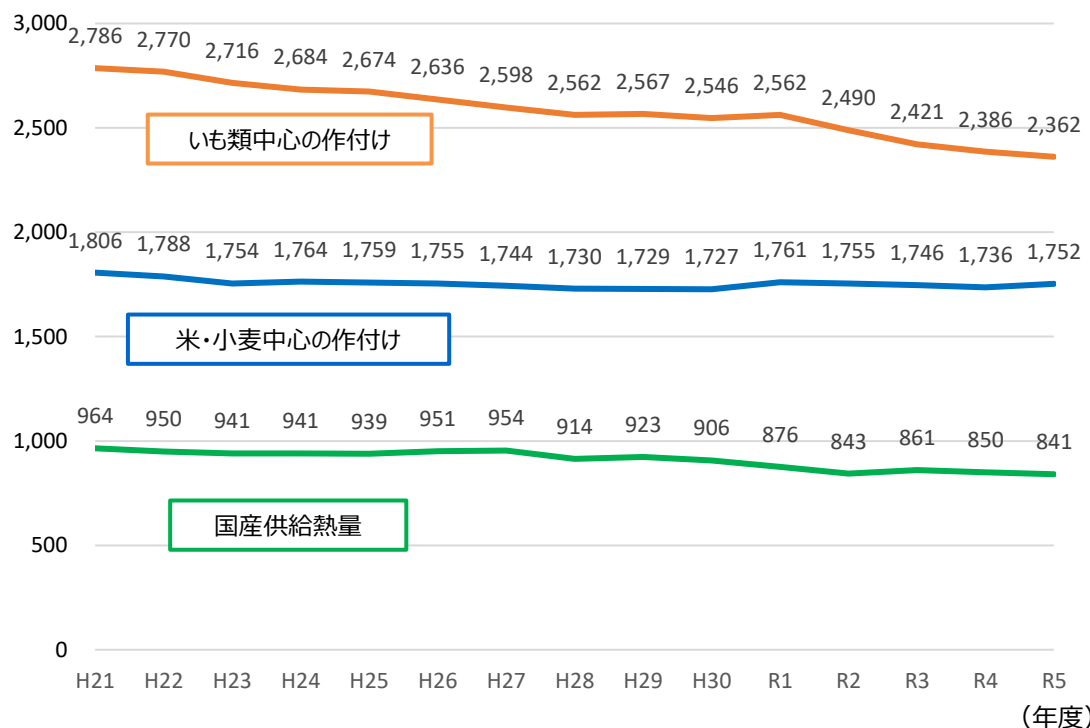
※数値はカロリーベース

	食料 自給率	食料 国産率	差
総合	38%	47%	9ポイント
畜産物	17%	64%	47ポイント
牛肉	14%	48%	34ポイント
豚肉	6%	49%	43ポイント
鶏肉	9%	65%	56ポイント
鶏卵	13%	97%	84ポイント
牛乳・乳製品	29%	63%	34ポイント

資料：農林水産省作成

○食料自給力指標

(kcal／人・日)



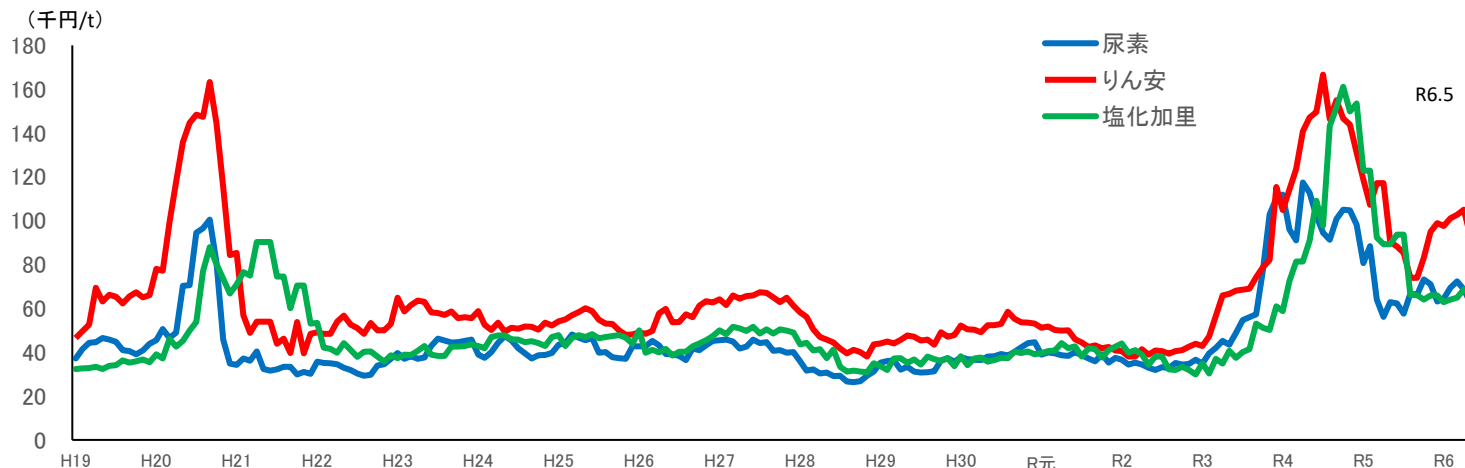
資料：農林水産省作成

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米をもって対処し得る水準」、多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・2001年当時の需要量をベースに設定 （2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定）
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能

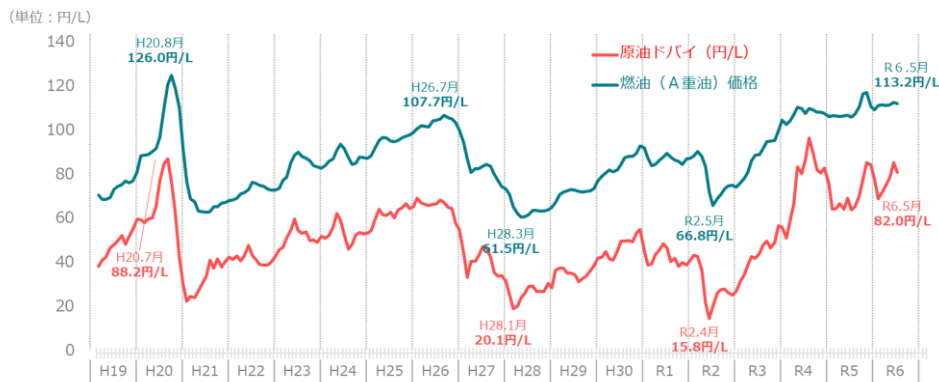
- 化学肥料原料の国際価格は、令和3年半ば以降の高騰が落ち着きつつあるものの、最近の円安が調達コストを押し上げる傾向。
- 燃油価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動。最近の燃油価格はロシアによるウクライナ侵略等の影響により、高い水準で推移。
- 配合飼料価格は、主な原料であるとうもろこしの国際価格や為替の影響等により上昇。令和5年以降は、とうもろこしの主産国における豊作などにより国際価格が下落したこと等を受け、概ね低下傾向で推移。

○ 肥料原料の輸入通関価格の推移

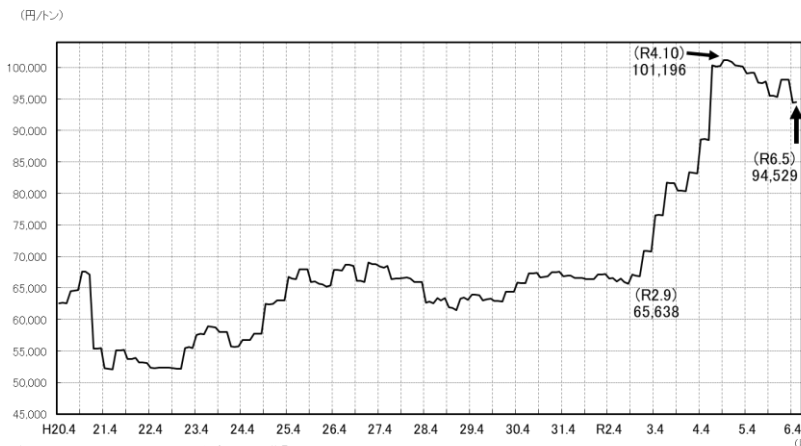


※農林水産省調べ
財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。
ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

○A重油価格（毎月15日）及び原油価格（月平均）の推移



○配合飼料工場渡価格の推移

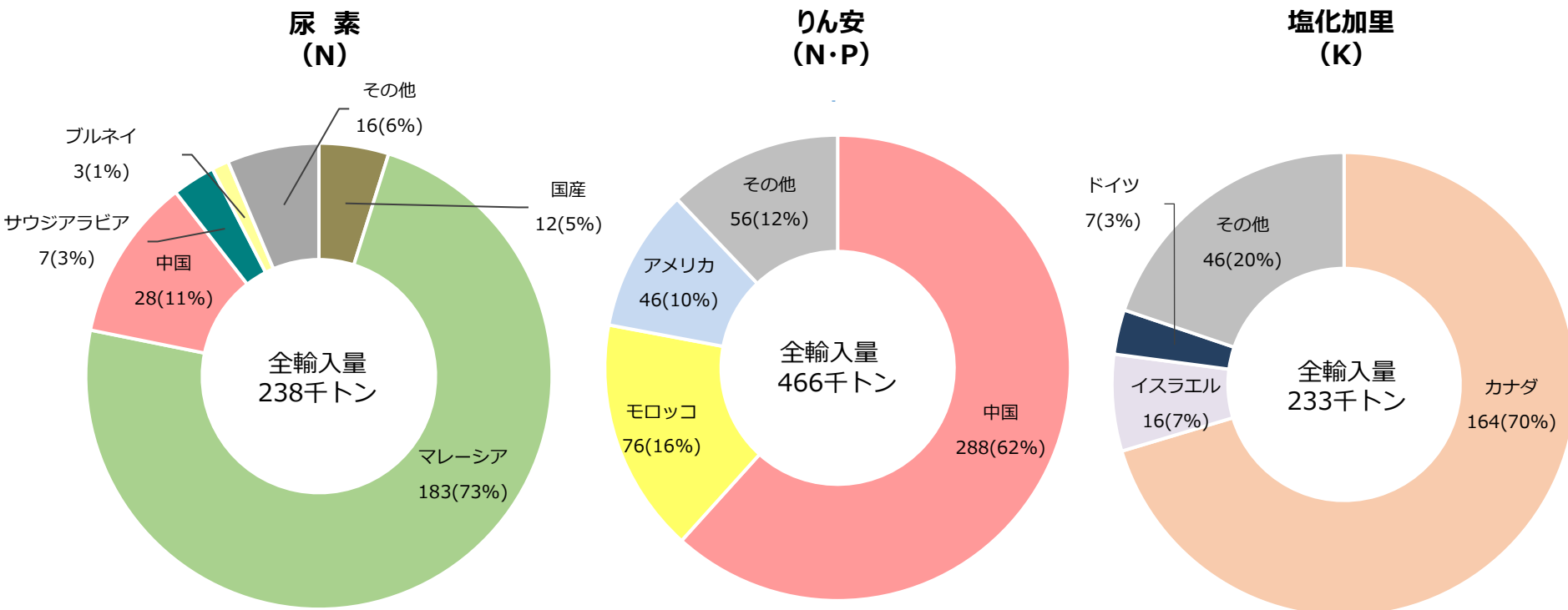


資料：農林水産省「農業物価統計調査」、International Monetary Fund、Organization of the Petroleum Exporting Countries

資料：(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」
注：配合飼料価格は、全畜種の加重平均価格である(令和6年5月は速報値)。

- 主な化学肥料の原料である尿素、りん安(りん酸アンモニウム)、塩化加里(塩化カリウム)は、ほぼ全量を輸入。世界的に資源が偏在しているため、輸入相手国も偏在。
- 尿素はマレーシア及び中国、りん安は中国、塩化加里はカナダが主な輸入相手国。
- 令和3年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査の厳格化が行われ、我が国の肥料原料の輸入が停滞。これを受け、モロッコ等からの協調買入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、令和4年の春用肥料からは、カナダ等から必要量を確保。

化学肥料原料の輸入相手国、輸入量



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けものを除く。）（令和4年7月～令和5年6月）。

注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2）全輸入量には、国産は含まれない。

- 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について論議された初めての会議。
- 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」を取りまとめ。その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

【国連食糧農業機関（FAO）の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時**にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

【食料安全保障の4つの要素】

Food Availability（供給面）

：適切な品質の食料が十分に供給されているか

The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)

Utilization（利用面）

：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.

Food Access（アクセス面）

：栄養ある食料を入手するための
合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).

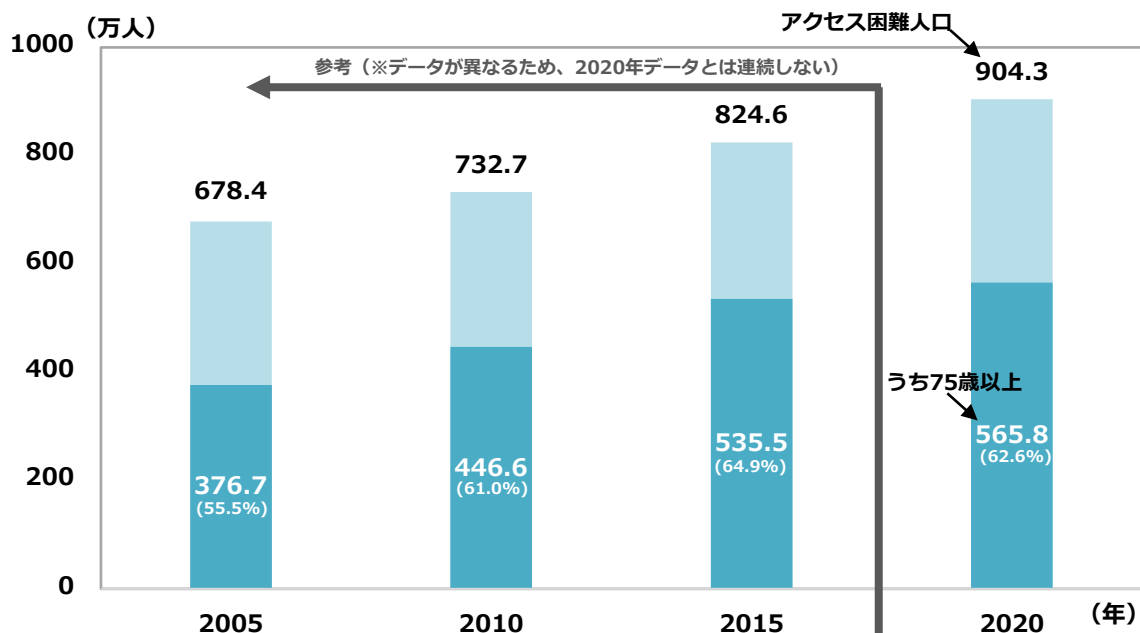
Stability（安定面）

：いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

○2020年における食品へのアクセス困難人口は、全国で904万人、うち75歳以上では566万人と推計。
○市町村別のアクセス困難人口割合は、特に北日本・西日本、山間地域、島しょ部において高い傾向。

○アクセス困難人口の推移

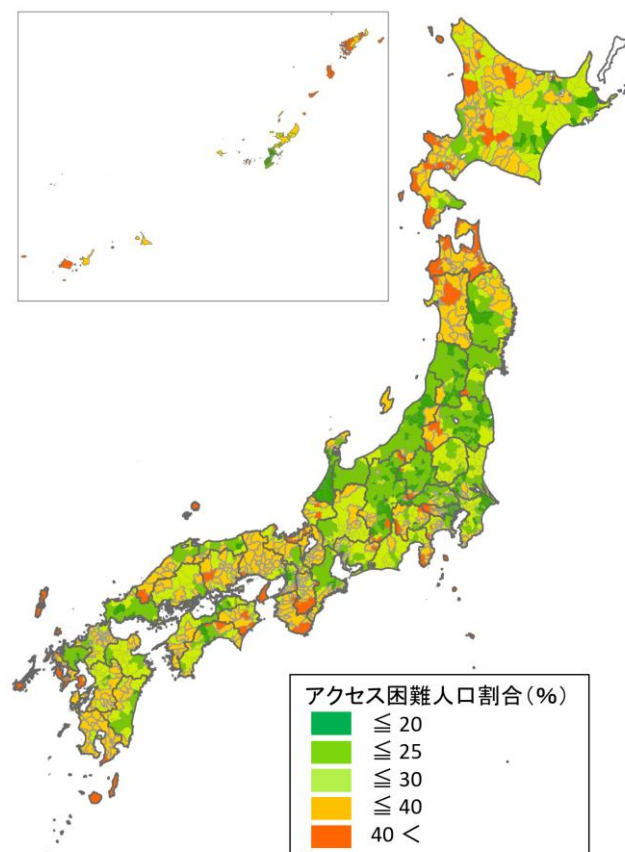


資料：農林水産政策研究所公表資料により作成

注1：アクセス困難人口とは、スーパーマーケット等の食料品店舗まで500m以上かつ自動車利用困難な65歳以上の高齢者を指す。

注2：割合は、各65歳以上人口に占める割合を指す。

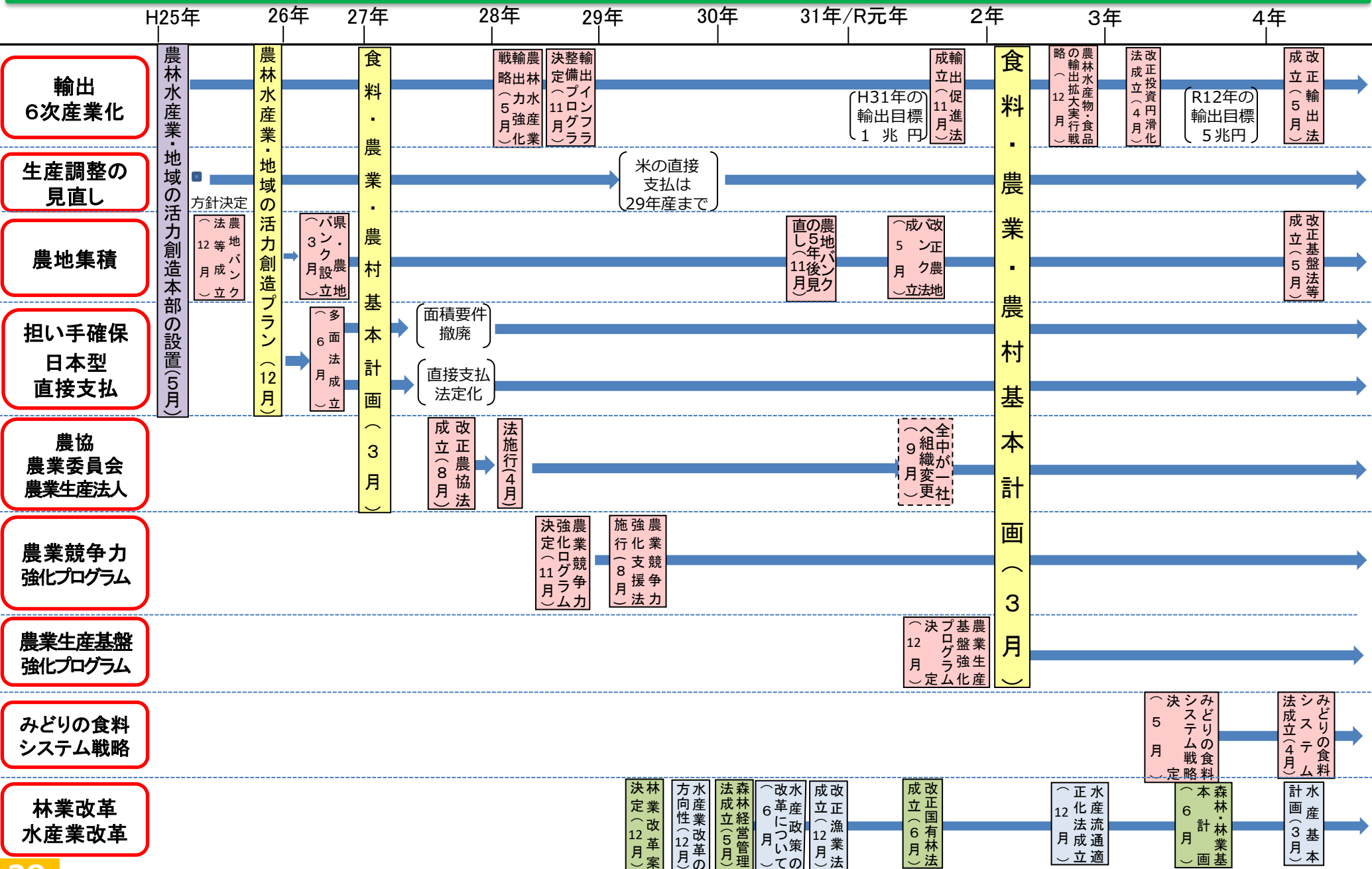
○アクセス困難人口割合・市町村別 (2020年)



資料：農林水産政策研究所公表資料により作成

注1：アクセス困難人口割合とは65歳以上高齢者に占める割合である。

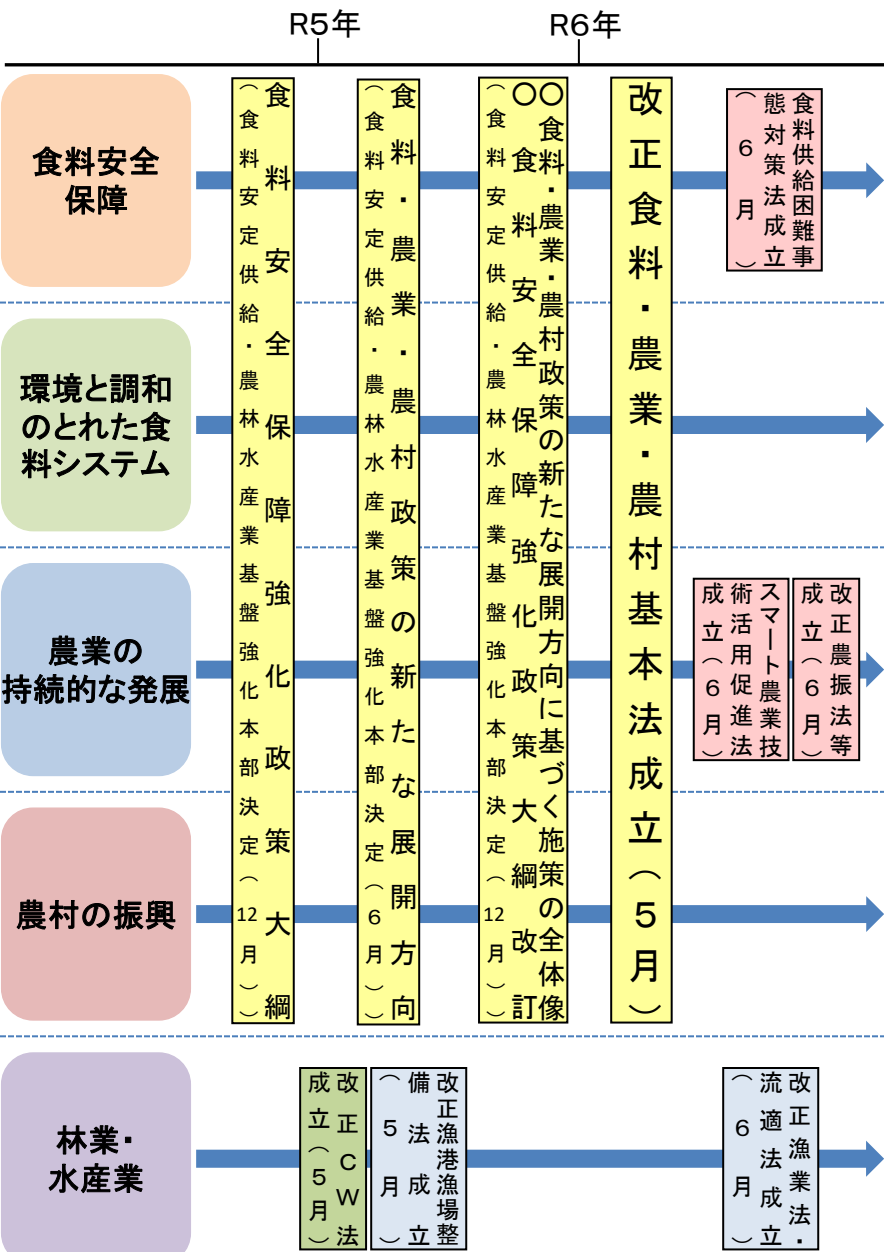
近年の農林水産政策の全体像①



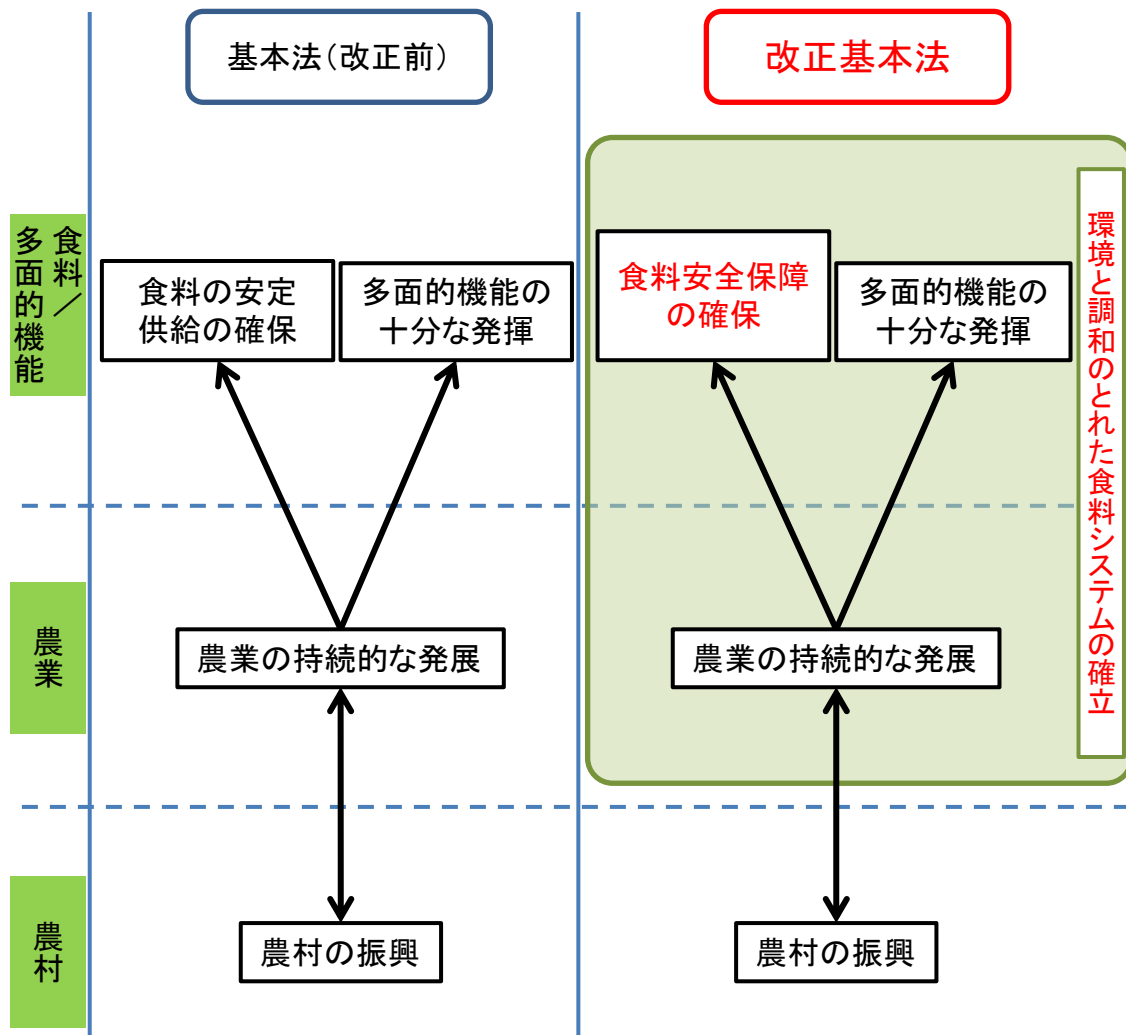
※農林水産業・地域の活力創造プランはH26年6月、H28年11月、H29年12月、H30年6月、11月、R元年12月、R2年12月、R3年12月、R4年6月にそれぞれ改訂

近年の農林水産政策の全体像②・改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性

○近年の農林水産政策の全体像②



○改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性



基本法改正における基本理念と基本的施策(主なポイント)

基本理念

食料安全保障の確保(第2条)

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立(第3条) 多面的機能の発揮(第4条)

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展(第5条)

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興(第6条)

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において**食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表**(第17条)
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応するための**円滑な食料の入手の確保**(食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等)(第19条)
- ③ **食品産業の持続的な発展**に向けた、**環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開**(第20条)
- ④ **農産物、生産資材の安定的な輸入**に向けた、官民連携による**輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進**(第21条)
- ⑤ **輸出促進**に向けた、**輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護**(第22条)
- ⑥ **持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成**に向けた、関係者による**理解の増進、合理的な費用の明確化の促進**(第23条)
- ⑦ **不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施**(第24条) 等

農業施策

- ① **担い手の育成・確保**を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、**担い手以外の多様な農業者も位置付け**(第26条)
- ② 家族経営に加えて、**農業法人の経営基盤の強化**に向けた、経営者の**経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実**(第27条)
- ③ 農地集積に加えて、**農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用**(第28条)
- ④ **防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応**に向けた**保全**(第29条)
- ⑤ **スマート農業技術等**を活用した**生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発**などによる「**生産性の向上**」(第30条)、
- ⑥ **6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用**などによる「**付加価値の向上**」(第31条)、
- ⑦ **環境負荷低減に資する生産方式の導入**などによる「**環境負荷低減**」を位置付け(第32条)
- ⑧ 人口減少下において**経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進**(第37条)
- ⑨ **国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等**(第38条)
- ⑩ **家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**(第41条)
- ⑪ **生産資材の安定確保**に向けた**良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応**(第42条) 等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する**共同活動の促進(多面的機能支払)**(第44条)
- ② 農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加に資する、**地域資源を活用した事業活動の促進**(第45条)
- ③ **中山間地域の振興**に資する**農村RMOの活動促進**(第47条)
- ④ **農福連携**(第46条)、**鳥獣害対策**(第48条)
- ⑤ **農泊の推進や二地域居住の環境整備**(第49条) 等

- 食料・農業・農村基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加・見直しが必要となっている事項について、政策の方向性を取りまとめ。今後、これに基づき各施策の具体化を進めるとともに、基本法の見直しについても更に検討を深化。

<基本法見直しに当たっての基本的な考え方>

基本法については、制定から20年以上が経過する中で、これまでの社会情勢の変化や今後の見通し等を踏まえながら、**将来に向かって持続可能で強固な食料供給基盤の確立**が図られるよう、以下の基本的な考え方に基づいて、見直しを行う。

- ① **食料がいつでも安価に輸入できる状況が続く訳ではないことが明白となる中で、食料安全保障を抜本的に強化するための政策を確立する。**

その際、強固な食料供給基盤の確立の観点からも、「稼げる輸出」を拡大し、**農業・食品産業を成長する海外市場も視野に入れたものへ転換する。**

- ② カーボンニュートラル等の**環境負荷低減等に向けた対応**は、持続的な食料生産を確保するために**不可避**となる中で、**農業・食品産業を環境と調和のとれたものへと転換するための政策を確立する。**

- ③ 農業・農村、特に中山間地域について、**急激な人口減少**によって**担い手を確保することが極めて困難**となる中で、**生産水準を維持・発展させ、地域コミュニティを維持するための政策を確立する。**

- ④ 施策の効率化・統合・拡充を進め、**将来にわたって安定的に運営できる政策を確立する。**

<具体的施策>

- | | | |
|--------------|------------------|-------------|
| 1 食料安全保障の在り方 | 2 食料の安定供給の確保 | 3 農業の持続的な発展 |
| 4 農村の振興 | 5 環境負荷低減に向けた取組強化 | 6 多面的機能の発揮 |
| 7 関係団体等の役割 | | |

食料・農業・農村政策の新たな展開方向に基づく施策の全体像

- 食料・農業・農村基本法の改正内容を実現するために必要な関連法案やその他の具体的な施策について工程表を作成し、今後、これに基づいて施策の進捗管理を行う。

食料安全保障の強化

平時からの国民一人一人の食料安全保障を政策の柱に位置付け

- ・食料安全保障強化政策大綱の改訂〈令和5年12月〉
- ・食料・農業・農村基本計画の在り方の見直し〈令和6年度中に次期基本計画策定〉
- ・不測の事態が発生する前の段階から、食料の確保に向けた対策を講ずるための新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会成立〉
- ・農地の総量確保と適正・有効利用に向けた農地法制の見直し〈令和6年通常国会成立〉
- ・食品原材料の調達安定化を促進するための新たな金融・税制措置の整備〈令和6年通常国会成立〉
- ・食料システムの関係者による適正な価格形成の推進〈令和7年通常国会提出を視野〉
- ・食品アクセスを含む物流効率化に向けた法的枠組みの創設(関係省庁と連携)〈令和6年通常国会成立〉

等

スマート農業

本格的な人口減少に対応した施策の強化

- ・スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設〈令和6年通常国会成立〉
- ・農業インフラの適切な保全管理を進めやすくするための土地改良法制の見直し〈令和6年度に制度の在り方を検討し、令和7年通常国会提出を視野〉

等

農林水産物・食品の輸出促進

国内生産基盤の維持にも資するものとして新たに位置付け

- ・高い付加価値を創出する輸出産地の形成、輸出向けHACCP等対応施設の整備への支援〈令和7年度までに海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する「フラッグシップ輸出産地」を50程度選定〉
- ・品目団体の取組や輸出支援プラットフォームによる支援の強化により輸出先の多角化や輸出先国での販路開拓を推進〈令和6年度中に10カ国・地域16都市への輸出支援プラットフォームの設置を目標〉
- ・海外流出防止や競争力強化等に資する知的財産の保護・活用(育成者権管理機関の取組の推進等)等

農林水産業のグリーン化

環境と調和のとれた食料システムの確立を政策の柱に位置付け

- ・クロスコンプライアンスの導入(補助事業等における、最低限行うべき環境負荷低減の取組の義務化)〈令和6年度から試行実施、令和9年度から本格実施〉
- ・環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し〈令和7年度に見直し、令和9年度を目標(みどり法に基づく仕組みに移行)〉

等

- 「食料・農業・農村施策の新たな展開方向」も踏まえ、本政策大綱においても、過度な輸入依存からの脱却に加え、川上から川下までのサプライチェーン全体の強靱化につながる構造転換を進めるため、施策を拡充。

（赤字が改訂により追加された項目）

I 食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

- （1）海外依存の高い麦・大豆・飼料作物等の生産拡大、輸入原材料の国産転換等
- （2）生産資材の国内代替転換等
- （3）国産への転換に向けた産地の育成強化

3 国民一人一人の食料安全保障の確立に向けた食料システムの構造転換の実現

- （1）適正な価格形成と国民理解の醸成
- （2）円滑な食品アクセスの確保に向けた環境整備
- （3）食料・生産資材等の安定的な輸入の確保

2 生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換の実現

- （1）将来の生産者の減少に備えた経営構造の確立
- （2）スマート技術等の実用化、サービス事業体の育成・確保等
- （3）スマート技術等に対応したほ場整備、省力化に対応した施設等の整備・保全

4 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

- 肥料価格高騰時の影響緩和対策の実施の明確化 等

II 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

1 スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農業について産学官連携強化による研究開発や、生産・流通・販売方式の変革の取組を促進するため、法制度創設も視野に検討
- サービス事業体の活用、スマート技術等の導入に資するほ場の大区画化、林業、水産業におけるスマート化の推進 等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

- 品目団体によるオールジャパンの輸出力の強化
- 食料供給基盤を支える輸出産地の形成
- 輸出支援プラットフォームの活動体制の強化
- 知的財産の保護・強化 等

3 農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の加速化
- クロスコンプライアンスの導入
- 環境負荷低減を促進するための既存交付金の見直し、J-クレジットの活用 等

食料供給困難事態対策法の全体概要

- 不測の要因により我が国の食料供給が大幅に不足するリスクが増大。供給不足時には国民生活・国民経済に重大な影響が発生するおそれ。
- **食料供給が不足する兆候の段階から、政府一体となって必要な対策を講ずる**ことで、食料供給が困難となる事態を未然に防止し、または事態の深刻化を防ぐための新たな法律「食料供給困難事態対策法」が令和6年6月の通常国会にて可決・成立。**（公布日（R6.6.21）から1年以内に施行）**

事態の段階

【平時】

政府の体制

平時や困難兆候、困難事態における対策の基本的な考え方（基本方針）を閣議決定

主な措置

＜国内外の情報収集＞

- 国内外の食料需給に関する状況の調査
- 特に、特定食料に係る民間の在庫等に関する調査

【食料供給困難兆候】

- 異常気象や動植物疾病の発生・まん延等により、特定食料の供給が大幅に不足、又はそのおそれ
- 供給確保のための措置を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止できなくなる事態
（特定食料：
米、小麦、大豆など国民生活・国民経済上重要な食料）

【政府対策本部】

- ・ 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- ・ 総理と全閣僚により構成

○ 実施方針の策定

政府本部の下で、**事態の深刻度に応じ**、関係省庁が行う必要な対策の方針を決定

＜民間の自主的な供給確保の取組を要請＞

※対象は特定食料・特定資材

- **出荷・販売の調整**
（売惜しみ防止・仕向け先調整等の計画的出荷・販売）
- **輸入の促進**
- **生産・製造の促進**

要請

＜供給量の正確な把握、供給確保のための指示＞

- **出荷・販売の調整**
- **輸入の促進**
- **生産・製造の促進**

計画作成
指示

⇒ 事業者は計画を作成・届出

（これらの措置でも供給確保できない場合）

○ 計画変更の指示

⇒ 事業者は計画を変更し、計画に沿った事業を実施

【食料供給困難事態】

- 特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い
- 国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が発生
（目安となる基準（想定）：
供給量が平時の2割以上減、買占めや価格高騰等が発生）

＜本部による公示＞

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

＜本部による公示＞

- 事態の進行に応じ実施方針を見直し

- **国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれ**

（目安となる基準（想定）：
1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である
1,900kcalを下回る（おそれ））

＜熱量を重視した食料の生産・配分＞

- **生産転換の要請・指示**
- **割当て・配給の実施**（国民生活安定緊急措置法）

要請を基本

要請等に応じる事業者に対する財政上の措置

みどりの食料システム戦略

- 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として令和3年5月12日に策定。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
MIDORI Strategy for Sustainable Food Systems

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も
見据えた持続可能な
食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

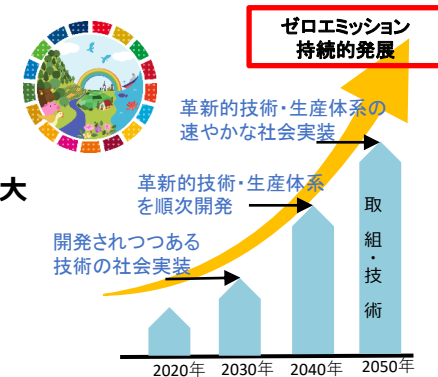
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

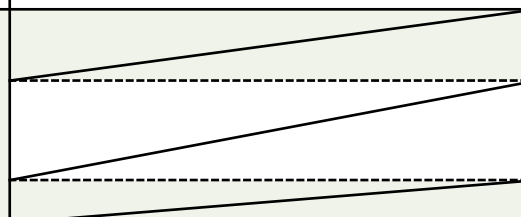
環境

将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

○ 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、14のKPI（2030年・2050年目標）を設定。

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況					
KPI			2030年 目標		2050年 目標
温室効果ガス削減	①	農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)
	②	農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立	
			高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証		
			小型沿岸漁船による試験操業を実施		
	③	化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行
④	我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	
環境保全	⑤	化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665(リスク換算値)（50%低減）
	⑥	化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)		63万トン（30%低減）
	⑦	耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha（25%）
食品産業	⑧	事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン（50%削減）		
	⑨	食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人（30%向上）		
	⑩	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%		
	⑪	食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%		
林野	⑫	林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%
水産	⑬	漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン		
	⑭	ニホンウナギ、クロマゴロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%
			64%		100%

※本戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部において、KPI2030年目標を決定。

- 令和4年7月1日に施行された「みどりの食料システム法※」に基づき、農林漁業者や事業者による環境負荷低減の取組を、税制・金融の特例や補助金の優先採択等により支援。

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

みどりの食料システム法に基づく計画認定制度により、生産者等の前向きな取組を推進

【環境負荷低減事業活動、特定環境負荷低減事業活動】

- 令和4年度末までに**全都道府県で基本計画が作成**
- 生産者による環境負荷低減の取組を都道府県が認定し、**46道府県で計15,000名以上の農業者を認定**
- **有機農業を促進するための栽培管理協定が茨城県常陸大宮市で締結**
- **16道県30区域で特定区域（モデル地区）が設定され、地域ぐるみの活動を促進**（令和6年6月末時点）

【基盤確立事業】

- 機械・資材メーカー、支援サービス事業体、食品事業者等による技術開発や市場拡大等の取組を国が認定
- **計75事業者を認定**（令和6年6月末時点）



ペレット堆肥の利用拡大



可変施肥田植機の普及



農業用ドローンの普及

予算・税制・融資で促進

【R5年度補正予算・R6年度予算】

化学農薬・肥料の低減など地域ぐるみのモデル的先進地区の創出、環境負荷低減に資する基盤技術の開発等の取組を推進

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（補正27億円・当初7億円）**
 - ・「みどりの食料システム戦略推進交付金」
 - ・フードサプライチェーンの環境負荷低減の「見える化」の促進等
- **みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業**
（補正39億円・当初30億円）
- **環境保全型農業直接支払交付金（26億円）** 等
（施設整備・機械導入に係る補助事業等で環境負荷低減の取組への優先配分等を実施）

【みどり投資促進税制】

（適用期限 令和8年3月31日まで）

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者や事業者による機械・施設等への投資を促進

化学農薬・肥料の使用低減に資する機械・施設等を導入する場合の**特別償却**を措置（**機械32%、建物16%**）

【日本政策金融公庫等による資金繰り支援】

- **農業改良資金**等による無利子融資
- 機械・資材メーカー向けの低利融資（**新事業活動促進資金**） 等

- 農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進。令和6年3月より、農産物23品目（生物多様性保全については米のみ）を対象にガイドラインに則った本格運用を開始。
- 「J-クレジット制度」は、温室効果ガスの排出削減・吸収量を国が認証し、取引可能とする制度。全体のプロジェクト登録件数629件のうち、農林水産分野のプロジェクト登録件数は240件。（全体の38%）（令和6年6月末時点）
- 「農林水産省生物多様性戦略」を令和5年3月に改定。今後10年間を見通し、サプライチェーン全体で取り組む施策の方向性を示す。

■ 環境負荷低減の取組の「見える化」

温室効果ガス削減への貢献

生産者の栽培情報を用いて、**定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し**、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出（農業、肥料、燃料等）
- 吸収（バイオ炭等）

★★ : 削減貢献率 5%以上
★★★ : " 10%以上
★★★★ : " 20%以上



対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、にんじん、大根、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

販売店舗等：507箇所

※令和6年7月末時点



生物多様性保全への配慮 ※米に限る

生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて表示。

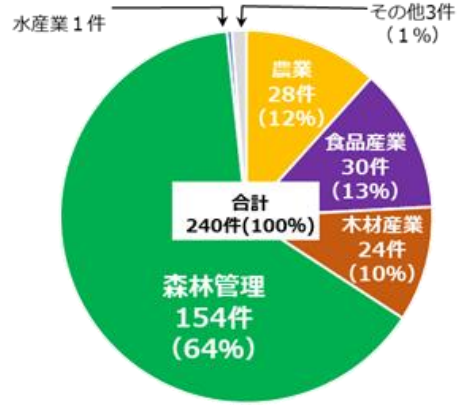
★ : 取組の得点 1点
★★ : " 2点
★★★ : " 3点

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減（5割以上10割未満）	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

■ J-クレジット制度

■ 農林水産分野のプロジェクト登録件数



※農業者が取り組むプロジェクトは28件。
うち、18件が農業分野の方法論に基づくプロジェクト。

■ 農林漁業者・食品産業事業者等による実施が想定される主な方法論

省エネ	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入
再エネ	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入 バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稻栽培における中干し期間の延長 【令和5年4月追加】 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 【令和5年11月追加】
森林	森林経営活動 再造林活動

■ 農林水産省生物多様性戦略（令和5年3月改定）

CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」の採択（2022年12月）

2030ビジョン：農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

基本方針

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組
- (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化
- (6) 実施体制の強化

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「**環境負荷低減のクロスコンプライアンス**」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「**農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組**」について、① **取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること**、② **実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。**

＜農林水産省の全ての補助事業等＞



機械導入



施設整備



食料自給率の向上

**各種支援に当たり、環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)**

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針に示された、「**農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組**」

✓ 適正な施肥 ✓ 適正な防除 ✓ エネルギーの節減 ✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への
悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



■ 令和6年度以降

農林水産省の補助事業等の申請時に、チェックシートの各項目を読み、該当する全ての項目にチェックを付けて提出の上、取組を実践。

「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」
チェックシートの例（抜粋）

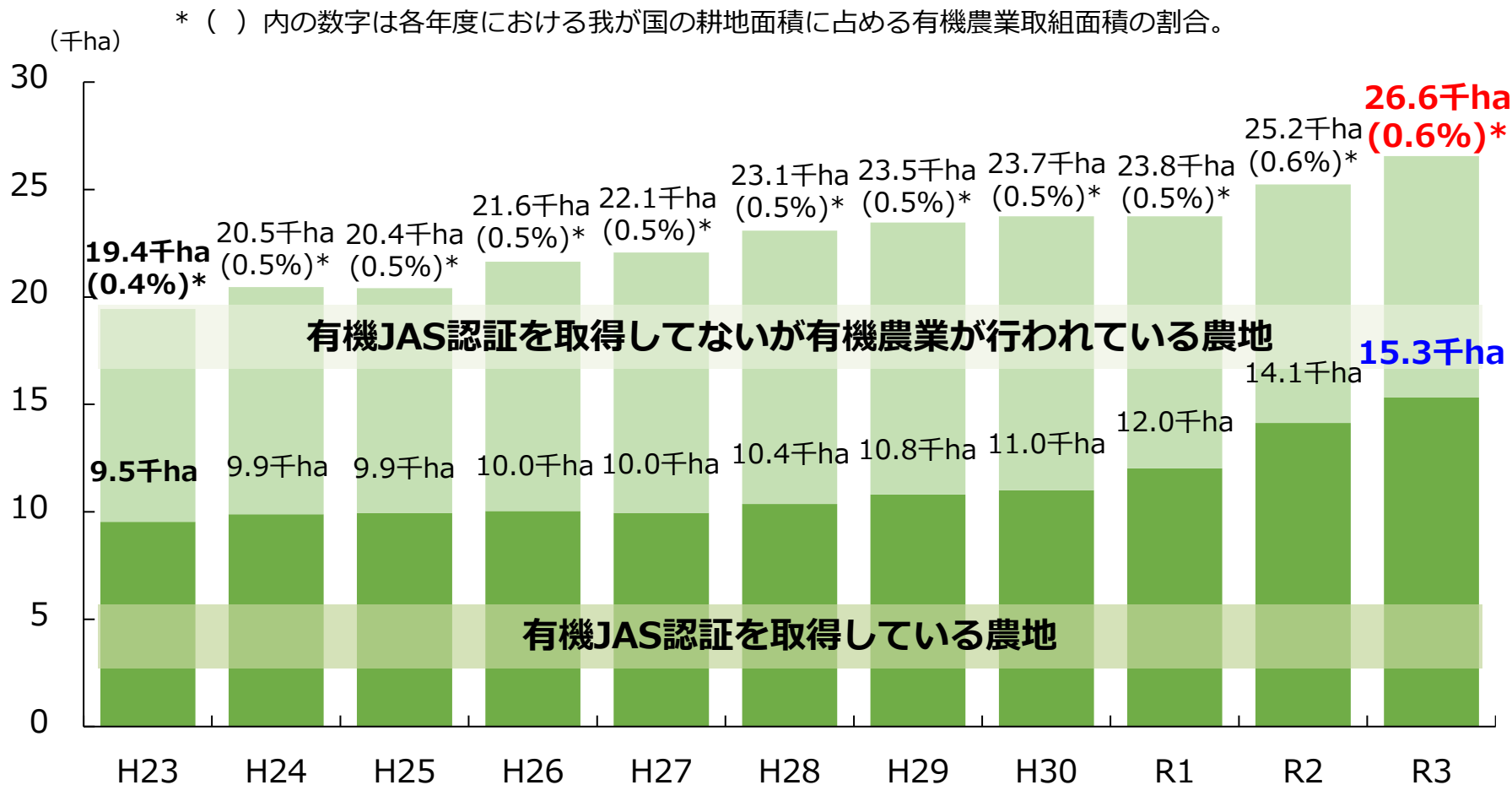
申請時 (します)	(1) 適正な施肥
✓	① 肥料を適正に保管
✓	② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
✓	③ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
✓	④ 有機物の適正な施用による土づくりを検討

■ 令和7年度以降

取組を実践した上で、事業報告時にもチェックシートを提出。
また、報告内容について、国等が実施状況を確認。（実施方法などは検討中。）

○ 日本の有機農業の取組面積は過去10年で約4割拡大、令和3年度末時点で有機農業の取組面積は26,600haに達し、耕地面積の0.6%を占める。

■ 日本の有機農業の取組面積の推移



※ 有機JAS認証を取得しているほ場面積は農林水産省食品製造課調べ。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H23～26年までは、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りを基に、農業環境対策課にて取りまとめ。）

- 世界の農産物市場が拡大する中で、日本の輸出割合は他国と比較しても低いため、今後、輸出増のポテンシャルは比較的高い。
- 国内生産額の10%を海外市場へ販売することで、5兆円目標を達成し、国内の農林水産業の活性化を図る。

○諸外国の主要農産物・食品の輸出割合 (2019)

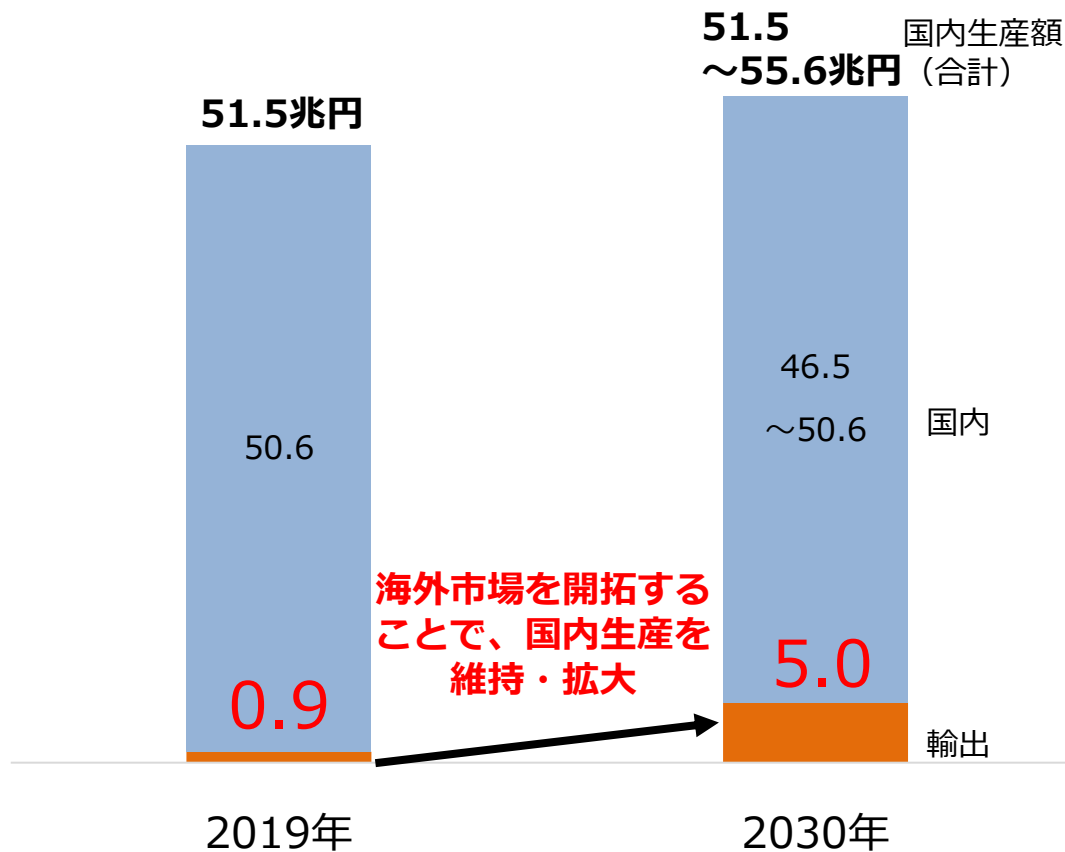
(億ドル)

国名	生産額 (農産物・ 食品製造業 (含水産業)・ 木材産業)	輸出額 (農産物・ 食品製造業 (含水産業)・ 木材産業)	輸出割合
アメリカ	12,489	1,424	11%
フランス	2,590	668	26%
イタリア	2,040	494	24%
イギリス	1,358	288	21%
オランダ	901	781	87%
日本	4,348	69	2%

資料：FAOSTAT（生産額：主要農産物、輸出額：主要農産物）
UNIDO（国際連合工業開発機関）ISIC Revision3
（生産額：食品製造業（含水産業）・木材産業、輸出額：左と同じ）

注1：FAOSTATの輸出額は生産額の対象品目と同一とした。
注2：UNIDOはISIC Revision3の「15」、「16」、「20」で計算。
注3：FAOSTATとUNIDOの重なる品目がないように調整（生乳など）

○5兆円目標の意義

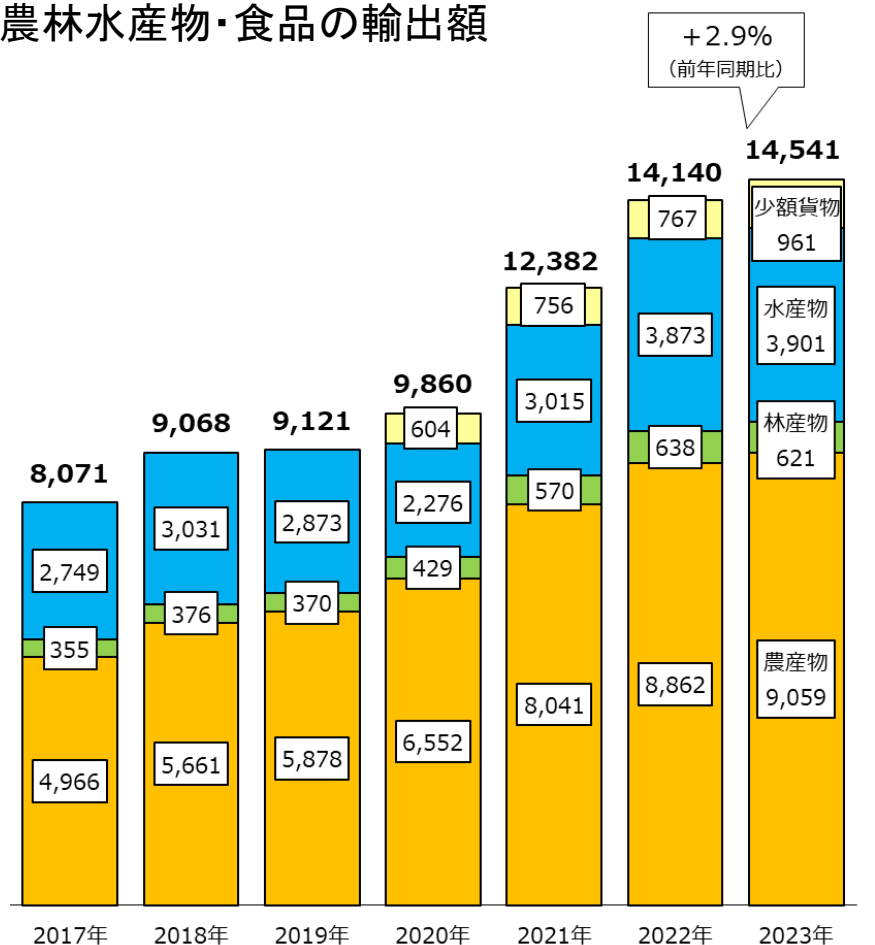


資料：農業：農業総産出額（生産農業所得統計）
林業：木材・木製品製造業（家具を除く）の製造品出荷額等（工業統計）及び栽培きのこ類の産出額（林業産出額）の合計
漁業：漁業産出額（漁業産出額）
食品製造業：国内生産額（農業・食料関連産業の経済計算）

注1：食品製造業の原料の一部に農業、林業、漁業生産物が含まれる。
注2：2030年の国内生産額は試算値

- 農林水産物・食品の輸出額を2025年2兆円、2030年5兆円とすることを目指す。
- 令和5年の輸出額は1兆4,541億円で過去最高値。2023年8月からの中国による日本産水産物の輸入禁止等の影響で、中国向けが減少傾向。
- 輸出先は、アジア諸国が約7割。国・地域別内訳は、中国、香港、米国の順。

○農林水産物・食品の輸出額



(少額貨物等を含む)

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○上位10カ国輸出先国・地域別内訳(2023年)

〔・国・地域別でみると、中国、香港、米国への輸出で5割強となっている。〕

順位	輸出先	輸出額 (億円)	構成比 (%)	輸出額内訳 (億円)		
				農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	2,371	17.5	1,488	273	610
2	香港	2,365	17.4	1,334	14	1,016
3	アメリカ合衆国	2,062	15.2	1,383	67	612
4	台湾	1,532	11.3	1,161	41	330
5	大韓民国	761	5.6	497	35	228
6	ベトナム	697	5.1	452	7	238
7	シンガポール	548	4.0	453	6	88
8	タイ	511	3.8	256	10	245
9	オーストラリア	310	2.3	267	3	40
10	フィリピン	306	2.3	151	118	37
–	E U	724	5.3	618	19	87
	世界	13,581	100.0	9,059	621	3,901

資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

○ 令和5年の輸出を品目別に見ると、農産物ではアルコール飲料、牛肉、ソース混合調味料などが、水産物ではホタテ貝、真珠、ぶりなどが多くなっている。

○令和5年の主な品目の輸出実績

品 目	令和5年		主要品目①	主要品目②	主要品目③
	金額	構成比			
農林水産物	14,541億円		-	-	-
農産物	9,059億円	100.0%	-	-	-
畜産品 (食肉、酪農品、鶏卵等)	1,321億円	14.5%	牛肉 578億円	牛乳・乳製品 308億円	鶏卵 70億円
穀物等 (米、小麦粉等)	667億円	7.4%	小麦粉 138億円	米（援助米除く） 94億円	うどん・そうめん・そば 45億円
野菜・果実等 (青果物等)	671億円	7.4%	りんご 167億円	いちご 62億円	ぶどう 52億円
加工食品 (アルコール飲料、調味料、清涼飲料水、菓子等)	5,098億円	56.3%	アルコール飲料 1,344億円	ソース混合調味料 544億円	清涼飲料水 537億円
その他農産物 (たばこ、花き、茶等)	1,302億円	14.4%	緑茶 292億円	たばこ 181億円	花き 81億円
林産物	621億円	100.0%	-	-	-
(丸太、製材、合板等)	621億円	100.0%	丸太 231億円	合板 98億円	製材 65億円
水産物	3,901億円	100.0%	-	-	-
水産物 (ホタテ貝、ぶり、真珠等)	3,007億円	77.1%	ホタテ貝 (生・蔵・凍等) 689億円	真珠（天然・養殖） 456億円	ぶり 418億円
水産調製品 (なまこ（調製）、練り製品等)	893億円	22.9%	ホタテ貝（調製） 210億円	なまこ（調製） 169億円	練り製品 104億円
少額貨物	961億円	100.0%	-	-	-

○ 海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な29品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出重点品目以外でも、輸出事業計画の認定を受けるなど輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化する産地等に対しては、引き続き適切に支援

農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組状況

- 改正輸出促進法や輸出拡大実行戦略に基づき、政府一体となって以下の取組を実施。

品目団体の認定

- ・R6年6月までに**27品目15団体**を認定。
- ・品目団体を中核とし、オールジャパンによる輸出促進を展開。

認定日	認定団体名	対象とする輸出重点品目
令和4年 10月31日	(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
	(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
	(一社) 日本真珠振興会	真珠
令和4年 12月5日	日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
	(一社) 全日本コメ・コメ関連食品 輸出促進協議会	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品
	(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
	(一社) 日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、 いちご、かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜
令和5年 3月31日	(公社) 日本茶業中央会	茶
	(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉
令和5年 10月13日	全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
	全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
令和5年 11月14日	(一社) 日本はたて貝輸出振興協会	ホタテ貝
	(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
	(一社) 日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
令和5年 12月12日	全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち カレールウ及びカレー調製品

輸入規制・輸出障壁への対応

- ・ 原発事故に伴い日本産食品の輸入規制を措置した国・地域数は、事故後の55から現在 **6(中国、香港、マカオ、韓国、台湾、ロシア)** にまで減少(R6年5月時点)
- ・ 中国、ロシア、香港、マカオについては、ALPS処理水の海洋放出に伴い、更に日本産水産物等を停止。
- ・ 引き続き科学的根拠に基づかない輸入規制の即時撤廃を働きかけている。

輸出支援プラットフォームの設置

- ・ R6年6月までに**9か国・地域(15拠点)**で立ち上げ。
- ・ 現地の輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。

PF設置国・地域及び事務局設置都市(下線は立ち上げ済み)

米国(LA、NY、HY)、EU
(パリ、ブリュッセル)、ベトナム
(ホーチミン)、シンガポール
(シンガポール)、タイ
(バンコク)、中国(北京、
上海、広州、成都)、香港
(香港)、台湾(台北)、
マレーシア(クアラルンプール)



輸出産地の支援

- ・ **GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)** 登録者数は9,400以上。(R6年6月末時点)

〈GFP登録者へのサービス〉

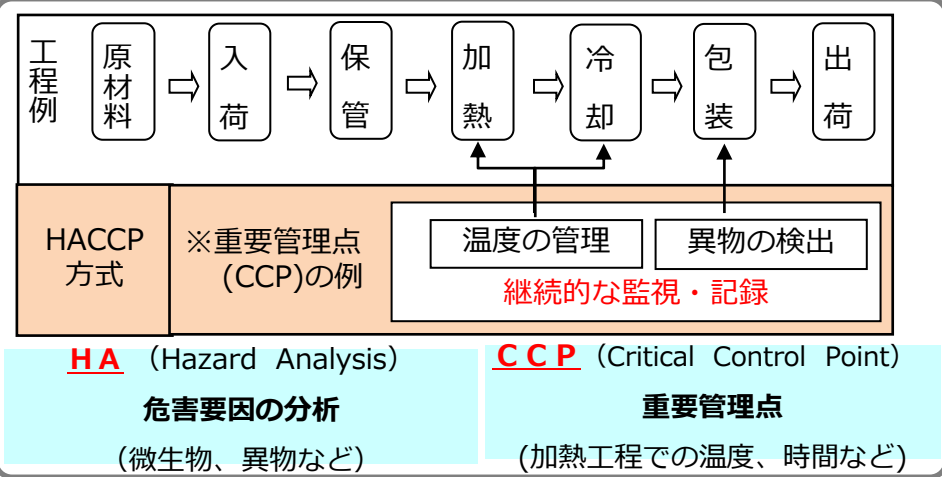
- ・ GFPコミュニティサイトでの事業者同士の直接マッチング
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供 等
- ・ 輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「**フラッグシップ輸出産地**」として**42産地**を選定。



- 改正食品衛生法によりHACCPに沿った衛生管理の制度化が令和3年6月から完全施行。
- 日本発の食品安全マネジメント規格(JFS規格)の構築、国際標準化、普及等を支援。

○HACCPとは

- 1 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、**微生物による汚染、金属の混入などの危害要因(HA)**を分析した上で、危害の防止につながる**特に重要な工程(CCP)**を**継続的に監視・記録**する「**工程管理システム**」
- 2 これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能



○HACCPに沿った衛生管理の制度化の概要

全ての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等)が衛生管理計画を作成

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組 (HACCPに基づく衛生管理)

取り扱う食品の特性等に応じた取組 (HACCPの考え方を取り入れた衛生管理)

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。
【対象事業者】
 ・大規模事業者・と畜場設置者 等

各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。
【対象事業者】
 ・小規模事業者(食品の製造、加工に従事する者の総数が**50人未満**) 等

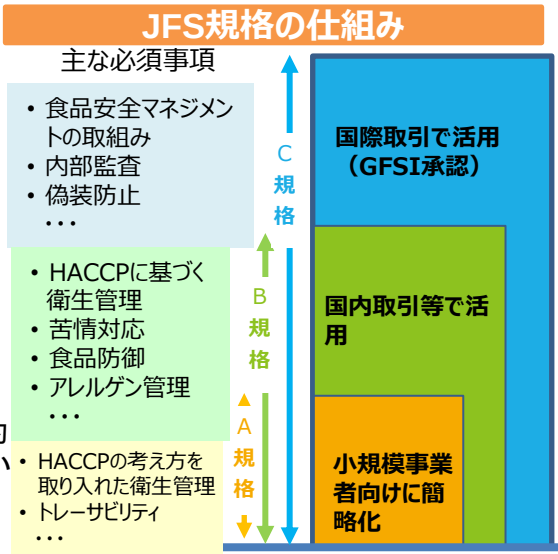
※厚生労働省資料から

○日本発の食品安全マネジメント規格(JFS規格)

OHACCPを含む食品安全マネジメント規格の国際標準化が進展。

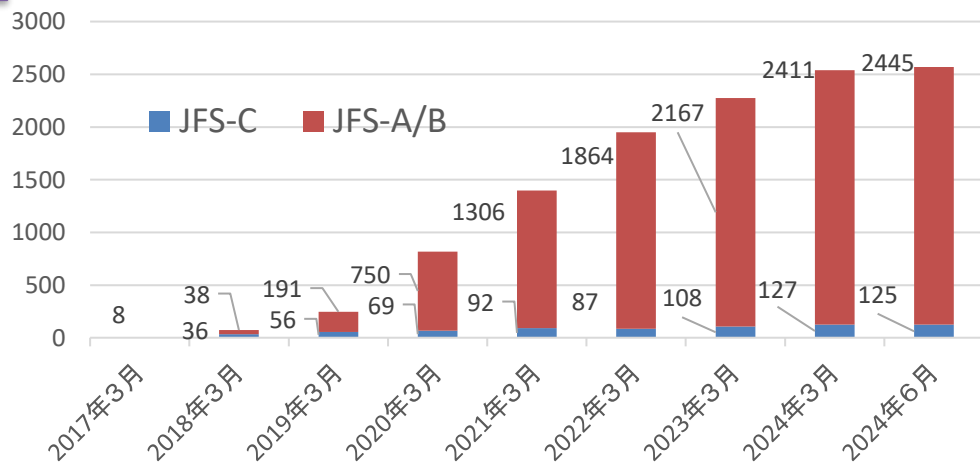
○我が国の食文化に適した規格であるJFS規格 (Japan Food Safety Standard)を構築。

- <特徴>
- 段階的で中小事業者も取り組みやすい仕組み
 - 日本語で、日本の事業者に分かりやすい
 - 国内の規制及び国際的なスキームと整合している



○JFS規格の認証/適合証明件数の推移

JFS規格の認証/適合証明件数: 2,570件 (2024年6月末現在)



- GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
- 農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称し、ガイドラインを策定し普及を進めている。

○国際水準GAPの5分野

<食品安全>

- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理等

<環境保全>

- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用等

<労働安全>

- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農薬の適切な取扱と保管等

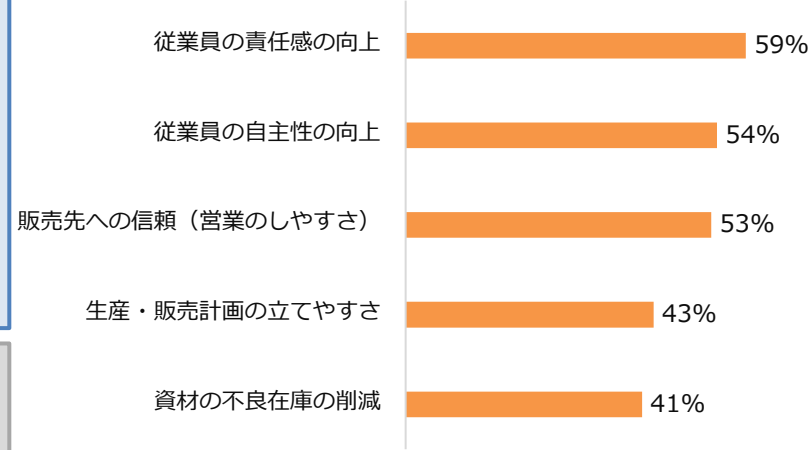
<人権保護>

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備 等

<農場経営管理>

- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定 等

○GAPが農業経営に与える主な効果



改善したと回答した経営体の割合

資料:「令和元年度GAP導入影響分析のための調査委託事業(R2.3(株)政策基礎研究所)」の調査結果を基に農業環境対策課が作成

○日本での主なGAP認証（いずれも5つの取組分野を網羅した国際水準のGAP認証）

	JGAP	ASIAGAP	GLOBALG.A.P.
運営主体	一般財団法人 日本GAP協会		FoodPLUS GmbH（ドイツ）
GFSI承認※1	—	青果物、穀物、茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数（国内農畜産業）※2	4,792	1,935	753

- ※1 GFSI (Global Food Safety Initiative) とは、グローバルに展開する小売事業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織。
- ※2 JGAP及びASIAGAPは（一財）日本GAP協会公表（令和6年3月末時点）。GLOBALG.A.P.は、（一社）GAP普及推進機構公表（令和5年12月末時点）。複数の認証を取得している経営体については重複計上。
- ※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFSI規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。

- 豚熱については、平成30年9月、我が国では26年ぶりに発生を確認し、令和6年8月までに21都県で発生を確認。
- アフリカ豚熱については、平成30年8月、中国での発生以降、アジアで感染が拡大。
- 家畜の伝染性疾病に適切に対処するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底、水際対策の強化等を推進。また、これらを内容とする改正家畜伝染病予防法が令和2年7月に施行。

豚熱・アフリカ豚熱とは

○ 豚熱

- ・ 宿主：豚、いのしし（人には感染しない）
- ・ 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
(有効なワクチンが存在)

○ アフリカ豚熱

- ・ 宿主：豚、いのしし（ダニによっても媒介）（人には感染しない）
- ・ 症状：甚急性～不顕性まで幅広い病態を示す。
(有効なワクチンは存在しない)

※両疾病とも、一旦発生すると、地域の畜産業に大きな影響。家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。

豚熱・アフリカ豚熱の状況

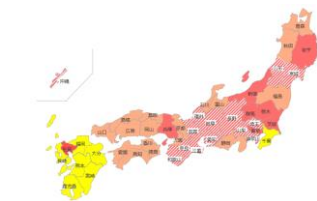
○ 豚熱

- ・ 平成30年9月に26年ぶりに発生して以来、令和6年8月までに22都県・93事例の発生を確認。
- ・ 令和元年10月から予防的ワクチンの接種を開始。
- ・ ワクチン接種県においても30事例発生を確認。

○ アフリカ豚熱

- ・ 平成30年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア全域に拡大（東アジアでは日本と台湾のみ非発生）。
- ・ 国内侵入リスクが増大する中、水際検疫を強化。

豚熱の発生状況



飼養豚陽性発生県：赤色（ただし、斜線は、令和4年度以降発生なし。）
 【22都県】（飼養頭数 3,260,730頭（全国の37.1%））
 野生いのしし陽性発生県：赤色（沖縄を除く） 黄色
 【38都府県】（飼養頭数 4,596,260頭（全国の52.2%））
 飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 黄色 黄色
 【46都府県】（飼養頭数 8,045,460頭（全国の91.4%））
 ※飼養頭数は、R6畜産統計・速報値を基に計算

アフリカ豚熱の発生状況（R6年6月末時点）



■ = 2005年以降WOAH等に発生通報のあった国/地域

主な豚熱・アフリカ豚熱対策

1. 感受性動物対策

- 令和元年10月にワクチン接種を開始。令和5年9月末までに北海道を除く46都府県をワクチン接種推奨地域に指定。令和4年12月、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正し、要件を満たす飼養衛生管理者によるワクチン接種を可能とした。
発生時の殺処分頭数を低減する取組として農場の分割管理を推進。

2. 感染経路の遮断対策

- 野生動物侵入防護柵の設置、エコフィード加熱基準厳格化等の飼養衛生管理基準の遵守徹底を都道府県を通じて生産者に指導。

3. 野生イノシシ対策

- 平成30年9月から全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。さらに捕獲強化、経口ワクチン散布による野生イノシシ対策を実施。

4. 感染防止のための周知等の推進

- 山林作業業者や観光客向けの注意喚起ポスターの作成。

5. 水際対策

- 国内外における周知活動、検疫探知犬の増頭・家畜防疫官の増員による空海港及び国際郵便局における探知活動の強化、違法持ち込みに対する厳格化等、関係省庁とも連携し、水際検疫を強化。

家畜伝染病予防法改正

1. 国内対策

※令和2年4月3日公布、一部を除き7月1日施行。

- ①家畜の所有者、国、地方公共団体等の責務の明確化、②飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充、③野生動物におけるまん延の防止、④予防的殺処分の対象拡大（アフリカ豚熱）等を措置。

2. 水際対策

- ①家畜防疫官の検査・廃棄に係る権限強化、②畜産物の違法な持ち込みに対する罰則強化等を措置。

- 高病原性鳥インフルエンザについては、令和5年度シーズンは家きんにおいて10県11例発生し、85.6万羽が殺処分対象となった。（令和4年度シーズンは過去最多の26道県84事例発生し、1,771万羽が殺処分対象となった。）
- 今後に向けて、疫学調査等で得られた知見に基づく農場等における更なる発生予防対策、殺処分による影響の緩和のための農場の分割管理の活用等を行っていく。

高病原性鳥インフルエンザとは

- 国際獣疫事務局（WOAH）が定める診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病。
- 渡り鳥により国内へ持ち込まれることが多く、冬季に発生しやすい。
※一旦発生すると、家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。地域の畜産業に大きな影響。

高病原性鳥インフルエンザの状況

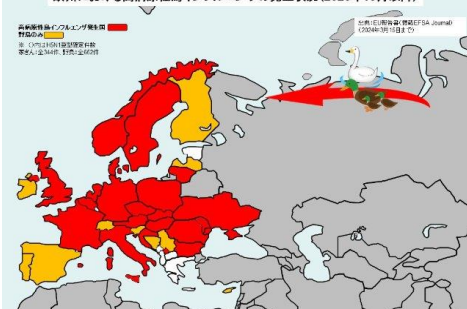
○ 我が国での発生状況

- ・ 令和5年度シーズンは10県11事例の発生（殺処分羽数は約85.6万羽）。
- （令和4年度シーズンは過去最多の26道県84事例発生、殺処分羽数は1,771万羽。）

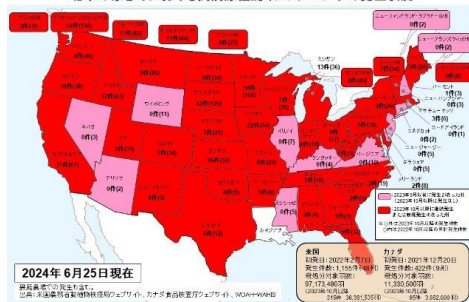


○ 欧州、北米での発生状況

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況（2023年10月以降）



北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



次期シーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

- 次期シーズンに向けて、引き続き、発生時の防疫措置に備えて万全を期することができるよう都道府県等と連携するとともに、**農場における更なる発生予防対策、発生時の殺処分羽数の低減、発生農場の家きんの再導入に向けた指導**に取り組んでいく。

1. 農場や地域一体となった発生予防対策の強化

- 令和5年度シーズンの疫学調査、調査研究で得られた知見を現場での発生予防対策に活用。
 - ・ 農場における**第三者の視点や飼養衛生管理等支援システム**も用いた、**飼養衛生管理基準の遵守状況の評価及び改善**。
 - ・ **既発農場やその周辺地域にある農場は、HPAI発生リスクが高い地域にあることを認識し、飼養衛生管理を徹底**。
 - ・ 農場周辺における**ため池対策、野鳥を誘引する状況を作らない**など、都道府県・市町村含め**地域が一体となった対策**。

2. 発生時における殺処分羽数の低減

- 高病原性鳥インフルエンザ発生時の防疫措置により**農場毎に行う全羽殺処分の羽数を低減させるため、現場で活用可能なマニュアルを作成し、農場の分割管理を推進**。

3. 発生農場の家きんの再導入に向けた指導

- 発生農場が早期に家きんを再導入できるよう、**埋却地・焼却施設の確保や飼養衛生管理の指導**を実施。
 - ・ 飼養衛生管理基準の定期報告のタイミングを活用し、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、特に埋却地や焼却施設の事前確保を指導。
 - ・ 大規模農場においては、事前に策定する対応計画について農場自ら防疫措置に協力することを推進。

- 口蹄疫については平成23年2月に清浄国(ワクチン非接種)に復帰。
 - 高病原性鳥インフルエンザについては令和6年6月に自己清浄化宣言。
 - BSEについては、平成25年5月、WOAHの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
 - 飼養衛生管理基準の遵守の徹底とともに食の安全確保のための農場HACCP※を推進。
- ※農場HACCPとは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

H22年11月～H23年3月	H5N1高病原性、9県24事例、約183万羽
H26年4月	H5N8高病原性、1県1事例、約11万羽
H26年12月～H27年1月	H5N8高病原性、4県5事例、約35万羽
H28年11月～H29年3月	H5N6高病原性、9県12事例、約167万羽
H30年1月	H5N6高病原性、1県1事例、約9万羽
R2年11月～R3年3月	H5N8高病原性、18県52事例、約987万羽
R3年11月～R4年5月	H5N1、H5N8高病原性、12県25事例、約189万羽
R4年10月～R5年5月	H5N1、H5N2高病原性、26県84事例、約1771万羽
R5年11月～R6年4月	H5N1、H5N6高病原性、10県11事例、約86万羽

B S E

H13年9月～H21年1月(36頭)
(H14年2月以降に日本で生まれた牛での発生はない)

無視できるBSE
リスクの国に認定
(H25年5月)

- <条件>
- ①サーベイランスの実施
 - ②過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生なし
 - ③8年以上の有効な飼料規制

口蹄疫

H12年3～5月	宮崎県、北海道(4事例、牛 740頭)
H22年4～7月	宮崎県(292事例、牛・豚等 297,808頭)

豚熱

H30年9月～(R6年8月14日時点、22都県93事例、約40.3万頭)

(注) 頭羽数は関連農場を含む殺処分頭羽数

【農場HACCP認証農場】

乳	用	牛	:	46農場
肉	用	牛	:	126農場
乳用牛・肉用牛			:	4農場
養		豚	:	163農場
採	卵	鶏	:	103農場
肉	用	鶏	:	14農場
計				456農場

(R6年8月1日時点)

- 令和3年3月に、食育推進会議において第4次食育推進基本計画が決定。令和3年度から令和7年度までのおおむね5年間を計画期間とし、当該期間に特に取り組むべき重点事項等を規定。
- 具体的には、国民の健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、以下の3つの重点事項を規定。
 - (1)生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、(2)持続可能な食を支える食育の推進、(3)「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

食育基本法（平成17年法律第63号（衆法））

目的：食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与すること

食育推進会議（食育基本法第26条）

会長：農林水産大臣
委員：関係する国務大臣
民間有識者

食育推進評価専門委員会

（食育推進会議会長決定）

構成員：食育推進会議の民間有識者等

食育推進基本計画 （食育基本法第16条）

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるもの

<食をめぐる現状・課題>

- ・農林漁業者や農山漁村人口の高齢化、減少
- ・地球規模の気候変動の影響の顕在化
- ・食品ロス（推計）約472万トン（令和4年度）
- ・新型コロナによる「新たな日常」への対応
- ・社会のデジタル化
- ・持続可能な開発目標（SDGs）へのコミットメント

第4次食育推進基本計画（令和3年度～令和7年度）

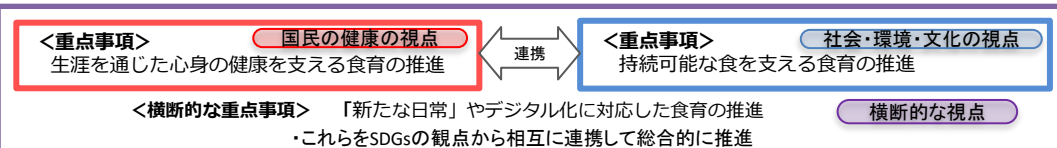
令和3年3月31日 食育推進会議決定

はじめに

第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- ・SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が相互に連携・協力して総合的に推進

1. 重点事項



2. 基本的な取組方針

第2 食育の推進の目標に関する事項

- 1. 目標の考え方 2. 食育の推進に当たっての目標（16目標・24目標値）

第3 食育の総合的な促進に関する事項（具体的な施策）

- 家庭における食育の推進：
 - ・乳幼児期からの基本的な生活習慣の形成
 - ・在宅時間を活用した食育の推進
- 学校、保育所等における食育の推進：
 - ・栄養教諭の一層の配置促進
 - ・学校給食の地場産物利用促進へ連携・協働
- 地域における食育の推進：
 - ・健康寿命の延伸につながる食育の推進
 - ・地域における共食の推進
 - ・日本型食生活の実践の推進
 - ・貧困等の状況にある子供に対する食育の推進
- 食育推進運動の展開：
 - ・食育活動表彰、全国食育推進ネットワークの活用、デジタル化への対応
- 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等：
 - ・農林漁業体験や地産地消の推進
 - ・持続可能な食につながる環境に配慮した消費の推進
 - ・食品ロス削減を目指した国民運動の展開
- 食文化の継承のための活動への支援等：
 - ・中核的な人材の育成や郷土料理のデータベース化や国内外への情報発信など、地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進
 - ・学校給食等においても、郷土料理の歴史やゆかり、食材などを学ぶ取組を推進
- 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進：
 - ・食品の安全性や栄養等に関する情報提供
 - ・食品表示の理解促進

第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 多様な食の需要に対応し、食料需要増大等の社会課題の解決を加速するため、フードテック(食に関する新技術)を活用した、新たなビジネスの創出を促進。
- 民間企業、研究機関、行政から成るフードテック官民協議会で、フードテックに関する研究・事業に関する情報共有や課題解決に向けた議論を実施。令和5年2月には、フードテック官民協議会においてフードテック推進ビジョンとロードマップを策定。
- フードテックビジネス実証事業で、食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援するとともに、これらの実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

○日本発のフードテック 持続可能な食料供給

大豆を用いた植物肉で増大するタンパク質需要へ対応

DAIZ株式会社

- ・大豆の発芽技術を活用することで、風味や食感を食肉に近づけた次世代植物肉原料を開発した。
- ・世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。

発芽大豆素材を用いたタコス



生産性の向上

AI調理ロボットで人手不足を改善

TechMagic株式会社

- ・自動で食材を用意して調理、盛り付け、洗浄まで行うAIロボを開発した。
- ・外食産業では人手不足が経営を圧迫、ロボットで代替することで飲食店の課題解決を目指している。

パスタ調理ロボット



豊かで健康な食生活

アレルギー低減卵の生産

プラチナバイオ株式会社

- ・ゲノム編集技術を用いてオボムコイドを除去したアレルギー低減卵を研究開発している。
- ・卵アレルギーの人たちでも食べられる卵加工食品をつくり、食のバリアフリーの実現を目指している。

アレルギー低減卵を生産するニワトリの育種



細胞性食品で増大するタンパク質需要へ対応

インテグリカルチャー株式会社

- ・独自の細胞培養システムを構築し、コストダウンを実現。あひる肝臓由来のペースト食品を研究開発している。
- ・世界で増大するタンパク質需要への対応を目指している。

細胞性食品の製造ライン
(湘南ヘルスイノベーションパーク)



次世代型植物工場

株式会社プランテックス

- ・独自の密閉型構造の栽培システムにより、栽培環境を高精度に制御できる人工光型植物工場を開発した。
- ・生産性や資源の利用効率を高め、安定的で持続可能な食料供給の実現を目指している。

密閉型構造の植物工場



塩味増強スプーン

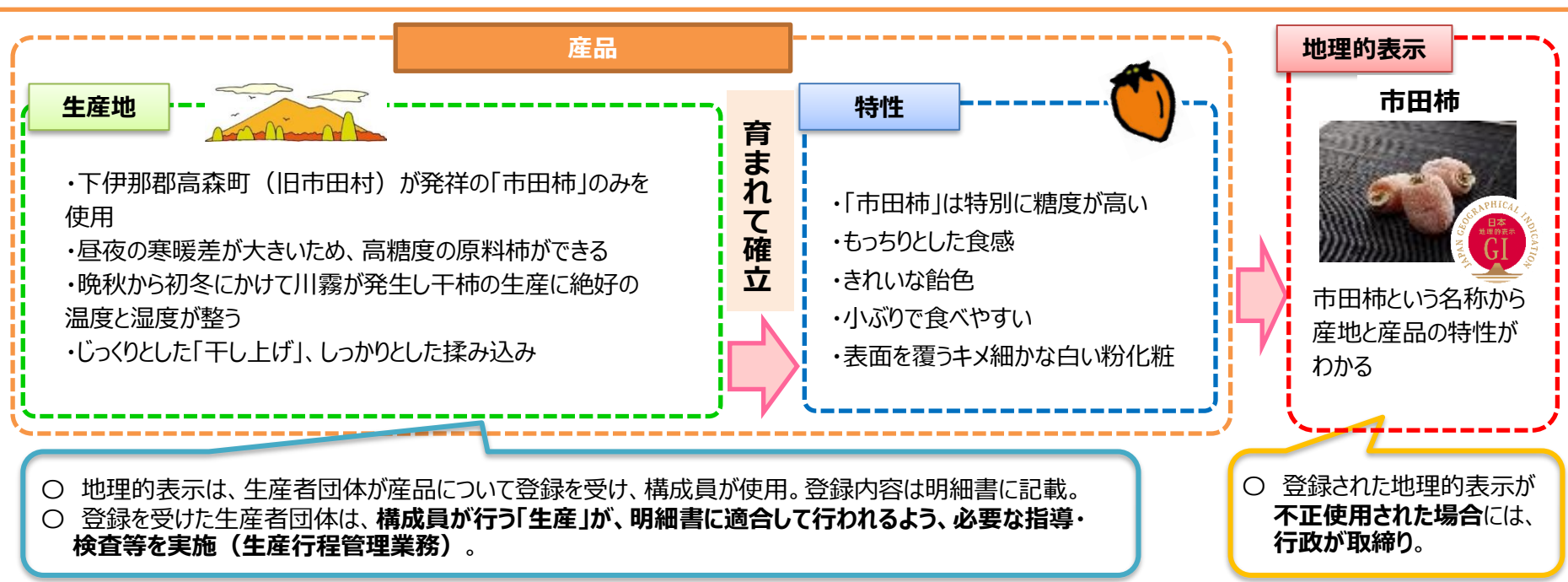
キリンホールディングス株式会社

- ・微弱な電流を用いて、減塩食品の塩味を増強するスプーンを開発した。
- ・薄味の食事でも塩味を感じることができ、おいしく生活習慣の改善ができる豊かな食生活の実現を目指している。

塩味を増強するスプーン



- 地理的表示 (GI: Geographical Indication) 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、知的財産として保護する制度。(平成27年6月から運用開始)



GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国とGIリストを交換し、当該外国のGI製品について、**所要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定**



お互いの国でGIを保護

⇒ **模倣品の排除によるブランド価値の保護、
生産者自身によるGI申請の負担軽減**

登録の効果

- 登録製品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 国による取締りにより、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。ブランド価値を守る。
- 地域と結び付いた製品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。
- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

- 令和6年8月末時点において計148産品がGIとして登録。
- また、日EU・EPAの発効により日本側108産品、EU側121産品が、また、日英・EPAの発効により日本側77産品、英国側30産品が相互保護されている。(令和6年3月末時点)

【福岡】

八女伝統本玉露
はかた地どり

【佐賀】

女山大根

【長崎】

対州そば
長崎からすみ

【熊本】

くまもと県産い草
くまもと県産い草畳表
くまもとあか牛
菊池水田ごぼう
田浦銀太刀
八代特産晩白柚
八代生姜
くまもと塩トマト
やまえ栗

【大分】

くにさき七島蘭表
大分かぼす

【宮崎】

宮崎牛
ヤマダイかんしょ

【鹿児島】

鹿児島島の壺造り黒酢
桜島小みかん
辺塚だいたい
鹿児島黒牛
えらぶゆり
種子島安納いも
種子島レザリーフファン

【沖縄】

琉球もろみ酢
ぐしちゃんピーマン
中城島にんじん
ちんすこう

【鳥取】

鳥取砂丘らっきょう
大山ブロッコリー
こおげ花御所柿
大栄西瓜
伯州美人

【島根】

東出雲のまる畑ほし柿
三瓶そば

【岡山】

連島ごぼう
備前黒皮かぼちゃ

【広島】

比婆牛
豊島タチウオ
大野あさり
福山のくわい

【山口】

下関ふく
美東ごぼう
徳地やまのいも
長州黒かしわ

【徳島】

木頭ゆず
阿波尾鶏
徳島すだち

【香川】

香川小原紅早生みかん
善通寺産四角スイカ
サヌキ白みそ
大野豆

【愛媛】

伊予生糸

【高知】

物部ゆず

【滋賀】

近江牛
伊吹そば
近江日野産日野菜
水口かんぴょう

【京都】

万願寺甘とう

【大阪】

富田林の海老芋

【兵庫】

但馬牛
神戸ビーフ
佐用もち大豆
淡路島3年とらふぐ
揖保乃糸

【奈良】

三輪素麺

【和歌山】

紀州金山寺味噌
わかやま布引だいこん
あら川の桃

【岐阜】

奥飛騨山-の村寒干し大根
堂上蜂屋柿
飛騨牛

【静岡】

三島馬鈴薯、田子の浦しらす
西浦みかん寿太郎
深蒸し菊川茶

【愛知】

八丁味噌
豊橋なんぶとうがん

【三重】

特産松阪牛

【新潟】

くろさき茶豆
津南の雪下にんじん
大口れんこん

【富山】

入善ジャンボ西瓜
富山干柿
氷見稲積梅

【石川】

加賀丸いも
能登志賀ころ柿、いしり・いしる

【福井】

吉川ナス
山内かぶら
上庄さといも
若狭小浜小鯛ささ漬
越前がに

【山梨】

あけぼの大豆

【長野】

市田柿、すんき

【茨城】

江戸崎かぼちゃ
飯沼栗
水戸の柔甘ねぎ
奥久慈しゃも
行方かんしょ

【栃木】

新里ねぎ
鹿沼在来そば

【東京】

東京しゃも

【北海道】

夕張メロン
十勝川西長いも
今金男しゃく
檜山海参
網走湖産しじみ貝
ところピンクにんにく
十勝ラクレット
浜中養殖うに

【青森】

あおもりカシス、十三湖産大和しじみ
小川原湖産大和しじみ
つるたスチューベン
大鰐温泉もやし、清水森ナンバ
青森の黒にんにく

【岩手】

前沢牛、岩手野田村荒海ホタテ
岩手木炭、二子さといも
浄法寺漆、甲子柿
広田湾産イシカゲ貝、西わらび

【宮城】

みやぎサーモン、岩出山凍り豆腐
河北せり、仙台せり

【秋田】

大館とんぶり、ひばり野オクラ
松館しほり大根、いぶりがっこ
大竹いちじく

【山形】

米沢牛、東根さくらんぼ
山形セルリー、小笹うるい
山形ラ・フランス

【福島】

南郷トマト、阿久津曲がりねぎ
川俣シャモ、伊達のあんぼ柿
たむらのエゴマ油、昭和かすみ草

平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国150産品が登録。
この他、プロシュット デイ パルマ(イタリア)、ルックガン ライチ(ベトナム)、ピントウアン ドラゴンフルーツ(ベトナム)、
ドイツンコーヒー(タイ)、ドイツンコーヒー(タイ)、ファイムン・パイナップル(タイ)も登録されている。

- 種苗法に基づき、新たに植物品種を育成した者は、国に品種登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を取得。登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

品種登録制度の概要

農林水産省
知的財産課

審査



登録

※区別性、均一性、安定性等の要件を満たす必要

出願

権利付与

育成者（新品種を開発した者）

育成者権者

- ・登録品種の「種苗」、「収穫物」「加工品」を、業として利用する権利を専有
- ・権利の存続期間：最長25年（果樹等木本の植物は最長30年）
- ・届出により海外持出し制限、国内の栽培地域指定が可能
- ・種苗を譲渡する際には、登録品種である旨の表示義務

侵害への対応

（差止請求、損害賠償請求等）

無断利用者

許諾料

許諾

利用者

※登録品種の増殖（自家増殖を含む）には許諾が必要

※一般品種（登録期間が過ぎて育成者権が消滅した品種、過去に登録されたことのない品種及び在来種）は自由に利用可能

海外での品種保護を支援

<海外での品種登録>

- ・ 各国ごとに品種登録が必要。国際条約により海外で品種登録できるのは国内流通から4年（樹木及びぶどうは6年）以内に限定。
- ・ 品種登録国では無断栽培に対して当該国の法令に基づく法的措置が可能。

<育成者権の侵害対応>

- ・ 外国における侵害の監視、侵害の把握、侵害への警告・訴訟等の必要な対応を支援。

- 2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制(年960時間)が適用され、何も対策を行わなければ、遠隔地を中心に物流の停滞が懸念されている(物流の2024年問題)。
- 農水産品分野では、長距離輸送が多い、手積み・手下ろしが多い等の特徴により、輸送能力の32.5%(全産業では14.2%)が不足するとの試算が示されている。
- 中継共同物流拠点の整備、パレット化による荷積み・荷卸しの効率化、トラックから鉄道・船舶へのモーダルシフト等により持続可能な農産物等の物流を実現する必要がある。

※株式会社NX総合研究所試算(2022年11月11日)

トラックドライバーの働き方改革

法律・内容		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
労働基準法	時間外労働の上限規制(年720時間)の適用【一般則】		大企業に適用	中小企業に適用				
	時間外労働の上限規制(年960時間)の適用【自動車運転業務】							適用
	月60時間超の時間外割増賃金引き上げ(25%→50%)の中小企業への適用						適用	

		現行	2024年4月以降(原則)
改善基準告示抄	年間拘束時間	3,516時間	3,300時間
	1ヶ月の拘束時間	293時間	284時間
	1日の拘束時間	13時間	13時間
	休息時間	継続8時間以上	継続11時間を基本とし、9時間下限

「物流の2024年問題」の影響により不足する輸送能力試算(NX総合研究所)

○全体

不足する輸送能力の割合(不足する営業用トラックの輸送トン数)	
2024年	14.2%(4.0億トン)
2030年	34.1%(9.4億トン)

○発荷主別(抜粋)

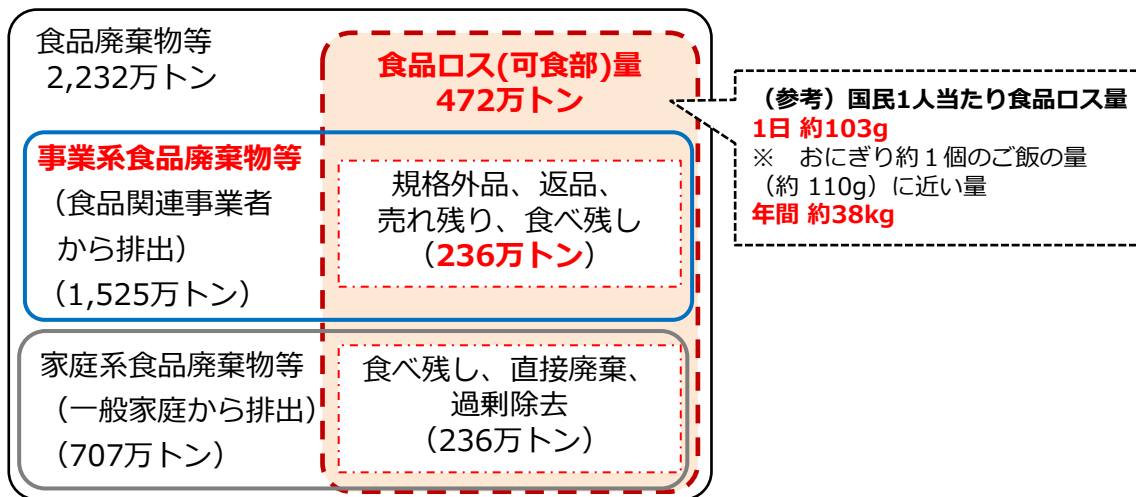
業 界	不足する輸送能力割合
農産・水産品出荷団体	32.5%
紙・パルプ(製造業)	12.1%
建設業、建材(製造業)	10.1%
飲料・食料品(製造業)	9.4%

○地域別(抜粋)

地 域	不足する輸送能力の割合
中 国	20.0%
九 州	19.1%
関 東	15.6%
中 部	13.7%

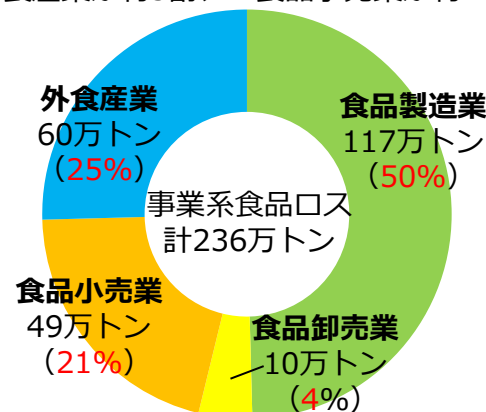
- 我が国の食品ロス量は472万トン。うち食品産業から発生する事業系食品ロスは236万トン。
- 2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを半減(273万トン)させる目標が設定されており、2022年度に目標を達成。(食品リサイクル法の基本方針において同目標を設定。)
- 2022年度での食品ロス削減目標の達成を踏まえ、新たな目標について食料・農業・農村政策審議会食料産業部会の「食品リサイクル小委員会」等で議論を開始。

<食品ロスの発生状況(2022年度推計)>

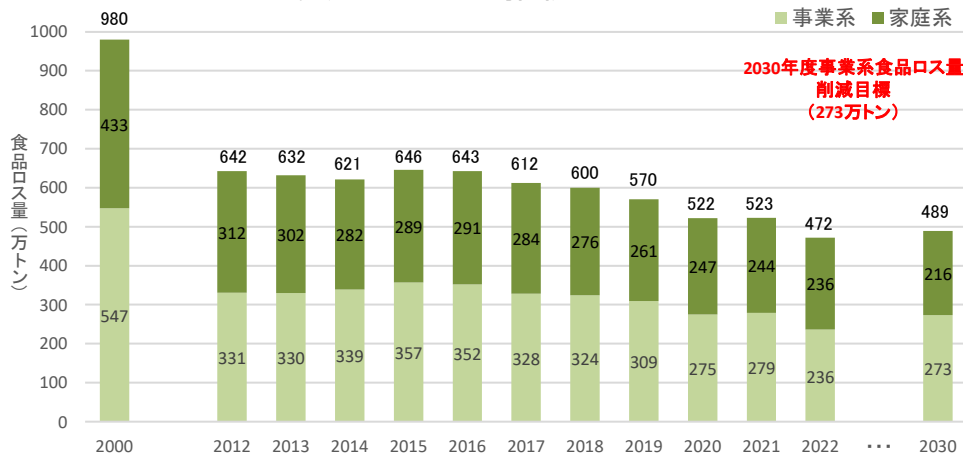


<事業系食品ロスの業種別内訳(2022年度推計)>

〔事業系の内訳は、食品製造業が5割、
外食産業が約3割、食品小売業が約2割〕



<食品ロス量の推移>



(資料)農林水産省・環境省調べ

(年度)

<食品ロス削減推進法の基本方針>

国が行う基本的施策：

○食品関連事業の取組への支援

- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進
(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)
- ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整 等

○食品廃棄物・食品ロス量の実態調査

○取組促進のための表彰

○先進的な取組や優良事例の共有、エシカル消費の啓発

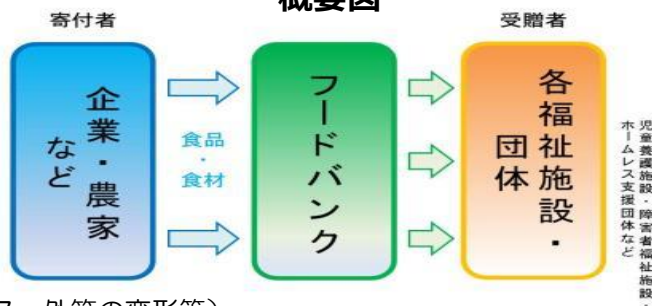
○未利用食品を提供するフードバンク活動への支援

(食品事業者とフードバンクとのマッチングを含む) 等

フードバンク活動の推進

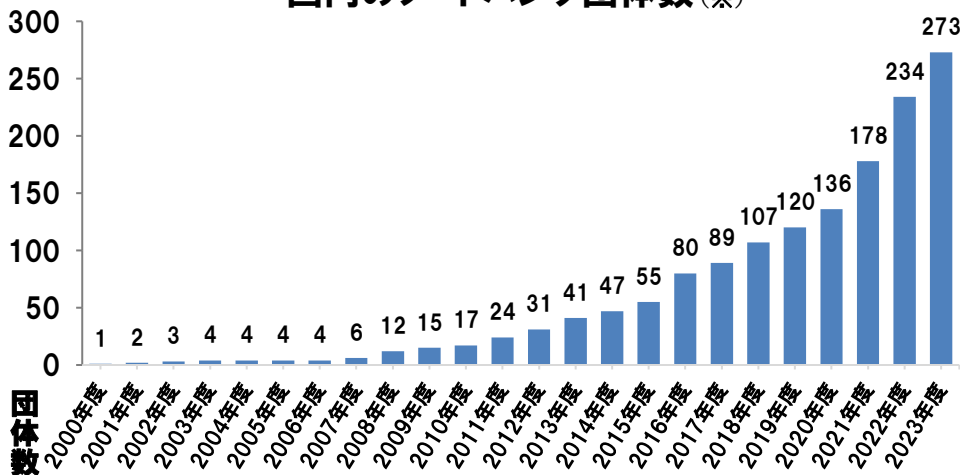
- 生産、流通、消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄附を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。（日本では北海道から沖縄まで273団体が活動）
- 生活困窮者へ食品を届きやすくすることが課題となっており、こども食堂等へ食品の提供を行っているフードバンクの役割の重要性が高まっている。

概要図



（印字ミス、外箱の変形等）

国内のフードバンク団体数（※）



資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」等

（※）農林水産省のホームページへ掲載希望のあったフードバンク活動団体数

農林水産省におけるフードバンクへの支援事業

大規模かつ先進的な取組の支援

（令和5年度補正予算）食品ロス緊急対策事業【350百万円】

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、
輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、
先進的取組に必要な経費を支援（定額補助）。

活動強化に向けた専門家派遣、大規模かつ先進的な取組の支援

（令和6年度当初予算）食品ロス削減総合対策事業のうち
食品事業者からの未利用食品提供の推進等【88百万円】

1. 専門家派遣等

食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するため、
専門家派遣等によるサポートを実施。

2. 先進的取組支援

大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援（1/2補助）。

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業構造の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度として、平成5年に「認定農業者制度」を創設。
- 認定農業者数は、22.2万経営体、うち法人は年々増加し 2.8万経営体（令和4年3月末現在）。

○農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

【記載事項】

- ・経営改善の方向
（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模の目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・生産方式に関する目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理に関する目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・農業従事の様態の目標（例：休日制の導入等）等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

【認定要件】

- ・市町村基本構想に照らして適切なものであるか
（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
 - ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
 - ・達成される見込みが確実であるか
- <農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合>
- ・農地転用許可基準を満たしているかどうか

市町村等^{※1}へ申請

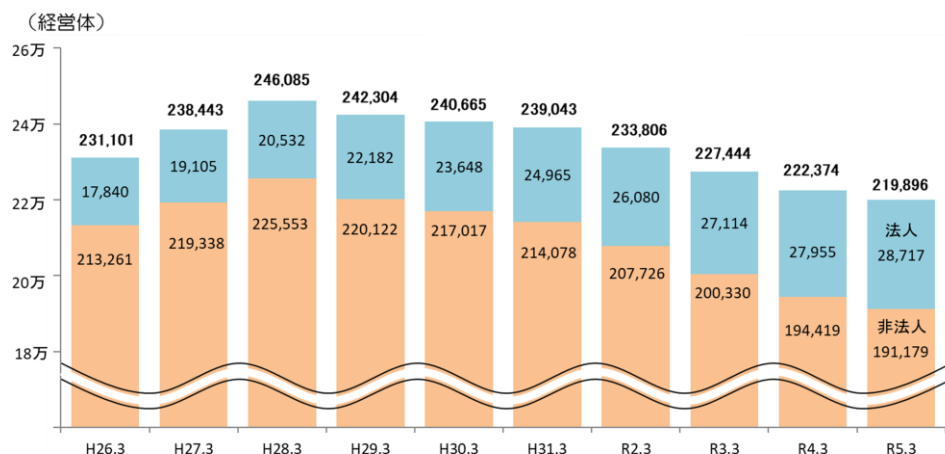
市町村等^{※1}が認定

認定農業者

※1 農業経営を営む区域が市町村又は都道府県の区域を越える場合は、都道府県又は国へ申請

※2 電子申請も可能

○認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

注：特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

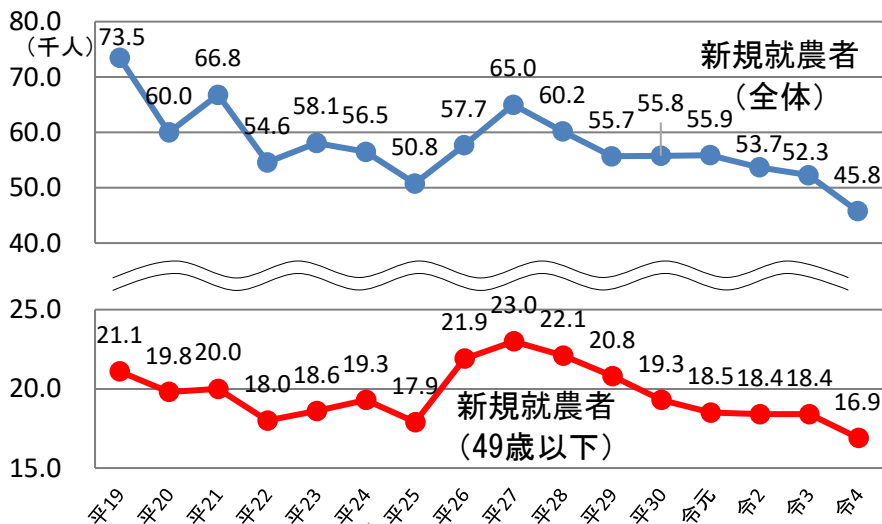
○認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策	ゲタ対策、ナラシ対策※
融 資	スーパーL資金及び農業近代化資金
税 制	農業経営基盤強化準備金制度
農業者年金	農業者年金の保険料支援
農地転用	農地転用手続のワンストップ化

※ ゲタ対策とは麦・大豆等のコスト割れの補填、ナラシ対策とは米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットのこと。

- 我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、将来の担い手の確保・育成を図り、世代間のバランスのとれた農業構造にしていくことが重要。
- 将来の担い手として期待される40代以下の就農者は、近年は1万7～8千人前後で推移。また、雇用の受け皿としても期待される法人経営体は増加傾向で推移し、令和6年に33,400法人。

○新規就農者数の推移



農の雇用事業 (現: 雇用
就農資金) 創設

青年就農給付金 (現: 就農準備資金・
経営開始資金) 創設

資料: 農林水産省「新規就農者調査」

○49歳以下の就農 (希望) 者に対する主な支援策

経営発展支援事業 (※1)

都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援 (補助対象事業費上限1,000万円、国の補助上限1/2) <例: 国1/2、県1/4、本人1/4>

就農準備資金 (※2)

研修期間中の研修生に対して、12.5万円/月 (150万円/年) を最長2年間交付

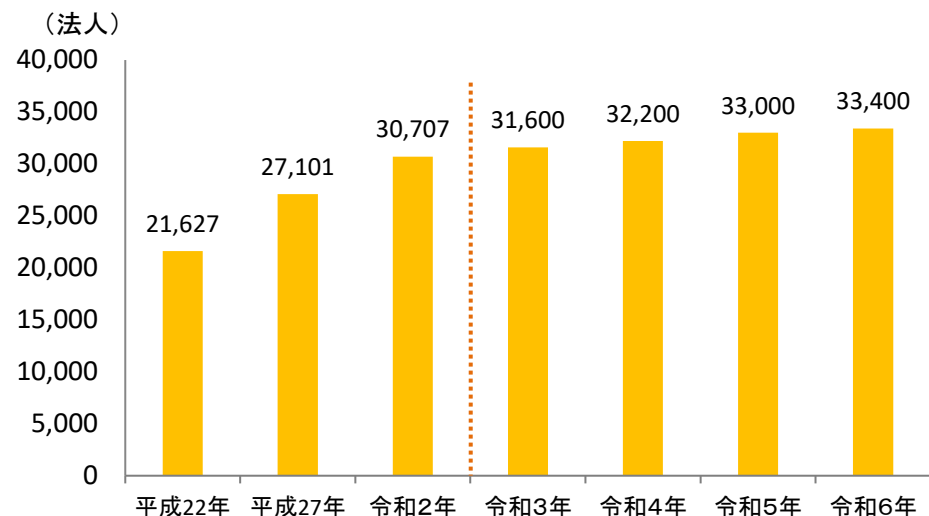
経営開始資金 (※2)

独立・自営する認定新規就農者に対して、12.5万円/月 (150万円/年) を最長3年間交付

雇用就農資金 (※3)

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、60万円/年を最長4年間助成

○法人経営体数の推移



資料: 農林水産省「農林業センサス」(平成22年～令和2年)、「農業構造動態調査」(令和3年～令和6年)
注: 令和3～令和6年の数値は農業構造動態調査の結果で、標本調査により把握した推計値

○法人化に対する主な支援策

農業経営・就農サポート推進事業

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業者の課題解決 (法人化等) に必要な助言等を実施

集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化を推進するためのビジョンを策定する組織の法人化を支援 (定額25万円)

経営継承・発展等支援事業

地域の担い手の後継者が経営継承後に行う経営発展の取組 (法人化含む) を支援 (上限100万円、国と市町村が1/2ずつ負担)

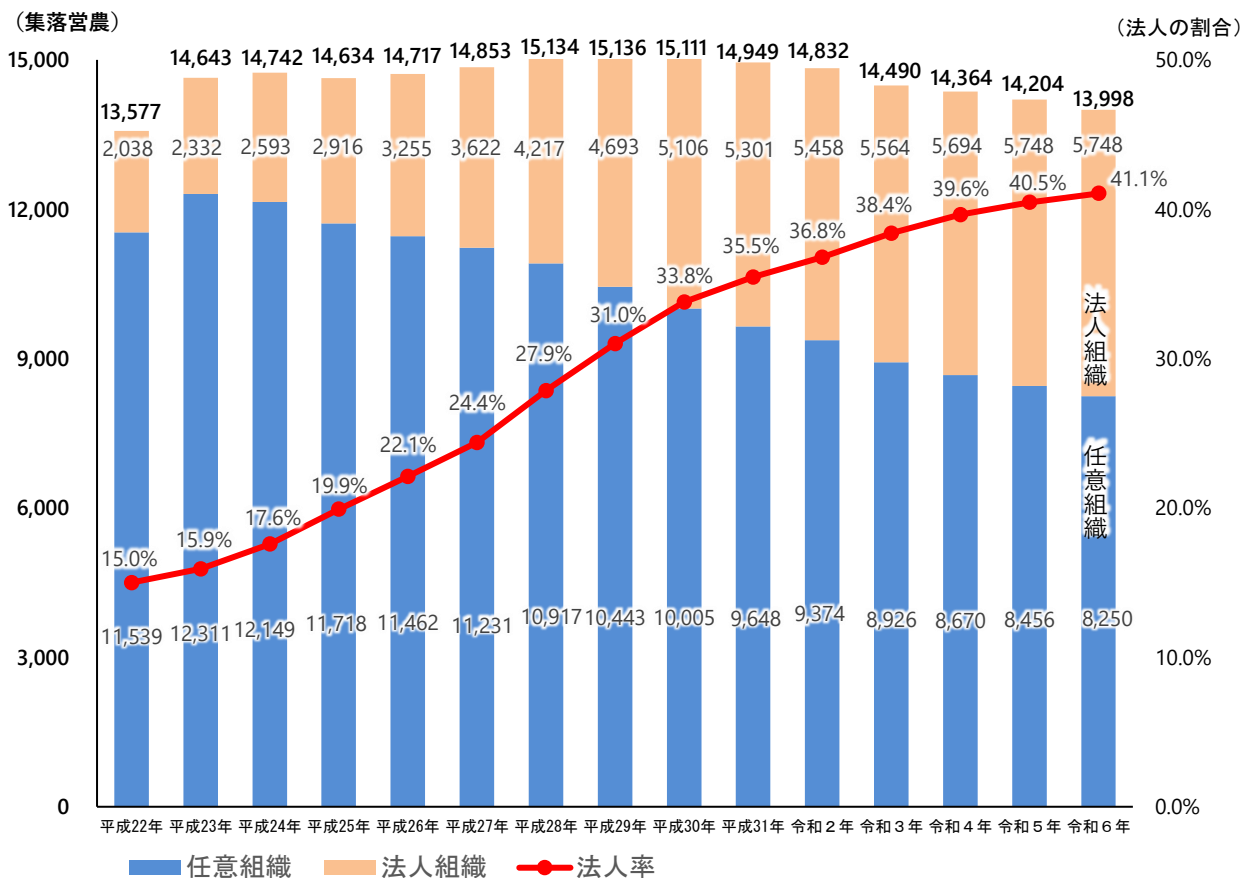
※1: 令和4年度新規事業

※3: 令和3年度以前の「農の雇用事業」

※2: 令和3年度以前の「農業次世代人材投資資金 (準備型・経営開始型)」

- 集落営農数は平成29年をピークに減少傾向で推移。一方、法人の割合は年々増加し4割を超え、令和6年は前年から0.6ポイント増加。
- 任意組織は、新設がある一方で解散等による減少もあり、近年は減少傾向。

○集落営農数の推移



集落営農の構成員の高齢化等が進む中
・先進的技術の知見や多様な発想による新たな取組の展開
・組織運営に不可欠な経営基盤の強化など適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要。

集落営農活性化プロジェクト促進事業

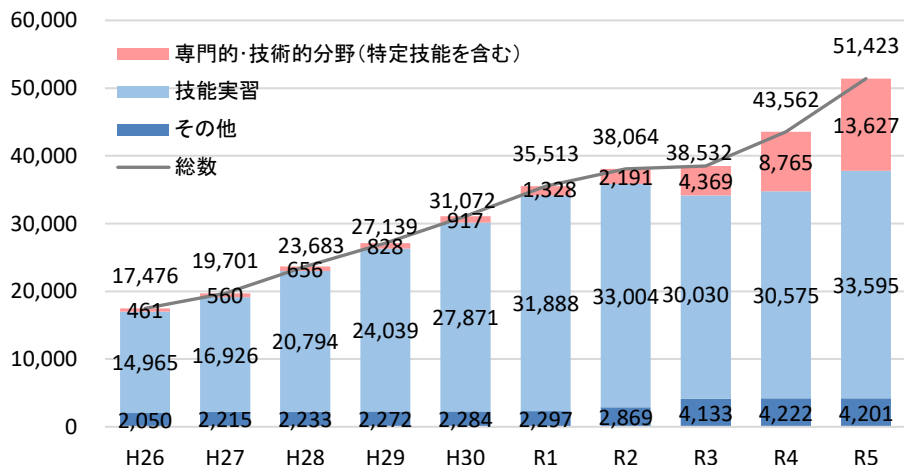
集落営農の活性化に向け、ビジネスづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。

資料：集落営農実態調査(各年2月1日現在)

※令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農については、令和6年の調査結果には含めていない。

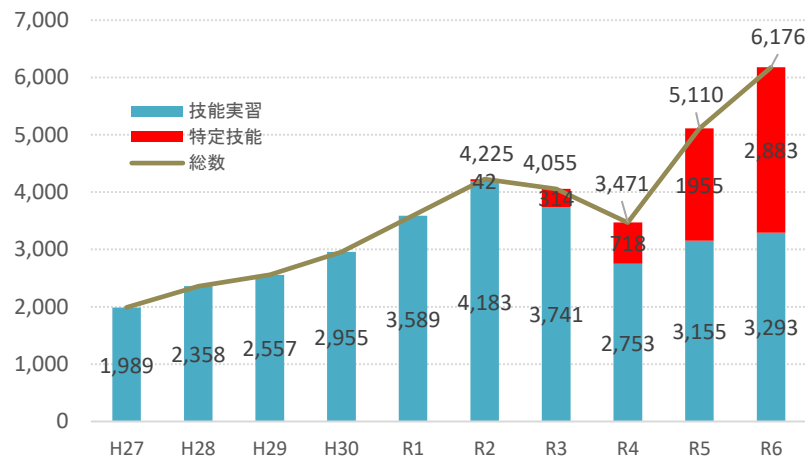
○ 外国人材については、農業(51,423人)、漁業(6,176人)、外食業(201,508人)、飲食料品製造業(169,483人)の受入れとなっている。※漁業は令和6年3月末時点、その他は令和5年10月末時点

農業



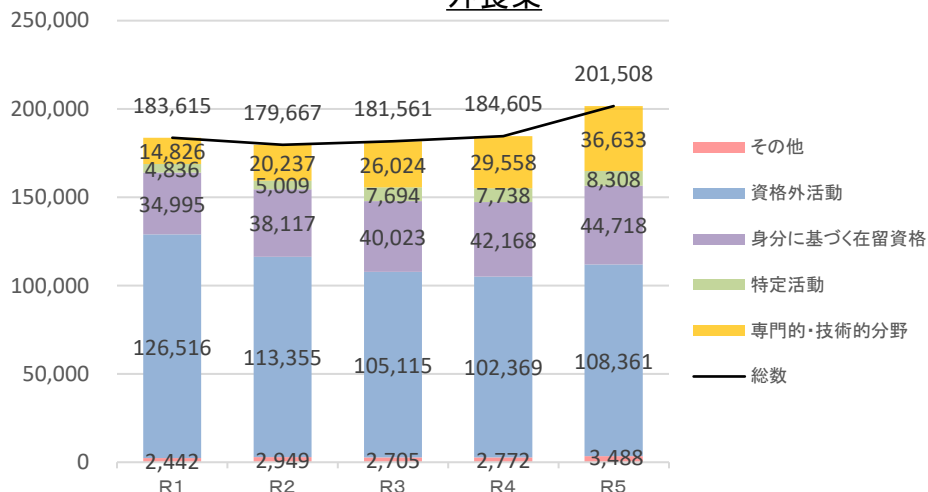
資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から特別集計（各年10月末現在）
※雇用開始時の在留資格に基づき集計

漁業



資料：特定技能は出入国在留管理庁「外国人材の受入れ状況及び共生社会の実現に向けた取組」、技能実習は水産庁調べ（各年3月末現在）

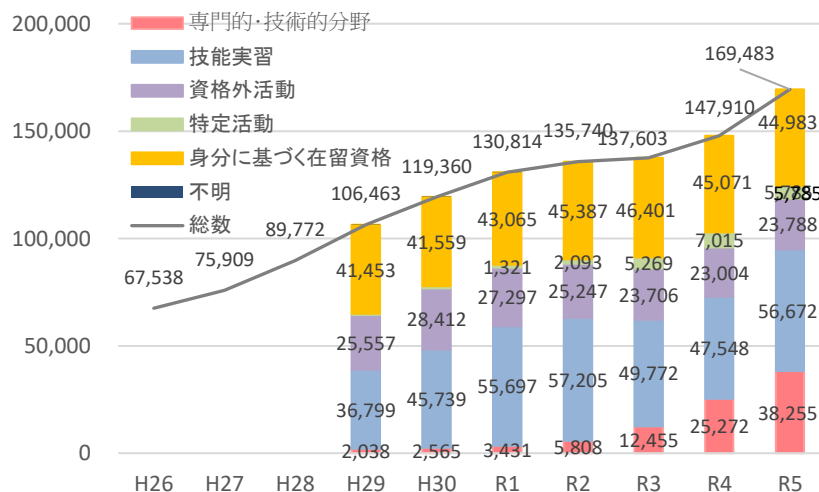
外食業



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から特別集計（各年10月末現在）
※雇用開始時の在留資格に基づき集計

注：「外食業」でのR1年以前の数値はありません。

飲食料品製造業



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」から特別集計（各年10月末現在）
※雇用開始時の在留資格に基づき集計

○ 農林水産業・食品産業分野の外国人材受入れの仕組みとして、実習目的の「技能実習制度」と就労目的の「特定技能制度（平成31年4月創設）」がある。

○技能実習制度と特定技能制度の比較について

		技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格		「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1 号」、「特定技能 2 号」 ➤ 就労目的
在留期間		最大で最長 5 年 1 年目 技能実習 1 号 ↓ (技能評価試験 (初級) を受検・合格) 2・3 年目 技能実習 2 号 ↓ (技能評価試験 (専門級) を受検・合格) ※実習開始前に 1 ヶ月以上の帰国が必要 4・5 年目 技能実習 3 号 (技能実習期間中は原則帰国不可)	「特定技能 1 号」：通算 5 年 (1 年を超えない範囲の在留期間を更新) 「特定技能 2 号」：上限なし (3 年、1 年又は 6 月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	農業関係	・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」	<1号> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (現場リーダー、農場長など)
	漁業関係	・漁船漁業：「かつお一本釣り漁業」「延縄漁業」「いか釣り漁業」「まき網漁業」等 ・養殖業：「ほたてがい・まがき養殖」	<1号> ・漁業全般 ・養殖業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (現場リーダー、養殖長など)
	食品産業関係	・「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 ・「医療・福祉施設給食製造」	<1号> ・飲食料品製造業全般 (酒類を除く) ・外食業全般 <2号> + 当該業務に関する管理業務 (部門長、ライン長など) + 店舗経営 (店長、エリアマネージャーなど)
技能水準※		—	「特定技能 1 号」：相当程度の知識又は経験が必要とする技能 「特定技能 2 号」：熟練した技能
日本語能力の水準※		—	「特定技能 1 号」：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本 「特定技能 2 号」：日本語能力試験N3以上 (漁業・外食業分野のみ)
外国人材の受入れ主体 (雇用主)		実習実施者（農業者等）	・農業経営体、漁業経営体、 飲食料品製造事業者、外食事業者 ・派遣事業者（農業・漁業分野のみ）

※ 業所官省庁が定める試験等により確認。ただし、1号については、技能実習（3年）を修了した者は試験を免除。

○特定技能制度による受入れ

分野	5年間の受入れ上限数※1	受入れ人数※2
農業	78,000人	23,861人
漁業	17,000人	2,669人
飲食料品製造業	139,000人	61,095人
外食業	53,000人	13,312人
林業	1,000人	—
木材産業	5,000人	—

※1:令和6年4月～令和10年3月末までの5年間

※2:令和5年12月末時点（速報値）

※3:林業及び木材産業については、令和6年3月に「特定技能1号」の対象分野に追加され、関係省令や運用等の整備ができ次第受入開始

○育成就労制度の創設

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度から、特定技能1号水準の人材育成と確保を目的とする育成就労制度へ改正（令和6年6月14日成立）。
 ・施行は3年以内で政令で定める日。

○基本構想を作成している市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」(人・農地プラン)を策定

○ 地域計画は、令和5年4月1日から令和7年3月末までに策定(以後は、随時更新)

地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・J A・土地改良区等の関係者による協議の場を設置し、次を話し合い

- ① 区域における農業の将来の在り方
- ② 区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域 (※)
- ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項



※協議の中で、(緑) 農業上の利用が行われる区域と(茶) 保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

同意市町村が地域計画を策定

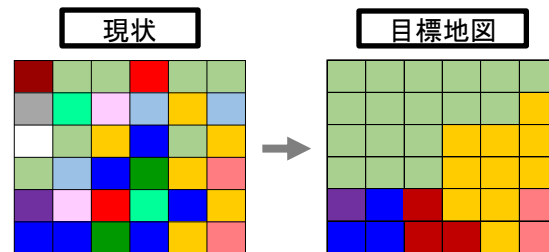
○同意市町村は、次を定めた地域計画(案)を作成

- ①地域計画の区域
- ②①の区域における農業の将来の在り方
- ③②に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 等

○同意市町村は、③の目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示(「目標地図」)

○目標地図の素案は、農業委員会が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・J A・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

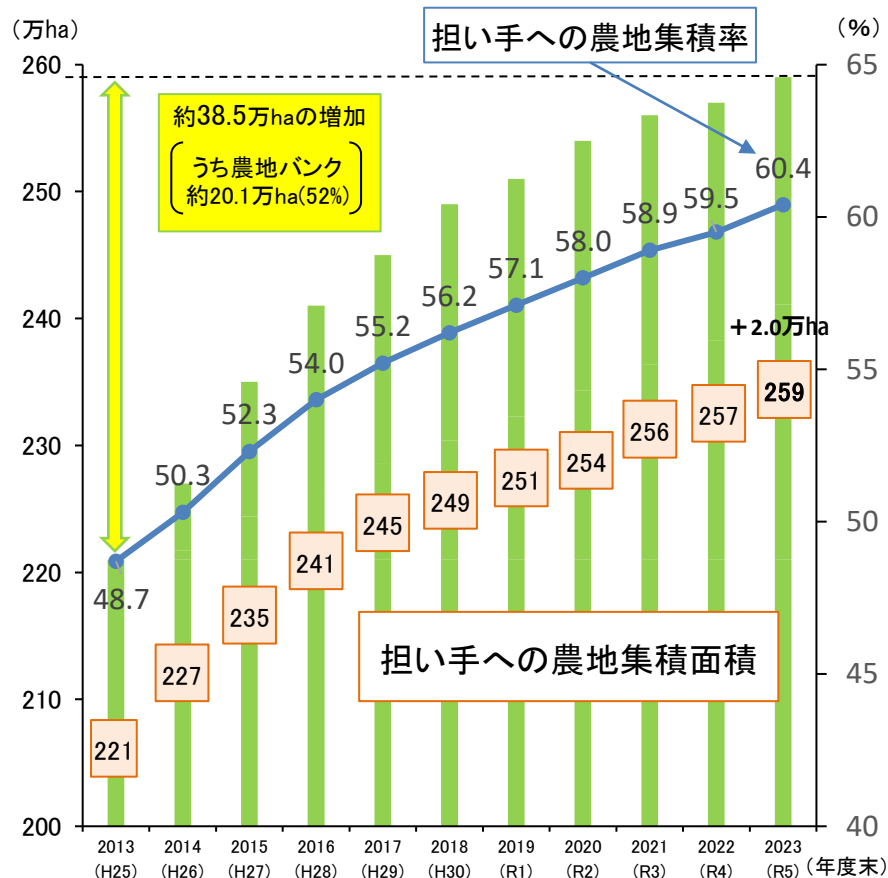
※地域計画の策定は、市街化区域については行われない。

○ 農地バンク(農地中間管理機構)が創設されたH26年以降、担い手への農地集積面積は上昇。2023年度は2.0万ha増加し、そのシェアは60.4%となった。

○ 農地バンクによる集積面積は、約20.1万haと新規集積面積全体の約5割強。

○担い手への農地集積面積とシェア

目標 2023年に8割



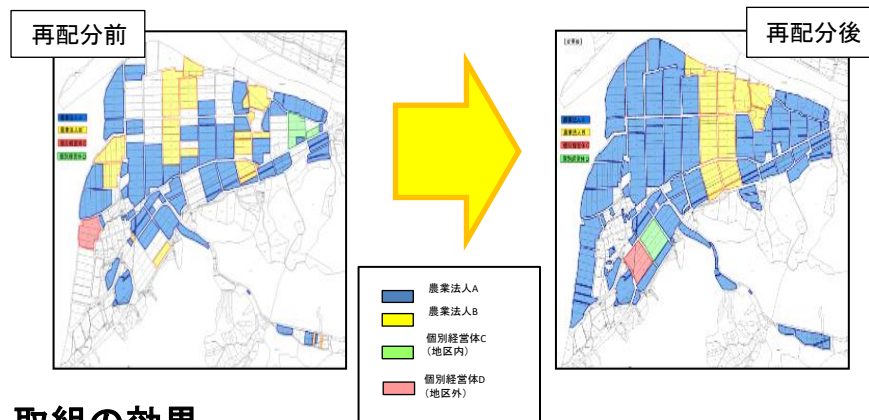
※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

資料:農林水産省経局農地政策課調べ

農地バンクを活用した農地の集約化により、生産コストを削減
(秋田県北秋田市向黒沢地区)

取組の概要

- ① 農地バンクの現地コーディネーターが、2市に跨る基盤整備済の分散農地の集約化を進めるため、土地改良区と連携して農業者の意向を確認し、農地中間管理権を取得。
- ② 法人の分散している農地や地区外の担い手の農地を1か所にまとめるなど、将来の農地利用の姿を地図で提示し、農地バンクにより地域内の全農地を担い手に集積。
- ③ 基盤整備及び農地バンクによる集約化により、法人Aの生産コストを約24%削減。

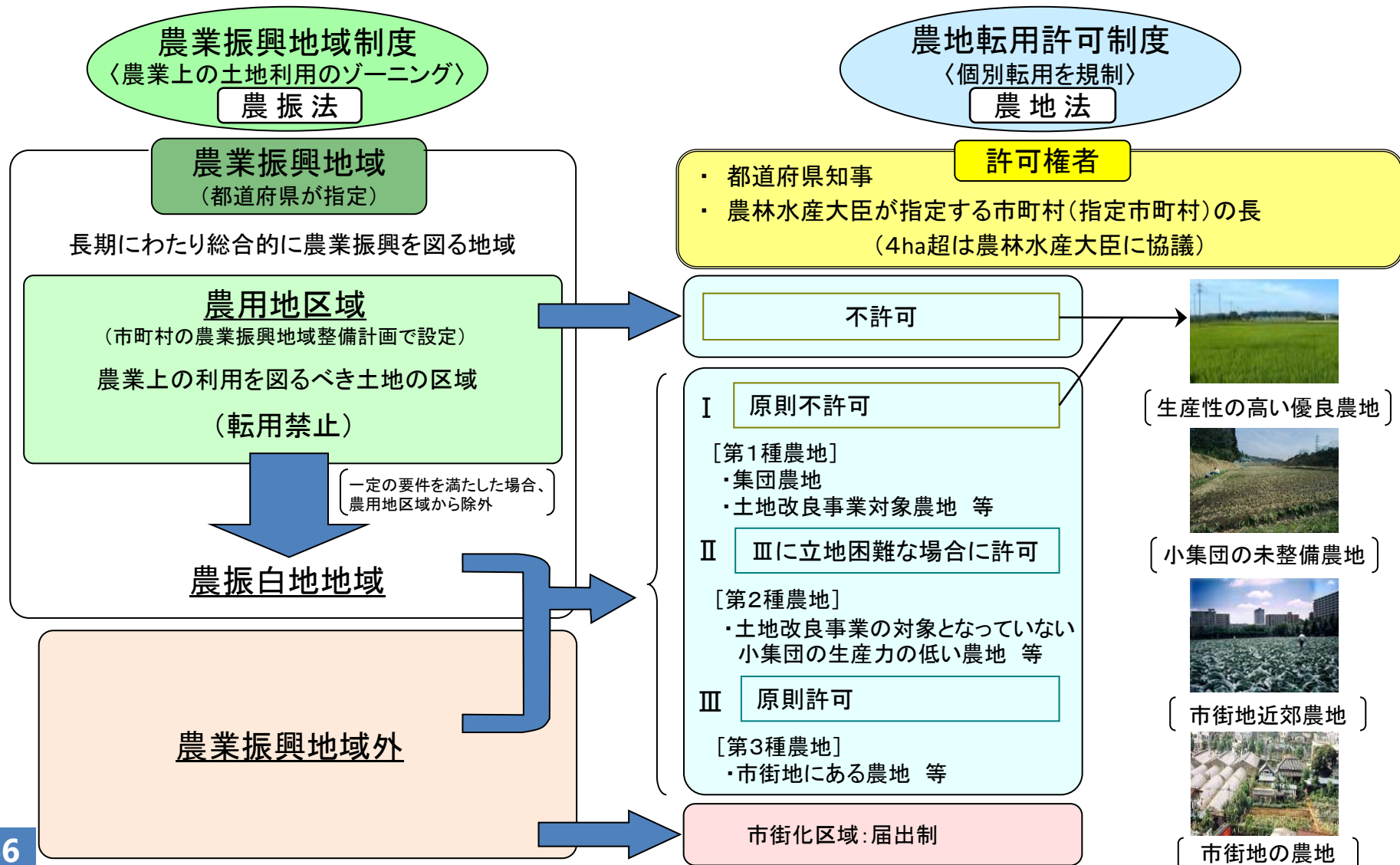


取組の効果

○担い手の平均団地面積 : 1.7ha → 9.2ha

○生産コスト : 42千円/10a → 32千円/10a(▲24%)

- 農地は、国民に対する食料の安定供給のための資源であり、優良農地を確保することが重要。
一方で、農村地域での転用需要にも適切に対応する必要。
- このため、農業振興地域制度において、市町村が農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定し、農地転用を禁止するとともに、農地転用許可制度において農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の支障が少ない農地に誘導。

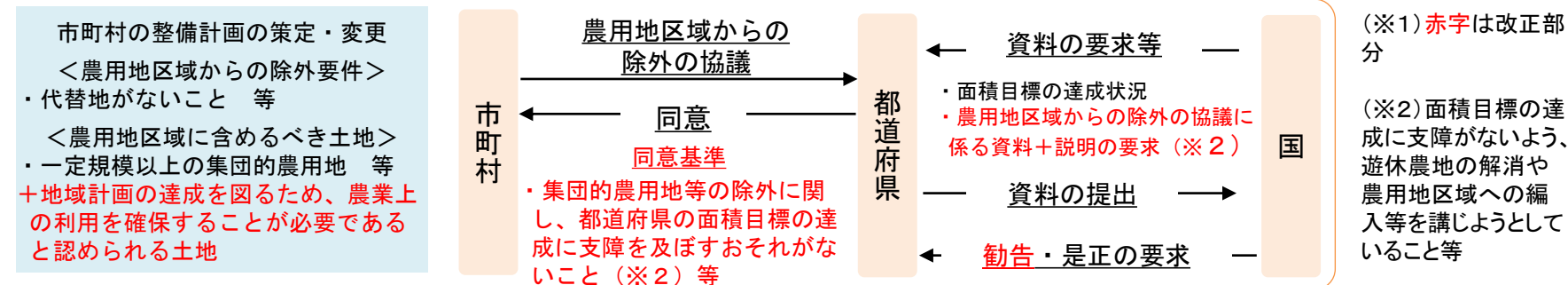


- 国内の農業生産の基盤である農地の確保や農地を適切かつ効率的に利用する者による農地利用の促進に向けて農振法、農地法、基盤法を改正して必要な措置を講じた。

法律の概要

1. 農業振興地域の整備に関する法律の改正

- 農地の確保のための措置の整備 (第5条の2、第10条第3項、第13条第2項、第5項及び第6項) 等



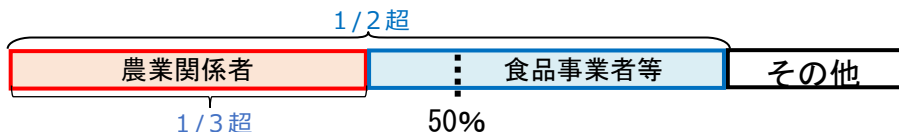
2. 農地法の改正

- 農地転用に係る手続の厳格化
不適切な転用を防止するため、農地転用の許可を受ける者が定期報告を行う仕組みを構築 (第4条第7項及び第5条第3項)
- 農地の適正かつ効率的な利用の確保のための措置の整備 等
農地の権利取得の許可要件の例示として、農作業に従事する者の配置の状況、農業関係法令の遵守状況を追加 (第3条第2項)

3. 農業経営基盤強化促進法の改正

- 地域における人と農地の受け皿となる法人経営体の経営基盤強化に向け、農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置 (第3章の2等) 等

＜議決権要件の特例のイメージ＞

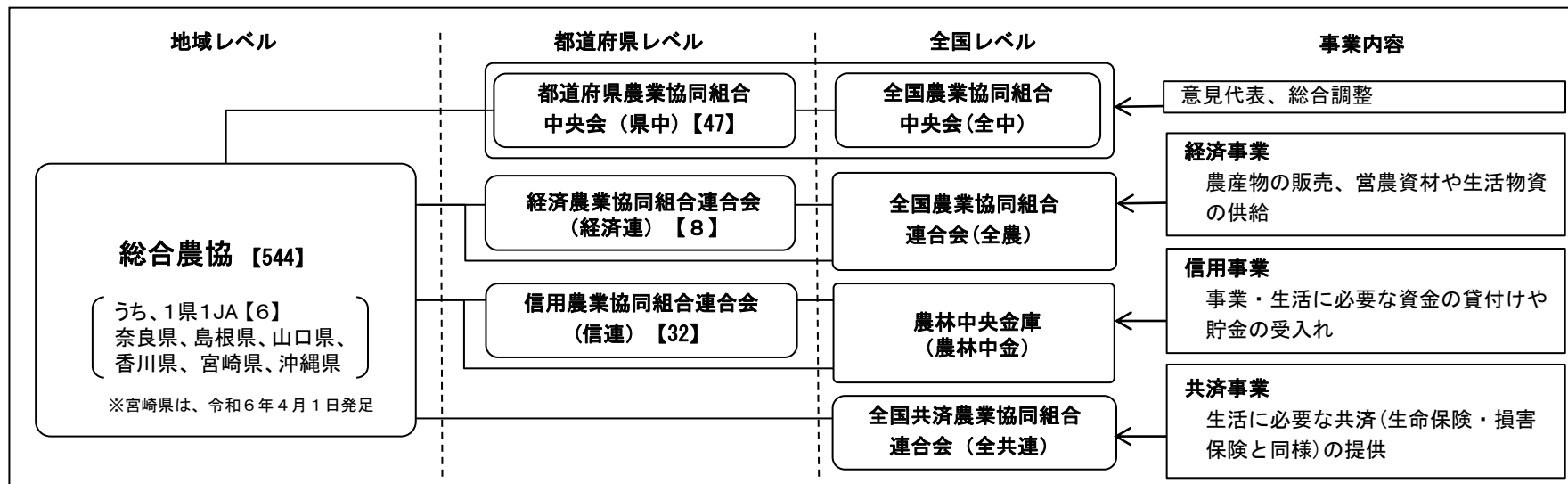


＜農村現場の懸念払拭措置＞

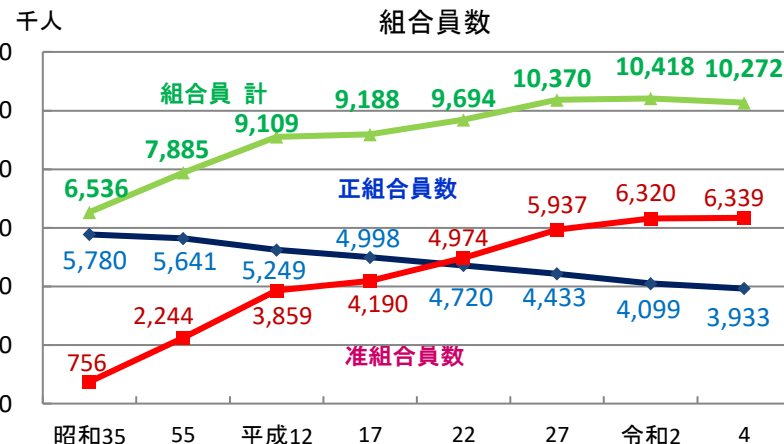
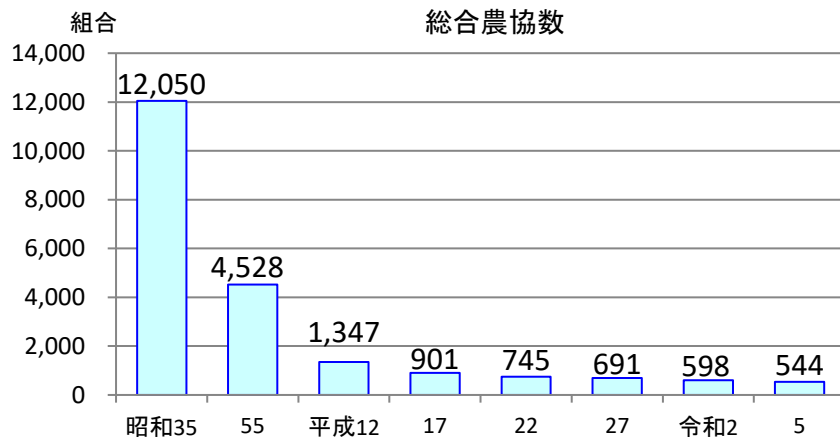
- 計画の認定要件として、地域計画に位置付けられている者であること、認定農業者としての一定の実績を有すること、農地を適正に利用する者であること等を規定 等

- 総合農協は、組合員に対し、農産物の販売等（経済事業）のほか、金融サービス（信用事業、共済事業）を提供。都道府県・全国レベルの団体がこれをサポート。
- 農協の組合員数は、准組合員が正組合員を上回っている状況。

○農協の組織（令和5年度末現在）



○総合農協数、組合員数の推移



注1：総合農協数は、農林水産省「農業協同組合等現在数統計」（各年度末）

注2：組合員数は、農林水産省「総合農協統計表」（各事業年度末）

- 今後、農協において組合員との対話を通じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の設定を含む自己改革を実践するためのサイクルを構築。
→ 農協の自己改革を不断に推進。

自己改革実践サイクル

組合員の意見を踏まえた 3つの方針等・計画等の決定（反映）

組合員との徹底的な対話を行い、次の方針等を策定。

- 3つの方針等
 - ① 自己改革を実践するための具体的な方針
 - ② 中長期の収支シミュレーション
 - ③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針
- 農業及び関連産業向けの投融資活動等についての目標、個別計画

自己改革、収支改善等の実践

当該方針等で定めた取組内容を事業計画等に反映し実践。

自己改革実践 サイクルの構築

組合員の意見を 踏まえ検討（改善）

実績等の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、次期の事業計画等や方針の修正等を行う。

自己改革の進捗・分析と 組合員への説明

実践した取組ごとに、実績や取組状況等について、方針等と比較・分析し、組合員に丁寧に説明。

行政庁

- ・ 自己改革の取組の進捗状況等を把握。
- ・ 自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。

農協改革の取組状況

○ 輸出の拡大（JAグループ全体）

海外拠点の整備や産地ルー等による販売力の強化、海外拠点ネットワークを活かした海外小売・卸等との新規販路開拓等に取り組む

JAグループ全体の令和5年の輸出実績額は平成27年実績（改革前）に比べ
193億円増加（123億円→316億円）

○ 生産資材の価格引下げ（JA全農）

競争入札を導入した
大型トラクター

おおむね **2割の価格引下げ**を実現
（平成30年10月から出荷開始）
※ 競合メーカーも追随

市場規模が大きく他メーカーへの影響の大きい**中型トラクター**

おおむね **3割の価格引下げ**を実現
（令和2年12月から出荷開始）

必要な機能を厳選した4条刈り50馬力クラスの**コンバイン**

おおむね **13%の価格引下げ**を実現
（令和6年4月から出荷開始）

今後の農協改革の方向性

農協が自己改革の取組を自律的に発展させるべく、農水省は好事例の横展開も含め助言及び指導・監督を行う
（規制改革実施計画（令和5年6月）（抄））

- 農業委員会は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)に基づき各市町村に設置されている行政委員会
- 令和6年4月1日現在、農業委員会数は1,696
- 農地法等の許可に関して委員会としての意思決定を行う農業委員と、農地利用最適化業務(担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進)を行う推進委員が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施(委員の任期は3年)

農業委員会を設置している市町村

区 分		市町村数	農業委員会数	備 考
原則	1市町村につき 1農業委員会を設置	1,518	1,518	
例外	1市町村につき複数の農業委員会を設置 【要件】次のいずれかの場合 ①市町村面積が著しく大(24,000ha超) ②農地面積が著しく大(7,000ha超) ※この要件に該当した場合でも、複数の農業委員会を設置しないこともできる。	3	6	複数設置している3市町村 北海道北見市(2委員会) 神奈川県横浜市(2委員会) 岡山県岡山市(2委員会)
	必置規制の対象ではないが農業委員会を設置 【要件】農地面積が著しく小 都府県200ha以下 北海道800ha以下	172	172	
	合計	1,693	1,696	

(参考) 農業委員会を設置していない市町村

設置していない理由	市町村数
農地がない	13
農地面積が著しく小(都府県200ha以下、北海道800ha以下)	35
合計	48

農業委員 (23,029人)

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

<法令事務を実施>

- 農地の権利移動の許可
- 農地転用案件への意見具申 等

農地利用最適化推進委員 (17,595人)

※ 非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

- 農業委員会の委嘱

<農地利用最適化業務を実施>

- 担い手への農地の利用集積
- 遊休農地の解消
- 新規参入の促進

事務局職員数 (8,187人)

※ 農業委員数、農地利用最適化推進委員数及び事務局職員数は令和5年10月1日現在

- **スマート農業の社会実装に向け、スマート農業技術※を生産現場に導入・実証し、経営効果を検証するプロジェクトを令和元年度から開始し、全国217地区で実証。スマート農業技術活用に関する効果が実感される一方、生産サイドと開発サイド双方での課題が明らかになった。**
- ※ 情報通信技術を用いた技術であって、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するもの。

スマート農業実証プロジェクトの展開

- ロボットやAI等の先端技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにするスマート農業実証プロジェクトを全国で展開
- プロジェクトを通じて、**危険・重労働からの解放、現場のはりつきからの解放、初めての方でも農作業に取り組みやすくなる、農産物の収量や品質の向上等**の効果が判明

令和元年度 69地区
(H30補正：61.5億(内数)+R元当初：5.0億)

令和2年度 55地区
(R元補正：71.5億(内数)+R2当初：7.5億)
・棚田・中山間や被災地、畜産・園芸等の品目を採択
・ローカル5G通信基盤整備（総務省事業）と連携したリモート技術の実証（以下、ローカル5G事業という）

令和2年度 24地区
緊急経済対策（R2一次補正：10.5億）
・新型コロナウイルスで人手不足が深刻化した品目・地域が対象
・農業高校等との連携による人材育成

令和3年度 34地区
(R2三次補正：62億(内数)+R3当初：7.5億)
・農政の重要課題に即した5つのテーマ（輸出促進等）に基づき実証
・ローカル5G事業

令和4年度 23地区
(R3補正：48.5億(内数)+R4当初：7.3億)
・作業集約又はシェアリングによりスマート農業技術の効率的な活用に産地ぐるみで取り組む実証
・ローカル5G事業

令和5年度 12地区
(R4補正：44億(内数)+R5当初：5.5億)
・海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に必要スマート農業技術を導入するための実証

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難易度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に
失敗したキャベツ



開発者

異業種で培った技術を
農業分野に生かしたい
けど、ほ場も作物の生育
もバラバラで手が出せない
なあ。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画(生産方式革新実施計画)
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画(開発供給実施計画)
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣(基本方針の策定・公表)

【法第6条】

(生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等)



申請



認定



申請



認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う
農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画
(生産方式革新実施計画) 【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模※¹で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動 ※¹ 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等
(農業者又はその組織する団体)
スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認等) など

②スマート農業技術等の開発
及びその成果の普及に関する計画
(開発供給実施計画) 【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※²の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※² スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者
(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等)

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認) など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例(特別償却)、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

【生産方式革新事業活動】 スマート農業技術の活用(A)と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入(B)を合わせて相当規模※¹で行い、スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定することで、人口減少下でも生産水準が維持できる生産性の高い農業を実現。

※1 原則、複数農業者が共同した産地単位での取組を想定

【開発供給事業】 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※²の分野・目標(重点開発目標)を基本方針において明示し、これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

生産方式革新事業活動のイメージ

現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの人手による収穫作業



作業動線が複雑で機械導入や栽培管理が困難

将来の姿

(A)



自動収穫ロボットの導入

(B)



通路幅を広くすることで、機械導入・栽培管理が容易に
立茎数を減らすことにより、ロボットがアスバラを容易に認識・アクセス可能に

開発供給事業のイメージ

■スマート農業機械の開発

- ・ IT、金融業界を経験した若者が農業の課題解決のために起業。ロボットのハードウェアからソフトウェアまで全て自社で開発。
- ・ 主力は**ねぎの自動農薬散布ロボット**で、畝の幅にロボットのサイズを合わせることで**他の露地栽培の農作物に応用する改良も推進**。
- ・ 将来は、ハウス栽培用のロボットや、食品加工の自動化の開発も見据える。

■農薬散布サービスの供給

- ・ サービス事業会社を分社化し、**開発したロボットを用いた農薬散布サービスを展開**。農薬散布に伴う人件費、作業負担、スキルによるムラなど、中小・家族経営を含めた**地域の農業者の悩みを解決**し、栽培面積拡大、農薬散布のコスト削減に寄与。



ねぎの自動農薬散布ロボット

- スマート農業技術は、導入コストが高額で、かつ、その操作には専門的な知見を要すること多いため、スマート農業技術の活用の促進に当たって、これらの観点から農業者等を支援するため対価を得て継続的に行うスマート農業技術を活用したサービス(スマート農業技術活用サービス)を提供する事業者の役割が重要。
- 専門作業受注型をはじめ多様なスマート農業技術活用サービスを提供するため、農協、農業関連事業者等のほか、ロボット製造業、情報サービス業等の農業分野以外からの参入を促進し、事業者の育成・普及を図る。

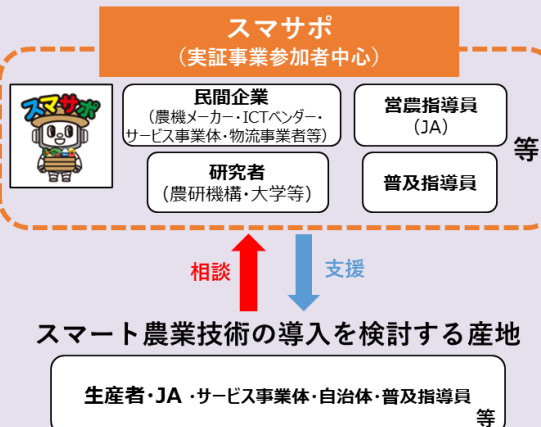
スマート農業技術活用サービスの例

専門作業受注型	機械設備供給型	人材供給型	データ分析型
ドローンによる農薬散布や、ロボットコンバインによる収穫などの作業受託サービス	収穫ロボットなどのスマート農業機械のレンタル・シェアリングを行うサービス	スマート農業技術を使いこなす高度な知識・技術を有する人材を農業現場へ派遣するサービス	データの収集・分析、情報提供を通じて栽培管理の見直しや作業体系の最適化を提案する等のサービス
 (株) レグミン 農薬散布ロボットによる農薬散布サービスを実施。	 inaho (株) 自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービスを実施。	 YUIME (株) 産地の繁忙期に特化した人材派遣に加え、ドローン等を扱う人材派遣を今後開始予定。	 テラスマイル (株) 生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などを提案するサービスを展開。
 (株) ジェイエフズ みやざき ホウレンソウ収穫や、ドローン防除の受託作業を実施。キャベツ収穫作業の受託も検討。	 JA三井リース (株) 作業時期の異なる農業者と地域で、農機シェアリース。	 (株) アルプスアグリキャリア 農業用ハウスの環境制御システムを使いこなし、現場で生産管理ができる人材を派遣。	 国際航業 (株) 農作物の生育状況に基づく診断レポートや可変施肥マップを提供。

○ スマートサポートチームによる実地支援、農業支援サービスの活用、普及指導員による生産者・産地指導を総合的に行うことにより、現場でのデータ活用とスマート農業人材を創出。

スマートサポートチーム

実証で培われた技術・ノウハウを有する生産者、民間事業者等からなる**スマートサポートチーム**による、**新技術の導入を検討する産地**の支援



①実証成果の検証と情報発信

- ・実証成果の検証
- ・実証参加者の声を情報発信

②個別サポート

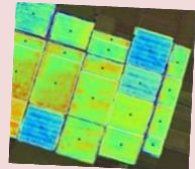
- ・スマート農業技術の導入を検討されている生産者・産地への個別の相談対応
- ・スマート農業技術活用産地支援事業（R4:11件、R5:8件、R6:12件採択）を活用し、スマサポを中心とした支援チームが、他産地への実地指導や手引き書の作成に取り組み、指導人材の育成等へ貢献

農業支援サービス

農業支援サービスの活用による、**スマート農業に関心があるが、自力では取り組むことが困難な生産者・産地**の支援

判断サポート型

データ分析



ドローンを用いた生育状況のセンシングデータ分析等により、現場の課題への解決策を提案

作業サポート型

専門作業受注



ドローンを活用した農業散布作業の代行等により、農業者の作業負担を軽減

機械設備供給



農業機械のレンタル・シェアリング等により、農業者の機械コストを低減

人材供給



作業者を必要とする農業現場のために、人材を育成・派遣

複合サポート型



ドローンを活用したセンシングとそのデータに基づく農業散布サービスなど、上記4類型を複合した新しいサービスが生まれている

普及指導員

普及指導員による、**データに基づく生産者・産地指導**への支援

全ての普及指導センターにおけるスマート農業の相談窓口を設置

普及指導員を対象としたオンラインセミナーの実施

普及指導員によるアプリ等の活用促進



普及指導員がタブレットを利用して迅速に害虫を判定

農林水産省若手職員によるBUZZMAFFを通じたスマート農業の広報活動

これらを総合的に行うことにより、現場でのデータ活用とスマート農業人材を更に創出

2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践

- 農業の担い手が、データを活用して生産性向上や経営改善に挑戦できるよう、データの連携・共有・提供機能を有するデータプラットフォーム「農業データ連携基盤」を構築。2019年4月から農研機構を運営主体として運用開始し、2024年5月末現在、105の民間事業者等が利用。

農業データ連携基盤の機能とメリット

3つの機能

データ提供機能

土壌、気象、市況など様々なデータを整備し、農家に役立つ情報の提供が可能に

データ共有機能

一定のルールの下でのデータ共有が可能になり、データの比較や、生産性の向上に繋がるサービスの提供が可能に

データ連携機能

ベンダーやメーカーの壁を超えて、様々な農業ICT、農機やセンサー等のデータ連携が可能に



○ 自社のデータやシステムを、手間をかけず、安価に様々な企業等に提供できる。

○ データやシステムを利用しやすい形で入手でき、自社サービスと連携させ、農業者に求められる新たなサービスを創出できる。

○ 異なるメーカーのデータやシステムの連携により、質の高いサービスを利用することができる。

○ 一定のルールの下、農業者同士で各種データの共有ができ、地域全体で技術力の底上げや技能継承に取り組める。

農業データ連携基盤の活用事例

(株) ファーム・アライアンス・マネジメント「FarmChat」

- 農業データ連携基盤の病虫害画像判定プログラムや青果物市況データを農業者向けスマホ用アプリに連携。
- スマホで撮影した作物の葉の画像から病害虫を識別し、適切な防除が可能に。
- 日々の市況情報の確認や産地リレー・端境期のモニタリングが可能に。

市況情報サービス



市場の入荷量の推移を
時系列で表示



病虫害診断サービス



画像をアップロード
すると診断結果が
配信。

病害虫診断結果 9分前
■診断結果■
・健全:99.915%
▲その他の候補▲
・べと病:0.079%
・うどんこ病:0.003%
・黄化えそ病:0.001%
・褐斑病:0.0%
・モザイク病:0.0%
・退緑黄化病:0.0%
・緑斑モザイク病:0.0%
・つる枯病:0.0%

NECソリューションイノベータ(株)「NEC営農指導支援システム」

- WAGRIの筆ポリゴンと農薬情報、1kmメッシュ気象情報を活用した「NEC 営農指導支援システム※」を提供
※ 営農データの収集、地図上での作業・生育状況の把握等により、生育目標に基づいた指導や情報共有を可能とするシステム



WAGRIと
連携した
コンテンツ
を提供

●筆ポリゴンを地図上に表示



●農薬の使用回数制限、使用禁止期間等を警告表示



●圃場近くの推定気象情報をカレンダーやグラフに表示



収穫日や収量の
予測にも活用

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。また、スマート農業技術活用促進法に基づき支援。

農林漁業を支える新たな技術・サービス

(株)レグミン



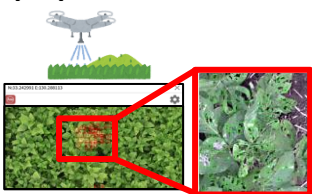
圃場内の自律走行および薬剤の自動散布を行う農業ロボットを開発し、それによる農薬散布サービスを提供

コネクテッドロボティクス(株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能なロボットサービスを提供

(株)オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

ウミトン(株)



養殖現場で生簀の遠隔エサやりを可能とするスマート給餌機を提供

各段階の課題への対応

スタートアップへの総合的支援(スタートアップ総合支援プログラム(SBIR支援))

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

SBIR制度のもと、研究開発・事業化を目指すスタートアップ等へのプログラムマネージャー等による伴走支援、将来のアグリ・フードテックを担う優秀な若手人材の発掘・能力向上等の取組を切れ目なく支援

農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業(SBIRフェーズ3基金)

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

スタートアップ育成5か年計画を具現化するため、スタートアップ等の有する先端技術を活用した、社会実装に繋げるための大規模技術実証を支援

農林漁業法人等投資円滑化法に基づく投資

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

農林漁業法人等投資円滑化法に基づき、農林漁業・食品産業に寄与する新たな取組にチャレンジするスタートアップ等の事業者への資金供給を促進

日本政策金融公庫の融資制度

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

農商工等連携事業計画の大臣認定を受けない場合でも、農林水産業支援サービス業を営む者であって、一定程度中小企業者の付加価値額の増加が見込まれる取組を対象

農業支援サービス事業の育成対策

発想・構想段階 → 開発・実用化段階 → 事業化段階 → 市場拡大・普及段階

農業支援サービス事業体の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援

スマート農業技術活用促進法に基づく支援

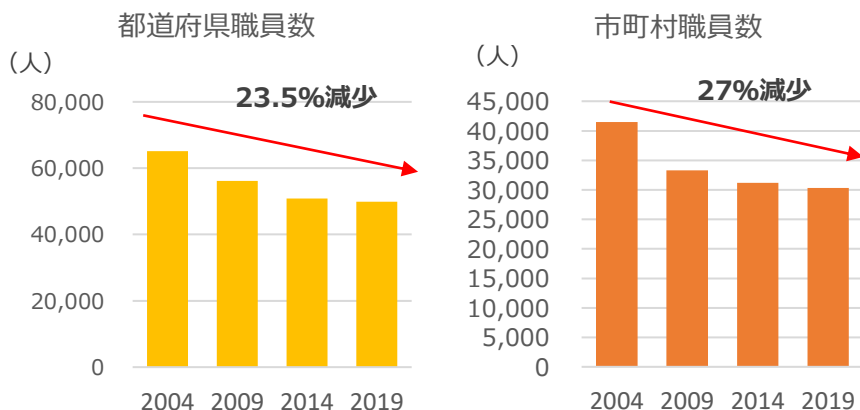
スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けた農業者や事業者は、日本政策金融公庫の長期低利融資、農研機構の施設貸用等の支援措置や税制特例措置を受けることが可能

※林業・漁業は本法律の対象外

- 農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくには、デジタル技術を活用した新たな農業への変革(農業DX)の実現が不可欠。
- 令和3年3月に「農業DX構想」を策定し、農業や食関連産業のデジタル変革の実現に取り組んできたが、日々進化するデジタル技術や飼肥料価格の高騰等の国内外の情勢変化等を踏まえて、DX構想の見直しを行い、令和6年2月末に、DX実現までの「マイルストーンを示すナビゲーター」として「農業DX構想2.0」を取りまとめ、公表。
- 本構想を踏まえ、国レベルや地方レベルで、デジタル化に関わる農業者・食関連事業者に寄り添い、きめ細やかな支援を行う等により、農業や食関連産業のデジタル変革の実現をさらに強力に推進。

○ 地方自治体職員数（農林水産分野）

過去15年間で都道府県▲23.5%、市町村▲27%。



○ 「農業DX構想」策定（R3.3）以後の主な情勢変化

社会	デジタル庁発足（R3.3） ⇒ 我が国全体のデジタル化を推し進める体制の確立
	ロシアによるウクライナ侵攻(R4.2～) ⇒ 飼肥料、燃料の価格や供給の不安定化
経済	物価上昇（R4春～）⇒ エネルギーを中心とした価格上昇、物価上昇が進行。
	人手不足（R5～）⇒ ポストコロナにおいて、少子高齢化等を背景に、様々な分野で人材供給が追いつかない状況
	賃上げ（R5～）⇒ ペアと定期昇給を合わせた賃上げ率は、R5年に平均3.8%、R6年に平均5.28%を記録。
技術	衛星インターネットサービス「Starlink」日本サービス開始（R4.3） ⇒ 通信環境等の条件改善の可能性
	第4次AIブーム(R4.11～) ⇒ ChatGPT等の生成AIの進化により、作業の自律化・高度化の可能性

「農業DX構想2.0」～食と農のデジタルトランスフォーメーションへの道筋～

農業DXの進捗状況

- デジタルトランスフォーメーションの実現に向けた移行期
- 個別の分野では一定程度、取組の進捗が見られるものの、「我が国の農業・食関連産業」というマクロレベルでの広がりを持った「変革」や「価値の創造」という段階には至っていない

農業DX構想の役割

- デジタル技術の活用について構想を練り、実行していく際の「マイルストーンを示すナビゲーター」
- 農業・食関連産業においても他産業と同様にDXという世界があることを示し、関係者のデジタル化への関心を高め、DXに向けたデジタル化の取組を後押し

農業DXの推進方法

- 農業・食関連産業のデジタル化は、国が旗を振っただけで進むものではなく、メインプレーヤーである農業者・食関連事業者がデジタル化に積極的にチャレンジする意欲を持つことが必要不可欠との認識
- デジタル化に関わる農業者・食関連事業者に寄り添い、きめ細やかな支援を行う

- 農林水産省共通申請サービス(eMAFF)は、行政手続のオンライン化により、申請者の利便性の向上、業務の効率化とともに、データの集約、分析・検討によるデータ駆動型の農林水産行政の実現も目指す取組。
- 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)は、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合し、一元的に管理するシステム。令和4年度からeMAFF農地ナビ及び現地確認アプリの運用を開始。

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)

- 行政手続のオンライン化に併せ、添付資料や申請項目の削減等の業務見直しも行い、事業者や行政職員等の業務負担を軽減。



1件の申請で50cmの紙申請

- ご自身のPC、スマホから申請が可能。
- 過去の申請情報も利用でき紙での管理が不要。
- 申請から審査、承認、通知までオンラインで完結。

- 利用者の利便性向上のため、統一感のあるUI/UXを提供。

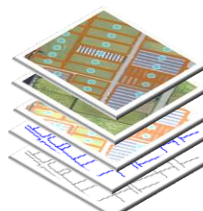
- 「手続を探す」画面から申請したい手続を探し、入力項目をWeb上で閲覧可能。



農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)

- 現場の農地情報を統合するeMAFF地図により、農地関係業務に係るデータ入力の作業の削減、現地確認に要する負担等を大幅に軽減。

eMAFF地図の開発



デジタル地図 (農地の現場情報を統合)

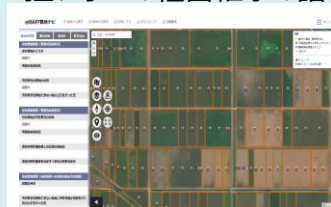
〇〇台帳
水田台帳
農地台帳
筆ポリゴン
不動産登記簿情報

【現地確認アプリ】



現場で農地の情報を確認の上、結果入力も行えて作業が楽に

- 様々な農地関連データを紐付けることで、地域農業の課題の分析や、担い手への経営継承の話し合いにも活用。



【eMAFF農地ナビ】

- ・農地ごとに得られる様々な情報を、就農・規模拡大の検討等に活用可能
- ・作物の団地化、担い手等への集積の状況を把握

○「食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト」(令和4年度補正10億円、令和5年度補正5億円)において、多収性、病害虫抵抗性、窒素肥料の使用量を減らしても減収しない特性、スマート農業技術向けの特性等を持つ革新的な品種開発を推進している。

・近年農研機構・国際農研で開発された品種

多収性品種

大豆「そらたかく」

- ・既存品種より5割多収で、倒伏に強い。
- ・他の大豆多収品種「そらみのり」、「そらみずき」、「そらひびき」とともに東北以南の全国で普及予定。

水稻「ミズホチカラ」

- ・既存品種より2割多収で、米粉パンへの加工適性が高い。
- ・九州を中心に500ha以上で作付け。



既存品種「フクユタカ」 大豆多収品種「そらたかく」

高温耐性品種

水稻「にじのきらめき」

- ・高温でも白未熟粒の発生が少なく、倒伏にも強い。
- ・東北以南において約4,000haで作付け

ブドウ「グロースクローネ」

- ・高温でも着色しやすく、極大粒。
- ・近畿以西において普及を推進中。



「にじのきらめき」(左)

病害虫抵抗性品種

カンショ「べにひなた」

もとぐされびよう

- ・基腐病※1抵抗性が「強」であり、食味が良い。
- ・関東以西において普及予定。



「べにひなた」の塊根

小麦「ゆめちから」

しまいしゅくびよう

- ・縞萎縮病※2抵抗性が「強」であり、パン・中華めんへの加工適性が高い。
- ・北海道で約2万haで作付け。

しじょうきん

※1 サツマイモ基腐病：糸状菌病で、茎葉が枯死し、いもが腐敗する。

※2 小麦縞萎縮病：土壌ウイルス病で、激しい萎縮症状や葉の黄化症状を示す。

写真・図の提供：農研機構

スマート農業技術に適合した品種

リンゴ「紅つるぎ」

- ・樹姿を壁状に仕立てやすく、作業の機械化等の省力化栽培に適する。
- ・良食味であり、全国のリンゴ産地で普及予定。



「紅つるぎ」の壁状栽培

なんれつきょうせい

難裂莢性大豆品種

- ・成熟しても莢が裂けにくく、コンバイン収穫でのロスが少ない。
- ・「フクユタカA1」や「里のほほえみ」等、全国で約11,000haの作付け。

輸出向け品種

茶「せいめい」

- ・海外需要が高い抹茶、粉末茶における色合い等の加工適性が優れる。
- ・関東以西の茶産地で約70haの作付け。

イチゴ「恋みのり」

- ・果実硬度が高く、日持ち性にも優れるため、輸送、貯蔵性が高い。
- ・九州を中心に約150haで作付け。

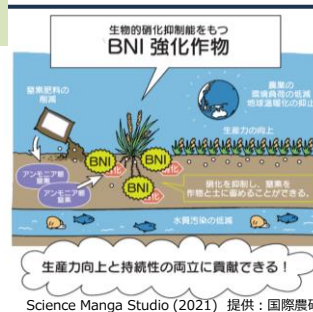


「せいめい」の鮮やかな緑色

窒素肥料の使用量削減に資する品種

BNI強化小麦

- ・国際農研で、土壌微生物の硝化作用を抑制し、投入した肥料を効率よく利用できる生物的硝化抑制(BNI)能を有する小麦の開発に世界で初めて成功。
- ・現在はBNI能を有する国内の小麦品種を農研機構等と連携して開発中。



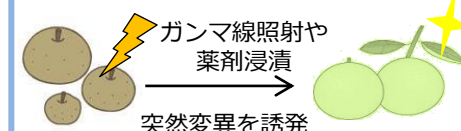
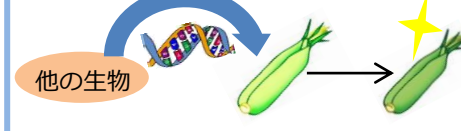
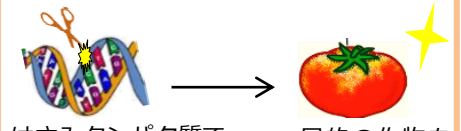
生産力向上と持続性の両立に貢献できる！

Science Manga Studio (2021) 提供：国際農研

- ゲノム編集技術(欠失型※)は、ターゲットとする遺伝子を切断することで、自然界でも起こり得る突然変異を効率的に起こす技術。
- 令和6年7月時点では、GABAの含有量の多いトマト等6種類の農林水産物の届出等がなされている。

※ 遺伝子の機能を欠失させたもの。他の生物の遺伝子等を組み込む場合は、遺伝子組換えに含まれる。

従来の育種法とゲノム編集技術

交雑育種法	突然変異	遺伝子組換え	ゲノム編集
 交配 × 選択・交配を繰り返す 味は良いが病気に弱い × 味は悪いが病気に強い → 味が良く病気に強い	 ガンマ線照射や薬剤浸漬 → 突然変異を誘発 二十世紀ナシ (黒斑病感受性) → ゴールド二十世紀ナシ (黒斑病抵抗性)	 他の生物 → 害虫に強くなる遺伝子を他の生物から取り出す 害虫に弱いが良い味は → 害虫に強くても良い味の良い作物を作出	 はさみタンパク質でターゲットとする遺伝子を切断し、突然変異を起こす。 目的の作物を効率的に作出可能

国内で届出等されたゲノム編集技術により開発された農林水産物

- ・ GABAを高蓄積（元品種の5倍程度）したトマト 【2例】
- ・ 可食部が増大し飼料利用効率が改善したマダイ
- ・ 飼料利用効率、成長率が改善したトラフグ
- ・ 子実デンプンのアミロペクチン含有量が増加しもち性が付与されたトウモロコシ
- ・ 飼料利用効率、成長率が改善したヒラメ

GABAを高蓄積したトマト
【サナテックライフサイエンス株式会社】



血圧抑制効果があるGABAの生合成に関わる遺伝子の抑制部分を変異させることでGABAを高蓄積



商品にゲノム編集技術を利用していることを自主的に表示

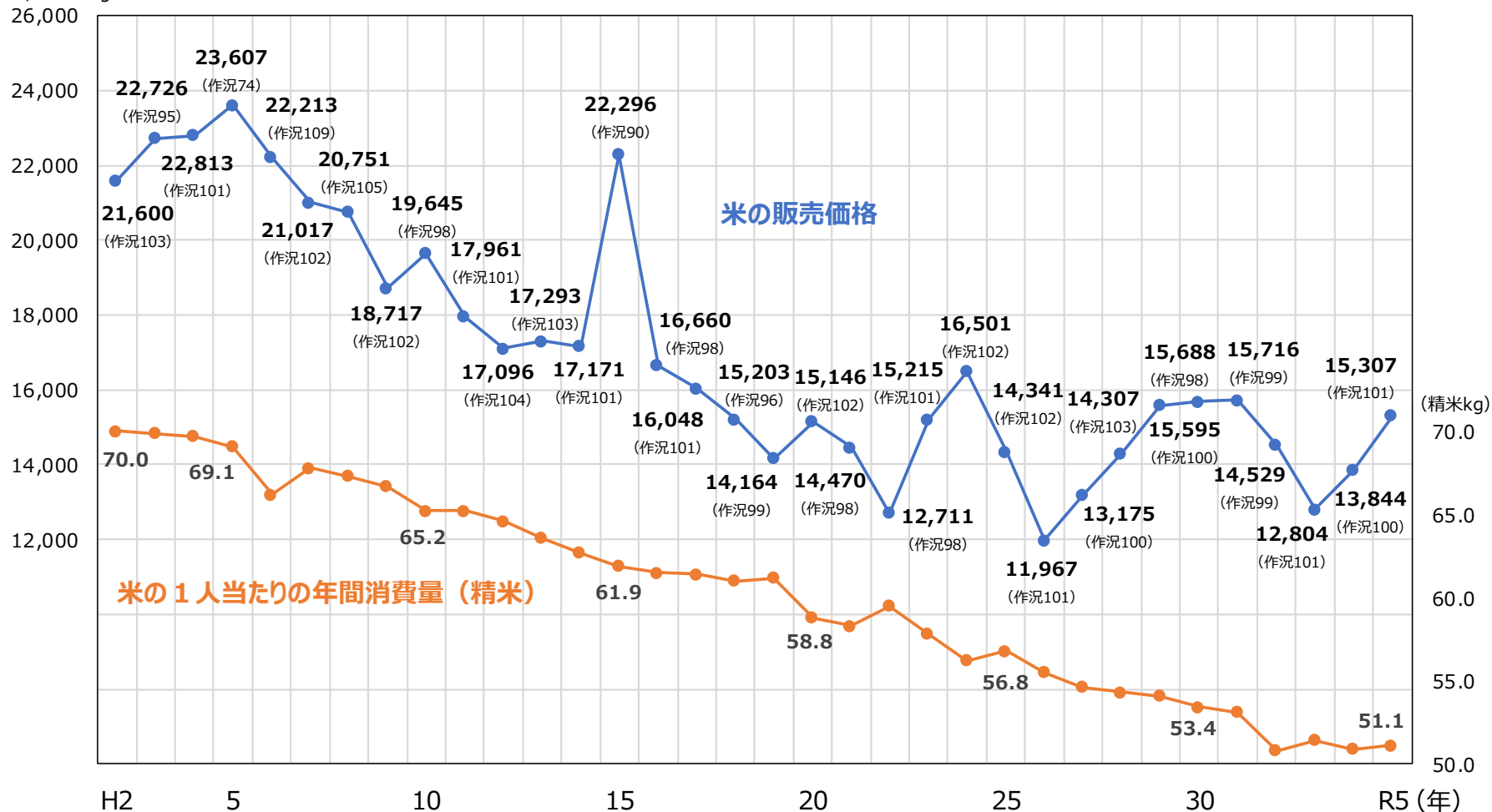
国内におけるゲノム編集技術によって開発された生物・食品等の取扱い

- ゲノム編集技術により得られた生物や食品等については、
- ・ 関係省庁において、遺伝子組換えに該当しないことや意図しない変異（オフターゲット変異）の有無、生物多様性への影響や食品の安全性等について問題がないことを確認し、開発者等から届出等を求め、各省のホームページに情報を公開することとしている。
 - ・ また、遺伝子組換えに該当しないものについては表示等の義務はないものの、食品関連事業者は合理的な根拠資料に基づき積極的に情報提供に努めるべきとされている。

○ 米の販売価格は長期的には低下傾向で推移。なお、平成15年産は作況指数が「90」(著しい不良)となり価格が高騰。

○ 米の1人当たりの年間消費量(精米)は、昭和37年の118kgをピークに一貫して減少傾向。

(円/玄米60kg、包装代・税込み)



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「食料需給表」

注1：平成2～17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

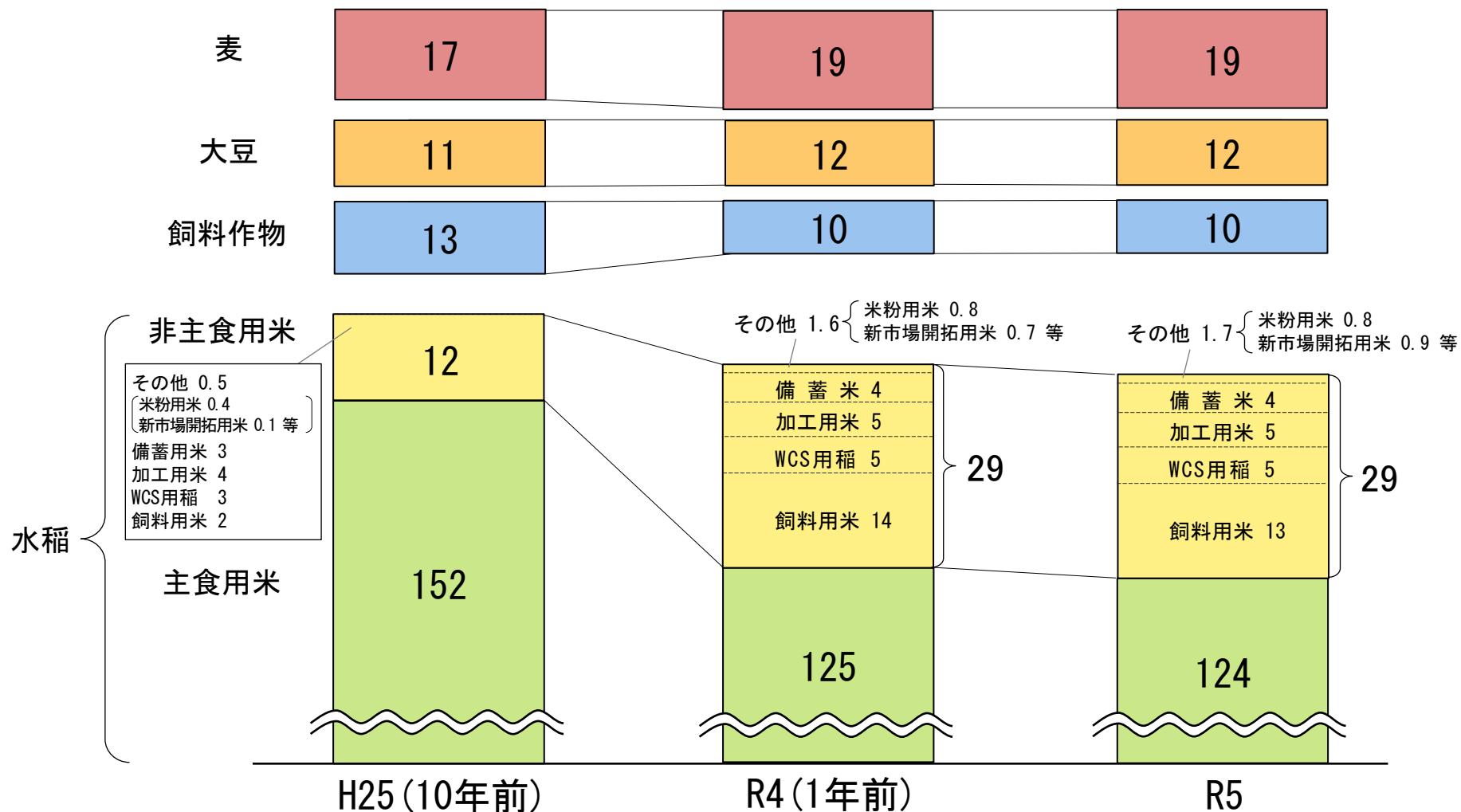
注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月(令和5年産は令和6年6月まで)の相対取引価格の平均値(令和5年産は速報値ベース)。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

○ 主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、麦、大豆等の作付は安定的に推移する一方、非主食用米（飼料用米、加工用米、WCS用稲等）の作付が拡大。

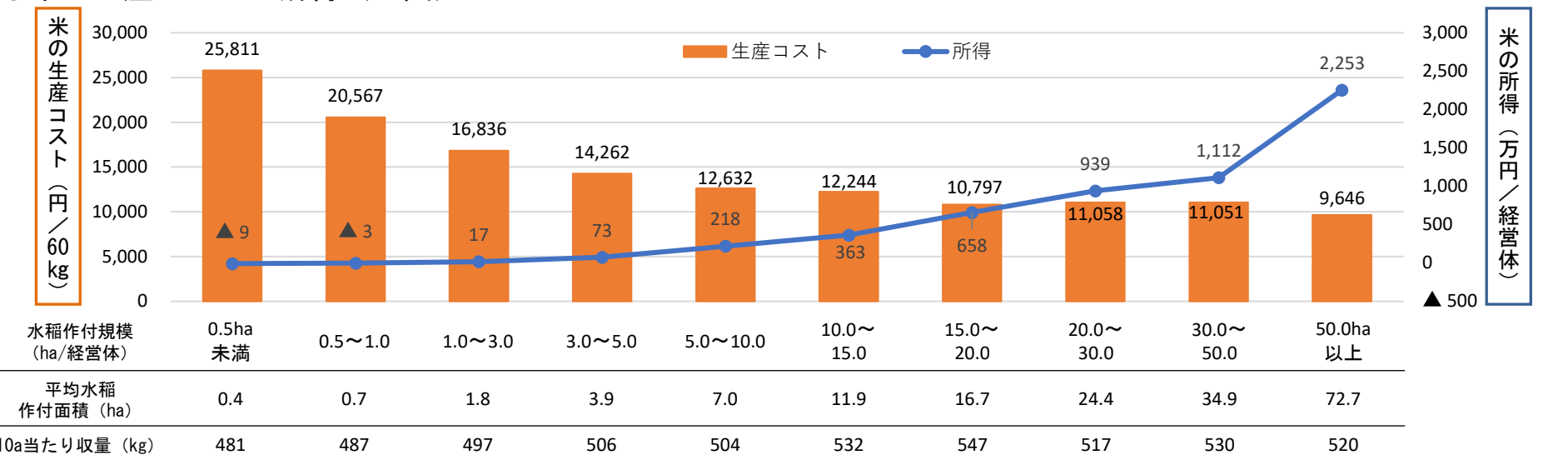
○ 水田の利用状況

(単位: 万ha)



- 米の生産コストは作付規模が大きくなるにつれて低減。所得は規模拡大につれて増加。
- 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、今後10年間(令和5年まで)で、担い手の米の生産コストを平成23年全国平均(16,001円/60kg)から4割削減(9,600円/60kg)するKPIを設定。
- この達成に向けて、担い手への農地集積・集約を加速化するとともに、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入を進め、産業界の努力も反映し農機具費等の生産資材費の低減を推進。

○米の生産コストと所得（全国）



資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」(組替集計)(令和4年産)
 注：経営耕地面積50ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。
 米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費、米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稲作付面積

○担い手の米の生産コスト

(単位：円/60kg)

	基準値 (平成23年)	令和4年	KPI目標 (令和5年)	目標達成のための 主なコスト削減策
個別経営 (認定農業者15ha以上層)	16,001 (全国平均)	10,807 平成23年全国平均比▲33%	9,600	○直播栽培やスマート農業技術等 省力栽培技術の導入
組織法人経営 (稲作主体の組織法人経営)		11,901 平成23年全国平均比▲26%	9,600	○多収品種等大規模経営に適合した 品種の導入
(参考) 全国平均		15,261	—	○担い手への農地集積・集約 ○農業生産資材価格の引下げ等 生産資材費の削減

資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」(組替集計)(令和4年産)
 注：評価にあたり集計対象としている担い手の考え方：認定農業者15ha以上層の個別経営及び稲作主体の組織法人経営

- 主食用米の需要が減少する中で、国内の消費拡大とともに、輸出の拡大は喫緊の課題であり、2020年にとりまとめた『農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略』では、「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」を輸出重点品目と位置付け、2025年に125億円に拡大させることを目標に設定。「コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品」の輸出実績は着実に伸びており、輸出額は直近4年間で倍増し、2023年で105億円に到達。
- 輸出産地の育成など生産振興施策とともに、認定品目団体を中心としたオールジャパンでのプロモーション等による市場開拓に取り組んでいるところ。

品 目 名		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		(参考) 主な輸出先国・地域	
							対前年比			
コメ・コメ加工品	数量 (原料米換算)	32,226トン	35,531トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,473トン	+8%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国	
		金額	309億円	329億円	347億円	524億円	613億円	577億円		-6%
	コメ (援助米を除く)	数量	13,794トン	17,381トン	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	+29%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 カナダ
		金額	38億円	46億円	53億円	59億円	74億円	94億円	+27%	
	米菓 (あられ・せんべい)	数量	4,053トン	4,033トン	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	+1%	アメリカ 台湾 香港 韓国 シンガポール
		原料米換算	3,445トン	3,428トン	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	+1%	
		金額	44億円	43億円	45億円	56億円	55億円	61億円	+11%	
	日本酒 (清酒)	数量	25,747 ㌔リットル	24,928 ㌔リットル	21,761 ㌔リットル	32,052 ㌔リットル	35,894 ㌔リットル	29,196 ㌔リットル	-19%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
		原料米換算	14,502トン	14,041トン	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,445トン	-19%	
		金額	222億円	234億円	241億円	402億円	475億円	411億円	-13%	
	パックご飯等	数量	923トン	1,018トン	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	+15%	アメリカ 香港 台湾 韓国 シンガポール
		原料米換算	485トン	535トン	634トン	594トン	727トン	837トン	+15%	
		金額	5億円	5億円	7億円	6億円	8億円	10億円	+26%	
	米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量		118トン	249トン	88トン	173トン	101トン	-41%	アメリカ タイ ドイツ シンガポール 台湾
		原料米換算		146トン	308トン	108トン	213トン	125トン	-41%	
		金額		0.3億円	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	-21%	
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	数量 (原料米換算)	14,279トン	18,062トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	+28%	香港 アメリカ シンガポール 台湾 カナダ	
	金額	42億円	52億円	60億円	66億円	83億円	105億円	+27%		

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

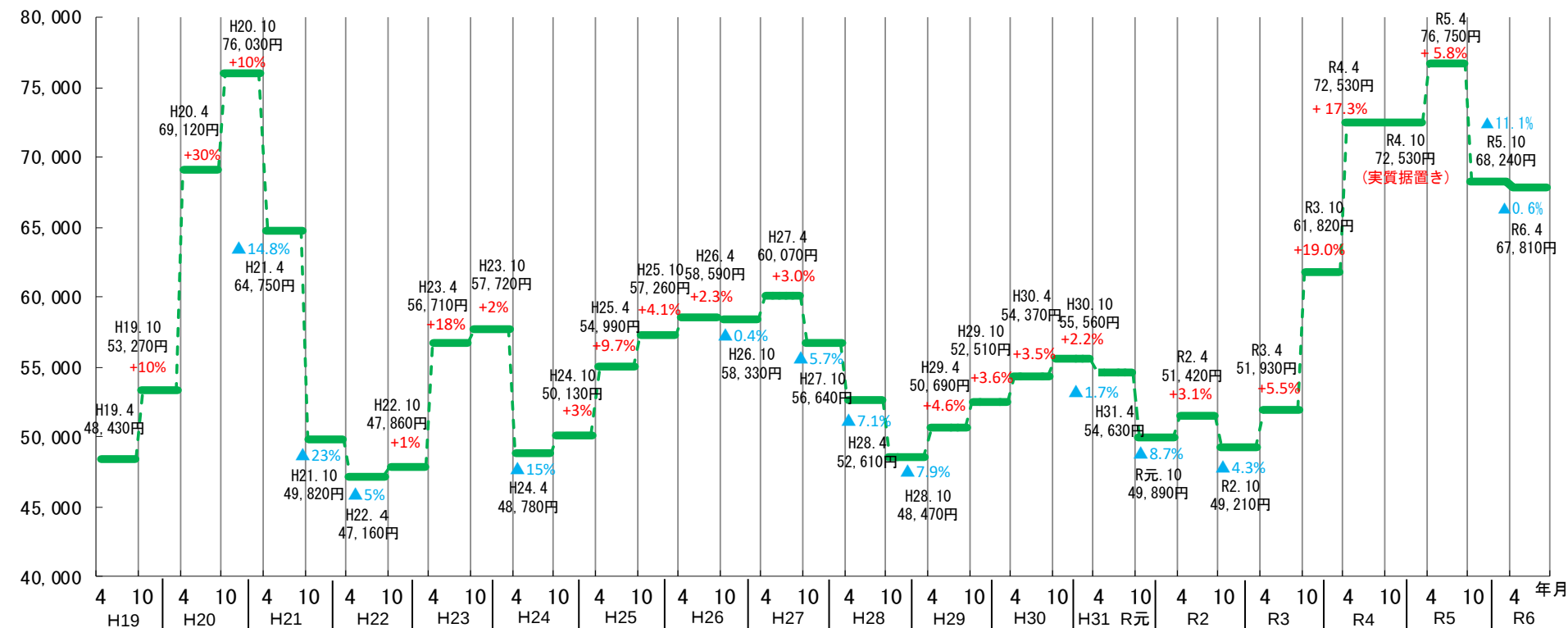
注1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

注3：「（参考）主な輸出先国・地域」については2023年1～12月の金額上位5か国・地域を記載。

- 輸入小麦の政府売渡価格は、直近6か月の平均買付価格を基に、年2回(4月期、10月期)改定。
- ウクライナ情勢による高騰を受け、令和4年10月期においては緊急措置により実質据置き、令和5年4月においては激変緩和措置として上昇幅の抑制を行ったが、その後、買付価格はウクライナ情勢前の水準に落ち着いたことから、令和5年10月期は、直近6か月間の平均買付価格をベースに算定し、68,240円/トン(対前期比▲11.1%)としたところ。
- 令和6年4月期の売渡価格も、同様に直近6か月間の買付価格(令和5年9月第2週～令和6年3月第1週)の平均 買付価格をベースに算定し、67,810円/トン(対前期比▲0.6%)とした。

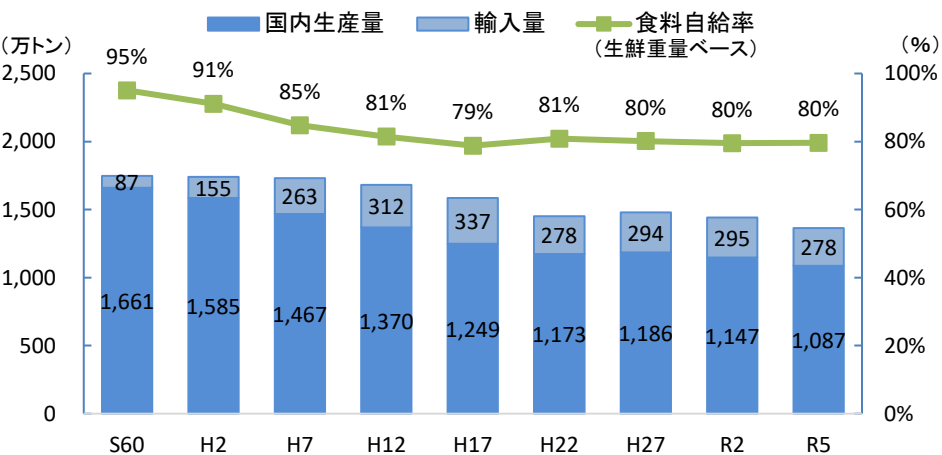
円/トン(税込み) 政府売渡価格(5銘柄加重平均)



注:平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

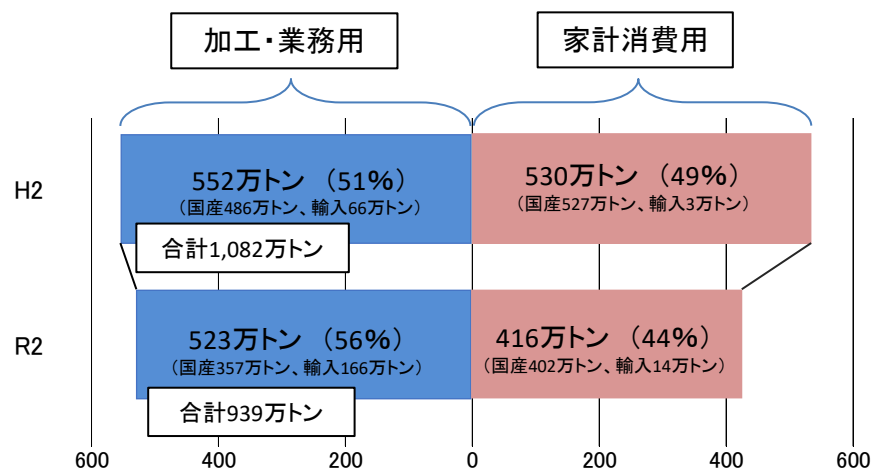
- 国内の野菜の生産量は近年横ばいで推移。食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費用から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の約6割。
- 野菜・施設園芸支援対策では、加工・業務用野菜の国産シェア拡大のため、実需者ニーズに対応した産地の形成やサプライチェーンの強靱化に向けた取組を支援。また、データを活用した施設園芸への転換を促進するため、生産性・収益向上につながる体制づくりやノウハウの分析・情報発信等を支援。

野菜の国内生産量、輸入量の推移



資料：食料需給表 ※輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。（概算値）
 ※農林業センサス実施年度及び直近の年度について掲載。

野菜の国内需要の推移(主要野菜品目)



資料：農林水産政策研究所調べ。指定野菜(ばれいしょを除く13品目(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン))で試算。

野菜・施設園芸支援対策

1. 時代を拓く園芸産地づくり支援

- 実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

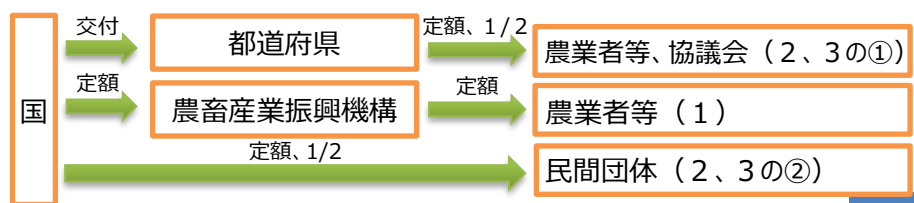
2. 産地生産基盤パワーアップ事業のうち国産シェア拡大対策

- 加工・業務用野菜の国産シェアを拡大するため、産地、流通、実需等が一体となったサプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、流通加工施設の整備等を支援。

3. データ駆動型農業の実践・展開支援事業

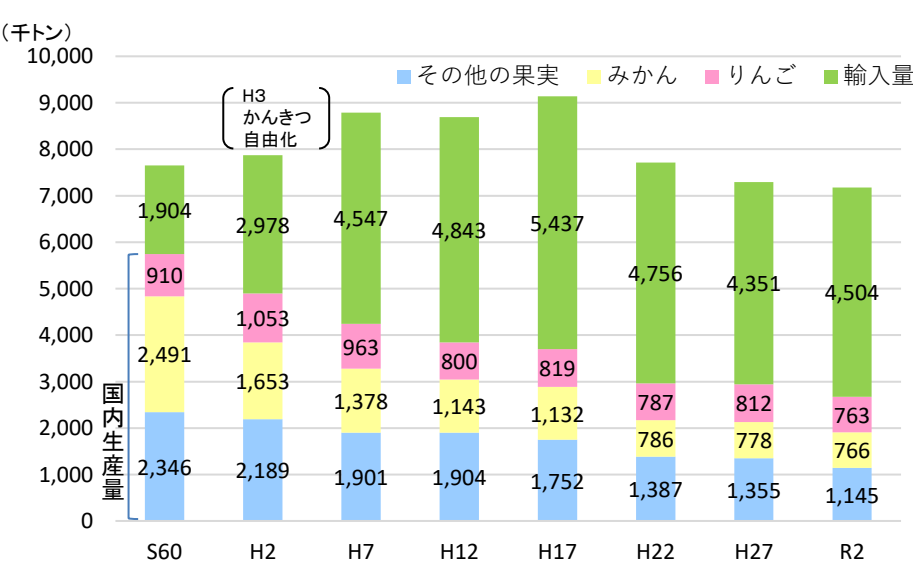
- データを活用した施設園芸(スマートグリーンハウス)への転換促進のため、
 - ① データ収集・分析機器の活用、既存ハウスのリノベーション等、データを活用して生産性・収益向上につなげる体制づくり
 - ② スマートグリーンハウス転換に向けた課題の調査、ノウハウの整理や更なる低コスト化の検討、農業者への情報発信等を支援。

<事業の流れ>



- 果樹の国内生産量は、近年緩やかな減少傾向で推移。また、果樹の労働形態は、機械化が困難な作業や高度な技術が必要な作業が多く、労働集約的であり、労働ピークが摘果や収穫等の短期間に集中していることが特徴。
- 果樹支援対策では、優良品目・品種の改植・新植やそれに伴う未収益期間の幼木管理に対する支援等を実施。特に、労働生産性の向上が可能な省力樹形の導入を推進。

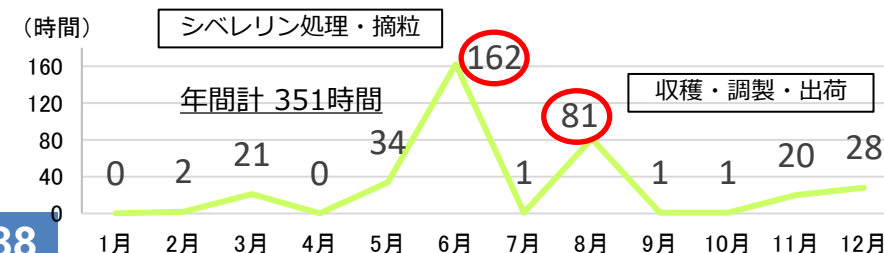
果実の国内生産量、輸入量及び
国内産出額と輸入額の合計に占める国内産出額の割合(推計)の推移



国産割合(%)	75	62	48	44	41	38	40	37
---------	----	----	----	----	----	----	----	----

資料:食料需給表、貿易統計
※:輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。
※:国内産出額割合は、輸入額と国内産出額から推計したものであり、為替の影響は考慮していない

ぶどう(シャインマスカット)の月別作業時間(10aあたり)



果樹支援対策

(持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策)

1. 果樹経営支援等対策事業

- 果樹産地の生産基盤を強化するため、優良品目・品種の改植・新植やそれに伴う未収益期間の幼木管理に対し支援。特に労働生産性の向上が可能な省力樹形の導入を推進。

2. 未来型果樹農業等推進条件整備事業(担い手育成型)

- 新たな担い手の確保・定着に資するトレーニングファームの整備等を支援。

3. 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

- 省力樹形の導入等に必要な苗木や国産花粉の安定供給を図るため、優良苗木の生産体制の構築や国産花粉専用園地の育成等を支援。

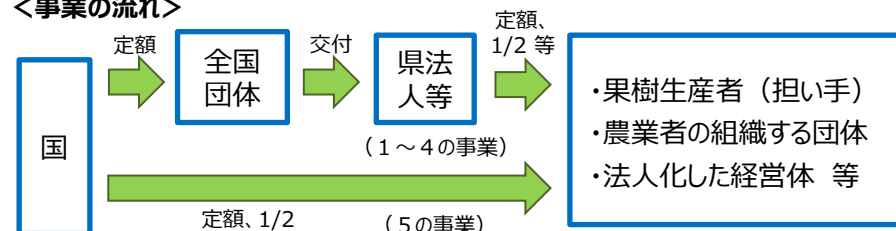
4. 果実流通加工対策事業

- 国産果実の加工・業務用供給拡大を図るため、省力化栽培・出荷技術等の実証等の取組を支援。

5. 産地構造転換パイロット事業

- スマート農業を前提とした園地の整備や流通事業者等との連携等、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証の取組を支援。

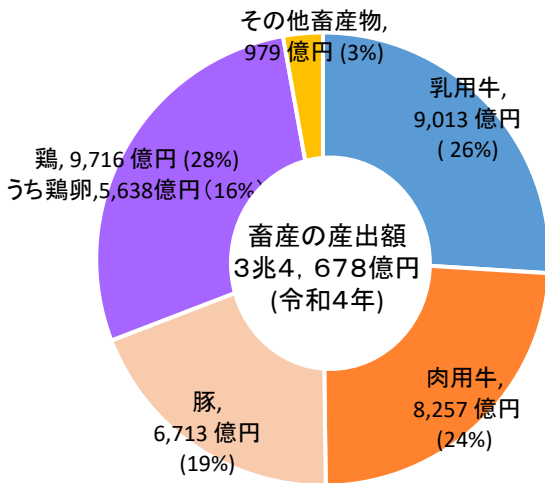
<事業の流れ>



○令和4年の畜産の産出額は3兆4,678億円で、農業総産出額(9兆0,015億円)の約39%を占めている。

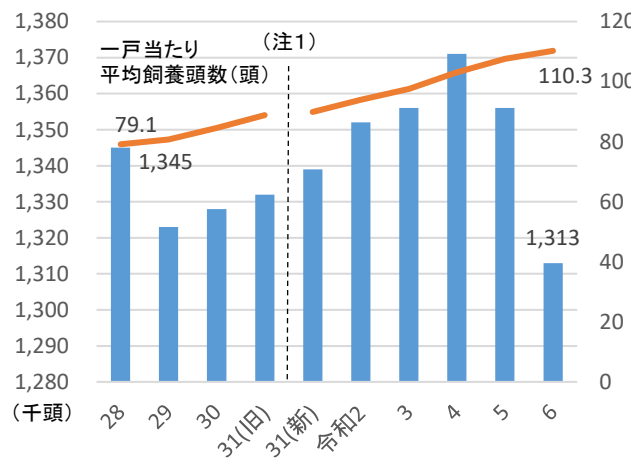
○いずれの畜種も一戸当たりの飼養頭羽数は増加しており、規模拡大が進展。

畜産の産出額の品目別割合(令和4年)

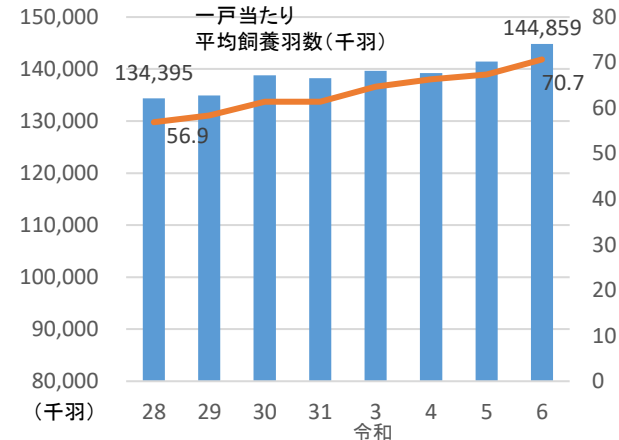


資料:農林水産省「生産農業所得統計」

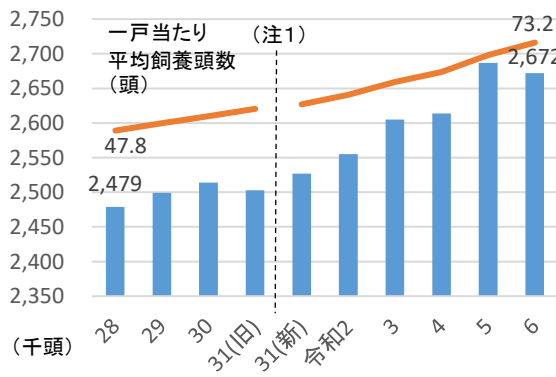
○乳用牛の飼養頭数



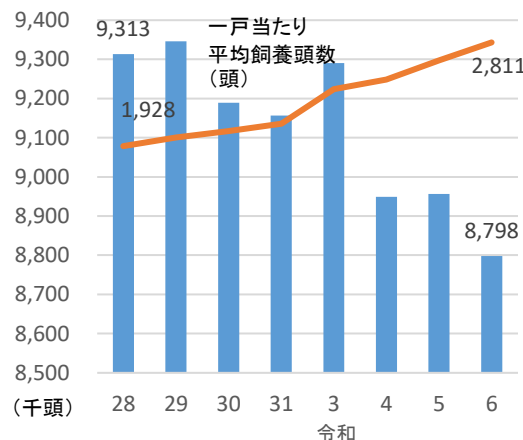
○肉用鶏の飼養羽数



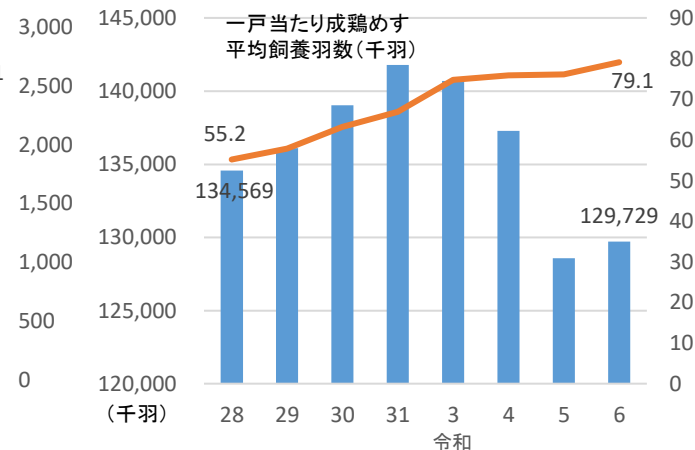
○肉用牛の飼養頭数



○豚の飼養頭数



○採卵鶏の飼養羽数



資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:(肉用牛、乳用牛)令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を「平成31年(新)」として記載。

2:(豚、肉用鶏、採卵鶏)農林業センサス実施年のため、令和2年の調査は休止した。

3:(肉用鶏)年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く。

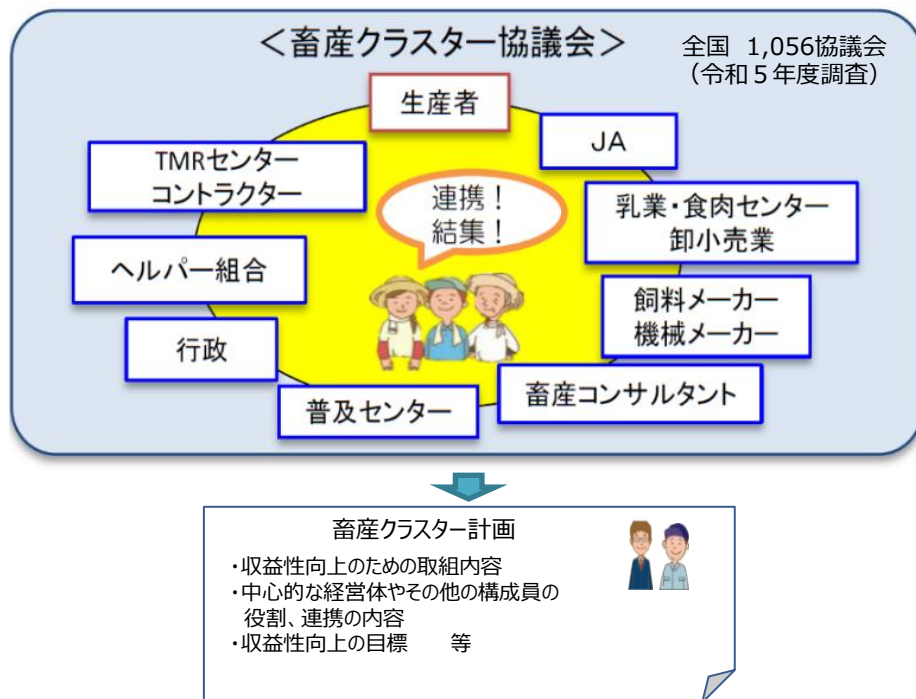
4:(採卵鶏)種鶏のみの飼養者及び成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く。

- 体質強化対策として、畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組等を推進。
- 経営安定・安定供給のための備えとして、畜種ごとの特性に応じた制度を措置。

畜産クラスター

施設整備、機械導入、調査・実証・推進

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。



優良繁殖雌牛更新加速化事業

畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付。

(交付単価)

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

【事業実施主体】 畜産クラスター協議会、民間団体

酪農

加工原料乳生産者補給金等

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付。

(令和6年度加工原料乳生産者補給金単価8.92円/kg、集送乳調整金単価2.75円/kg (うち関連対策0.07円/kg)、総交付対象数量343万トン (うち関連対策18万トン))

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構

肉用牛

肉用子牛生産者補給金

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付。

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金 (牛マルキン)

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立による積立金から支出。)

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構
(ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者)

養豚

肉豚経営安定交付金 (豚マルキン)

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。(交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立による積立金から支出。)

【事業実施主体】 (独) 農畜産業振興機構

養鶏

鶏卵生産者経営安定対策事業

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、更に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付。

【事業実施主体】 (一社) 日本養鶏協会

- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)について、担い手(認定農業者、集落営農、認定新規就農者)に対して直接交付(いずれも規模要件なし)。
- 水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援。

○経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付。
- 交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者(ナラシ対策も同じ)

【交付単価(令和5年産～7年産まで適用)】

【数量払】交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

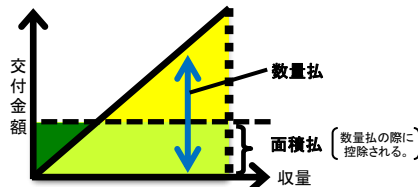
【面積払】当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

<交付単価のイメージ>

標準的な生産費	ゲタ交付単価	差額
	標準的な販売価格	

<数量払と面積払との関係>



水田活用の直接支払交付金等

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

2. 産地交付金

- ・国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県・地域が支援内容を設定。
- ・また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※3(3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分)	1万円/10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

3. 畑地化促進助成(令和5年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施)

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の円地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担(土地改良区の地区除外決済金等)を支援

- ① 畑地化支援※4：14.0万円/10a
- ② 定着促進支援※4(①とセット)：2万円(3万円※5)/10a×5年間
または10万円(15万円※5)/10a(一括)
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援(1万円/10a)
- ※4 対象作物は、畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)及び高収益作物(野菜、果樹、花き等)
- ※5 加工・業務用野菜等の場合

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援。

5. コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

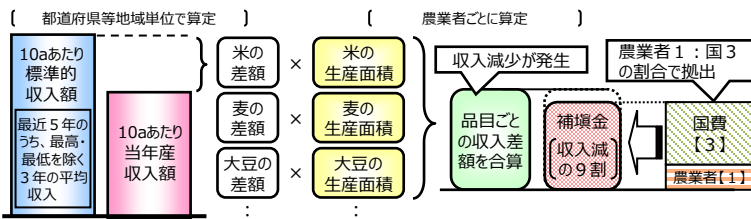
対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米(パン・めん用の専用品種)	9万円/10a

経営所得安定対策等推進事業等

- 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成。また、申請手続の電子化を支援。

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を補填。



- 収入保険は平成31年1月からスタート。
- 加入者数は、令和6年1月末現在で、全国で約9万3千経営体（うち個人約8万9千、法人約4千）。青色申告を行う農業者（35.3万人）の26.4%が加入。

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償

実施主体	全国農業共済組合連合会（平成30年4月設立） （加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合へ委託）
対象者	青色申告を行っている農業者※（個人・法人） ※ 令和6年からは、保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できる
保険の対象	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体 ※ マルキン等が措置されている肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外
基準収入	農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、保険期間の営農計画も考慮して設定 （規模拡大特例、収入上昇傾向特例に該当する場合、基準収入を上方修正） ※ 令和6年からは、農産物が気象災害により被災した年の収入金額を補正して基準収入を算定できる気象災害特例を導入
補填の方法	保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補填。補填方式には、従来からの保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」に加え令和6年からは、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」を新設しており、農業者が選択できる
保険方式の保険料	保険金額の1.498%（新規加入で補償限度80%を選択した場合。50%の国庫補助後。） ※ 保険金の受取実績に応じて、毎年適用される保険料率変動する
積立方式の積立金	掛捨てではない（75%の国庫補助）

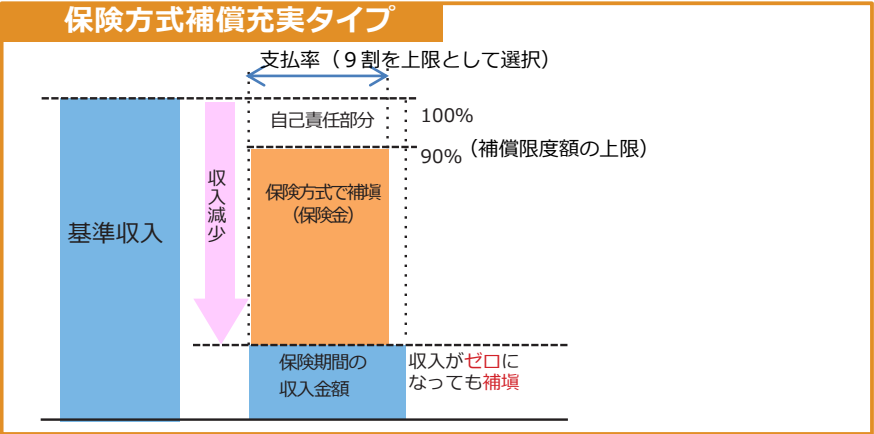
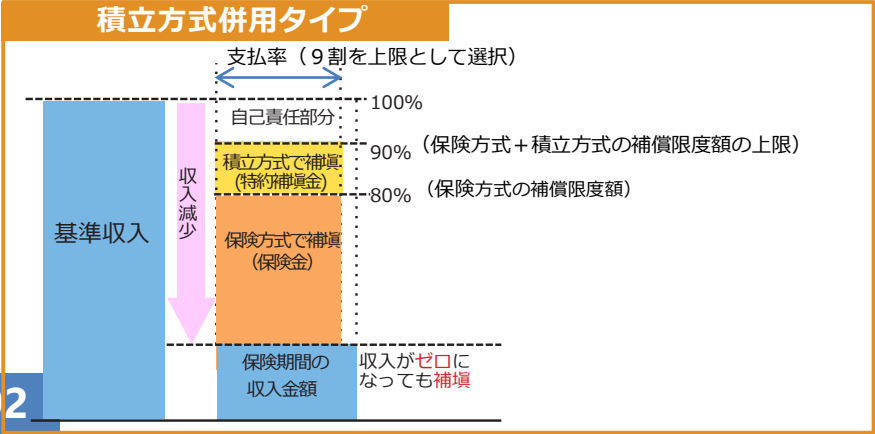
【個人、法人別の加入状況】（経営体）

	令和4年	令和5年	令和6年 （1月末時点）
全体	78,868 (22.3%)	90,644 (25.7%)	93,286 (26.4%)
個人	70,510	81,283	88,958
法人	8,358	9,361	4,328

（注1）令和6年1月末時点（法人数について今後事業年度開始月が3月以降の法人の加入が見込まれる）
（注2）（ ）は青色申告者に対する割合

青色申告を行っている農業経営体は35.3万経営体
うち・個人の主業経営体及び団体経営体は16.4万経営体
・肉用牛又は養豚が販売金額1位の経営体は1.4万経営体
（注）2020年農林業センサス（組替集計）

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入
※ 収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱いについては、令和6年からの新規加入者は、2年間（令和4年、5年加入者は3年間）の同時利用を可能とし、令和7年以降の新規加入者には適用しないこととします。



- 農業生産の基盤である農地・農業水利施設を整備・管理する土地改良事業は、良好な営農条件を備えた優良農地を確保し農業の生産性向上等を図るものである。
- また、農村は生産の場であるとともに生活の場であり、「持続的に発展する農業」と「多様な人が住み続けられる農村」を実現するために、産業政策・地域政策の両視点から事業を実施。
- 更に、近年頻発化・激甚化する自然災害に対し、農業生産や農村生活を支えるインフラの強靱性や持続性を強化。

土地改良長期計画（令和3～7年度）全体概要

農業・農村が目指すべき姿

○ 人口減少下で持続的に発展する農業

○ 多様な人が住み続けられる農村

政策課題1：生産基盤の強化による農業の成長産業化

【政策目標1】

担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

【政策目標2】

高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化

産業政策
の視点

政策課題2：多様な人が住み続けられる農村の振興

【政策目標3】

所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

地域政策
の視点

農村
協働力

政策課題3：農業・農村の強靱化

両政策を支える視点

【政策目標4】 頻発化・激甚化する災害に対応した排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等による農業・農村の強靱化

【政策目標5】 ICTなどの新技術を活用した農業水利施設の戦略的保全管理と柔軟な水管理の推進

大規模自然災害への対応

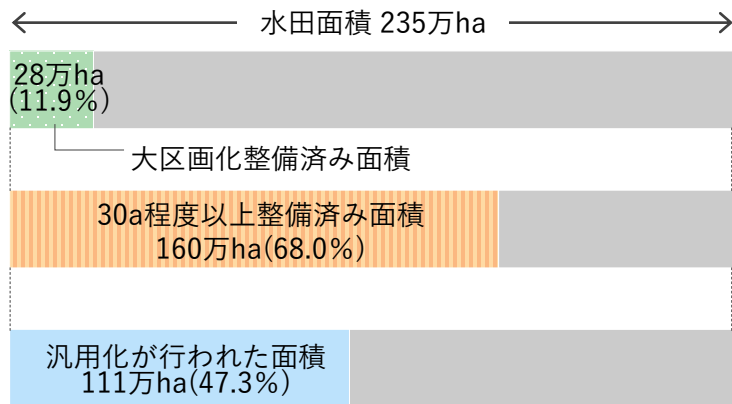
1. 東日本大震災からの復旧・復興
2. 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効率的な実施に当たって必要な事項（横断的事項）

1. 土地改良区の運営体制の強化
2. 関連施策や関係団体との連携強化
3. 技術開発の促進と普及、スマート農業への対応
4. 人材の育成
5. 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
6. 国民の理解促進

- 区画が整備された水田は160万ha（68.0%）、畑は129万ha（65.3%）（R4年3月末時点）。
- 標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2022年にかけて42%から57%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から46%へと増加。
- 基幹的な農業用排水施設の維持管理を担う土地改良区は、合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。

○水田の整備状況

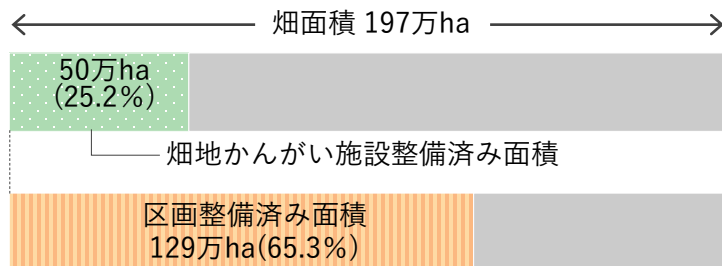


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：1)「大区画化整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積

2)「汎用化が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

3)「水田面積」は令和4(2022)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4(2022)年3月末時点の数値

○畑の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：「畑面積」は令和4(2022)年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和4(2022)年3月末時点の数値

○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年（H19）			2022年（R4）		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,735	4,445	57%
貯水池	1,237	104	8%	1,293	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,970	859	44%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,016	2,365	78%
水門等	1,062	535	50%	1,138	846	74%
管理設備	219	159	73%	318	242	76%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	51,954	23,832	46%

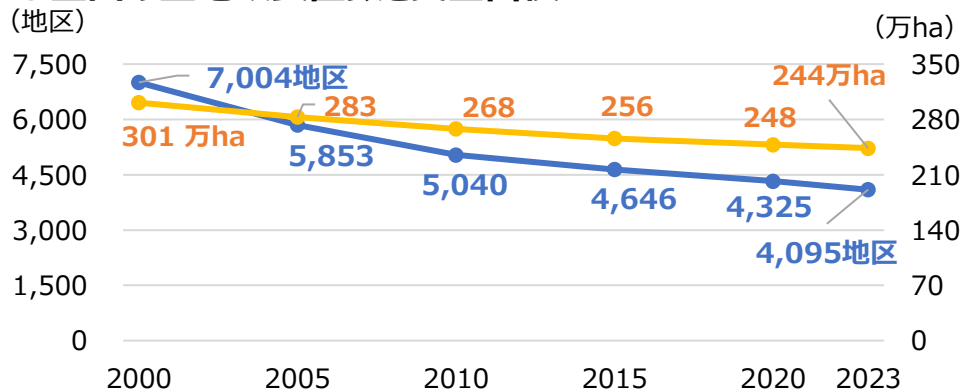
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2022年3月時点）

注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○全国の土地改良区数と受益面積



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

○「農業競争力強化プログラム」は、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決するための施策の方向性を示すため、平成28年11月に農林水産業・地域の活力創造本部において決定。

農業競争力強化プログラム

生産資材価格の引下げ

- ・過剰供給や寡占など適正な競争状況の欠如
- ・生産資材価格の引下げに向けて
 - ・生産資材業界の再編や新規参入の推進
 - ・法規制や制度運用（施肥基準や銘柄等）の見直し等を実践

流通・加工構造の改革

- ・複数の事業者が介在する多段階構造
- ・効率的・機能的な流通・加工構造に向けて
 - ・実需者への直接販売ルート拡大
 - ・中間流通の合理化の推進等を実践

全農の自己改革

- 生産資材の買い方の見直し
 - ・入札等による生産資材の有利調達
 - ・外部人材の登用等により生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織へ等の改革を実行

- 農産物の売り方の見直し
 - ・実需者への直接販売ルートの確保
 - ・委託販売から買取販売への転換
 - ・輸出先国毎に商社と連携した販売体制の構築等の改革を実行

土地改良制度の見直し

- ・担い手への農地の集積を進める必要
- ・農地バンクが借り入れている農地を農家負担を求めずに整備し、担い手に転貸する仕組みを創設

収入保険の導入

自由な経営判断に基づく経営発展に向けて農業経営のセーフティネットを整備

人材力の強化

- ・次世代を担う農業者の確保・育成が急務
- ・営農しながら経営を学べる農業経営塾の本格稼働
- ・生産現場のニーズに即した研究体制の構築や生産基盤強化（ICT活用等）
- ・国家戦略特区における外国人材受入れスキームの導入等を実施

戦略的な輸出体制の整備

- ・JF00D0（ブランディング・プロモーション・事業者サポートを行う新たな組織）の創設
- ・JAS規格の戦略的な制定・活用に向けたJAS制度の改正
- ・GAP認証取得の推進等を実施

原料原産地表示の導入

全ての加工食品へ原料原産地表示を導入

生乳の流通改革

生乳の出荷先等を農協以外にも自由を選べる環境の整備 等を実施（その他）

農村の就業構造の改善

等

第193回国会にて8本の関連法案が成立

農業の競争力強化による農業者の所得向上

- 農業競争力強化支援法において、国の責務や国の講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業や農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援。

農業競争力強化支援法の概要

(平成29年法律第35号)

平成29年5月19日公布
平成29年8月1日施行

趣旨

- 農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要。
- このため、国が講ずべき施策等を定める他、農業資材事業及び農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずることにより、農業の競争力の強化を図る。

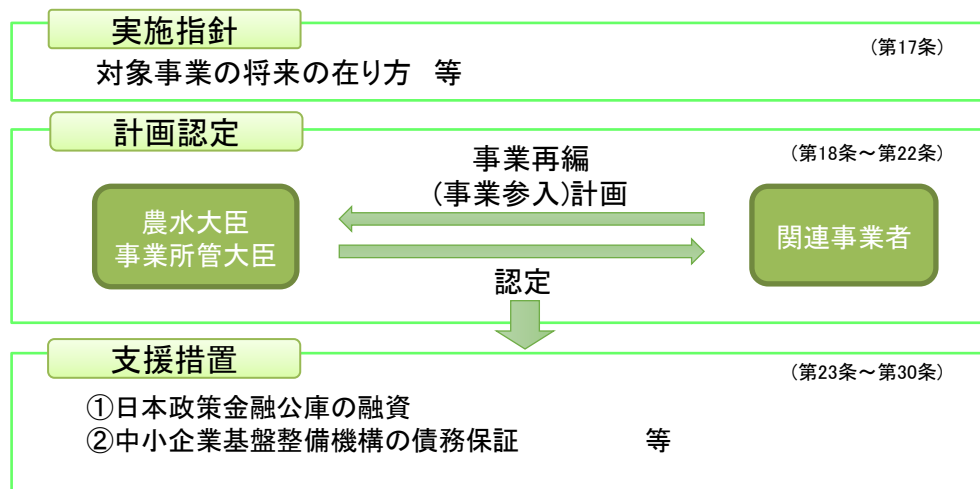


法律の概要

国が講ずべき施策

1. 農業生産関連事業の事業環境の整備
○ 規制・規格の見直し (第8条、第11条)
○ 良質かつ低廉な農業資材の開発の促進 (第8条)
○ 農産物の消費者への直販の促進 (第13条)
 2. 事業再編・事業参入の促進 (第9条、第12条)
 3. 農業者への情報提供
○ 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」 (第10条、第14条)
 4. 定期的な施策の検討
○ 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討 (第16条)
- 等

事業再編及び事業参入を促進するための措置



農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画及び事業参入計画の認定状況

○ 平成29年8月の法施行以後、事業再編計画38件（農業資材分野7件、農産物流通・加工分野31件）と事業参入計画2件（いずれも農業資材分野）を認定し、税制・金融上の支援措置を講じている（令和6年7月時点）

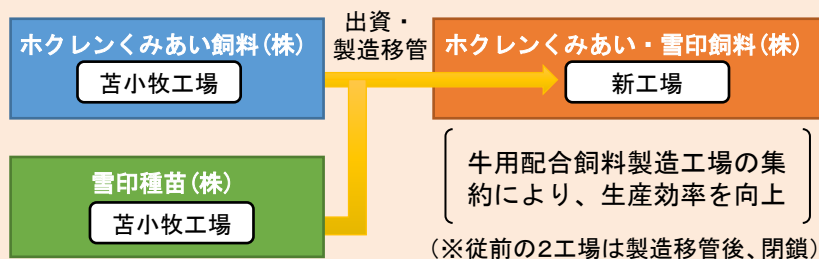
農業資材

事業再編計画 認定実績 7件

【事例 ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社（配合飼料製造事業者）】

＜再編計画概要＞合併会社を設立して工場の集約を行うことにより、製造コストの低減を図りつつ高品質な配合飼料の供給を行う。

＜支援措置＞税制特例（欠損金の繰戻還付）、
日本政策金融公庫による低利融資



事業参入計画 認定実績 2件

【事例（株）ルートレック・ネットワークス株式会社
（農業用機械製造事業者）】

＜参入計画概要＞センサー情報を基に培養液を管理し自動施用する自動化システム「ゼロアグリ」を、毎月の利用料のみで導入可能な定額サービスで導入することにより収量当たりの生産コストの低減を図る。
令和7年4月末までに導入台数1,800台を目指す。

＜支援措置＞A-FIVEからの出資

＜システム概要＞

生産者が設定した土壌水分量・土壌の養分濃度となるよう、日射センサー及び土壌センサーで測定したデータに基づき、土壌環境に応じたかん水量・培養液濃度をシステムが算出し、自動で培養液を供給。



ゼロアグリ

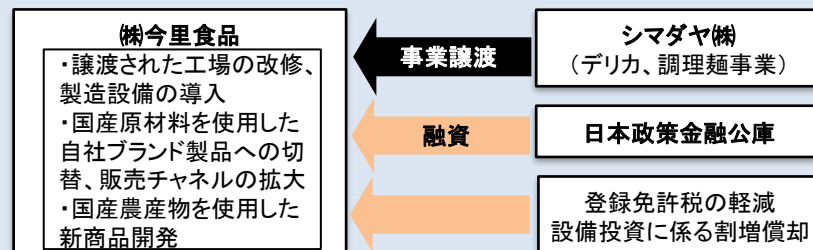
農産物流通・加工等

事業再編計画 認定実績 31件

【事例① 株式会社今里食品（飲食料品製造事業者）】

＜再編計画概要＞今里食品はシマダヤから事業を譲受け、工場の改修等により製造体制を強化し、国産原材料にこだわった惣菜製品を開発・増産するとともに、販路拡大により国産農産物の調達量の増加を図り、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

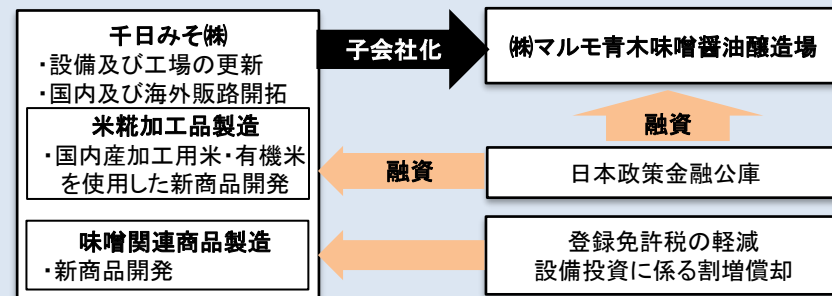
＜支援措置＞日本政策金融公庫による低金利融資、登録免許税の軽減等



【事例② 株式会社マルモ青木味噌醤油醸造場、千日みそ株式会社
（飲食料品製造事業者）】

＜再編計画概要＞マルモ青木味噌醤油醸造場は千日みそを子会社化。千日みそは米糍加工品・味噌関連商品の製造に特化するとともに、設備・工場をFSSC22000に対応させることで国内外への事業拡大を図る。これらにより、国産米の調達量を増やし、生産者の経営安定・発展につなげることを目指す。

＜支援措置＞日本政策金融公庫による低金利融資、登録免許税の軽減等



- 農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。
- このような最近の変化にも的確に対応しつつ、関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。

食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策（概要）

しごと

（１）地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進



食料・農業政策

くらし

（２）中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・情報通信環境の確保
 - ・地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

（３）農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・地域運営組織の形成
 - ・地域内の人材の育成及び確保
 - ・関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ（二地域居住）などの多様なライフスタイルの提示
 - ・農的暮らしなどの多様な農への関わりへの支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等



食料・農業政策

仕組み

（４）「３つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

従来の6次産業化を発展させて、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る「農山漁村発イノベーション」の推進により、農山漁村における雇用・所得を創出。

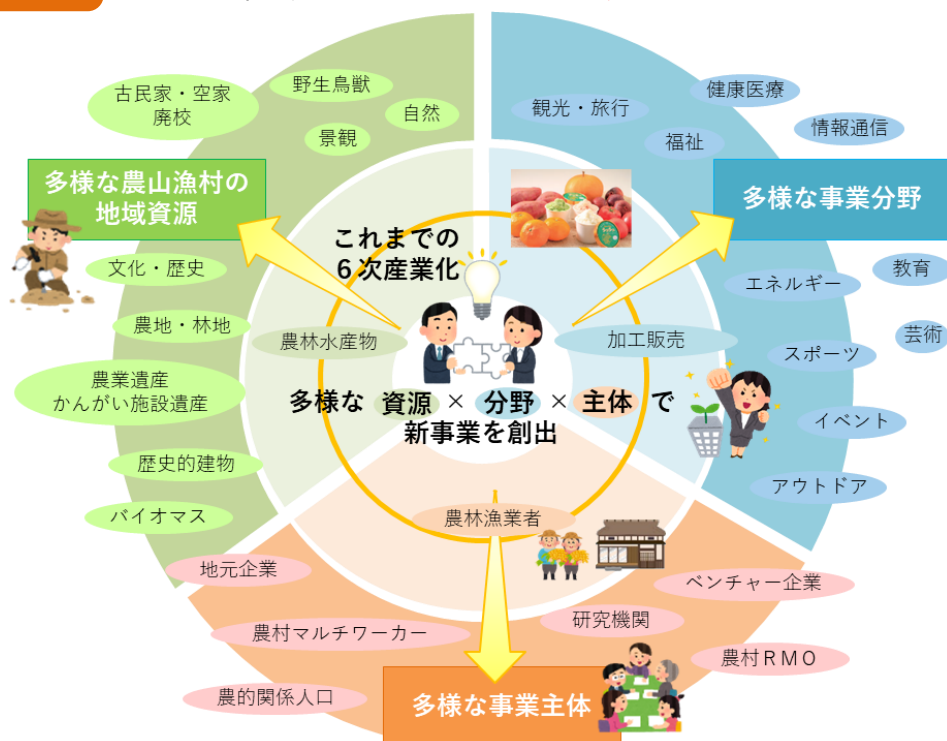
農山漁村発イノベーションの推進

これまでの取組
(6次産業化)

- 地域資源と他分野との組合せが、農林水産物と食品産業など**限定的**

農山漁村発
イノベーション

- 農山漁村のあらゆる**地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野**との**連携**を一層促進



農山漁村発イノベーションの事例

「農産物、景観」×「加工販売、観光・旅行」
×「農林漁業者、地元企業」

タケノコや栗の加工販売に加え、美しい竹林景観を活かして、映画のロケ地や観光商品として活用。（栃木県宇都宮市）



「森林」×「スポーツ」×「ベンチャー企業」

森林をフィールドとしたサバイバルゲーム事業を行うとともに、参加料の一部を森林所有者にも還元。（栃木県壬生町）



「農産物」×「加工販売、観光旅行、教育」
×「農林漁業者、地元企業」

6次産業化による農産加工品の製造・販売のほか、食育体験や収穫体験など豊富なメニューの取組を展開。（長崎県大村市）

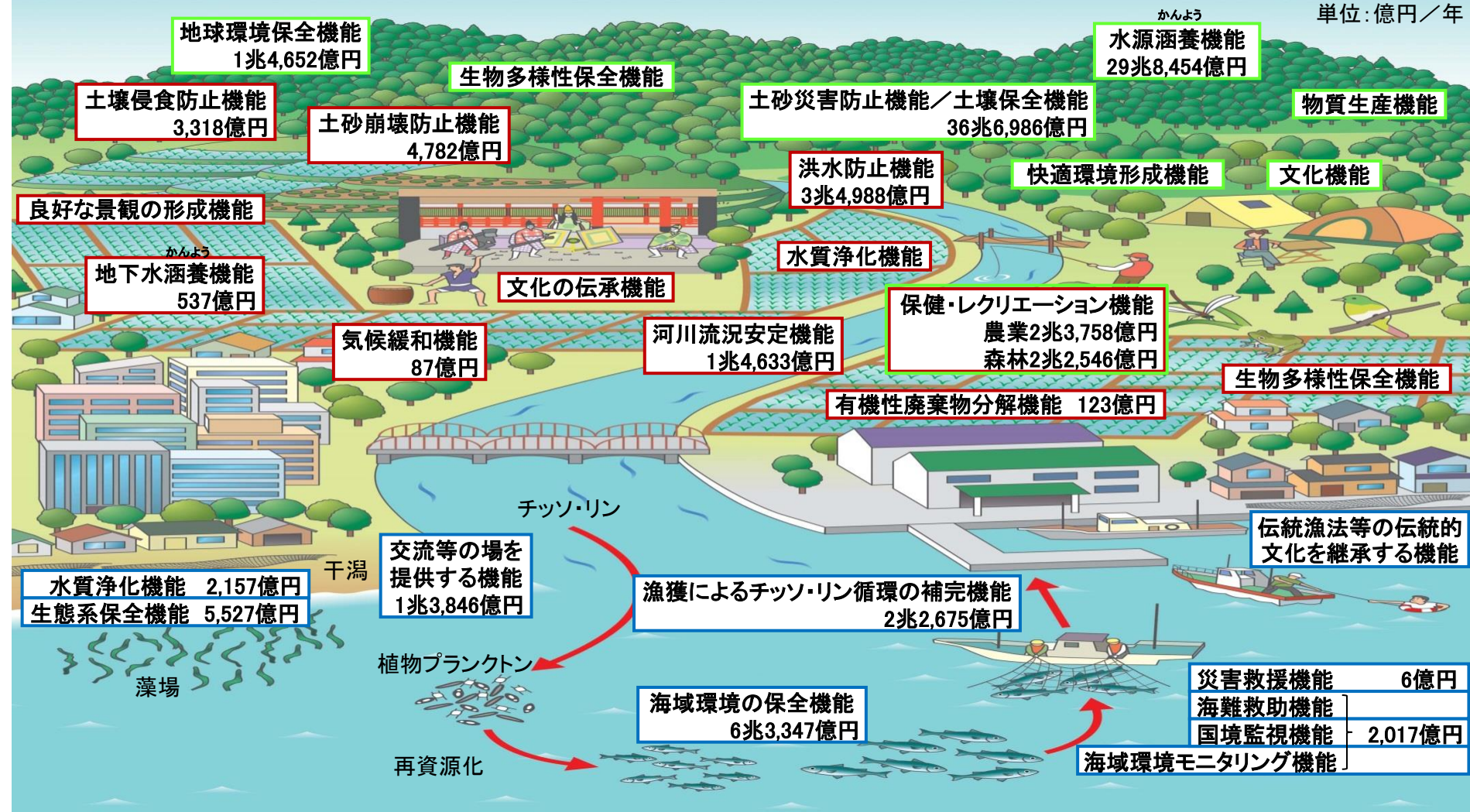


日本学術会議が農業、森林、水産業・漁村の多面的機能を分類・整理するとともに、定量化が可能な物理的な機能を中心に貨幣評価※を実施。

○農業、森林、水産業・漁村の有する多面的機能

※一部の貨幣評価可能な機能に限定しても単純に合計すると農業で年間約8兆円、森林で年間約70兆円、水産業・漁村で年間約11兆円。

単位：億円／年

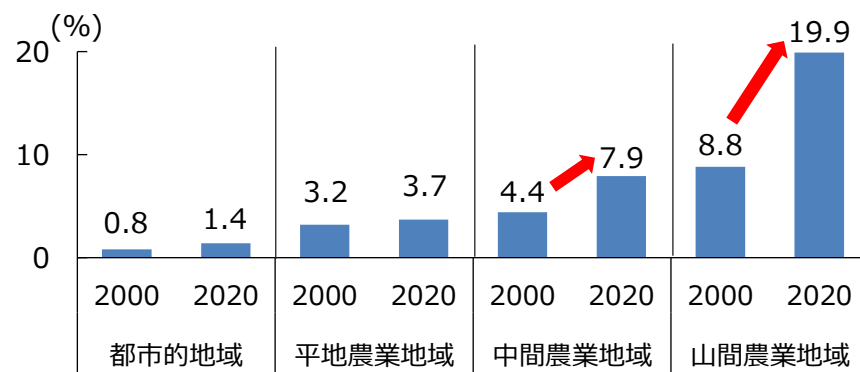


資料：日本学術会議答申（農業、森林：平成13年、水産業・漁村：平成16年）を踏まえ農林水産省で作成

注：機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能の全体のうち一部に過ぎない。

- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

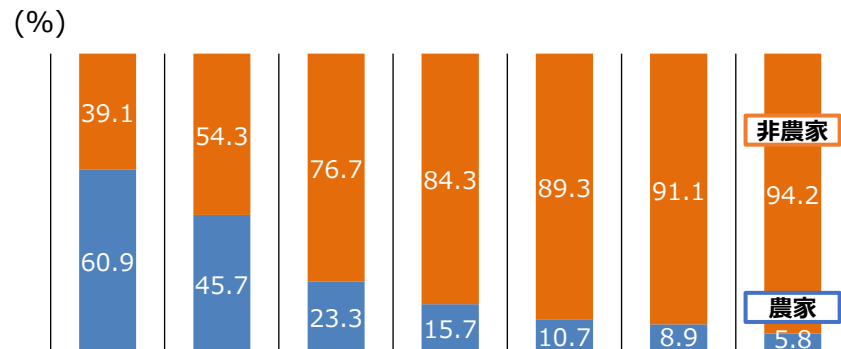
総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

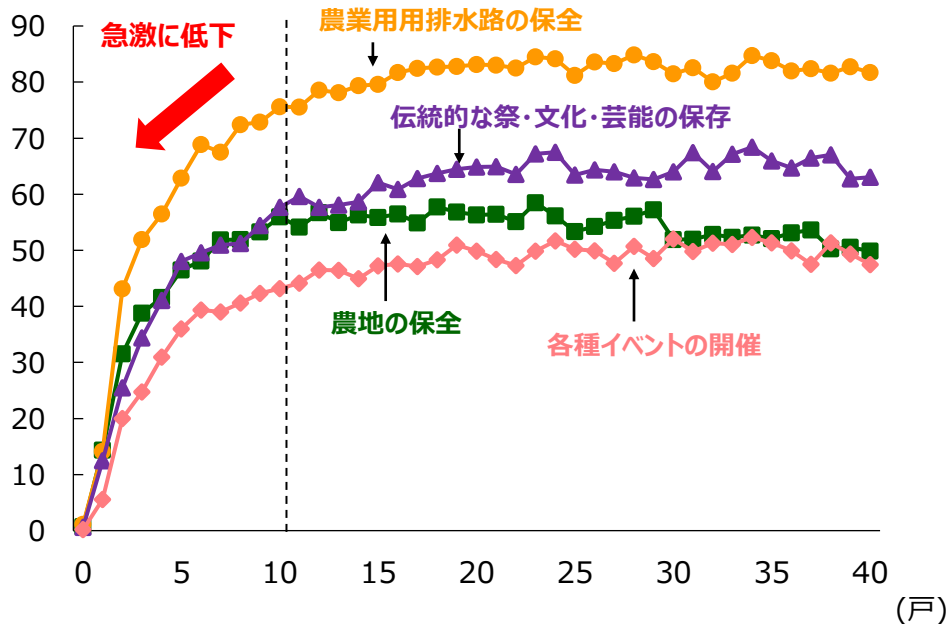
1 農業集落当たりの農家率



1960年 1970年 1980年 1990年 2000年 2010年 2020年

資料：農林水産省「農林業センサス」

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施。

日本型直接支払制度

環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがある。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
カバークロップ		6,000
地域特認取組		取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
取組拡大加算	リンゴマルチ（うち、小麦・大麦等）	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800
取組拡大加算		交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a

多面的機能支払

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修 ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り

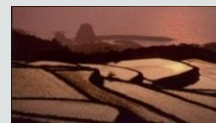
水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

地目	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

地目	区 分	交付単価 (円/10a)	地目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000	草地	急傾斜 (15度~)	10,500
	緩傾斜 (1/100~)	8,000		緩傾斜 (8度~)	3,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500		草地比率の高い草地※	1,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度~)	1,000
				緩傾斜 (8度~)	300

※ 寒冷地

○ 中山間地域は、我が国の農家数や耕地面積、農業産出額の約4割を占めるなど、食料の安定供給の確保と多面的機能の観点から重要な地域。

○ 中山間地域への支援は、農山漁村における人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティの活性化、鳥獣被害対策の推進、観光・福祉・教育・まちづくりと連携した都市農村交流の推進等を柱に実施。

中山間地域の主要指標（令和2年）

区分	全国 (A)	中山間地域 (B)	割合 (B/A)
①人口 (R2)	1億2,615万人	1,336万人	11%
②総土地面積	3,780万ha	2,412万ha	64%
③耕地面積	437万ha	167万ha	38%
④林野面積	2,477万ha	1,845万ha	75%
⑤総農家数	175万戸	78万戸	45%
⑥販売農家数	103万戸	44万戸	43%
⑦農業産出額	8兆9,557億円	3兆5,856億円	40%
⑧農業集落数	13万8千集落	7万5千集落	54%
⑨第1次産業 就業者数 (R2)	196万人	74万人	38%

資料：農林水産省統計部「2020年農林業センサス」

（②総土地面積、④林野面積、⑤総農家数、⑥販売農家数、⑧農業集落数）

農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」（③耕地面積）

農林水産省「令和2年生産農業所得統計」（⑦農業産出額）

総務省「令和2年国勢調査」（①人口、⑨第1次産業就業者数）

注1 中山間地域の値(B)の集計に用いる農業地域類型区分は、令和5年3月改定のものを使用。

注2 ③耕地面積、⑦農業産出額の中山間地域の値(B)は、農林水産省農村振興局地域振興課の推計値。

注3 ①人口、⑨第1次産業就業者数の中山間地域の値(B)は、農林水産省「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に、農林水産省農村振興局地域振興課が推計。

注4 ②総土地面積、④林野面積の中山間地域の値(B)は、市区町村別の総土地面積を用いて算出しており、北方四島等や境界未定の面積を含まない。

中山間地域支援施策

1. 農山漁村における人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティの活性化

(1) 地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の強化

- 多面的機能支払交付金(令和6年度予算:486億円)
- 中山間地域等直接支払交付金(令和6年度予算:261億円)

(2) 中山間地域における地域特性を活かした活動の推進

- 中山間地農業ルネサンス事業(令和6年度予算:411億円(優遇措置等を設けて実施))

(3) 地域活性化の担い手となる人材の確保

- 農山漁村振興交付金(令和6年度予算:84億円の内数)

2. 鳥獣被害対策の推進

- 鳥獣被害防止総合対策交付金(令和6年度予算:99億円)

3. 観光・福祉・教育・まちづくりと連携した都市農村交流の推進

- 農山漁村振興交付金(令和6年度予算:84億円の内数)

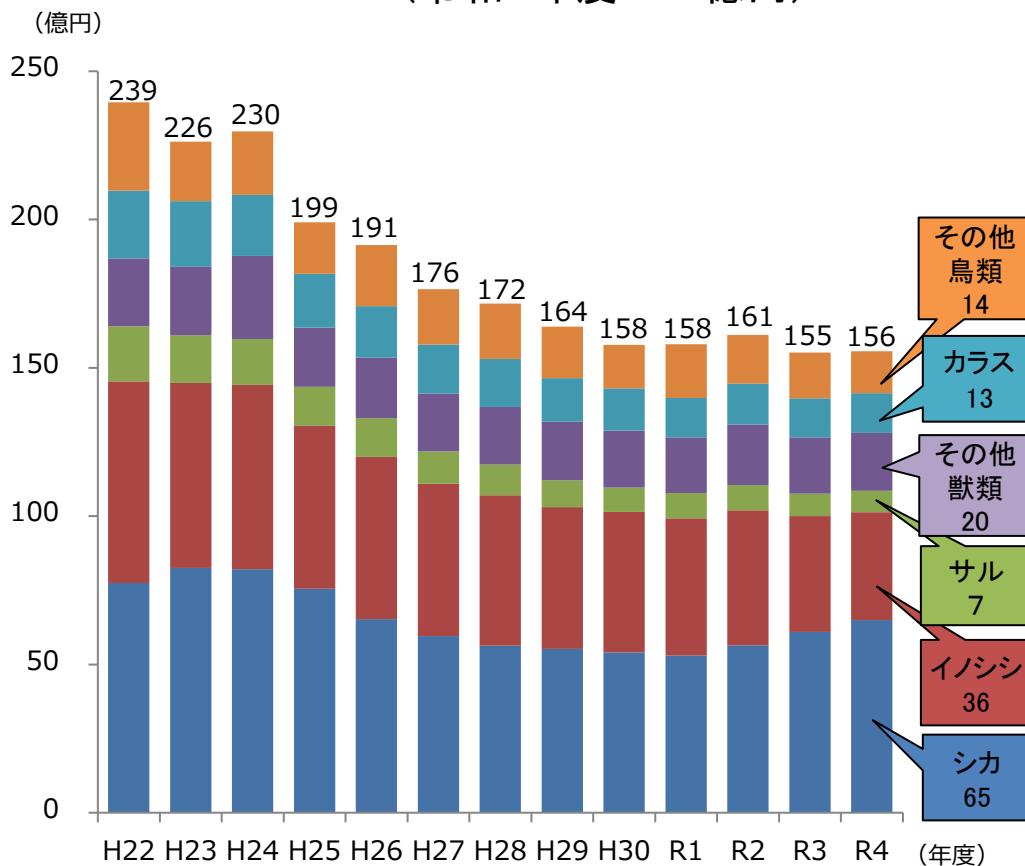
① 農泊推進対策

② 農福連携対策

③ 地域の未利用資源の活用による交流等

- 野生鳥獣による農作物被害額は、156億円（令和4年度）。そのうち、全体の約6割がシカ、イノシシによるもの。
- 鳥獣被害対策は、個体数管理（とる）、侵入防止対策（まもる）、生息環境管理（よせつけない）の3本柱が基本。
- 令和4年度における捕獲頭数は、シカは72万頭、イノシシは59万頭。

○ 野生鳥獣による農作物被害額 （令和4年度：156億円）



資料：都道府県からの報告に基づき農林水産省作成

○ 鳥獣被害対策の3本柱



○ シカ・イノシシの捕獲頭数の推移

単位：万頭

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
シカ	59	60	58	60	58	61	67	72	72
イノシシ	52	55	62	55	60	64	68	53	59

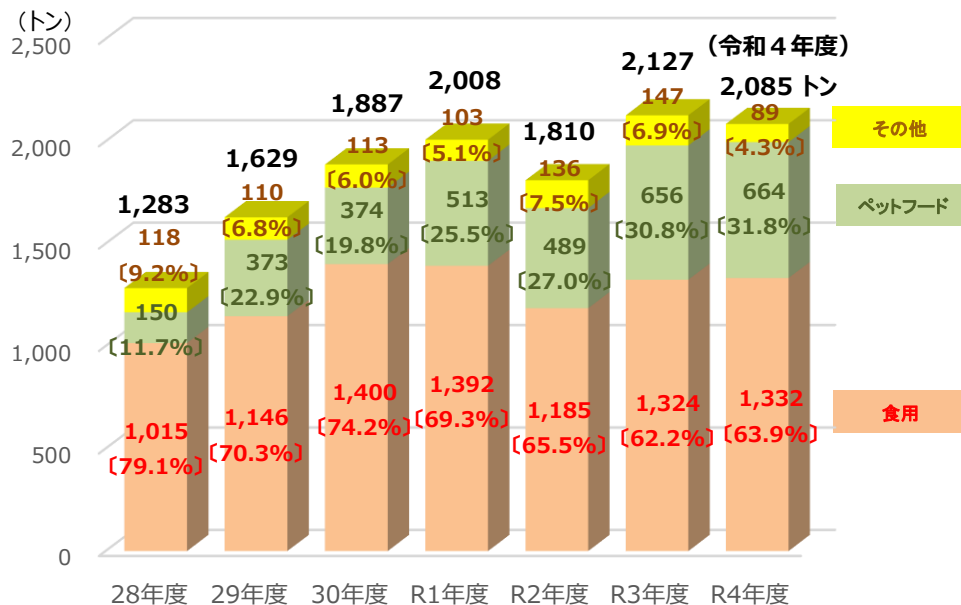
資料：「鳥獣関係統計」および「ニホンジカ・イノシシ捕獲頭数速報値（令和4年度）」（環境省）に基づき農林水産省作成

- 令和2年6月、「農林水産業・地域の活力創造本部」において、令和元年度の水準から令和7年度までにジビエ利用量を倍増(4,000t)させる目標を決定。
- 目標達成に向けて、安全・安心なジビエの供給体制の整備や人材育成、国産ジビエ認証制度の普及、需要開拓を推進するとともに、ジビエ利活用事例の取組の横展開を図る。

ジビエ利用の実態

- 全国の750処理加工施設において、令和4年度にジビエとして利用するために解体された野生鳥獣は157,985頭・羽であり、ジビエ利用量は2,085トン。捕獲されたシカ・イノシシのうちジビエとして食肉加工・流通された割合は約1割(※捕獲者による自家消費を除く)。

ジビエ利用量の推移



国産ジビエ認証制度

- 安全なジビエの提供と消費者のジビエの安心を図るため、平成30年5月に認証の仕組みを決定し公表。
(令和6年5月末時点の認証施設数 31件)



取組事例：株式会社屋久鹿ジビエ王国 令和5年度鳥獣被害対策優良活動表彰 農林水産大臣賞 受賞

- 地元猟友会の協力のもと、止め刺し後2時間以内に施設へ搬入し、徹底した個体判別と衛生管理のもと、自社企画加工製品の製造や、ペットフードの企画開発販売にも着手し、高品質なジビエを提供。
- シカ肉の魅力を発信するとともに、島内の高校でシカ肉を通じた食肉文化の歴史など学ぶ授業を継続的に実施。



屋久鹿を100%使用したバーガー



地域イベントへの出店



授業風景

- 農泊については、「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成28年11月29日改訂)」において、平成32年までに「持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を500地区創設」と位置付けられ、平成29年に農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を新設し、令和元年度までに達成。「観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定)」においては「農泊地域での年間延べ宿泊者数を令和7年度までに700万人泊とする」とこととされた。
- 農泊推進対策では、令和5年度末までに全国656地域を採択。農泊地域における宿泊者数はコロナ禍以前を上回る水準となった。
- 農泊地域を紹介する国内外向けのプロモーション等の情報発信を積極的に展開。

農泊の推進について

- 「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進の状況

- 平成29年～令和5年度末までに全国656地域を採択。
- 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され農泊に取り組んでいる地域(農泊地域)の宿泊者数は、令和元年度(515地域)の589万人から22万人増加し令和4年度(621地域)は611万人となった。
- 農泊地域を紹介する農泊ポータルサイトの開設、YouTubeでの配信や台湾、欧米豪向けに国内外向けのプロモーション等の情報発信を展開。



農泊ポータル
サイト



仙北市農山村体験推進協議会(秋田県仙北市)

国内外の個人旅行者の誘客拡大に向けて、地域全体にWi-Fi環境、カード決済システム、多言語表記導入などの環境を整備。アルベルゴ・ディフーズ(分散型ホテル)の考え方に基づく地域づくりを目指す。



農家民宿



着物着付け体験

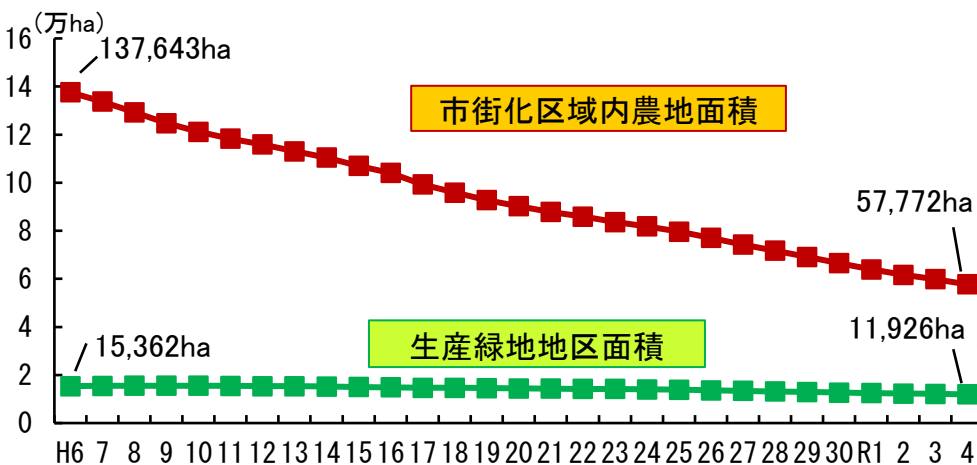
- 都市農業は、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な役割を果たしている。
- 市街化区域内農地は全農地の1.3%程度であるが、都市住民との距離が近いという立地を活かした農業を行い、都市農業の経営体数は全国の12.4%を占め、農業産出額は6.5%となっている。
- 意欲ある都市農業者等が都市農地を借りやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)を制定し、都市農地の有効な活用に取り組んでいる。

○都市農業に関連する指標

	農業経営体	農地面積	販売金額(推計)
全 国	107.6万 経営体	429.7万ha	9兆147億円
都市農業 (対全国比)	13.3万 経営体 (12.4%)	5.8万ha (1.3%) うち生産緑地 1.2万ha(0.3%)	5,898億円 (6.5%)

資料：全国の数値「2020農林業センサス」、「耕地面積統計(令和5年)」、「農業産出額調査(令和4年)」
都市農業の数値「固定資産の価格等の概要調査(令和4年)」、「都市計画現況調査(令和4年)」、
東京都及び全国農業会議所調べ(令和元年)を用いた推計。

○市街化区域内農地面積の推移



資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和4年)」、国土交通省「都市計画年報(令和4年)」

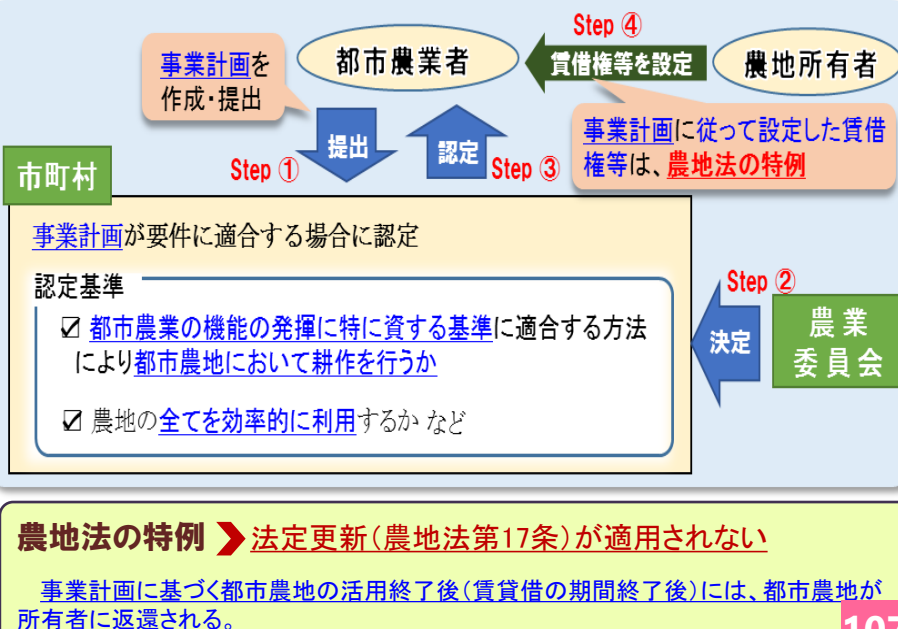
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要

課 題

農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地(生産緑地地区内の農地)については、意欲ある都市農業者等によって有効に活用されることが重要であり、そのための貸借が円滑に行われる仕組みが必要。

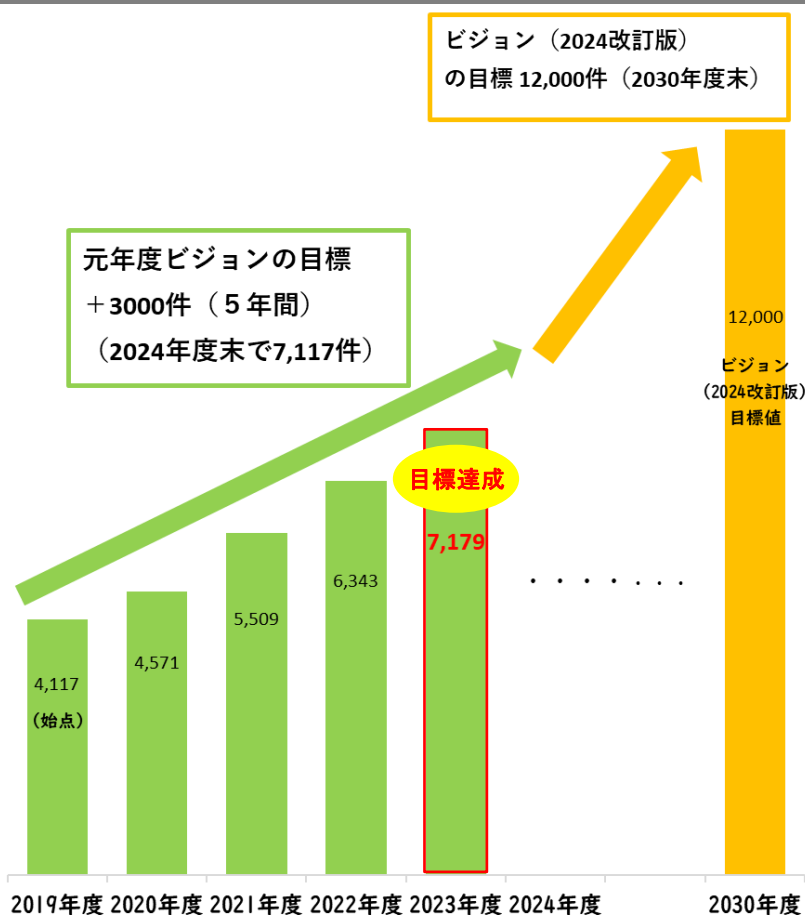
本法律の目的

都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資する。



- 農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。
- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。

農福連携の取組主体数の推移



※ 令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」では、2024年度末までに農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するとの目標を設定

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開

未来に広げる

絆を広げる

- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする。

- バイオマスの活用については、バイオマス活用推進基本法及び同法に基づくバイオマス活用推進基本計画(令和4年9月改定)の下、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところ。
- 農山漁村にはバイオマス、水、土地等の資源が豊富に存在。農山漁村再生可能エネルギー法の活用等により、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を促進。

● バイオマス活用推進基本法の概要

バイオマスの活用の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。

● バイオマス活用推進基本計画(令和4年9月)

○国が達成すべき目標

バイオマスのフル活用、都市部も含めた地域主体でのバイオマス活用の取組の推進、イノベーションによる社会実装を見込む新産業の創出及び新たな市場獲得に向け、以下を2030年度目標として設定。

・環境負荷の少ない持続的な社会の実現

・対象とするバイオマスの種類を拡大
・バイオマスの年間産出量の約80%を利用
(現状:約74%→目標:約80%)

・農山漁村の活性化
・地域の主体的な取組を推進

・全都道府県でバイオマス活用推進計画を策定
・全市町村がバイオマス関連計画を活用

・バイオマス産業の発展

・製品・エネルギー産業のうち
国産バイオマス関連産業で市場
シェアを2倍(1%→2%)に伸長

● 下水汚泥資源の活用推進

下水汚泥にはリンや窒素等の肥料成分を豊富に含有することから、肥料原料としての活用が期待されている。

農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、消費者も含めた理解促進を図りながら、各関係者が主体的に、下水汚泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて総力をあげて取り組む。

● バイオマス産業都市選定地域数(市町村数)

経済性が確保された一環システムを構築し、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。(令和6年3月末までに103市町村を選定済。)

● 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

市町村が作成する基本計画に基づき、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて農林漁業の健全な発展に資する取組を促進するため、各種許可手続きのワンストップ化等を措置。(令和5年3月末で同法に基づく基本計画を87市町村が作成済み。)

● バイオ燃料法の概要

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための税制・金融等の措置を講ずることにより、バイオ燃料の生産の拡大を推進。(令和6年3月末で同法に基づく事業計画を34件認定。)

● 営農型太陽光発電

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。

○営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	合計
新規許可件数	102	351	395	404	318	475	653	800	851	4,349
下部農地の面積(ha)	16	55	85	159	80	151	180	133	149	1,007

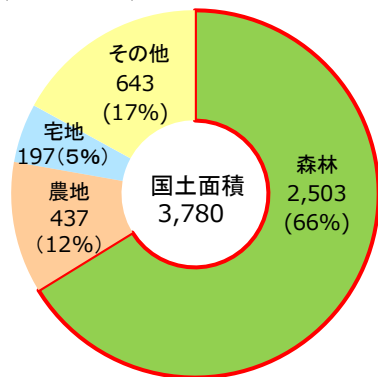
資料:営農型太陽光発電設備設置状況等について(令和3年度末現在)(令和5年10月農林水産省農村振興局)を基に作成

注:小数点以下四捨五入

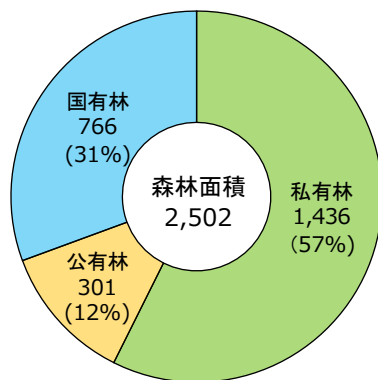
- 我が国の森林は、国土面積の約3分の2を占めており、そのうち4割は人工林。
- 人工林の6割超が50年生を超え、利用期を迎えている状況。

■ 国土面積と森林面積の内訳

(単位：万ha)

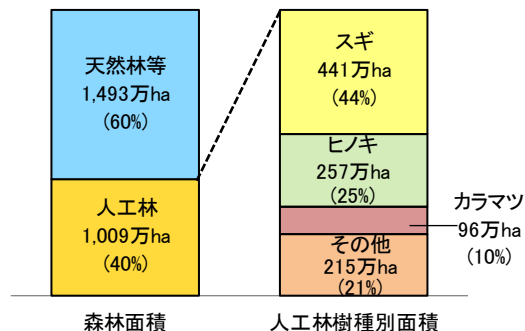


資料：国土交通省「令和4年版土地白書」
(国土面積は令和2年の数値)



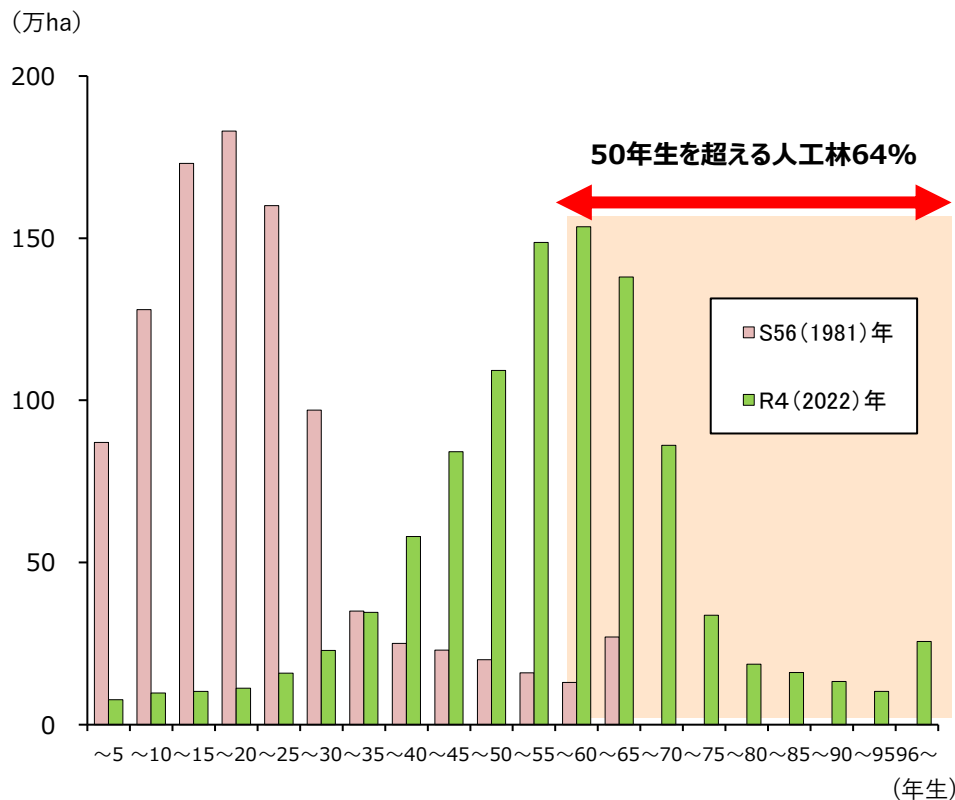
資料：林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)
※計の不一致は四捨五入によるもの

■ 人工林の樹種別面積



資料：林野庁「森林資源の現況」(令和4年3月31日現在)
注：計の不一致は、四捨五入による

■ 人工林の林齢別面積



資料：林野庁「森林資源の現況」
注：1981年は61年生以上をまとめて集計

- 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において、パリ協定における2030年度の森林吸収量目標を2013年度総排出量比約2.7%(約3,800万CO₂トン)に設定。
- 伐採後の木材(伐採木材製品:HWP)も、建築資材等に使用されている間は森林吸収量としてカウント。

■ 温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標

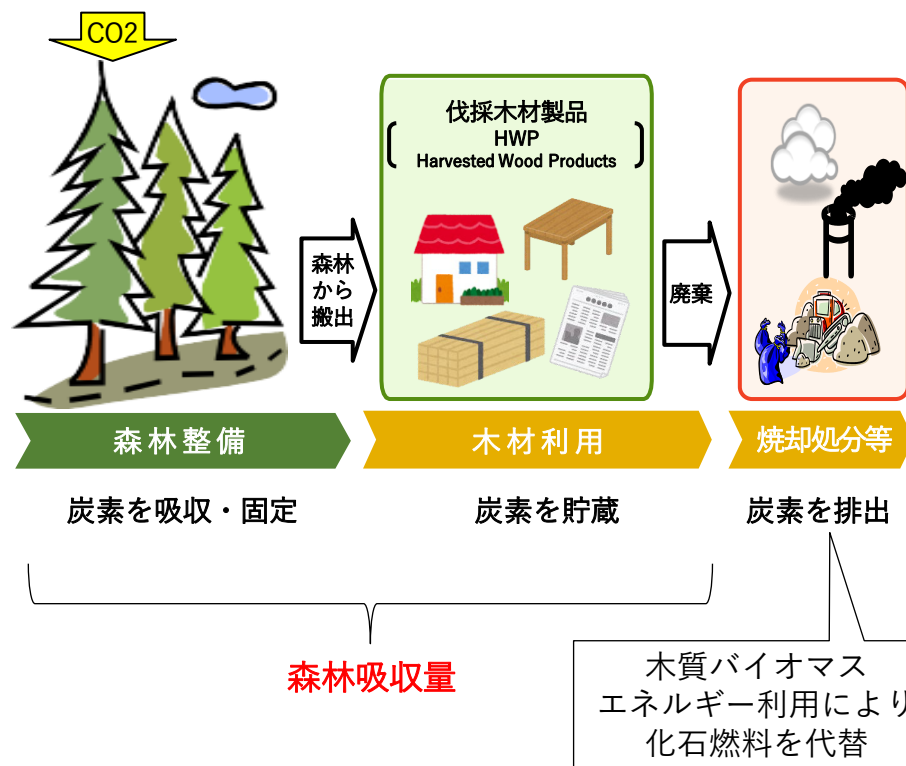
	京都議定書 第1約束期間 2008～2012年	京都議定書 第2約束期間 2013～2020年	パリ協定(期限なし) 2021～2030年 (※1)
日本の 温室効果ガス (※2) 削減目標	期間平均 6% (1990年度 総排出量比)	2020年度 3.8%以上 (2005年度 総排出量比)	2030年度 46% (2013年度 総排出量比)
森林 吸収量目標	期間平均 3.8% (同上記)	2020年度 2.7%以上 (同上記)	2030年度 約2.7% (同上記)
	4,767万CO ₂ トン	約3,800万CO ₂ トン以上	約3,800万CO ₂ トン うちHWP分約680万CO ₂ トン

※1 2030年度の目標は、令和3年10月22日に閣議決定された地球温暖化対策計画で設定

※2 温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)のほか、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等4ガスを対象

■ 森林吸収量におけるHWPの位置づけ

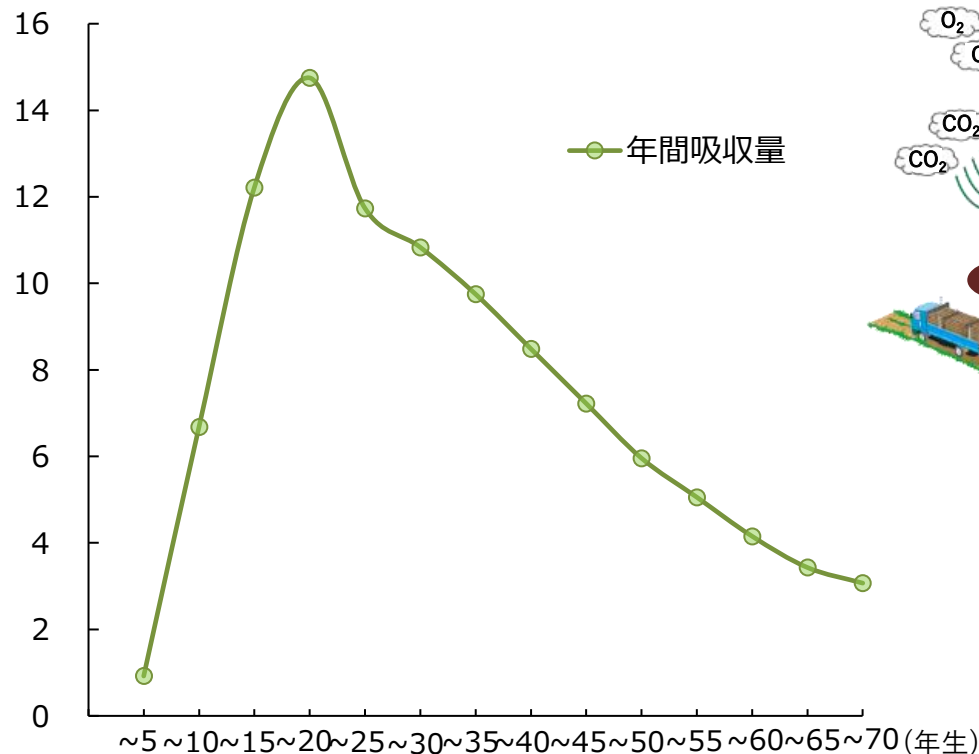
- ▶ 伐採木材製品(HWP: Harvested Wood Products)は、建築資材等に使用されている間は森林が吸収したCO₂を炭素として貯蔵しているとみなし、廃棄された時点で排出として評価



○ 森林は、高齢級化することに伴い二酸化炭素の吸収量が低下する傾向。2050年のカーボンニュートラルの実現に向けては、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進める必要。

■ 林齢別炭素吸収量

(t-CO₂/年)



※資料：2022年5月開催J-クレジット制度運営委員会・第2回森林小委員会資料
 ※平均的なスギの収穫表から1haあたりの炭素蓄積量を示したものであり、実際の吸収量については、地域、樹種、地位等によって異なる。

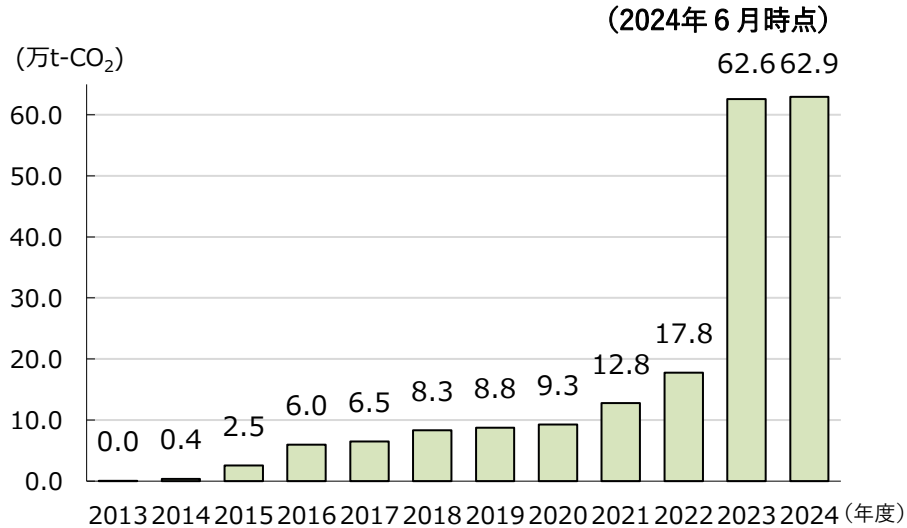
■ 森林の循環利用



2030年度2.7%目標達成
 2050年カーボンニュートラルに貢献

- 2013年度から、国が温室効果ガスの排出削減吸収量をクレジットとして国が認証するJ-クレジット制度がスタート。
- 2024年6月末までの累計認証量1042.4万t-CO₂のうち、森林由来の吸収系J-クレジットは約63万t-CO₂(6%)、木質バイオマス由来の削減系J-クレジットは約166万t-CO₂(16%)。

■ 森林吸収系J-クレジット認証量の推移（累計）



※J-VERからの移行を含む

■ 東京証券取引所カーボン・クレジット市場の売買動向(7月31日累計)

分類	平均単価 (円/ t -CO ₂)	取引量 (t -CO ₂)
省エネルギー	1,620	132,483
再生可能エネルギー	3,384	310,838
森林	6,665	217
その他 (農業・廃棄物など)	1,150	2
合計	2,859	443,540

※農業分野の方法論に基づくクレジットの取引ではない（JPX聞き取り）。

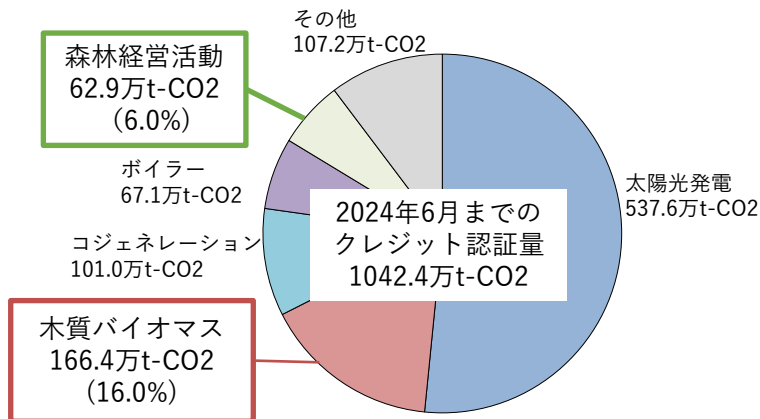
※カーボン・クレジット市場日報（<https://www.jpjx.co.jp/equities/carbon-credit/daily/index.html>）を参考に独自に算定。

※平均単価は加重平均で算出。

※高値と安値が異なる場合は、全量が高値と安値の平均値の価格で取引されたと見なして集計。

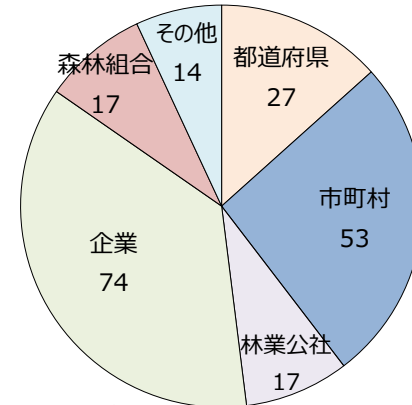
※「再エネ」の分類は、日報の（電力）（熱）（混合）（電力：木質バイオマス）を合計して算出。

■ J-クレジット累計認証量（方法論別内訳）



※J-VERからの移行を含む

■ 森林由来の吸収系J-クレジットのプロジェクト登録件数（実施主体別内訳）（2024年6月時点）

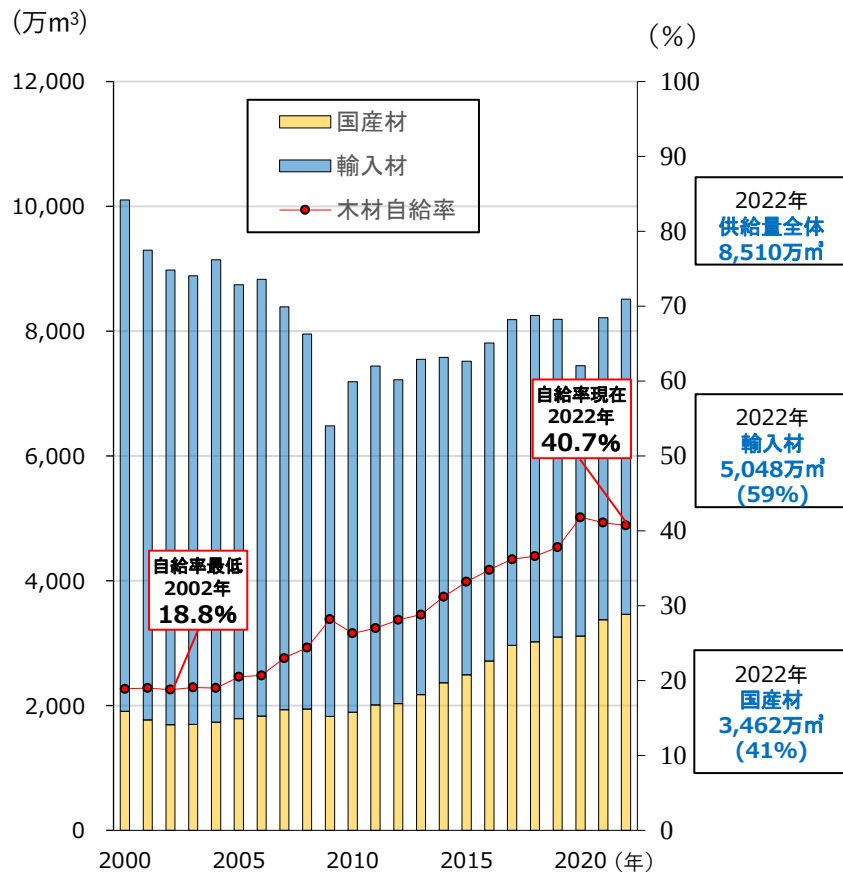


※J-VERからの移行を含む

※制度事務局資料を元に林野庁で実施主体の属性を分類

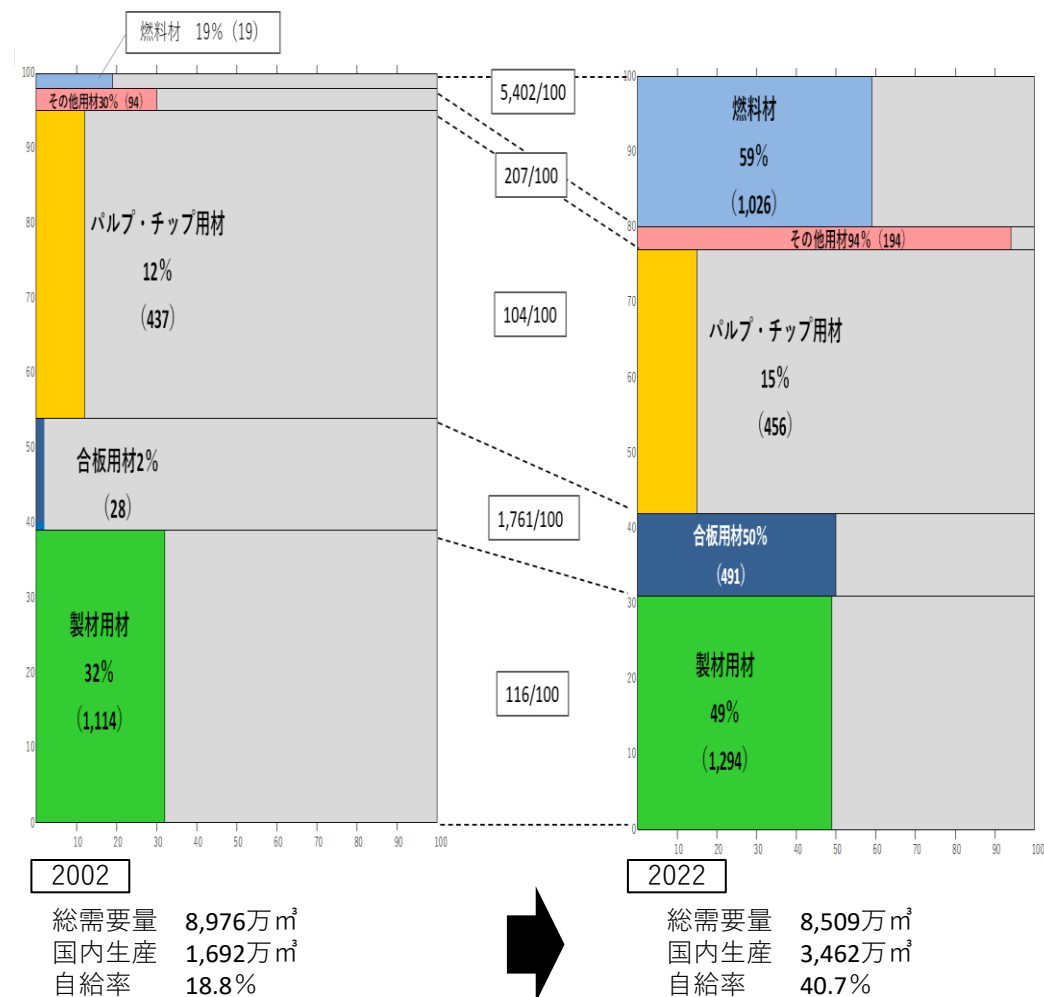
- 木材自給率は、合板等の建築用木材や燃料材に係る国産材の利用拡大により、2002年の18.8%を底に上昇傾向で推移し、2022年は40.7%と20年間で倍増。
- 木材自給率は底を示した2002年の18.8%から、2022年は40.7%となっているが、内訳を見ると燃料材、合板用材、製材用材の順の上昇寄与度となっている。

■ 木材自給率の推移



資料：林野庁「木材需給表」

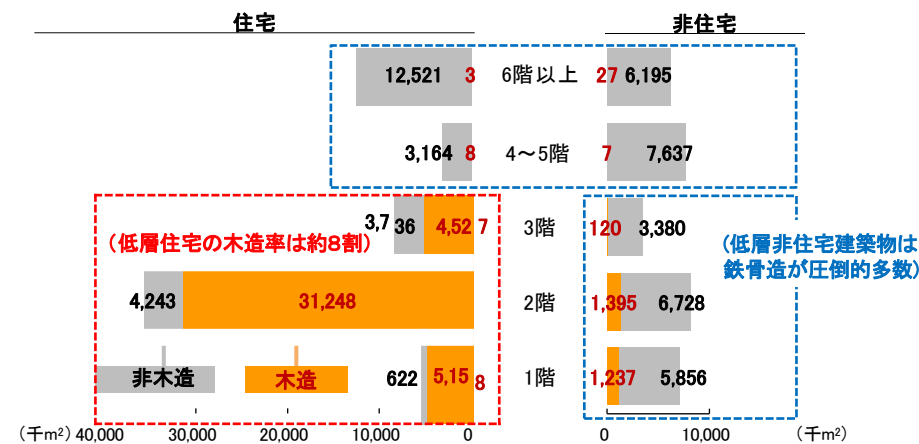
■ 木材自給率回復の内訳



※「その他用材」には、しいたけ原木を含む。

- 木材の主たる用途は住宅であるが、木造住宅の国産材使用率は約5割。国産材使用率の向上に向け、輸入材への依存が大きい横架材について国産材部材の強度向上に係る技術開発を推進。
- 一方、中長期的には人口の減少・高齢化に伴い、新設住宅着工戸数が減少する見込み。木材使用率が低い非住宅分野での国産材の利用拡大が重要。

■ 階層別・構造別の着工建築物の床面積



資料：国土交通省「建築着工統計調査2023年」より林野庁作成。
注：「住宅」とは居住専用住宅、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、「非住宅」とはこれら以外をまとめたものとした。

■ 国産材使用割合の低い部材における国産材の活用

異樹種集成材

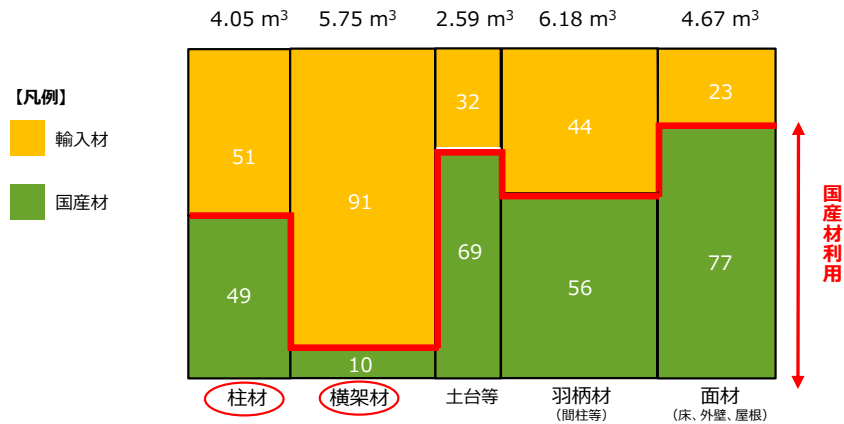
・スギ材を強度のあるベイマツ材で挟み、強度に優れた異樹種集成材を製造

圧密集成材

・スギ材について圧密加工し、これらを積み重ねて接着することで、強度に優れた集成材を製造

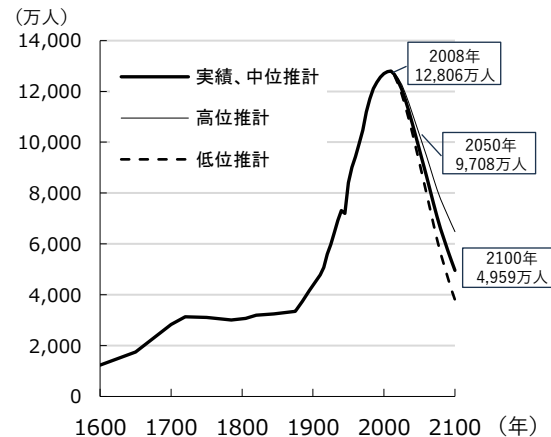
※資料：CLT等木質建築部材技術開発・普及事業成果概要集

■ 木造住宅の部材別木材使用率 (国産材使用率48.5%)



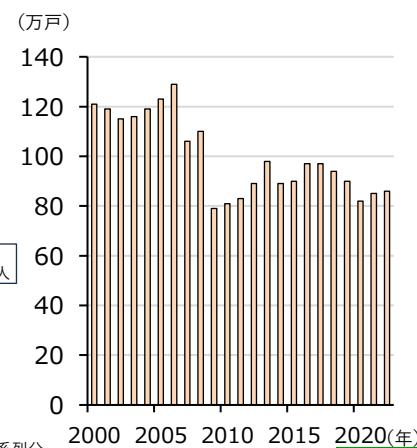
資料：「木造軸組構法住宅における国産材利用の実態調査報告書 (第6回)」(木住協)より林野庁木材産業課作成

■ 日本の人口予測



(出典) 1920年までは、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)、1920年からは総務省「国勢調査」。2020年からは国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成29年推計)」を基に作成

■ 新設住宅着工戸数の推移



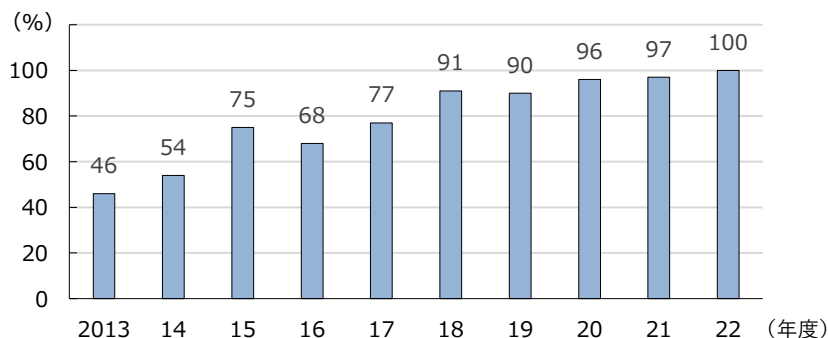
資料：国土交通省「建築着工統計」(2023年)

○ 非住宅分野での国産材の利用拡大を後押しするため、2010年に公共建築物等木材利用促進法を制定。更に2021年には同法を改正し、法の対象を公共建築物から建築物一般に拡大（通称：^{まち}都市の木造化推進法）。

○ 「^{まち}都市の木造化推進法」では、事業者が国・地方公共団体との間で建築物における木材利用を促進する協定を締結する制度を創設。

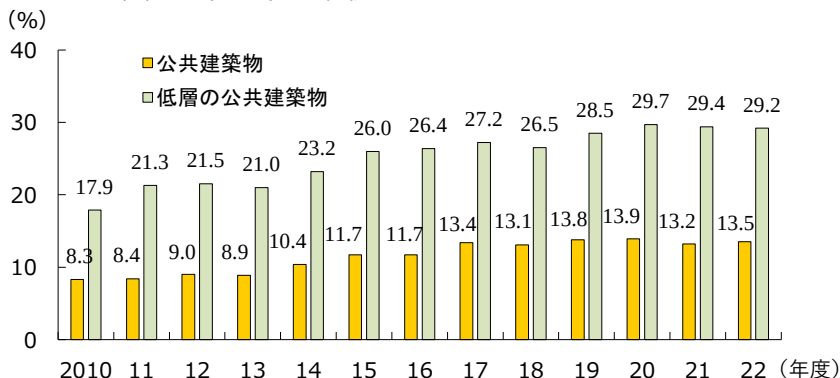
■ 公共建築物

○ 国の公共建築物の木造化率の推移



※上記の木造化率は、林野庁・国土交通省の合同検証チームの検証結果を踏まえて、木材利用促進本部が決定した積極的に木造化を促進するとされている国の公共建築物のうち、木造化された公共建築物の割合

○ 公共建築物の木造率の推移



資料：国土交通省「建築着工統計調査（令和4年度）」のデータを基に林野庁が試算

注1：「木造」とは建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を使用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類

注2：「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物

■ 民間建築物

国と事業者等との協定実績：20件（2024年6月末時点）

① (公社)日本建築士会連合会 (国)	⑪ ナイスグループ (農)
② (一社)全国木材組合連合会 (農)	⑫ (株)良品計画×(株)MUJIHOUSE (農)
③ 全国建設労働組合総連合 (農・国)	⑬ 日本木材防腐工業組合 (農)
④ 野村不動産HD(株)×ウイング(株) (農)	⑭ (一社)日本ウッドデザイン協会 (農・経・国・環)
⑤ (株)アクト (農)	⑮ 日本生命保険相互会社 (農・環)
⑥ (一社)JBN・全国工務店協会 (農・国)	⑯ (株)シロ (農)
⑦ (一社)日本木造耐火建築協会 (農・国)	⑰ 大成建設グループ (農・環)
⑧ (株)竹中工務店 (農)	⑱ 中国木材(株) (農・経)
⑨ 大林組グループ (農・経・環)	⑲ (株)安藤・間 (農)
⑩ 日本マクドナルド(株) (農)	⑳ (株)オートバックスセブン (農)

※農：農林水産省、国：国土交通省、経：経済産業省、環：環境省

地方公共団体と事業者等との協定：121件（2024年7月末時点）

○ 非住宅分野での木材利用を拡大するため、JAS構造材の普及や耐火部材等に係る技術開発を推進。

■ JAS構造材

○ JAS構造材の生産体制の整備

4号建築物 (建築基準法改正前)	新2号建築物 (建築基準法改正後 (2025年4月施行予定))
木造2階建て・平屋建てかつ延べ面積500㎡以下の建築物	木造2階建て以上又は延べ面積200㎡超の建築物 ・審査省略制度の対象外
・審査省略制度の対象 ※審査省略制度 建築確認の際の構造関係規定の審査を省略することができる制度。一般的な戸建て住宅はこれに該当	新3号建築物 (建築基準法改正後 (2025年4月施行予定))
	木造平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物 ・審査省略制度の対象

- ・今後、小規模建築物において構造計算の必要な物件の増加が想定されることにより、これに対応できるようJAS構造材の生産体制の整備

※2022年の国内生産製材のJAS格付率は13%

○ JAS構造材の普及に向けた取組

- ・ JAS構造材のサプライチェーンの構築に向けた中小工務店と製材工場のマッチングを支援
- ・ JAS構造材を柱や梁桁等に活用する場合、その木材調達費を支援

■ 耐火部材

○ 耐火基準に合った耐火部材の開発 ○ 大規模建築物への燃えしろ設計法の拡大

最上階から数えた階数	柱・梁の耐火時間 (建築基準法施行令改正前)	柱・梁の耐火時間 (建築基準法施行令改正後(2023年施行))
5～9階	2時間	1.5時間
15～19階	3時間	2.5時間

- ・ 柱・梁の耐火時間が変更となったことにより、これに見合った部材の開発

○ 木造の中高層・非住宅建築物



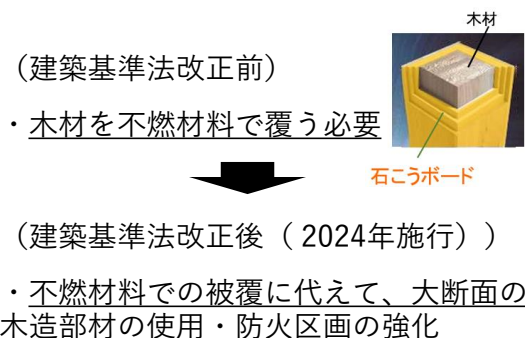
中高層建築物
(※木造の地上11階建て研修所)



木造非住宅建築物
(※JAS構造材を活用した商業ビル)



製材による大規模トラス



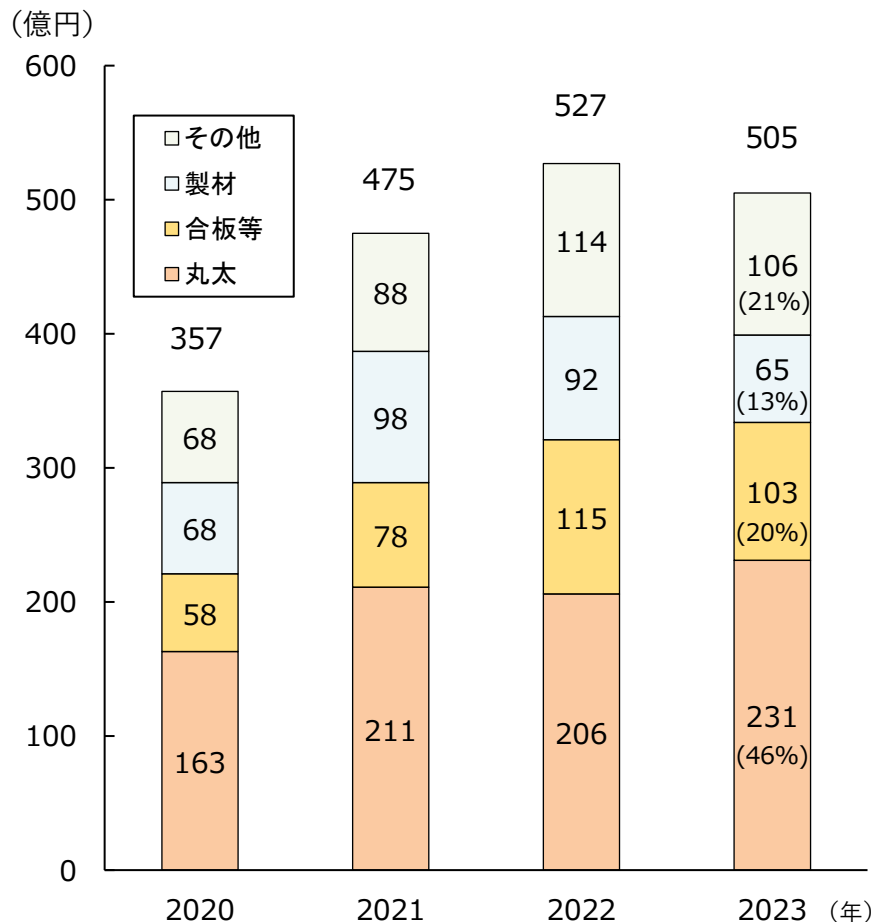
燃えしろ設計法
(大断面集成材の使用)



中心部まで燃えず、強度を確保

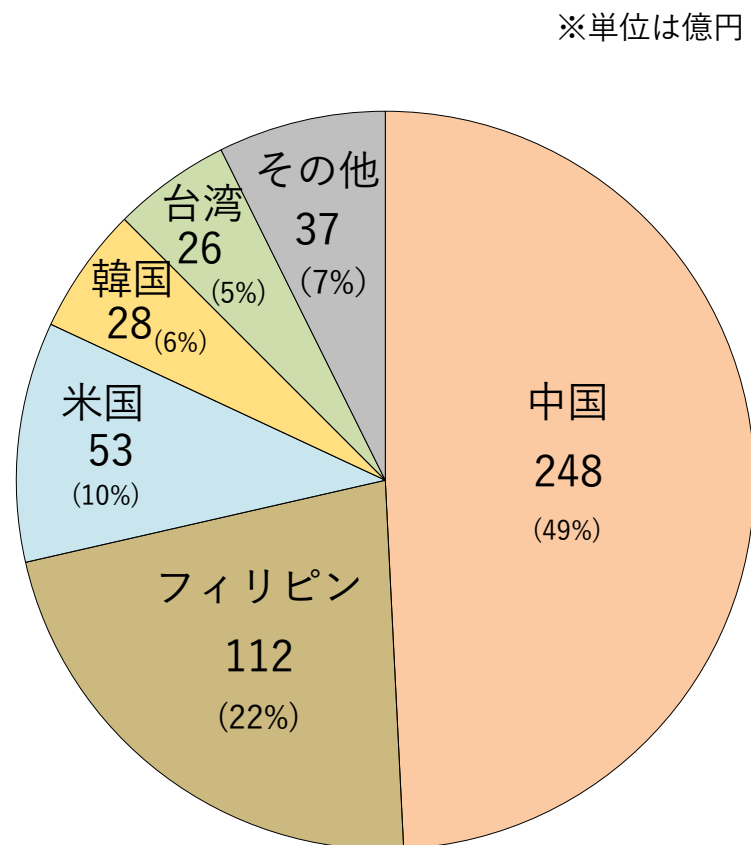
- 木材の輸出額は2023年で505億円。品目別では、丸太が46%、合板等が20%、製材が13%。
- 輸出国別では、中国が約5割、フィリピンが約2割、米国が1割。
- 中国向けは丸太、フィリピン向けは合板等、米国向けは製材が主流。

品目別木材輸出額の推移



※その他：木材及びその他製品並びに木炭（財務省「貿易統計」HSコード第44類を集計）
 ※製材には改良木材を、合板等にはLVLやパーティクルボード等を含む

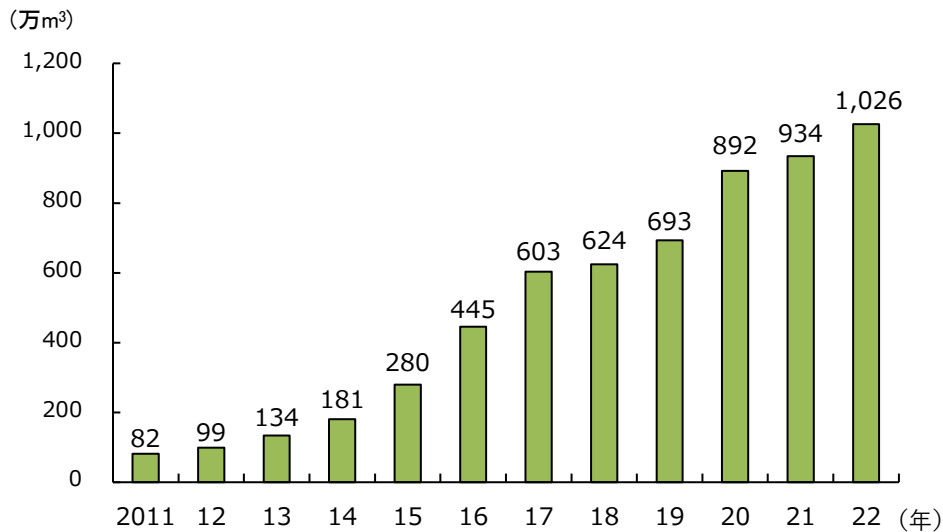
2023年の木材輸出額(505億円)の国別内訳



※財務省「貿易統計」HSコード第44類を集計

- 木材利用以外でも、燃料材や木質系新素材として活用することが重要。
- 燃料材の利用量は、2012年のFIT制度の導入以降、急速に増加（過去10年間で約10倍）。
- 改質リグニンやセルロースナノファイバーなどの木質系新素材のマテリアル利用に係る技術開発を推進。

■ 燃料材（国内生産）の利用量の推移



出典：林野庁木材利用課調べ（～2014年）、林野庁「木材需給表」（2015年～）
注：利用量には輸出力は含まない。

■ FIT・FIP新規認定を受けた 木質バイオマス発電施設と調達・基準価格

主な燃料	未利用木材		一般木質・農作物残さ	リサイクル材	計
	2,000kW未満	2,000kW以上			
計画認定済	213件 (217件)	67件 (71件)	178件 (189件)	14件 (39件)	472件 (516件)
うち稼働中	79件 (83件)	51件 (55件)	94件 (105件)	9件 (34件)	233件 (277件)
買取価格	40円/kWh	32円/kWh	24円/kWh※	13円/kWh	—

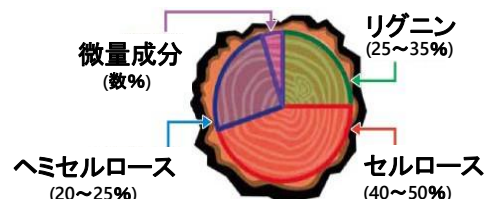
資料：固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト（資源エネルギー庁）等を参考に作成。 2023年9月末時点。

注：（ ）内は、RPSからFIT・FIPへの移行認定分を含めた数値

※：2018年4月以降に認定を受けた場合は入札対応（1万kW以上）

■ 木質バイオマスの新たなマテリアル利用

▶ 木材の化学組成



改質リグニン

- ・日本固有樹種であるスギのチップに、ポリエチレングリコールを混ぜて加熱し、リグニンを改質・抽出した物質
- ・耐熱性、加工性が高く、様々な材料と複合化させることで、化石資源由来プラスチック材料の代替が可能

期待される用途例

電子基板

既存製品より熱を帯びた際の寸法安定性が良く、低コストで製造可能



写真：産業技術総合研究所

鉄道用ブレーキシュー

改質リグニン含有材料を用いることで、意匠性・環境適合性を確保



写真：上田ブレーキ株式会社

セルロースナノファイバー（CNF）

- ・セルロースを化学的・機械的に処理してナノサイズ（100万分の1mm）まで解きほぐした繊維状物質
- ・軽量ながら高強度で、用途に応じた粘度の制御が可能などの性質により、幅広い分野へ用途が拡大

期待される用途例

木材保護塗料

CNF含有の塗料により、紫外線の透過を抑制し、木材の変色や劣化を防止



写真：玄々化学工業（株）

テニスシューズ

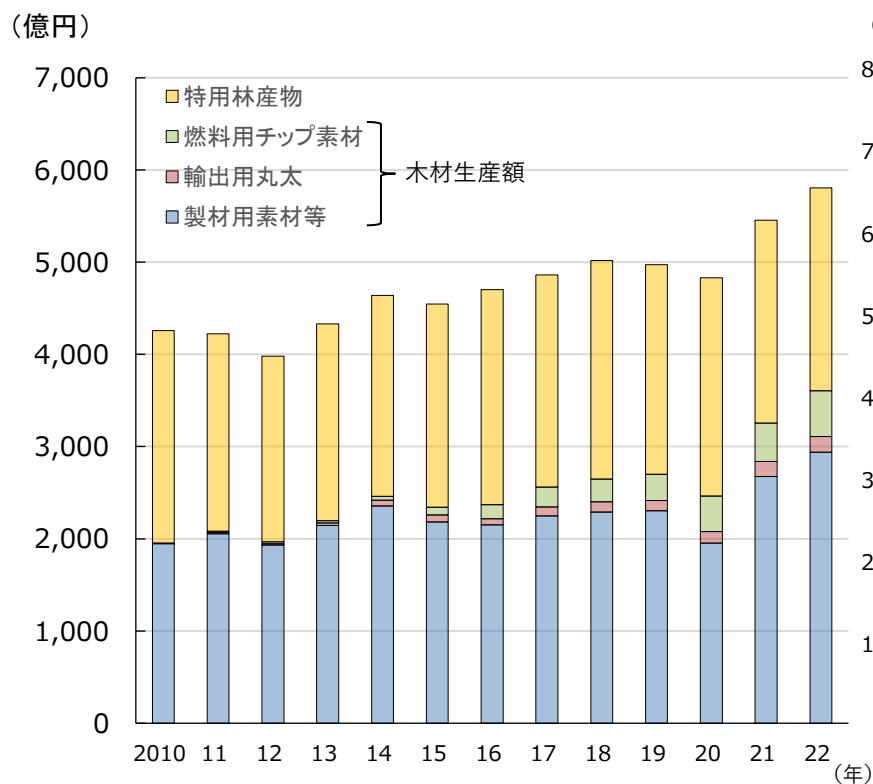
靴底ミッドソールの補強材にCNFを使用し、強度・耐久性が向上



写真：（株）アシックス

- 林業産出額は5,807億円。そのうち木材生産額については、合板等の建築用木材や燃料材に係る国産材の利用拡大により、近年、増加傾向で推移し、2022年の木材生産額は3,605億円。
- 木材価格については、2010年からほぼ横ばいで推移していたが、「ウッドショック」による国産材需要の高まりを契機に2021年の価格が急騰。2023年にかけて価格は下落傾向にあるものの、「ウッドショック」前の2020年より高値で推移。

■ 林業産出額の推移

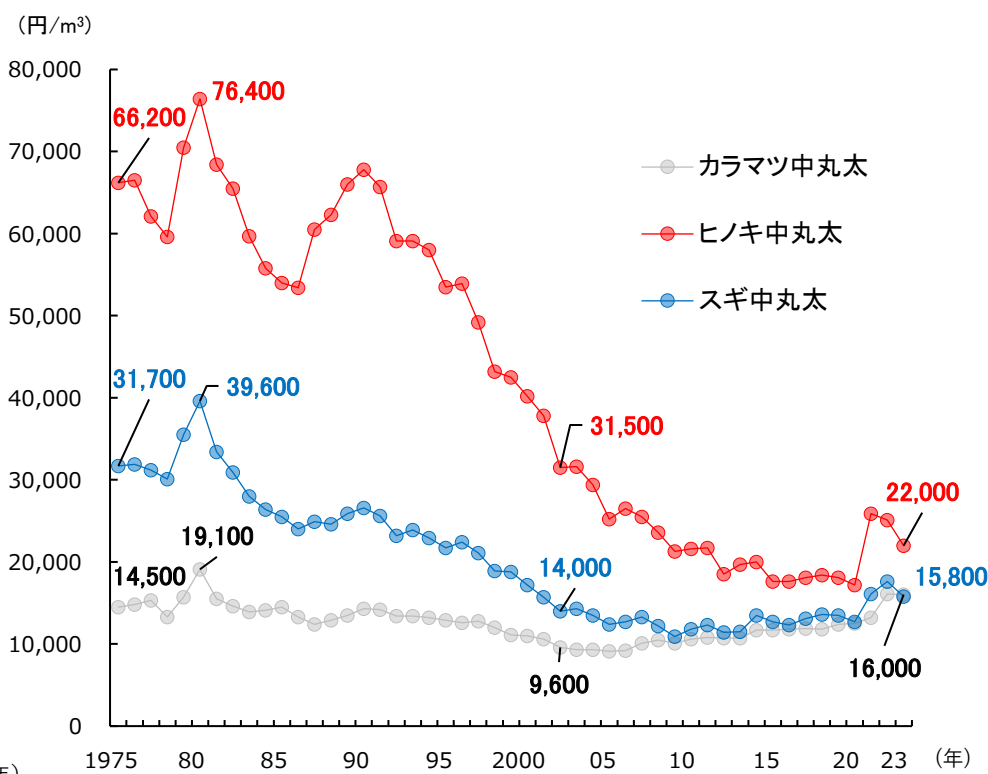


資料：令和4年農林水産省「林業産出額」

注1：特用林産物は、栽培きこ類生産、薪炭生産、林野副産物を含む。

注2：木材生産は、平成23年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

■ 木材価格の推移



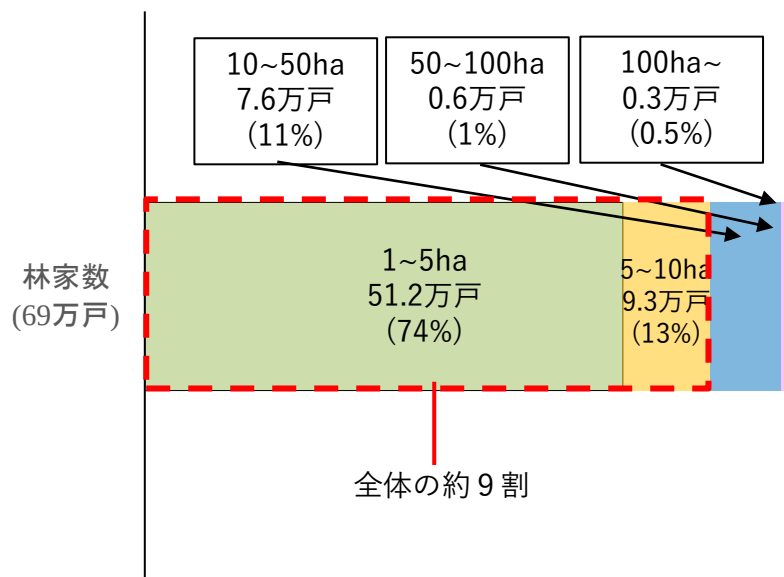
資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」

注1：素材価格は、「スギ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「ヒノキ中丸太」(径14~22cm、長さ3.65~4.0m)、「カラマツ 中丸太」(径14~28cm、長さ3.65~4.0m)の1㎡当たりの価格

注2：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。注3：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

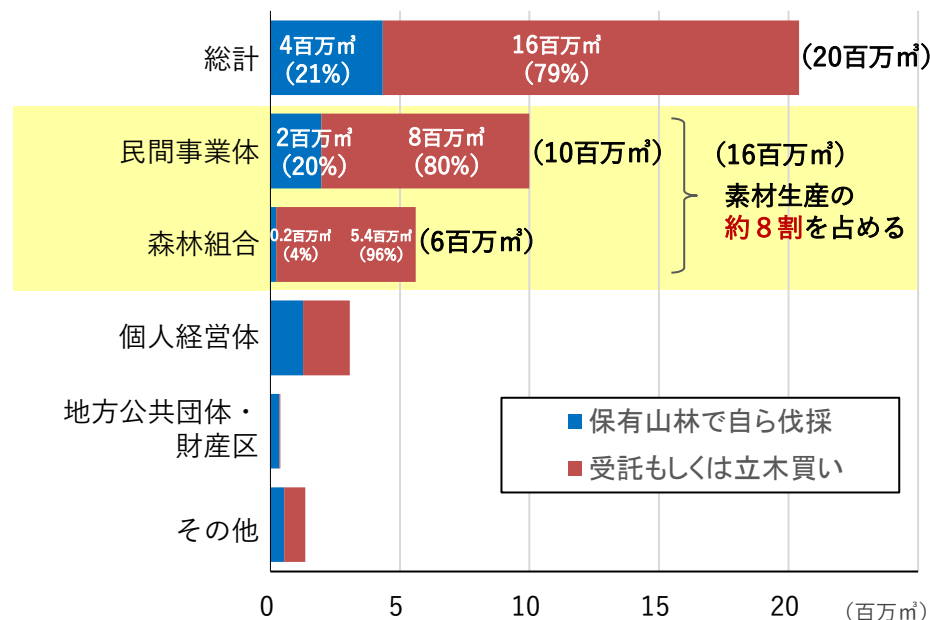
- 国内の森林の所有構造を見ると、林家(69万戸)の約9割が10ha未満と小規模。
- 一方、素材生産の約8割は民間事業体・森林組合等による受託・立木買い(所有と経営の分離)。

■ 保有山林面積別林家数



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
注：林家とは保有山林面積が1ha以上の世帯。

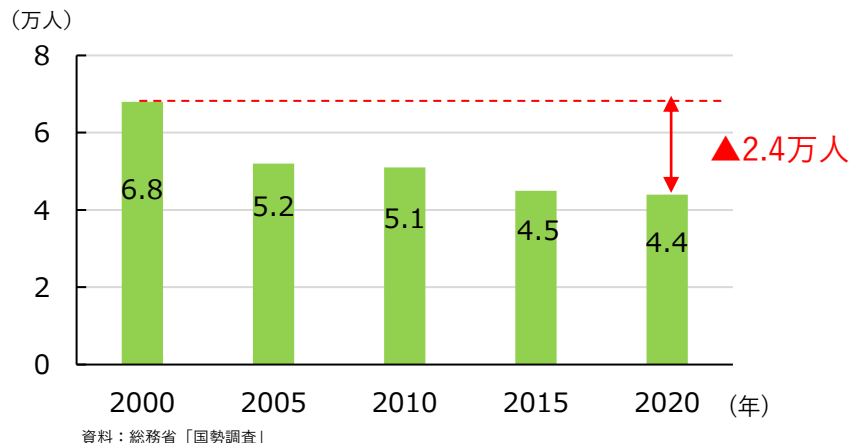
■ 組織形態別の素材(丸太)生産量



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」
注1：過去1年間に素材生産を行った林業経営体について集計。
注2：林業経営体とは、①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか、森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③委託や立木の購入により過去1年間に200m³以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者をいう。
注3：個人経営体とは、家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

- 会社・森林組合等の林業従事者は、直近20年で3分の1減少。
- 林業従事者を確保するため、林業大学校等での研修実施や「緑の雇用」事業を実施。

■ 林業従事者数



■ 「緑の雇用」事業等

就業前

林業大学校等での研修

- ・ 全国27道府県の林業大学校等の学生へ給付金を支給（最大155万円/年・人（最長2年））

トライアル研修

- ・ 本格就業前に、仕事や職場への適性を試す短期間の研修を支援（9万円/月・人（最大3ヶ月））

就業後
(1～3年目)

林業作業士（フォレストワーカー）

- ・ 安全で効率的な作業に必要な知識・技術等の習得のため林業経営体が行う3年間の研修を支援（約137万円/年・人）

(5年目～)

現場管理責任者（フォレストリーダー）

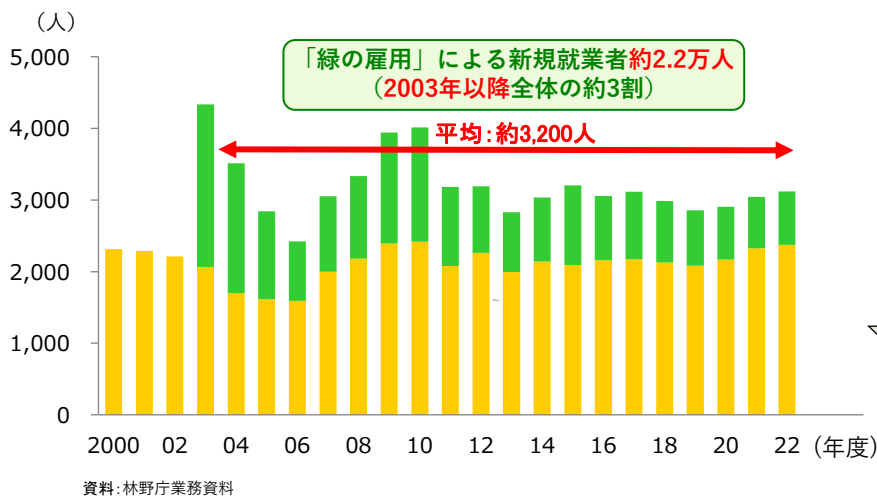
- ・ 現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術等の習得研修を支援（9万円/月・人）

(10年目～)

統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）

- ・ 現場の効率的運営や統括管理に必要な知識・技術等の習得研修を支援（9万円/月・人）

■ 新規就業者数の推移



- 林業従事者が減少する中、労働生産性向上のため施業集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入を促進。
- 深刻化する人手不足に対応するため、2023年度に特定技能1号の対象分野に「林業」と「木材産業」を追加する旨を閣議決定。技能実習制度は今後、公布から3年以内に育成就労制度へ移行。

■ 高性能林業機械を使用した作業システムの例



■ 林業の労働生産性の向上



※林野庁業務資料（アンケート資料による）



■ 特定技能制度（令和6年3月閣議決定）

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	上限5年まで	制限なし
技能水準	相当程度の知識又は経験 を必要とする技能	熟練した技能
日本語能力水準試験の有無（※1）	有	無
家族の帯同	不可	可
支援（※2）	対象	対象外
対象分野	介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、 <u>林業</u> 、 <u>木材産業</u>	ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

※1:技能実習2号を修了した外国人は試験免除
※2:受け入れ機関又は登録支援機関による支援

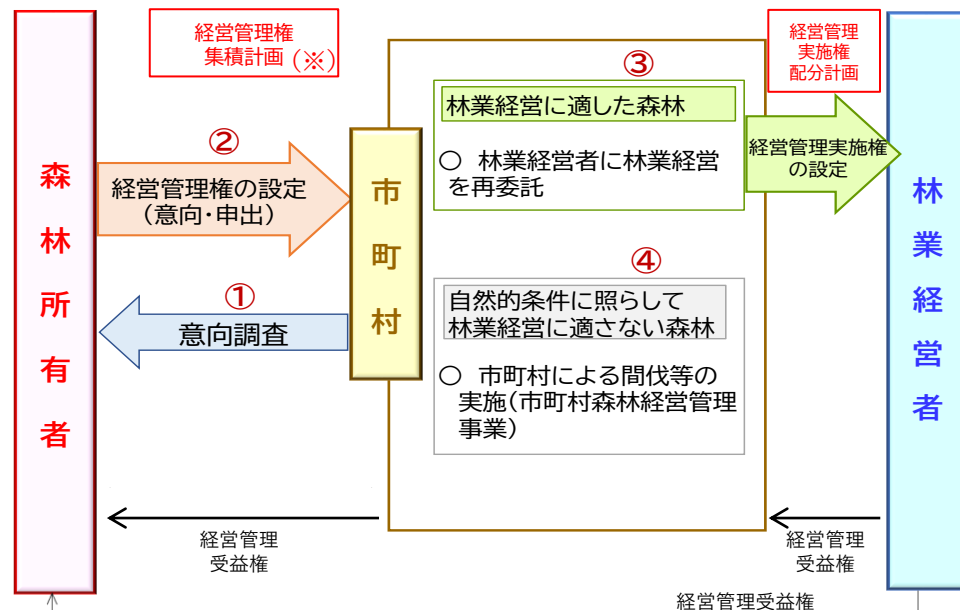
■ 育成就労制度（令和6年6月の法公布から3年以内の施行）

- ・「実習」を目的とした技能実習制度に代わり、就労を通じた「人材育成・人材確保」を目的
- ・外国人材を3年で一定の水準に育成し、長期就労が可能な特定技能への移行を促進

- 森林の循環利用を実現させるには、意欲と能力がある林業経営体に森林を集約化させる必要。
- 森林経営管理法(2019年施行)により、林業経営に適した森林は意欲と能力がある林業経営体に集約化するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が管理する仕組みを構築(市町村による森林の経営管理等に要する費用は森林環境譲与税も活用可能)。

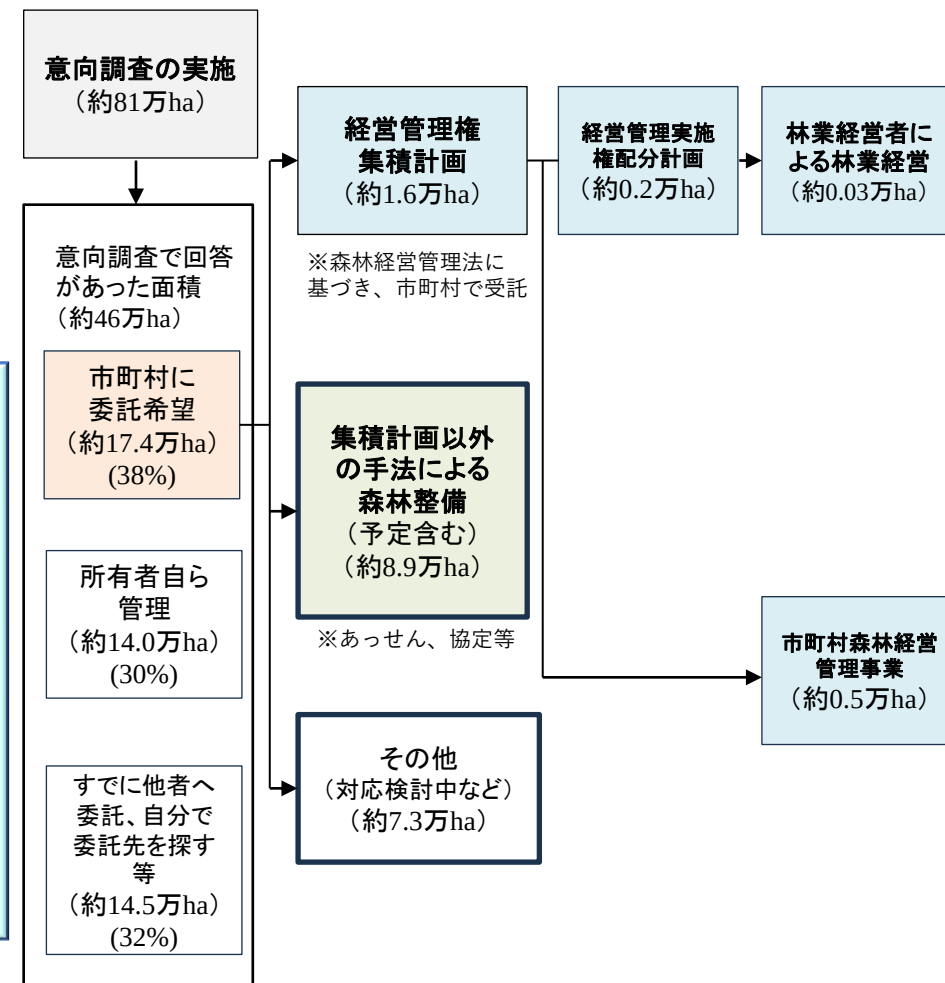
■ 森林管理経営法の仕組み

- ① 市町村が森林所有者に森林の経営管理の意向について調査
- ② 森林所有者からの意向・申出を踏まえ、市町村が経営管理権集積計画を策定(経営管理権の設定)
- ③ 林業経営に適した森林については、市町村が林業経営者に林業経営を再委託(経営管理実施権の設定)
- ④ 林業経営に適さない森林については、市町村自らが管理



(※) 所有者不明森林等については、探索・公告等の手続を経た上で、市町村に経営管理権を設定することが可能

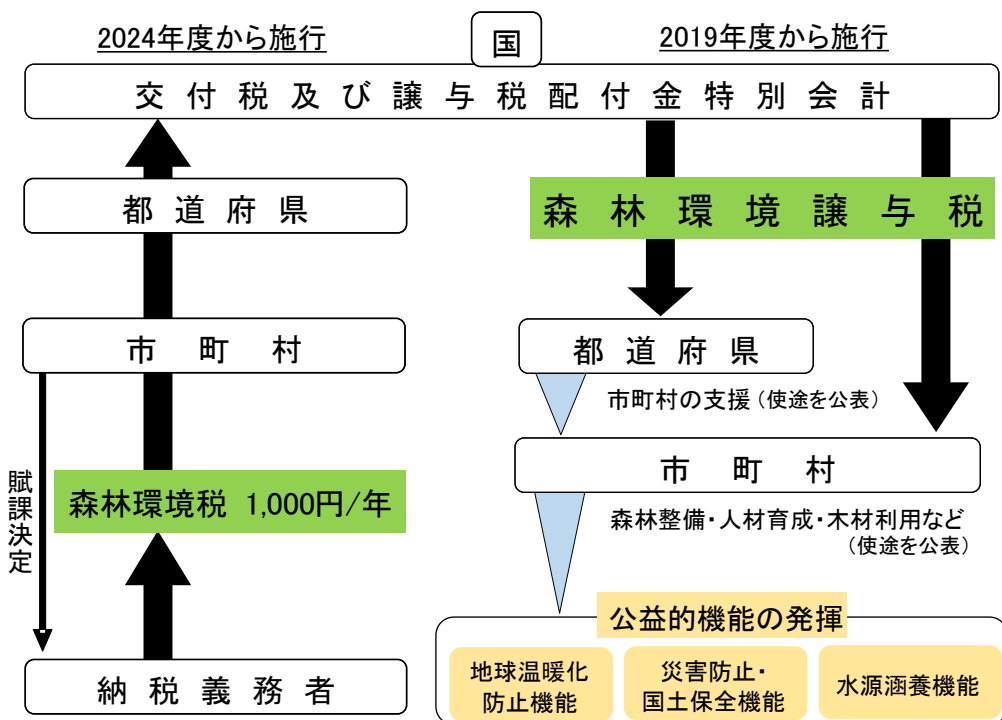
■ 森林経営管理制度等の実績(令和4年度末時点)



- 市町村が実施する森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、2019年に森林環境税・森林環境譲与税を創設。
- 2024年度の税制改正により、森林環境譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を5/10から55/100に、人口の譲与割合を3/10から25/100に見直し。

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

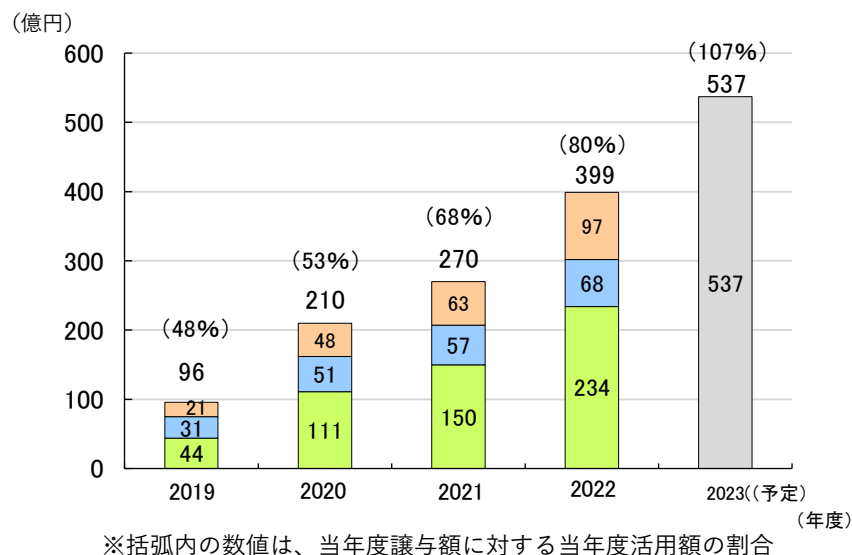
(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)



■ 2024年度の譲与基準の見直し

	見直し前	見直し後
私有林人工林面積	5/10	55/100
林業就業者数	2/10	20/100
人口	3/10	25/100

■ 自治体における森林環境譲与税の活用状況



■ 自治体における森林環境譲与税の活用事例



〈森林整備〉

〈林業実務研修会〉

〈建物の木質化〉

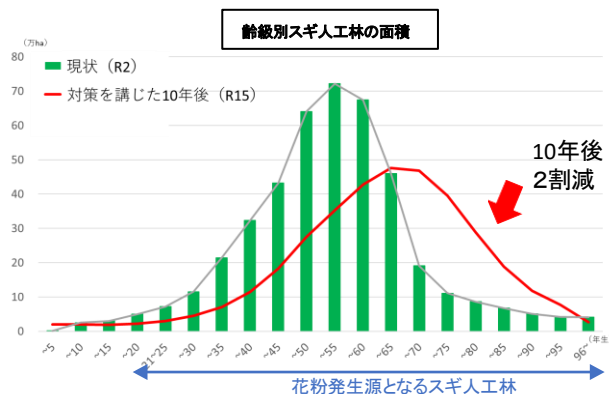
- 花粉症対策については、2023年10月の「花粉症に関する関係閣僚会議」において、発生源対策、飛散対策及び発症・暴露対策を3本柱とした「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」を策定。
- これに基づき、スギ人工林の面積を10年後に約2割減少、30年後に半減させることを目指し、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化、スギ材需要の拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業生産性向上及び労働力の確保等を推進。

■ 発生源対策

(1) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

- 「スギ人工林伐採重点区域」を設定
 - ・ 伐採・植替えの一貫作業と路網整備の推進
 - ・ 意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進

スギ人工林伐採重点区域（全国約98万ha）※令和6年2月時点
県庁所在地等の都市から50km圏内のまとまったスギ人工林のある区域等



(2) スギ材需要の拡大

- ・ 住宅分野における輸入材からスギ材への転換促進
- ・ 集成材工場、保管施設等の整備支援
- ・ 建築物へのスギ材利用の機運の醸成

(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・ 森林研究・整備機構における原種増産施設の整備支援
- ・ 都道府県における採種園・採穂園の整備支援
- ・ 民間事業者によるコンテナ苗増産施設の整備支援
- ・ スギの未熟種子から苗木を増産する技術開発支援



コンテナ苗生産施設

(4) 林業の生産性向上及び労働力の確保

- ・ 意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入支援
- ・ 農業・建設業等の他産業、他地域、地域おこし協力隊との連携の推進
- ・ 外国人材の受入れ拡大



材の枝払い、玉切り等を連続して行う高性能林業機械

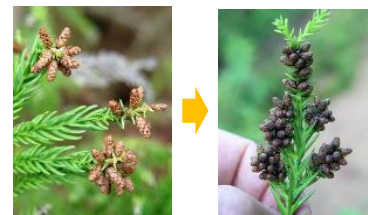
■ 飛散対策

(1) スギ花粉飛散量の予測

- ・ スギ雄花花芽調査の民間提供情報の詳細化
- ・ 航空レーザー計測による森林資源情報の高度化及びデータの公開を推進

(2) スギ花粉の飛散防止

- ・ 森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を実施



シドウィア菌を用いた飛散防止剤により枯死した雄花

■ 発症・暴露対策

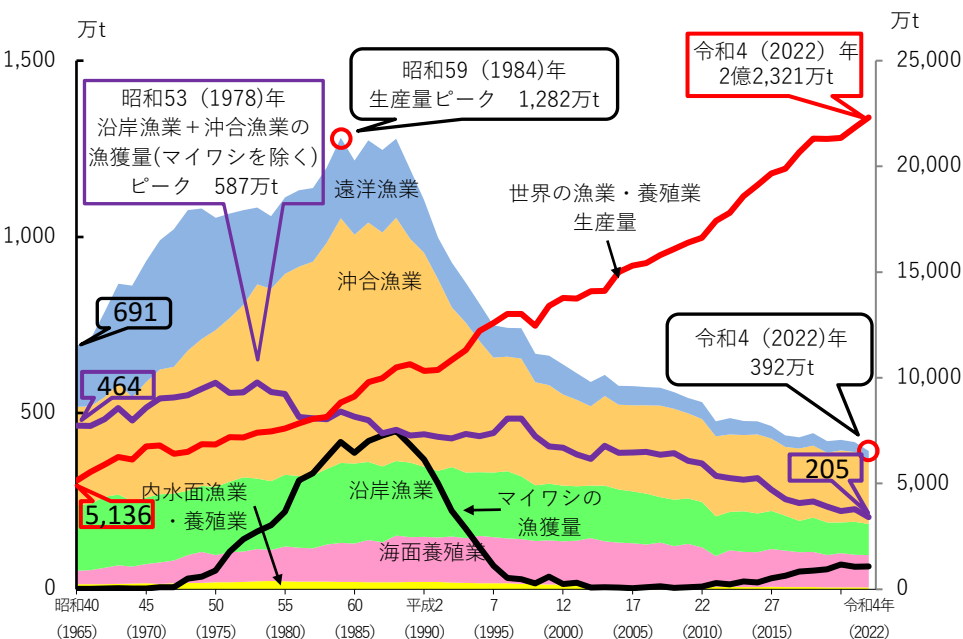
- ・ スギ花粉米の実用化に向け、官民協働の取組を推進

○ 我が国の漁業・養殖業の生産量は、令和4年において392万トン（ピーク時（昭和59年）の約3分の1）。

○ また、近年1兆6,000億円程度で推移していた漁業・養殖業の生産額は、コロナ禍等により減少したが、令和4年には1兆6,001億円に回復。

○漁業・養殖業の生産量の推移

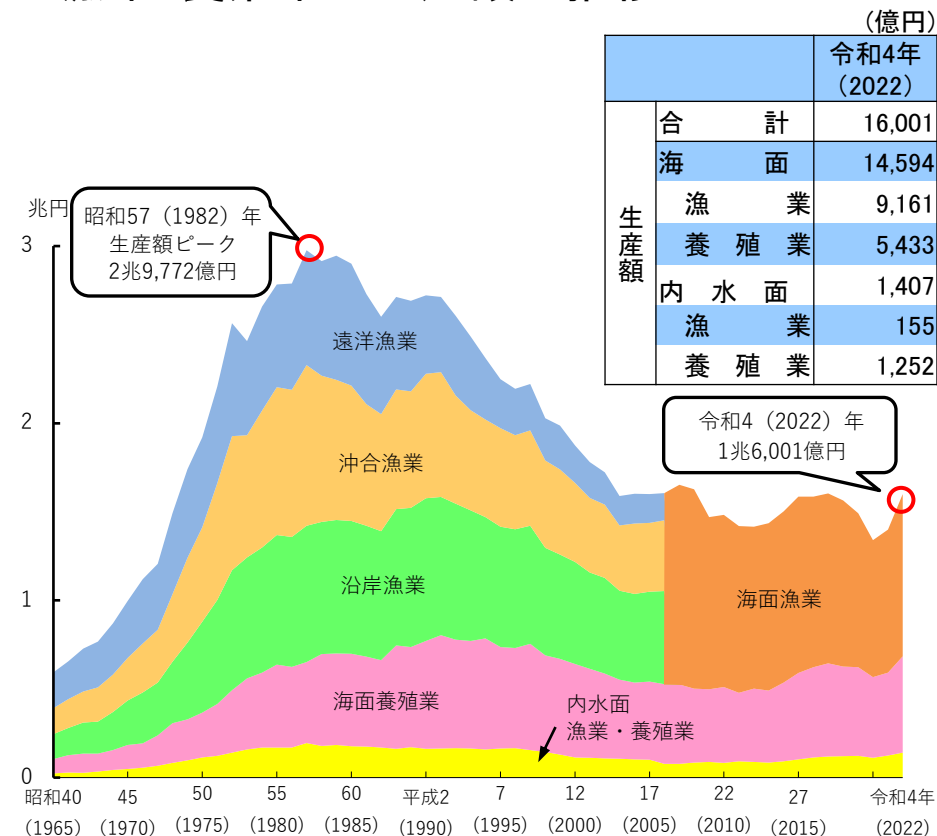
* 世界の漁業・養殖業は右軸、他は全て左軸



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）、FAO「Fishstat(Global capture production、Global aquaculture production）」（日本以外）

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

○漁業・養殖業の生産額の推移



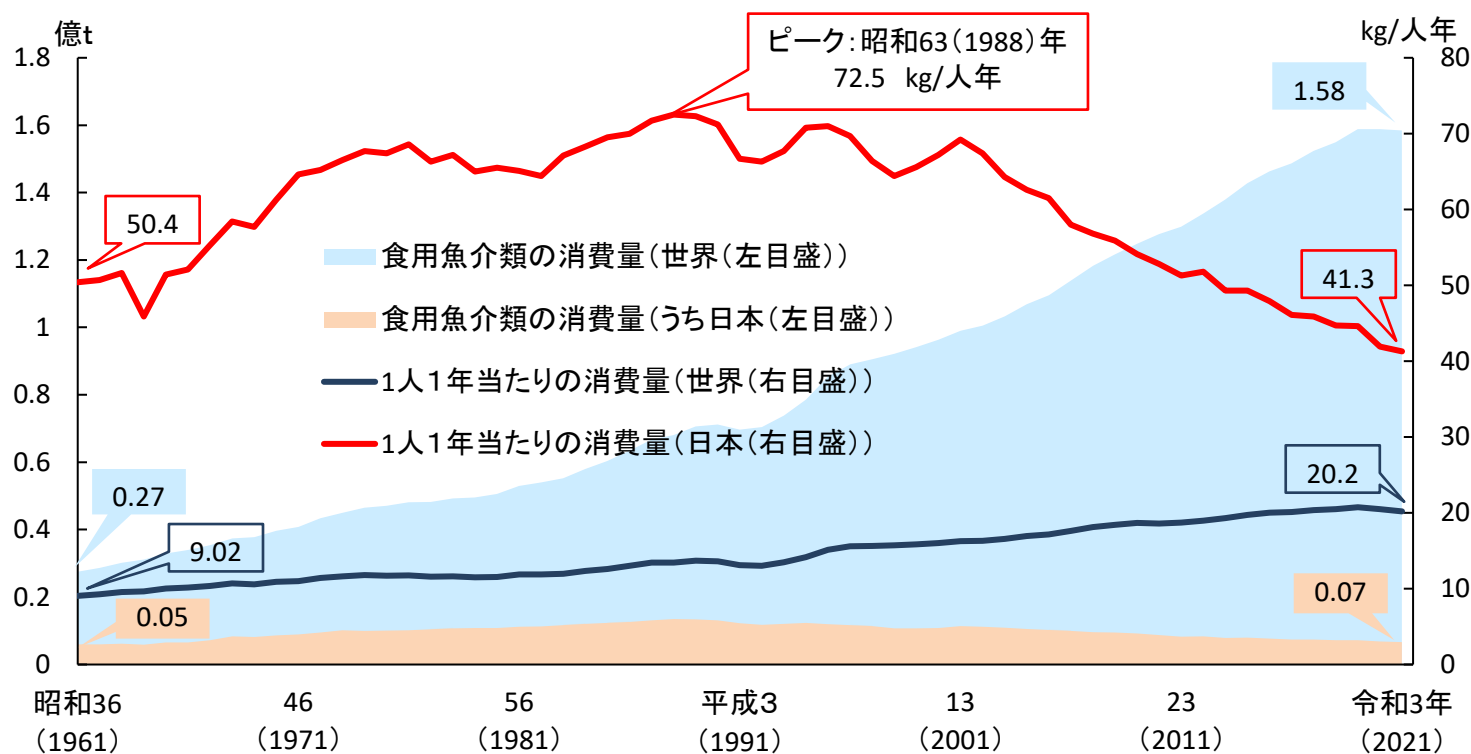
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1) 漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年からとりまとめを廃止した。

○ 世界の水産物需要は、人口増加や新興国・途上国の経済発展を背景とした魚等たんばく質を多く含む食品の摂取増、健康志向の高まり等により増大。世界の1人1年当たり魚介類の消費量は過去半世紀で2倍に増加。日本では近年減少傾向。

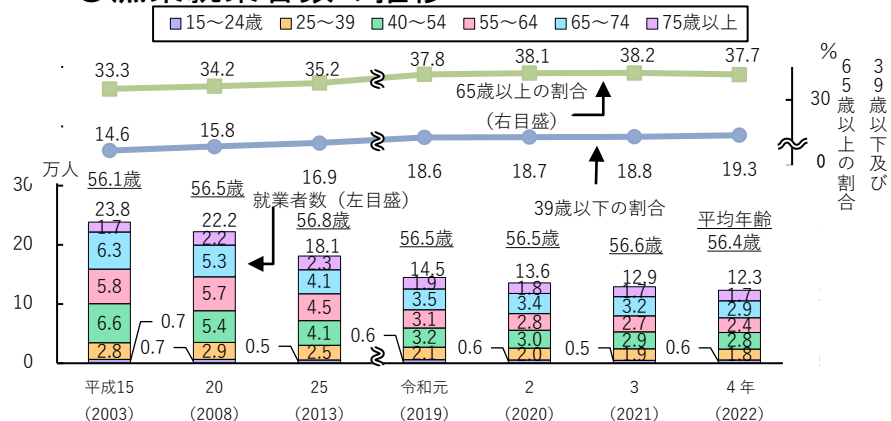
○世界と日本の魚介類消費量の推移(粗食料ベース)



資料: FAO「Food Balance Sheets」(日本以外の国)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成
注: 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量

- 令和4年の漁業就業者数は12.3万人で減少傾向。
- 新規漁業就業者数は、近年2千人前後で推移していたが、令和4年は1,691人。
- 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得はほぼ横ばい。海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は変動が大きい。

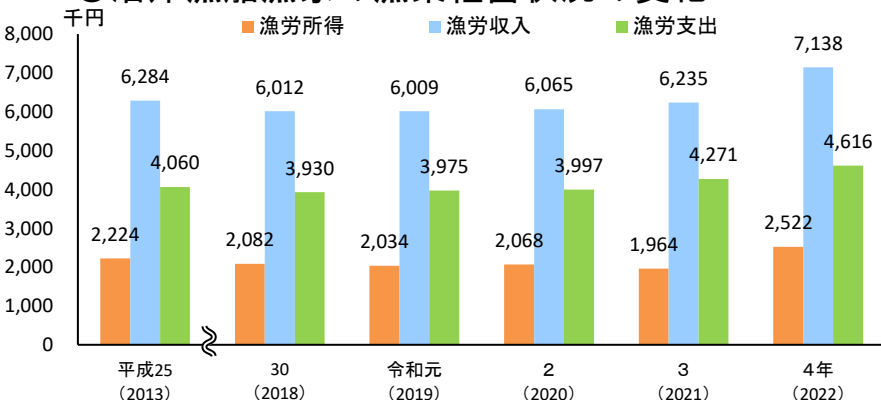
○漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」(平成25(2013)年以前、30(2018)年)及び「漁業構造動態調査」(令和元(2019)年以降)

- 注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

○沿岸漁船漁家の漁業経営状況の変化



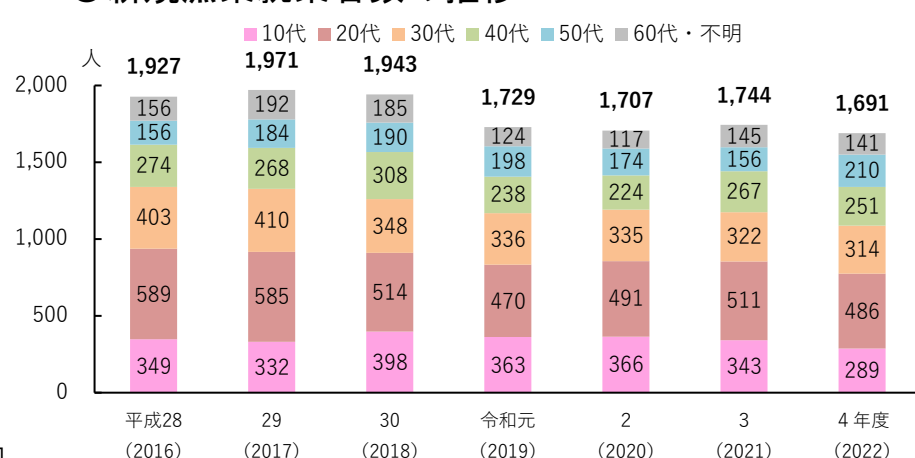
資料：農林水産省「漁業経営調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注：1)沿岸漁船漁家は船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業を営む個人経営体、海面養殖漁家は海面養殖業を営む個人経営体。

2)漁労収入には制度受取金を含む。

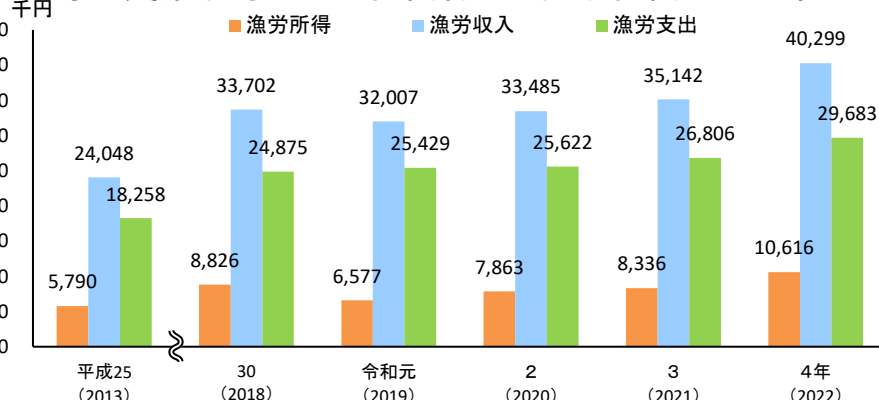
3)令和2(2020)年以前の調査の漁船漁業については、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。平成30(2019)年調査以降の海面養殖業については、調査体系の見直しのため、ワカメ類養殖と真珠養殖が外れた。

○新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

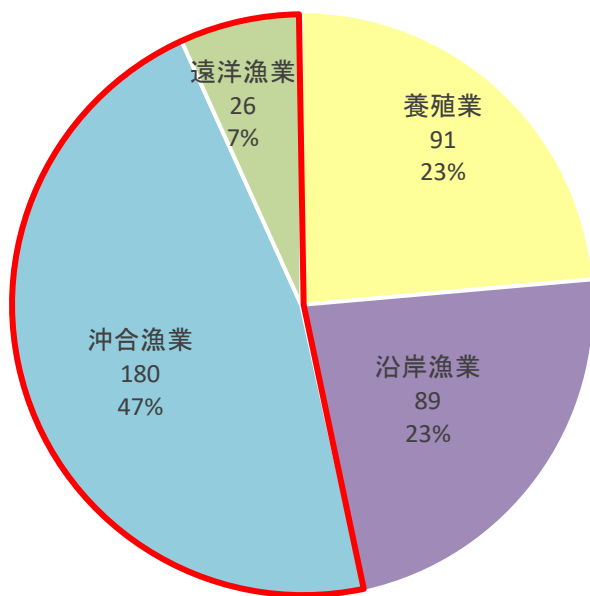
○海面養殖漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化



- 遠洋・沖合漁業は、日本の漁業・養殖業生産量の54%を占めている。
- 生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、現行の漁業許可制度の下での漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

○遠洋、沖合漁業の漁獲量

漁業・養殖業生産量(海面)
386万トン(2022年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

○操業の効率化及び安全性の向上等の事例

操業の効率化

- 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体:日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- ・ 燃油価格の高止まり、魚価の低迷、かつおの不漁等を契機として、平成27年から取組を開始。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- ・ 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能になり、操業が効率化。また、機械室を拡大したことにより、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

- 沖合底びき網漁船(宮城県)

実施主体:宮城県沖合底びき網漁業協同組合

概要:

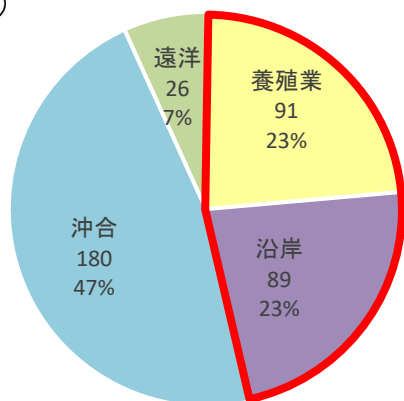
- ・ 東日本大震災を契機として、平成29年から取組を開始。
- ・ がんばる漁業復興支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- ・ 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。また、船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



- 養殖業、沿岸漁業は、我が国の漁業・養殖業生産量のうち46%を占めるほか、経営体数では全体の約9割を占めている。
- 漁場は重複的に利用されており、季節によっても漁業権の状況は異なる。水域を有効かつ効率的に活用するためには、計画的に漁業権を設定していくことが必要。

生産量

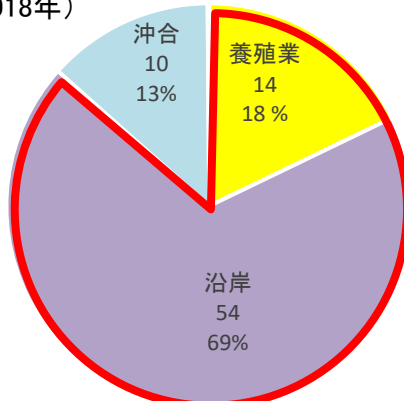
386万t
(2022年)



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

経営体数

79千経営体
(2018年)



資料：農林水産省「漁業センサス2018」

注：「遠洋」は101経営体 (0.1%)

注1：内水面漁業・養殖業を除く。

注2：「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)、いか釣り(遠洋)が含まれる。

注3：「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣り(近海、沿岸)が含まれる。

注4：「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺し網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣り、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

操業(6月)イメージ

共同漁業権
(採貝・採藻)
(3～6月)

共同漁業権
(たこつぼ)
(周年)

定置漁業権
(3～11月)

共同漁業権
(刺し網)
(周年)

区画漁業権
(ぶり)(通年)

※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター <http://www.ryoushi.jp/>
を元に水産庁で編集

- 漁協は、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導、漁業自営事業等を実施。
- 水産政策の改革の方向性に合わせて、平成30年12月に水産業協同組合法を改正し、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、販売の専門能力を有する理事の登用、公認会計士監査の導入等の制度見直しを行った。

漁協数・組合員数の推移

令和5年3月末時点で漁協数864組合、組合員数約25.0万人

	S55年度	H元年度	H20年度	R3年度	R4年度
沿海地区漁協数	2,174	2,136	1,094	873	864

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

	S55年度	H元年度	H20年度	R3年度	R4年度
組合員数	578,722	540,668	370,253	257,649	250,311
(1組合当たり)	268.5	256.4	345.1	303.8	298.3
うち正組合員	411,841	362,294	208,023	114,388	109,219
(1組合当たり)	191.1	171.8	193.9	134.9	130.2
うち准組合員	166,881	178,374	162,230	143,261	141,092
(1組合当たり)	77.4	84.6	151.2	168.9	168.2

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の主な部門別事業損益の推移
[沿海地区漁協、1組合当たり]

(単位：百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
30	14.4	0.3	1.6	▲ 4.9	▲ 17.3	18.4	▲ 2.0
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.4	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1

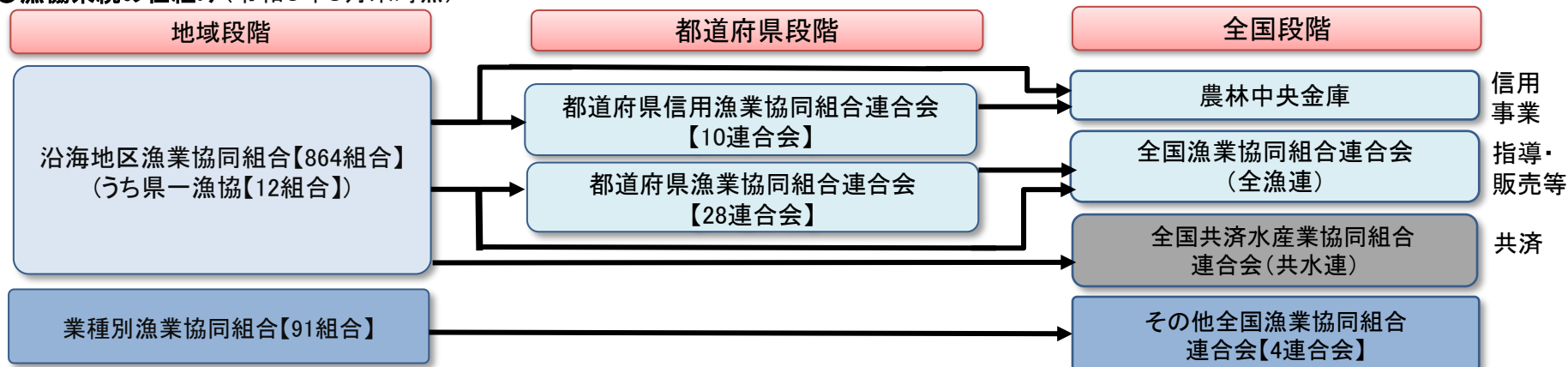
注1：事業別実施組合数(R4年度、沿海地区漁協864組合)

販売726漁協、購買771漁協、指導852漁協、製氷・冷凍545漁協、信用72漁協、漁業自営194漁協、共済603漁協

注2：1組合当たりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

○漁協システムの仕組み(令和5年3月末時点)



- 漁業権については、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者に優先して免許する制度とした。共同漁業権は、引き続き、漁協等に免許する。
- これにより、意欲的に取り組んでいる漁業者については、継続して漁場利用を可能とするとともに、新たに利用可能な漁場については、新規漁業者の参入が可能となる。
- 制度の適切な運用が行われるよう、令和2年6月30日付けで、「海面利用制度等に関するガイドライン」を作成し、都道府県に通知。

	漁業法改正前	漁業法改正後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 以下14位まで法定。	漁業者 漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権	(真珠養殖業) 漁業者 ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定。 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定。	漁業者 又は 漁協(管理)
特定区画漁業権 〔漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定〕	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定。	漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許

※「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

○ 水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、2022年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の三本の柱を中心に施策を展開。

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

- ・ロードマップに沿った着実な実行（I Q 導入等）

●海洋環境の変化への対応

- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

●養殖業の成長産業化

- ・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

- ・輸出目標の達成

●人材育成

- ・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携

強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ・市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
- ・海業(うみぎょう)など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

- ・水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
- ・藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
- ・防災・減災、国土強靱化

水産物の自給率目標

- ・資源管理ロードマップ（444万トン）、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標（1.2兆円）を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%**と設定

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

- 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。
 - ① 資源評価対象種を192種まで拡大
 - ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
 - ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
 - ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
 - ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行
- 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。

資源管理の推進のための新たなロードマップ

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度

資源管理の推進のための新たなロードマップ		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資源調査・評価の高度化	① 資源調査	● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。 重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進 新たな種・海域へ拡大						
	② 資源評価	● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 ※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他 MSYベースの資源評価対象資源 R5：38資源 → R12：45資源程度 ● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。 国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施 ● 最新（当該年）のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施						

海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進

資源管理の推進によって、444万トン
を目標に漁獲量を回復させる。

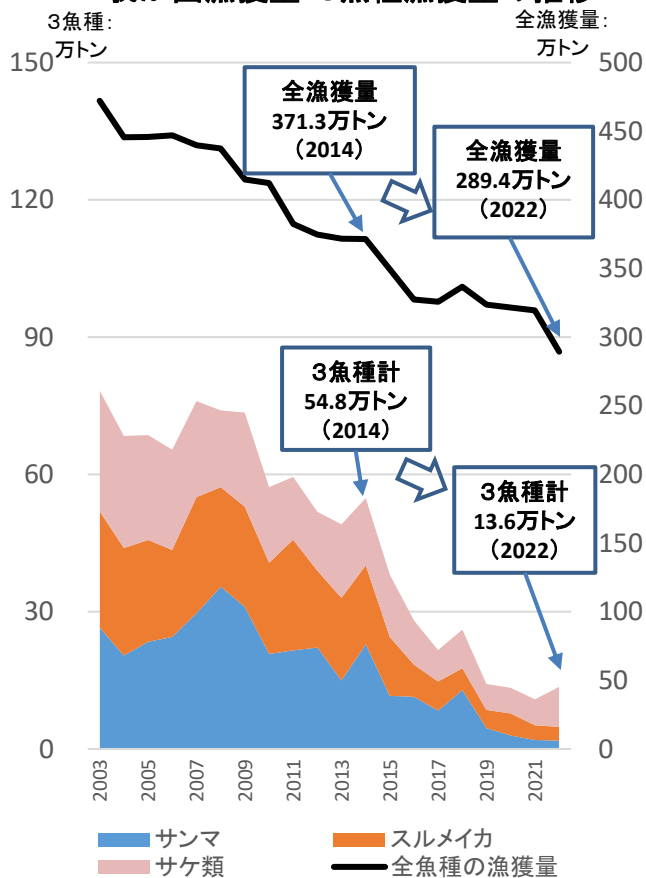
令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	TAC 資源拡大 TAC管理の 運用改善等 資源 国際	● 令和7年度までに漁獲量ベース(*)で8割をTAC管理開始 (*)遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。 ● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。) ● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る ● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し ● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施 ● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 ● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 ● 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け	MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。
IQ管理の推進		● IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 ● 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 ● 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行)	IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
資源管理の推進	資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	協定を公表 → 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 → 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 ● 優良事例の共有・横展開を促進 資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施) 検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割 取組を実践	実効性のある自主的資源管理を実現
遊漁の管理の推進	クロマグロ 以外	● 令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等) ● 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討) ● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進 ● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進	資源に応じた遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
効果業務の推進	D X 推進	● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 - 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 - 報告に活用するための現場実装を推進 - 漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討 ※同じ情報を二度提出させない - 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 ● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化	報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

- 日本近海の海水温は、100年間で1.24℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。

我が国漁獲量・3魚種漁獲量の推移



資料: 漁業・養殖業生産統計

検討会取りまとめ（対応の方向性）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② データ収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のI・Qの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進やニーズに対応した新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

5. 経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量(TAC)による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロを念頭に(今後省令で対象とすることを想定)、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等の措置を講じる。
- 令和6年6月に漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律が成立・公布。主要な規定は、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

漁業法の一部改正

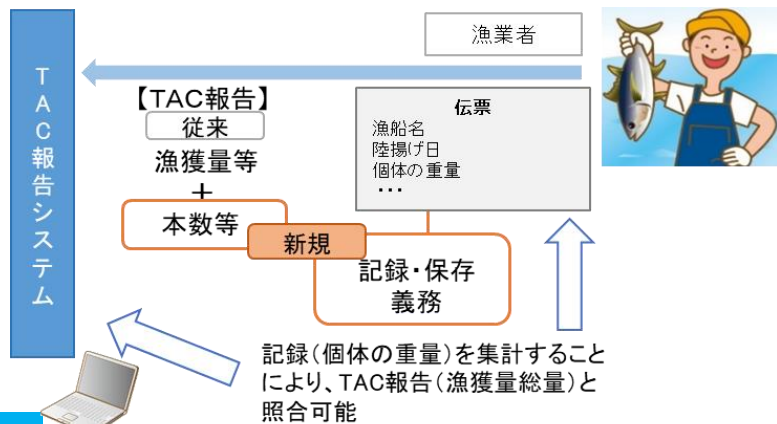
＜具体的な措置＞

① 特別管理特定水産資源について、以下の事項を措置

- ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
- ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の記録の保存を義務付け。
- ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げとともに、法人重科の新設。
- ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。

② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。

OTAC報告・記録義務のイメージ



水産流通適正化法の一部改正

＜具体的な措置＞

① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。

- ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
- ・ 取引記録の作成・保存
- ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。

② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。

③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

○情報の伝達のイメージ

【パターン①】伝票に必要な情報を記載



【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示



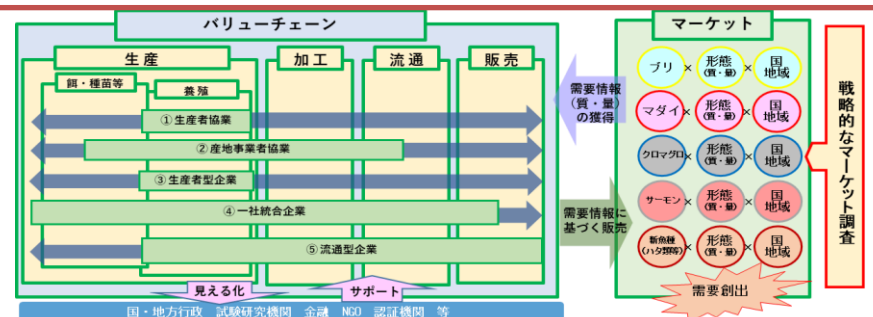
【パターン③】QRコード等を魚体に表示



- 農林水産業・地域の活力創造プラン「水産政策の改革について」に基づき、令和2(2020)年7月に養殖業成長産業化総合戦略を策定。
- 総合戦略の下、国内外の需要の拡大が見込まれ、かつ我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目に指定。
- 国内外のマーケットの拡大や海洋環境の変化も踏まえつつ、養殖業成長化総合戦略に基づき需要に応じた生産へのシフトを進めていく。

養殖業成長産業化総合戦略

- ・ 需要に応じた生産を行う「マーケットイン型養殖業」へ転換を推進。
- ・ 現場で行われている取組実例（5類型：①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业）を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携・連結し、バリューチェーンの価値向上を目指す方向を提示。



＜戦略的養殖品目と成果目標＞

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	1,600億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	600億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3～4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1～2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,150億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るための漁業共済・漁業収入安定対策に加え、燃油・配合飼料の高騰対策を実施。
- 漁業収入安定対策は、漁業共済の対象となっている漁業種類(沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業)を対象。

漁業収入安定対策

資源管理への取組

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し以下のような事業を実施。

<積立ぶらす>

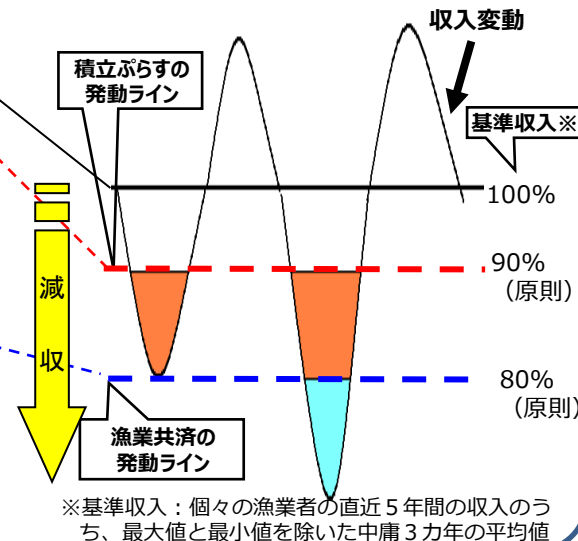
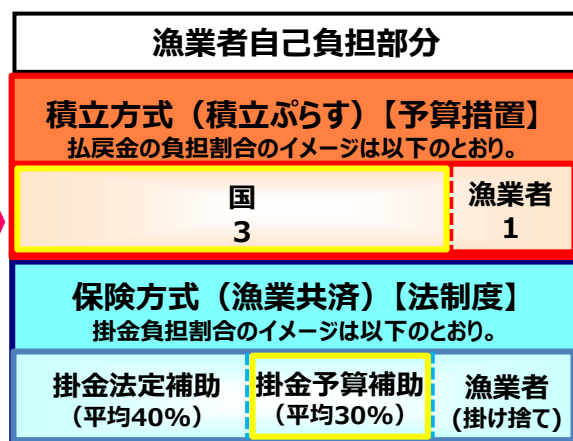
漁業者の収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填。

<共済掛金の追加補助>

漁業者の共済掛金に対し上乗せ補助。

漁業収入安定対策事業の実施

<補填のイメージ>

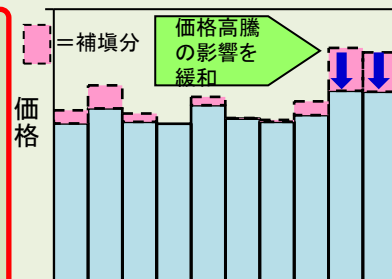


燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 燃油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 燃油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 燃油価格が急騰した場合に別途補填



【漁業経営セーフティーネット構築事業】

- 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業等の取組により、豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

主な論点

- 漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少などにより、地域の活力が低下
- 漁村の交流人口は約2千万人と「海業」は大きなポテンシャルを有し、その振興により地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要
- 海業の振興による地域の活性化には、人材・情報、地域資源・ストック、民間等の資金が必要

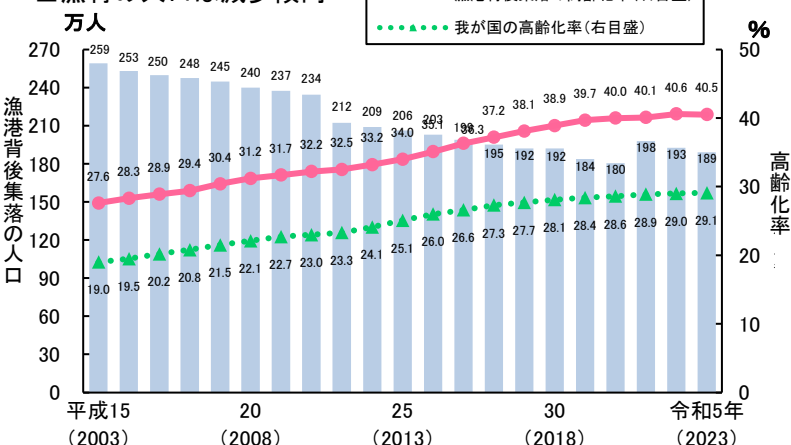
主な対応の方向性

- 漁港を地域活性化の拠点として最大限活用し、海業等の取組を推進
- 漁業所得の向上を目指す「浜プラン」の取組に、海業の取組も合わせて地域一体となって実施
- ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口や関係人口創出の取組を推進
- 地域活性化に必要な人材として、地域おこし協力隊等の外部人材の活用とともに、デジタル化を推進する必要

方向性のイメージ

● 地域資源と漁港を最大限に活用した海業等の取組を推進

■ 漁村の人口は減少傾向



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省

「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)

(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注：2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

■ 海業等の場として漁港を活用

海業

漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組



水産物販売施設



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



岸壁前に立地するレストラン



調理体験



漁業体験



釣り体験

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
漁業利用に支障を及ぼさないための措置
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

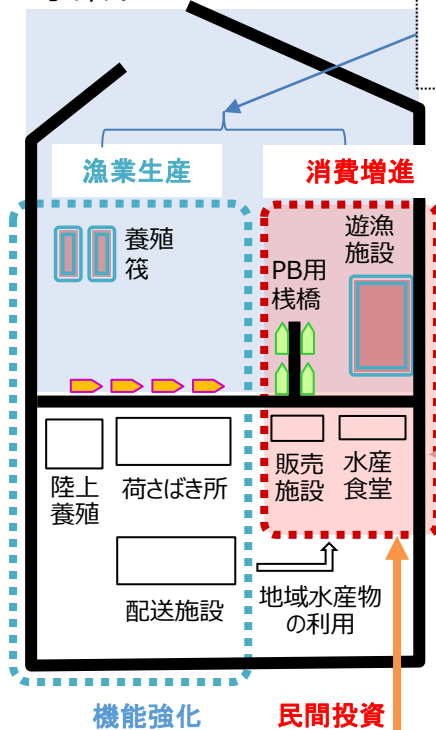
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



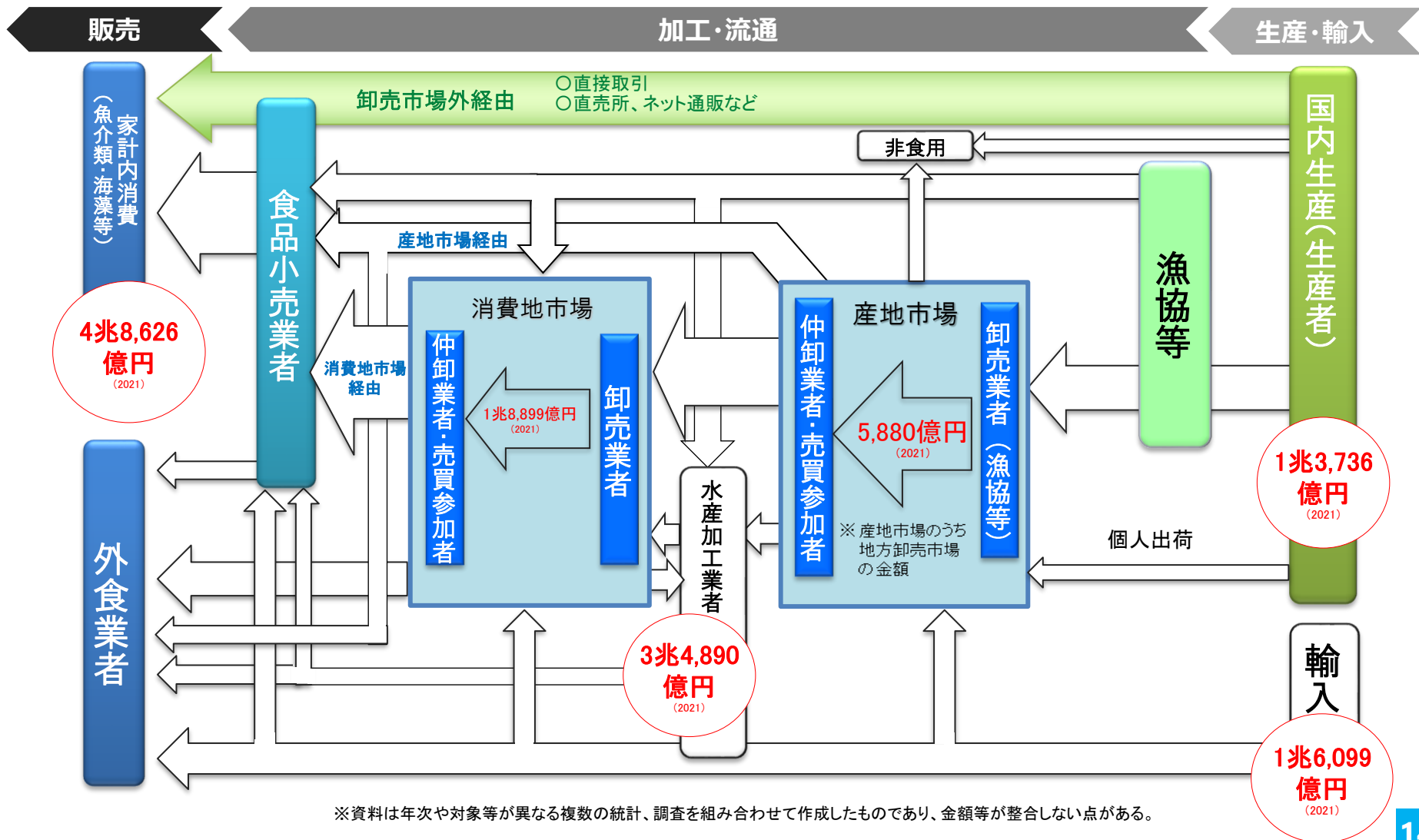
遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

- 水産物は、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。
- 近年では、小売・外食業者等と産地出荷業者との産地直送、漁業者から加工・小売・外食業者等への直接取引、インターネットを通じた消費者への生産者直売等、市場外流通が増加しつつある。



○我が国周辺水域では、漁業関係法令に基づく我が国漁船の操業に加え、二国間の漁業協定等に基づき外国漁船が操業。

○我が国漁船及び外国漁船に対して、指導・監督や監視・取締りを行うことで、国内法令や許可条件等を遵守させ、水産資源の保存管理と漁業秩序の維持に資する規制の実効性を担保。

○また、我が国の許可が必要な水域に外国漁船が侵入して違法操業を行うことのないよう、監視・取締りを実施。

水産庁による漁業取締りの実績（過去5年間）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
検挙件数 （うち外国漁船）	10 (1)	9 (1)	10 (0)	22 (1)	22 (1)
漁具押収件数※1	37	22	18	23	8
外国漁船に対する 立入検査数 （上記検挙数含む）※2	8	1	2	4	7
外国漁船に対する 公海乗船検査	3※3	0	3	12	16
日本海大和堆周辺水域に おける外国漁船に対する 退去警告延べ隻数 （うち放水措置）	5,122 (1,590)	4,394 (782)	582 (114)	38 (3)	68 (4)

※1 外国漁船が違法に設置したとみれる漁具。

※2 2023年時点で、我が国排他的経済水域への入漁が許可されているのは、ロシア漁船のみ。

※3 2019年に、北太平洋漁業委員会（NPFC）において、外国（加盟国及び非加盟国）漁船に対する乗船検査が実施できるようになったため、加盟国に先駆けて公海乗船検査を実施。

水産庁の漁業取締船の隻数

官船



官船	トン数	隻数
	2000トン級	4
	900トン級	3
	500トン級	1
	沿岸用	1
合計隻数	9隻	

用船



用船	トン数	隻数
	1000トン級	2
	500トン級	33
	沿岸用	2
合計隻数	37隻	

※ 用船：民間船を民間乗組員付きで借り上げ、漁業監督官が乗船して取締りを実施する漁業取締船

○ 水産資源の持続的利用を通じた水産業の産業としての持続的成長を実現するため、ICT・IoT等の先端技術を活用したスマート水産業を推進。

水産政策の改革を支えるスマート水産業の取組

水産資源の持続的な利用を通じた水産業の成長産業化を図り、
漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立

水産資源の持続的な利用

水産業の成長産業化

資源評価の高度化

資源評価対象種の拡大
資源評価の精度向上

適切な管理措置の実施

漁獲報告の電子化
IQ管理への対応

漁業・養殖業の 生産性向上

流通構造の改革

○ 標本船（沿岸漁船）から
操業情報（投網回数や漁獲量等）・漁場環境情報（水温等）を**電子的に収集**する体制を構築

○ 漁協・産地市場から産地市場情報（**水揚げ情報**）を**電子的に収集**。各種報告に活用
○ 広域資源管理システム（TACシステム）をIQ管理に対応できるよう改修

○ 電子的漁獲報告体制の構築（大臣許可漁業から順次拡大）

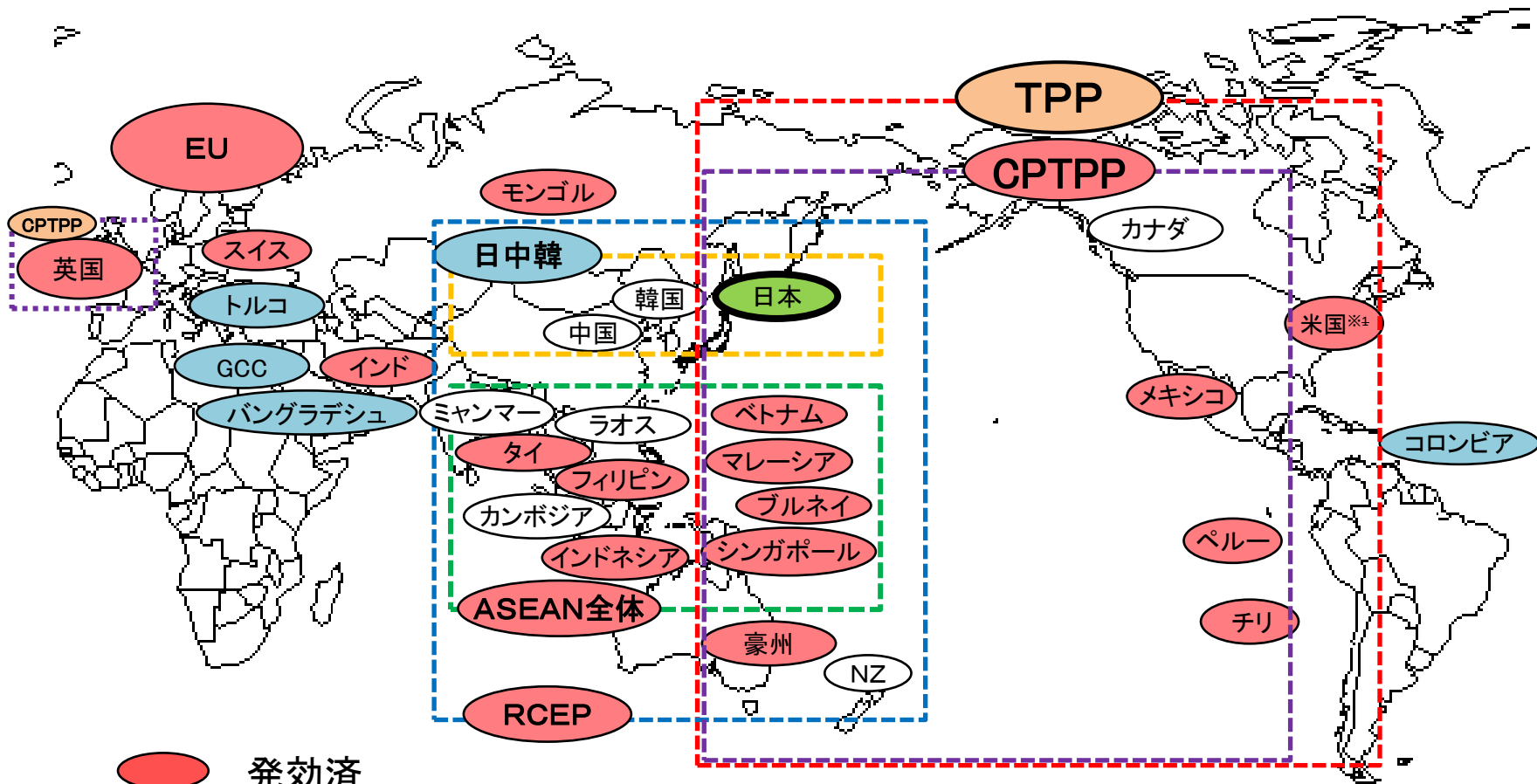
○ 漁場予測技術の開発と漁業者への提供
○ ドローンを活用した漁場探索技術の開発実証
○ **ICTやAIを活用した養殖生産管理の高度化**
○ **ICTパイ等から取得**されたデータ等を用いて**赤潮発生予測情報**を提供
○ 浮沈式大規模沖合養殖の展開
○ 閉鎖循環式陸上養殖システムの実用化

○ 生産と加工・流通が連携し、ICT技術等の活用により水産バリューチェーン全体の生産に取り組むモデルを構築

○ **特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）への対応**

○ 資源評価・管理の高度化と生産性の向上の双方に資するスマート水産業の取組を後押しするため水産業において複数のデータを連携・共有・活用可能となる体制を整え、これを推進

- アジアを中心に、これまで21のEPA/FTA等が発効済または署名済。
- CPTPPについては、英国加入議定書への署名がなされた。
- 日バングラEPA、日トルコEPA等の交渉が継続中。



- 発効済
- 署名済
- 交渉中

- TPP TPP署名国: シンガポール、NZ、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本
- CPTPP 米国を除く上記TPP署名国11か国及び英国(英国の加入議定書は2023年7月に署名、未発効)
- RCEP ASEAN9ヶ国(ミャンマーのみ未発効)及び日本、中国、韓国、豪州、NZの14ヶ国
- ASEAN ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10ヶ国

(2024年6月現在)

※ 米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効

○ アジアを中心に、これまで21のEPA/FTA等が発効済又は署名済。

◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
シンガポール	★(1月)	★(11月)				△(3月) ▲(9月)																
メキシコ		◆(11月~)	☆(9月)	★(4月)							△(9月) ▲(4月)											
マレーシア			◆(1月~)	★(12月) ★(7月)																		
チリ				◆(2月~)	★(3月) ★(9月)																	
タイ			◆2(月~)	★(4月) ★(11月)																		
インドネシア				◆(7月~)	★(8月)		★(7月)															
ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)															
ASEAN全体 (AJCEP)			《物品貿易等》	◆(6月~)	★(4月)	★(12月)				《サービス・投資》	◆(10月~)							△(3月)	★(8月)			
フィリピン			◆(2月~)	★(9月)		★(12月)																
スイス					◆(5月~)	★(2月) ★(9月)																
ベトナム					◆(1月~)	★(12月) ★(10月)																
インド					◆(1月~)	★(2月) ★(8月)																
ペルー						◆(5月~)	★(5月) ★(3月)															
豪州					◆(4月~)								★(7月) ★(1月)									
モンゴル											◆(6月~)	★(2月)	★(6月)									
TTP												◆(7月~)	★(2月)									
CPTPP(注)																◆(5月~)	★(3月) ★(12月)					
EU												◆(4月~)				★(7月) ★(2月)						
米国																	(4月~)	◆	★(10月) ★(1月)			
英国																		(6月~)	◆	★(10月) ★(1月)		
RCEP												◆(5月~)								★(11月)	★(1月)	

(注) 英国の加入議定書は2023年7月に署名、未発効(2024年6月現在)

【CPTPP・農林水産物の輸入】 重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。英国の加入に当たり、現行で一部の締約国にのみ与えている譲許(国別枠等)は、英国に与えないことで合意。

○主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	・ 現行の<u>国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)</u>を維持。 ・ その上で、既存のWTO枠(77万玄米^ト)の外に、豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定。</u> 豪州：0.6万実^ト（当初3年維持）→ 0.84万実^ト（13年目以降）
小麦	・ 現行の<u>国家貿易制度</u>を維持するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)</u>を維持。 ・ 既存のWTO枠に加え、カナダ(5.3万t(7年目以降))、豪州(5万t(同))に<u>SBS方式の国別枠を設定。</u> ・ マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	・ 現行の糖価調整制度を維持。 ・ 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。 ・ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
牛肉	・ 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(主要国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 ・ 16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保。</u> ・ 輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	・ <u>差額関税制度</u>を維持するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)</u>を維持。 ・ <u>長期の関税削減期間(9年)を確保</u>(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 ・ 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガード</u>を措置。
脱脂粉乳 バター	・ <u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定。</u>(生乳換算で6万t(当初)→ 7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)

【CPTPP・農林水産物の輸出】 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出関心の高い品目の全てで関税撤廃を獲得。他のCPTPP諸国4億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。英国の加入に当たり、日英EPAでは関税が撤廃されなかった精米等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容(輸出)

品目	国	市場アクセス	
		基準税率	合意内容
牛肉	カナダ	26.5%	6年目 撤廃
	メキシコ	20～25%	10年目 撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
なし	カナダ	無税又は2.81セント/kg(ただし10.5%以上)	即時撤廃
緑茶	ベトナム	40%	4年目 撤廃
チョコレート	ベトナム	13～25%	5～7年目 撤廃
切り花	カナダ	無税～16%	即時撤廃
精米(短・中粒種)	英国	121ポンド/1,000kg	即時撤廃、8年目(2030年)撤廃
	マレーシア	40%	11年目(2028年)撤廃

注:「基準税率」はTPP交渉のベースとなった税率(英国については2021年9月1日時点、その他の国については2010年1月1日時点)。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸入】 米について関税削減・撤廃等からの「除外」の確保、
麦・乳製品の国家貿易制度等の維持、関税割当てやセーフガード等の有効な措置を獲得。

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。 - ごく少量の関税割当て枠（小麦：200t → 270t（7年目）、大麦：30t（即時））を設定（国家貿易・SBS方式）。
粗糖・精製糖等	- 現行の糖価調整制度を維持。 - 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
豚肉	- 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。 - 長期の関税削減期間（9年）を確保（従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃）。 11年目までの間、輸入急増に対するセーフガードを措置。
牛肉	関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂粉乳・バター等	脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当て枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857t → 15,000t（6年目、生乳換算））。

品目	合意内容
チーズ	- ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当て（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（20,000トン(初年度)→31,000t（16年目））。 - TPPでの合意内容 - シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ（プロセスチーズ）：関税撤廃 - 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持 - 一部のフレッシュチーズ（モッツアレラ等）：関税維持 - ブルーチーズ：関税削減 - プロセスチーズ：関税割当て EUとの合意内容 横断的な関税割当て - 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ(乳脂肪45%未満)等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（段階的に16年目に撤廃）。
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6～11年目に、それぞれ段階的に撤廃）。
林産物	構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保（段階的に8年目に撤廃）。
酒類	- ワイン（ボトルワイン：67-125円/L、スパークリングワイン：182円/L）は即時関税撤廃。 - 清酒（70.4円/L）・焼酎（16%）は11年目に関税撤廃。

【日EU・EPA協定・農林水産物の輸出】 牛肉、緑茶、水産物などの輸出関心の高い品目を
 含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）。EU4.5億人の市場に向
 けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

○主な品目の合意内容（輸出）

品目	基準税率	合意内容
水産物	無税～26%	即時撤廃 ・ ほたて貝 (段階的に8年目に撤廃) ・ アイスcream (段階的に6年目までに70%削減) ・ ココア粉 (段階的に8年目までに25%削減) 等を除く。
醤油等調味料	7.7% (醤油)	
緑茶	無税～3.2%	
牛肉	12.8% + 141.4～304.1€/100kg	
花き	6.5%又は8.3% (植木・盆栽・鉢もの) 8.5%又は10% (切り花)	
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 、 9.5€/100kg (ながいも)	
林産物	無税～10%	
豚肉※	46.7～86.9€/100kg	
鶏肉	6.4%、18.7～102.4€/100kg	
鶏卵(粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg	
牛乳・ 乳製品	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳) 、 189.6€/100kg 等 (バター)	
酒類	0.154€/L (ボトルワイン) 0.32€/L (スパークリングワイン) 0.077€/L (清酒)	アルコール度数により異なる。 14%の場合を例示

(注) ※は、2024年6月現在、輸出解禁に向け協議中の品目
 (注) 「基準税率」は、2017年1月1日時点の税率。

【日米貿易協定※1・農林水産物の輸出入】

○米について、関税削減・撤廃等からの「除外」を獲得。脱脂粉乳・バターなど、TPPでTPPワイドの関税割当枠が設定された33品目について、新たな米国枠は設けず。全ての農林水産品の日本側の関税について、TPPの範囲内に抑制。

○米国向けの牛肉について、低関税による輸出枠65,005トン※2へのアクセスを確保。このほか、我が国の輸出関心が高い42品目(醤油、ながいも、切り花、柿等)の関税削減・撤廃を獲得。

※1 2020年1月1日発効

※2 従来の日本枠200トンと複数国枠64,805トンを含めたもの

○主な品目の合意内容(輸入)

(輸出)

品目	合意内容
米	・ 全て除外（米国枠は設けない）。
小麦	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、 <u>枠外税率（55円/kg）を維持</u> 。 ・ <u>TPPと同内容</u> でマークアップを削減。 ・ <u>TPPと同内容</u> の米国枠を設定。
牛肉	・ <u>TPPと同内容</u> で9%まで関税削減し、セーフガード付き（※3）で長期の関税削減期間を確保。
豚肉	・ <u>TPPと同内容</u> で差額関税制度と分岐点価格（524円/kg）を維持し、セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
脱脂粉乳 バター	・ TPPではTPPワイド枠が設けられたが、 <u>新たな米国枠は設けない</u> 。
ホエイ	・ <u>TPPと同内容</u> で、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25-45%、25%未満）はセーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。
チーズ	・ <u>TPPと同内容</u> 。 ・ TPPではシュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについてTPPワイド枠が設けられたが、 <u>新たな米国枠は設けない</u> 。

品目	基準税率	合意内容
醤油	3%	段階的に5年目に撤廃
菓子類	2%～12.2%	段階的に2～10年目に撤廃、 段階的に3～5年目に50%削減
ながいも (冷蔵)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
切り花	3.2%～6.4%	段階的に2年目に撤廃、 段階的に2年目に50%削減
緑茶 (フレーバー付き)	6.4%	段階的に3年目に50%削減
盆栽等	1.4%～4.8%	即時撤廃、 段階的に2年目に撤廃
柿	2.2%	即時撤廃
メロン	1.6%～28%	即時撤廃、即時に50%削減、 段階的に3～5年目に50%削減

（※3）セーフガード発動基準については、2022年度から、新たな発動条件（米国とCPTPPからの合計輸入量がCPTPPの発動水準を超える場合に発動。この発動は、米国からの輸入量が米国単独の発動水準を超えることが条件）に続行。

【RCEP・農林水産物の輸出入】

○輸入について、重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）は、関税削減・撤廃からすべて除外。農林水産品の関税撤廃率は、TPP、日EU・EPA（各82%）よりも大幅に低い水準に抑制。（対中国56%、韓国49%、ASEAN・豪州・NZ61%）

○初めて同一のEPAに参加することとなる中国及び韓国から輸出関心品目の関税撤廃を獲得。中国からはほたて貝やぶり、韓国からキャンディー・板チョコレート等の菓子、インドネシアから牛肉等の関税撤廃を獲得。

○主な品目の合意内容（輸入）

（輸出）

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
重要5品目（※）	関税削減・撤廃から除外		
野菜・果樹等	- 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）たまねぎ、ねぎ、にんじん等</i> - 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 <i>（例）冷凍した野菜調製品（冷凍惣菜）等</i>	野菜については基本的に関税削減・撤廃から除外する等、対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	TPP、日EU・EPAよりも大幅に低く、既結EPAの範囲内の水準。
林産物	- 半数の品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）合板、製材（SPF）、構造用集成材等</i> - 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	- 約1/3の品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）合板、製材（SPF）、構造用集成材等</i> - 関税削減・撤廃は、輸入実績ゼロ又は少額の品目のみ。	
水産物	- 生産者団体が加工・業務用で国産品の巻き返しを図りたいとする多くの品目を関税削減・撤廃から除外。 <i>（例）うなぎ調製品、海藻類等</i> - 国産品だけで国内需要を賄うことが難しいものや、国産品と棲み分けができていないものは長期の撤廃期間を確保。 <i>（例）あさり調製品等</i>	対中国以上の品目を関税削減・撤廃から除外。	

	品目	現在の税率	合意内容
中国	パックご飯等	10%	21年目撤廃
	米菓	10%	21年目撤廃
	ソース混合調味料	12%	21年目撤廃
	醤油	12%	21年目撤廃
	チョコレート菓子	8%、10%	11年目又は16年目撤廃
	切り花	10%、23%	11年目又は21年目撤廃
	ほたて貝（※養殖用（無税）を除く）	10%	11年目又は21年目撤廃
	ぶり	7%	11年目又は16年目撤廃
	さけ	5%、7%、10%	11年目又は21年目撤廃
韓国	すけそうだら	5%、7%	11年目又は21年目撤廃
	合板（針葉樹）	2%	11年目撤廃
	キャンディー	8%	10年目撤廃
	板チョコレート	8%	即時撤廃又は10年目撤廃
インドネシア	建築用木工品（窓、戸、杭・梁）	8%	10年目撤廃
	牛肉	5%	即時撤廃又は15年目撤廃
	醤油	5%	10年目撤廃

（※）米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物

○ 農林漁業者の不安を受け止め、安心して再生産に取り組めるよう、「総合的なTPP等 関連政策大綱」に基づき、万全の対策を実施。

総合的なTPP等関連政策大綱（平成27年11月25日決定、平成29年11月24日・令和元年12月5日・令和2年12月8日改訂）

体質強化対策（強い農林水産業の構築）

○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

- ・就職氷河期世代等を含む幅広い世代の新規就業者の就農者の確保や担い手育成に必要な取組の支援、農地の大区画化・汎用化
- ・中山間地域における人材確保や基盤整備の取組の支援を通じた所得の確保や生産性向上の推進

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

- ・官民一体となった海外での販売力の強化、リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ・マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開、輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ・大口・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ・日本の強みを守るための知的財産対策強化

○国際競争力のある産地イノベーションの促進

- ・地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用への支援
- ・加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替え及び輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による土づくりの展開

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

- ・省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤の強化を通じた畜産・酪農の国際競争力の強化
- ・原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等の推進による国産チーズ等の競争力の強化
- ・肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等の推進

○合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化

- ・合板・製材の生産コスト低減による合板・製材の国産シェア拡大、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換の推進
- ・原木供給の低コスト化等に加えて木材製品等の輸出拡大、林業・木材産業における省人化、省力化の推進

○持続可能な収益性の高い操業体制への転換

- ・持続可能な収益性の高い操業体制への転換の推進
- ・マーケットインの発想に基づく養殖業の生産性の向上・国際競争力の強化に向けた取組の推進
- ・水揚げデータの電子的な収集・提供体制の強化

等

＜参考：TPP等対策予算＞
令和5年度補正予算 2,527億円
（平成27年度補正予算3,122億円
平成28年度補正予算3,453億円
平成29年度補正予算3,170億円
平成30年度補正予算3,188億円
令和元年度補正予算3,250億円
令和2年度補正予算3,220億円
令和3年度補正予算3,200億円
令和4年度補正予算2,704億円）

平成27年度補正予算から
令和5年度補正予算までの合計額
2兆7,834億円

経営安定対策（経営安定・安定供給のための備え）

＜米＞

- ・国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れ

＜乳製品＞

- ・液状乳製品を追加し、補給金単価を一本化した新たな加工原料乳生産者補給金制度を着実に実施

＜麦＞

- ・国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施
- ・パスタ・菓子等の原料となる小麦のマークアップの実質的撤廃・引下げ

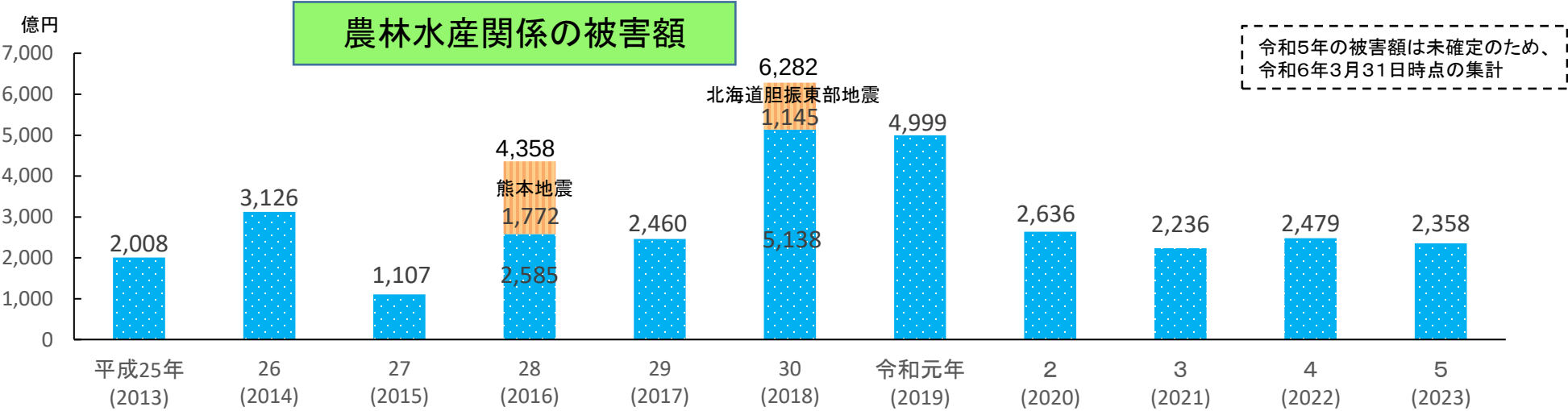
＜甘味資源作物＞

- ・加糖調製品を調整金の対象に追加

＜牛肉・豚肉＞

- ・牛・豚マルキンの法制化と補填率の引上げ（8割→9割）。豚マルキンの国庫負担水準の引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに引き直し

○ 近年、豪雨や台風等の大規模な自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風等、令和2年7月豪雨、令和2年から3年までの冬期の大雪、令和5年6月29日からの大雨などにより、農林水産業に甚大な被害をもたらしている。



令和元年東日本台風等 (台風第19号等) (10.10～26)		令和2年7月豪雨 (R2.7.3～31)		令和2年から3年までの冬期の大雪 (R2.11～R3.4)		令和5年6月29日からの大雨 (R5.6.29～R5.7.13) 【令和6年3月31日時点】	
農作物等	404.4億円	農作物等	186.3億円	農作物等	229.9億円	農作物等	80.8億円
農地・農業用施設	2,101.3億円	農地・農業用施設	1,032.5億円	林野関係	4.9億円	農地・農業用施設	691.5億円
林野関係	806.7億円	林野関係	970.2億円	水産関係	6.5億円	林野関係	283.6億円
水産関係	134.6億円	水産関係	19.0億円	合計	241.3億円	水産関係	7.1億円
合計	3,446.2億円	合計	2,207.9億円	・ 12月の中頃から1月上旬にかけて、日本付近に断続的に強い寒気が流れ込んだ影響で、 <u>日本海側を中心に記録的な大雪となった所があった。</u> ・ 農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏等が発生。		・ 梅雨前線の停滞や上空の寒気の影響により、 <u>沖縄地方を除いて全国的に大雨となった。</u> ・ 大雨による農作物浸水被害、農業用施設や林道施設等の被害が発生。	
・ 大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸し、数百kmの範囲で暴風雨が吹き、 <u>関東・東北・北陸・東海地方を中心に記録的な大雨。</u> ・ 河川決壊に伴う、農地や果樹園への流出土砂の堆積等が発生。		・ 梅雨前線が停滞し、暖かく湿った空気が流れ込み続け、 <u>西日本から東日本の広い範囲で大雨となった。</u> ・ 河川の氾濫による農地への土砂流入、農業用機械等の損壊、山腹崩壊、沿岸の流木被害等が発生。					

155

- 農林水産省では、被災された農林漁業者の方々が意欲を持って一日も早く経営再建に取り組んでいた
 だけるよう、それぞれの災害の被害状況等を踏まえ、具体的な支援内容について迅速に決定。
- 支援対策公表後、被害が大きい地域で現地説明会を開催するなど、支援対策を加速化。

(1)支援対策決定までの期間

災害名	発災日	支援対策決定	発災からの期間
令和元年房総半島台風(台風第15号)	R元.9.8～9.9	10.1	22日間
令和元年東日本台風(台風第19号)	R元.10.11～10.14	11.7	24日間
令和2年7月豪雨	R2.7.3～7.31	7.30	22日間※1
令和2年～3年の冬期の大雪	R2.12.14～	2.2	43日間※2

※①7/3～8にかけて停滞した梅雨前線による大雨被害について、気象庁が9日に「令和2年7月豪雨」と名称を定めたことから、7/9からカウント。
 7/3～8以降も大雨があり、8/4に気象庁は「令和2年7月豪雨」の期間について、7/3～7/31までとした。

※②12/14～21にかけて強い冬型の気圧配置が続き、大雪による被害が発生したことから、12/22からカウント。
 大雪の被害については、被害状況の把握に時間を要するため、近年の大雪では、支援対策の決定に3月まで時間を要している。(H26年、H30年)

(2)主な支援対策の概要

【令和2年7月豪雨に係る支援対策】

- 1 災害復旧事業等の促進
 査定前着工制度の周知、災害査定の効率化を実施。
- 2 農業用ハウス、共同利用施設等の導入の支援
 事前着工を可能にすること等により農業用ハウス・農業用機械・共同利用施設等の早期復旧を支援。
- 3 共済金の早期支払等
- 4 災害関連資金の特例措置
 貸付利子を貸付当初5年間無利子化。
- 5 営農再開に向けた支援
 被害果樹・茶の植替えや未収益期間に要する経費、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗確保に要する経費等を助成。
- 6 被災農業者の就労機会の確保、被災農業法人等の雇用の維持のための支援
- 7 農地・農業用施設の早期復旧等の支援及び災害への対応強化と生産性の向上等を一体的に図る取組等への支援
 農地周りの小規模な水路等の地域共同による復旧活動、鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援。
- 8 林野関係被害に対する支援
 被災した山林施設等の早期復旧、荒廃森林、林道等の復旧整備、木材加工流通施設等の復旧等を支援。
- 9 水産関係被害に対する支援
 漁場・漁港等に漂流・堆積する流木・土砂等の除去・回収・処理を支援。
- 10 停電への対応 等

- 令和6年能登半島地震において、農林水産省では発災直後から、MAFF-SAT(農林水産省サポート・アドバイスチーム)として職員を派遣するとともに、1月2日から3月23日までの間に約514万点の飲食料及び約1万8千kgの無洗米等をプッシュ型支援として被災地へ順次発送。
- 政府として1月25日に「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を取りまとめ、被災地の支援を実施。

○「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ(農林水産関係)」概要

注 予算については、令和5年度及び令和6年度予備費等を活用。

被災者の生活と生業(なりわい) 支援のためのパッケージ(農林水産関係)【令和6年能登半島地震】について(概要)

- 地域の将来ビジョンを見据えて、農林漁業者の一日も早い生業の再建や世界農業遺産の里山里海等のブランドを活かした創造的復興に向け、被災した棚田等の農地や農業用施設、畜舎、林地・林道、漁船、漁港施設等を早期に復旧し、農林水産業の再開に向けた必要な対策を講じる。
- 被害が甚大な水産業について、地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針の下、直轄代行も含めた人的・技術的支援を組み合わせ、復旧・復興を図る。

営農再開に向けた道筋

【地域の意向を踏まえた農地等の早期復旧等】

- ・ 地域農業の将来ビジョンを見据えた復興方針の検討、農地や農業用施設の復旧と一体的に行う水管理の効率化、排水能力の向上、景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり等を支援

- ・ 激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ
(農地85%→96%※、農業用施設94%→98%※)

※過去50年の実績の平均

- ・ 机上査定限度額の引上げによる災害査定効率化
- ・ 査定前着工制度の活用による早期復旧の支援

【災害関連資金の特例】

- ・ 被災農業者等への金融支援(貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等)

【機械、ハウス、畜舎等の再建等への支援】

- ・ 農業用機械、農業用ハウス・畜舎等の再建・修繕等を支援
国庫補助率：農業用ハウス：共済金の国費相当額と合わせて1/2
農業用機械・畜舎等：1/2

- ・ 共同利用施設や卸売市場等の再建・修繕等を支援(国庫補助率1/2等)

【営農再開に向けた支援】

- ・ 農業共済加入者への共済金の早期支払、収入保険に係る無利子のつなぎ融資
- ・ 水稻作継続、他作物への作付転換のための種子・種苗の確保、農業用ハウス資材の導入、農作業委託、集出荷施設等の簡易補修等を支援(国庫補助率1/2等)
- ・ 被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費を支援(国庫補助率1/2等)
- ・ 畜舎等の簡易な補改修、繁殖用の牛・豚の再導入を支援(国庫補助率1/2)
- ・ 畜産用の発電機や揚水ポンプの借上げ、乳房炎治療、飼料の緊急運搬等を支援(国庫補助率1/2等)
- ・ 被災農家等の柔軟な雇用による人手や就業の場の確保、技術研修等の実施を支援(最大120万円/年)



ため池の被害



畜舎の損壊



被災前の棚田の風景(白米千枚田)

林野関係に対する支援

- ・ 被災した山林施設の早期復旧を支援(激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ(林道83%→93%※)等)

※過去50年の実績の平均

- ・ 航空レーザ計測による目視では確認困難な被害状況の調査実施

- ・ 山地災害発生危険性が高い荒廃地における治山対策・森林整備を支援(国庫補助率1/2等)

- ・ 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等を支援(国庫補助率1/2)



大規模な山腹崩壊

- ・ 被災林業者、木材産業者への金融支援(貸付当初10年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等)

水産関係に対する支援

- ・ 地域の将来ビジョンを踏まえた復旧方針検討、水産基盤の被害実態の緊急調査等の被害状況調査を早期に行い、災害復旧事業等による漁港、海岸等の早期復旧を支援(激甚指定による国庫補助率嵩上げ：漁港等の公共土木施設70%→83%※)、(査定前着工制度の活用、机上査定限度額引上げによる査定効率化)

※過去50年の実績の平均

- ・ 災害復旧と連携した里海資源を活かした海業振興等の漁港機能強化対策等を実施(国庫補助率1/2等)

- ・ 漁業者等による漁場の復旧の取組を支援(定額)
- ・ 漁船・漁具、養殖施設の復旧に向けた取組や、荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等の水産業共同利用施設の復旧、加工原料の確保に向けた取組等を支援(国庫補助率1/2等)

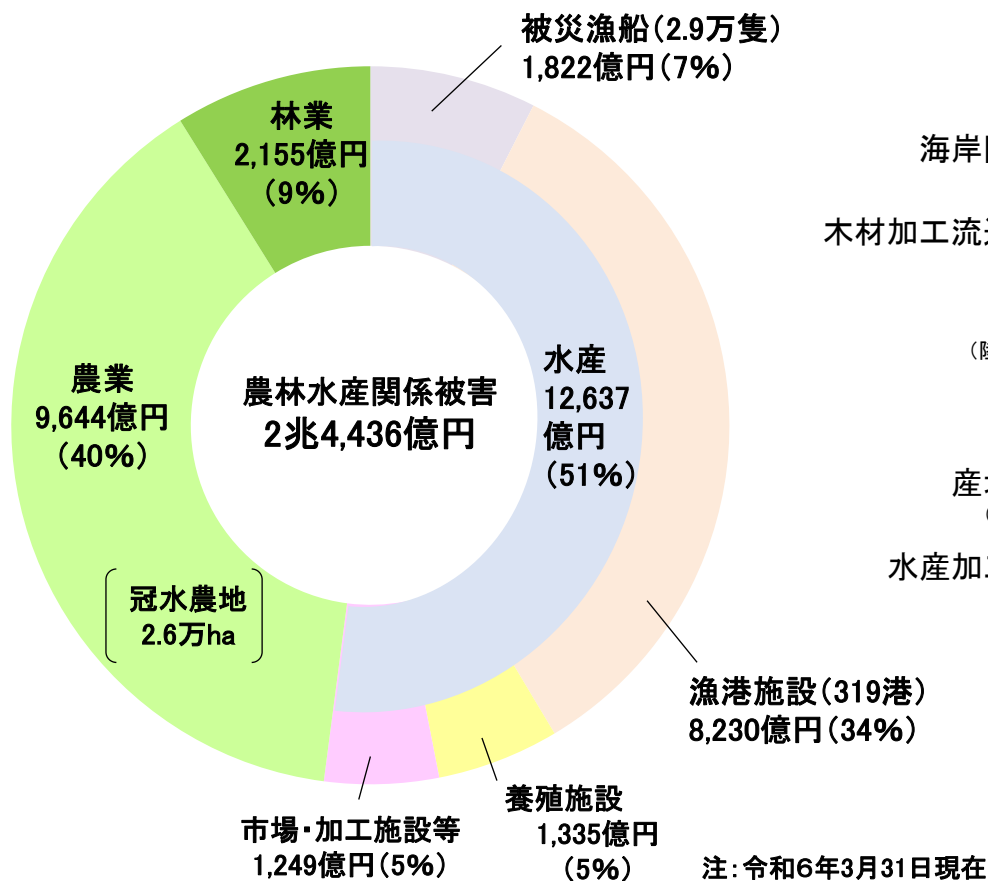
- ・ 被災漁業者等の漁業の再開までの間、他の漁船や他地域の漁業者等が被災漁業者等を一時的に雇用して行う研修を支援(最大18.8万円/月、2年間)、被災漁業者等への金融支援(貸付当初5年間の実質無利子化、農林漁業セーフティネット資金等の貸付限度額の引上げ等)



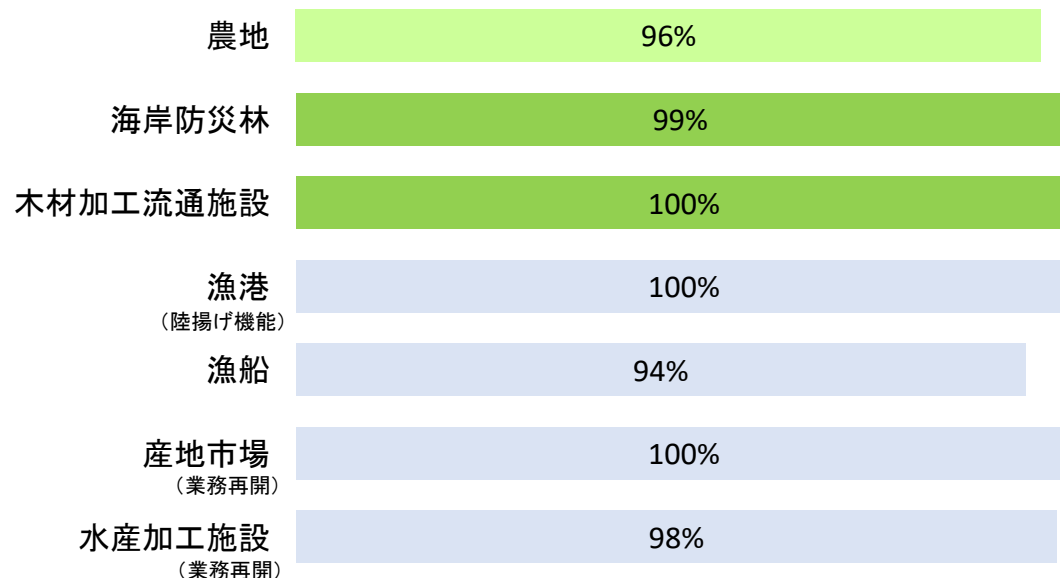
漁港の被害(海底地盤隆起)、漁船の座礁

- 2011年3月11日に発生した東日本大震災における農林水産関係被害額は、農業9,644億円、林業2,155億円、水産1兆2,637億円の合計2兆4,436億円。
- 東日本大震災の発災から13年が経過し、地震・津波被災地域においては、農地、漁港等インフラについて、復旧はおおむね完了している。

○農林水産関係の被害



○農林水産業の復旧状況



注:

- 1 水産加工施設は令和5年12月末現在、漁港は令和4年3月末現在、その他は令和4年1月末現在。
- 2 農地は、農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除いた津波被災農地19,640haに対するもの(岩手県100%、宮城県100%、福島県83%)。
- 3 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの(福島県4kmを除き完了)。
- 4 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
- 5 漁港は、被災した319漁港に対するもの。
- 6 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
- 7 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
- 8 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する767施設に対するもの。

○ 農政の基本的課題の変化に応じて、各施策の方針についても変化。

昭和20年

昭和36年

平成4年

平成11年

戦後農政

基本法農政

新政策

新基本法農政

基本的課題

農村の貧困追放と都市への食料供給

S36 農業基本法制定

- ①生産性、所得の農工間格差の是正
- ②米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物へ生産転換(選択的拡大)

- ①「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築
- ②効率的、安定的経営育成
- ③市場原理の一層の導入

H11 食料・農業・農村基本法制定

- ①食料の安定供給の確保
- ②多面的機能の十分な発揮
- ③農業の持続的な発展
- ④農村の振興
⇒食料自給率目標の導入

R6 食料・農業・農村基本法改正

- ①食料安全保障の確保
- ②環境と調和のとれた食料システムの確立
- ③多面的機能の十分な発揮
- ④農業の持続的な発展
- ⑤農村の振興
⇒食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標の設定

農地

担い手・経営

米

広範な自作農を創設・定着するための農地改革

- ・農地法の制定(S27)
- ・農協法の制定(S22)
- ・農業災害補償法の制定(S22)

食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題

- 食管法制定(S17)
- ・食糧増産5ヵ年計画(S27)
- ・恒常的な米輸入

農地流動化推進

- ・農地法の改正(S45)
(借地による農地流動化)
- ・農用地利用増進事業(S50、単独法化(S55))
- ・自立経営農家の育成(農業基本法(S36))
- ・農業災害補償法の改正(果樹共済の開始(S47))

米の生産調整開始

- ・米価算定に生産費所得補償方式導入(S35)
- ・米の生産調整本格開始(S46)

担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進法(H5)
・経営支援策の体系化
・認定農業者制度の創設
- ・スーパーL資金の創設(H6)

国の全量管理から民間主導の流通へ

- ・食糧法制定(H6)
・備蓄のための政府買入に限定
・計画流通制度への移行等
- ・新たな米政策大綱決定(H9)
・稲作経営安定対策創設(H9)
・備蓄運営ルールを導入

効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立

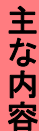
- ・農地法の改正(H21)
- ・農地中間管理機構関連法の制定(H25)
- ・農協法改正(H27)
- ・農業経営基盤強化促進法等改正(R3)
- ・中山間地域等直接支払制度(H12)
- ・経営所得安定対策等大綱(H17)
- ・戸別所得補償制度(H22~H25)
※「経営所得安定対策」に名称変更(H25)
- ・「制度設計の全体像」の決定(H25)

- ・リース方式による一般企業参入の全面自由化
- ・農地中間管理機構を都道府県段階に創設
- ・地域農協が農業所得の向上に全力投球できる環境の整備
- ・人・農地プランを法定化
- ・品目横断的経営安定対策(H19)と農地・水・環境保全向上対策(H19)が車の両輪
- ・販売農家を対象に、恒常的なコスト割れに着目した全国一律の交付単価での直接支払いを実施
- ・米価下落時の補填
- ・経営所得安定対策の見直し、日本型直接支払(多面的機能支払)の創設、水田のフル活用及び米の生産調整の見直しを含む米政策の実施

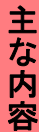
米政策改革

- ・米政策改革大綱決定(H14)
- ・食糧法改正(H16)
- ・米の需給調整の見直し(H22~)
- ・「制度設計の全体像」の決定(再掲)
- ・行政による生産数量目標の配分廃止(H30)
- ・生産数量目標の配分を需要実績に基づく数量配分とする(売れる米づくり)、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)
- ・計画流通制度の廃止等
- ・米の直接支払交付金の交付対象を需給調整参加者とする

- # 制度



- # 制度



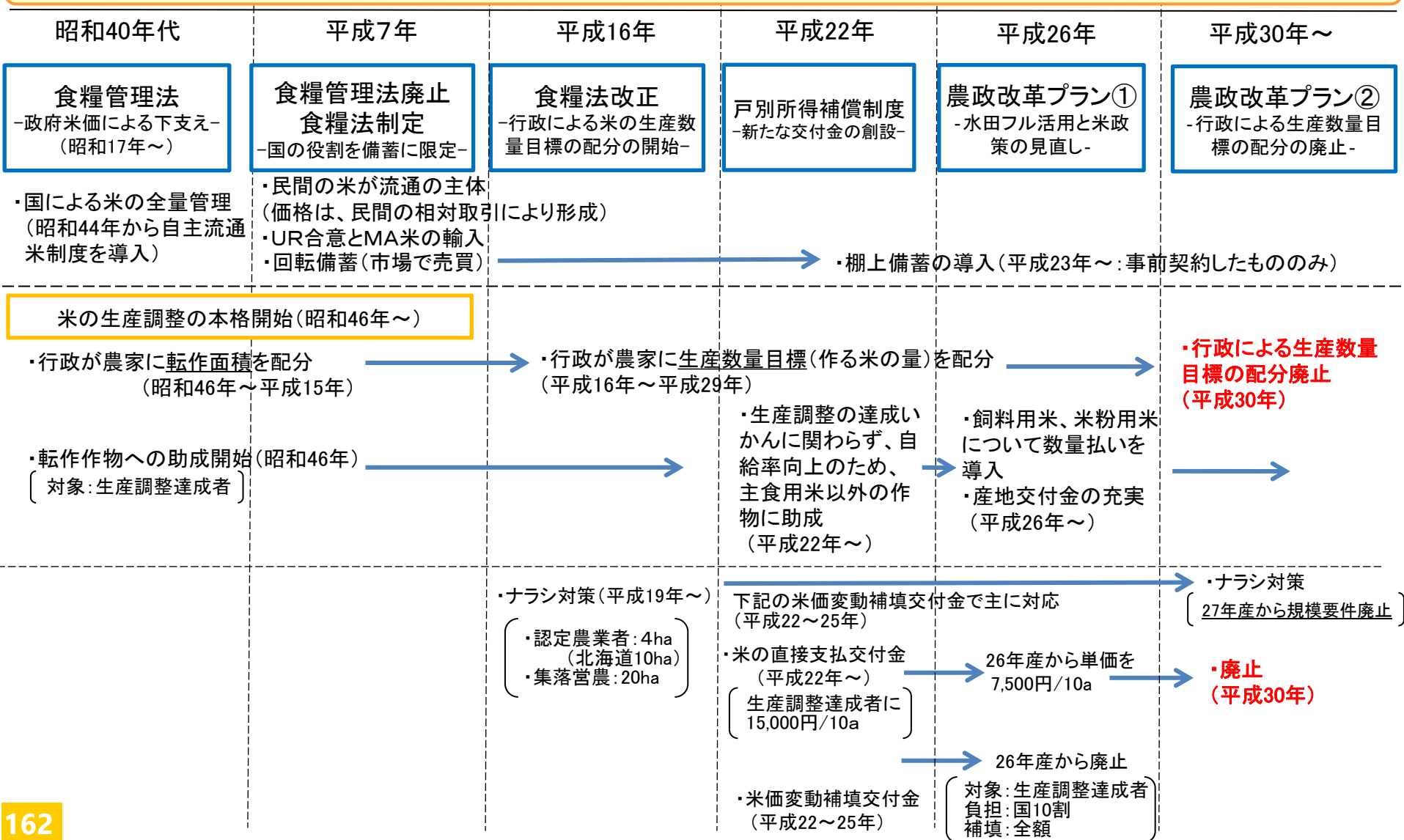
- 160

- 平成19年から、担い手に対象を限定した水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)を導入。(畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策))
- 平成22年から、全ての販売農家を対象とする米の直接支払交付金を新たに措置したが、平成26年から、米の直接支払交付金を削減し、30年産から廃止。

平成19年	平成22年	平成26年	平成27年	平成30年～
法律の制定 -水田・畑作経営所得安定対策の導入-	戸別所得補償制度の導入 -新たな交付金の創設- (22年は米のモデル事業として実施)	農政改革プラン -経営所得安定対策の見直し-	新たな経営所得安定対策の実施	
・ゲタ対策(平成19年～) (・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha)	※全ての販売農家を対象 (平成23～26年)			→ 継続
・ナラシ対策(平成19年～) (・認定農業者:4ha (北海道10ha) ・集落営農:20ha)	下記の米価変動補填交付金で主に対応(平成22～25年)			→ 継続
	・米の直接支払交付金 (生産数量目標に従って、 生産する農家に15,000円/10a)	→ 26年産から単価を 7,500円/10aに削減		→ 廃止(平成30年)
	・米価変動補填交付金 (対象:生産数量目標に従って、 生産する農家 負担:国10割 補填:全額)	→ 廃止(平成26年)		
			(認定農業者、集落営農 認定新規就農者(追加) [規模要件の廃止])	

10

- 大幅な生産過剰基調や、政府米在庫の増大等を受け、昭和46年から、米の生産調整を本格開始。
- 平成30年に生産数量目標の配分を廃止し、自らの経営判断による「需要に応じた生産・販売」を推進。



類似用語の関係整理

生産額・所得

目的

国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額を知りたいとき

用語

農業総産出額

統計値＜出典＞

9.0兆円(令和4年)
＜生産農業所得統計＞

国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額から物的経費を引いた付加価値額を知りたいとき

生産農業所得

3.1兆円(令和4年)
＜生産農業所得統計＞

GDP(国内総生産)のうち、農業が生み出した付加価値額を、他産業や外国と比較するとき

農業総生産

4.8兆円(令和4年)
＜国民経済計算＞

・農業総産出額 9.0兆円

・生産農業所得 3.1兆円

・農業総生産 4.8兆円

最終生産物の生産量×価格

経常補助金

間接税

減価却費

資材費等
(肥料、農薬、光熱費等)

物的経費

資材費等
(肥料、農薬、光熱費等)

農業総産出額＋中間生産物(種子、飼料作物等)＋農業サービス(選果場等)

農業経営体

目的

農業生産や農作業受託の事業を営む者の数を知りたいとき

農業生産や農作業受託の事業を行う個人(世帯)の数を知りたいとき

農業による所得が主で65歳未満の世帯員がいる経営体を知りたいとき

法人や集落営農など、団体に農業を営む経営体の数を知りたいとき

用語

農業経営体

個人経営体

主業経営体

団体経営体

統計値＜出典＞

88万経営体(令和6年)
＜農業構造動態調査＞

84万経営体(令和6年)
＜農業構造動態調査＞

18万経営体(令和6年)
＜農業構造動態調査＞

4万経営体(令和6年)
＜農業構造動態調査＞

個人経営体の世帯員

目的

年間1日以上自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき

ふだん仕事として、主に自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない)

用語

農業従事者

基幹的農業従事者

統計値＜出典＞

203万人(令和5年)
＜農業構造動態調査＞

111万人(令和6年)
＜農業構造動態調査＞

農業における被雇用者

目的

長期(年間7か月以上)の契約で雇った人数を知りたいとき

短期(臨時)で雇った人数(常雇いに該当しない人数)を知りたいとき

用語

常雇い

臨時雇い

統計値＜出典＞

16万人(令和6年)
＜農業構造動態調査＞

139万人(令和6年)
＜農業構造動態調査＞